

日本經濟政策学会編

転型期の経済政策

—日本經濟政策学会年報 XV—

1967



勁草書房

日本経済政策学会編

転型期の経済政策

—日本経済政策学会年報 XV—

1967



勁草書房

目 次

論 説

- 転型期の経済政策—現下の不況と経済政策との関連において— 伊東光晴 1
転型期の財政政策 藤田晴 16
転型期の産業政策 中村秀一郎 30

報 告

- 経済計画編成における「段階機構」
—「Selectionモデル」と「Implementationモデル」— 妙見孟 31
イタリアにおける経済計画論争 尾上久雄 40
転換期の港湾政策 北見俊郎 46
転換期の消費財工業政策の特性—織維・食品工業を中心として— 石井金之助 52
地域的不均等発展と賃金構造 水野朝夫 56
転換期に立つソ連の経済政策 氷賀健三 60

マルサスにおける政策思想

—『人口原理』と『経済学原理』との関連、ならびにその政策的implicationsについて— 南亮三郎・佐藤芳雄・(01)

中小企業「近代化」政策の問題点 佐藤芳雄 101
中小企業問題における国際比較上の視角 加藤誠一 110

学会展望

日本における経済政策論の動向—最近の著書をめぐって— 加藤寛 126

書評

- スウェーデン労働組合総同盟『経済発展と構造変化—労働組合宣言—』 丸尾直美 126
A・マルシャル『統合ヨーロッパ』、J・F・バッソン『産業グループとヨーロッパ』 島田悦子 126
E・S・ウエルプス『経済成長に対する財政的中立性—課税原理の分析—』 高川清明 126
R・J・マスカット『タイの開発戦略—経済成長の一研究—』 松永嘉夫 126
R・エバンス・ジニア『労働者に対する公共政策』 望月清人 126
学会記事 126

学会記事

説 論 転 型 期 の 経 済 政 策

伊東光晴

(東京外語大)

—現下の不況と経済政策との関連において—

はじめに

転型期をいかにとらえるかによって、転型期における経済政策の内容も当然異ってきます。この場合ある人は転型期を従来の労働過剰経済から人手不足——とくに若年労働者不足の経済への転換ととらえるであります。またある人は、資本自由化を迎えての新しい事態をそれと考えるかも知れません。さらにまた別の人は従来の民間設備投資中心の経済成長の型が次第にウエイトを政府投資に移していくことのなかに求めるかもしれません。しかし、私が今ここで報告します内容はより時論的な問題であり、具体的には四〇年以降の不況にさいして新しく登場した国債発行にもとづく景気対策の有効な政策を考えようとするものにすぎません。

衆知のようす、今日の不況に対し二つないし三つの見解が対立し合っています。第一は不況にさいし有効需要拡大政策をとるのはケインズ理論登場以後の常識であるとし、デフレギヤップを大幅なものと推計し、一兆一千億円程度の公債発行を主張する高度成長派

の立場であり、第二は、現在政府の政策となっている安定成長派の主張で、公債発行七千三百億円を主軸とする不況対策があります。これに対して革新の側の中心的な主張は、公債発行そくインフレ要因の激化と考え、公債発行の否定なし大幅な削減を主張する立場であります。たとえば大内兵衛氏はつぎのような発言をされています。『不況対策として現在とられている公債発行はインフレへの道であり、インフレは国民を経済的に収奪する。資本主義のために、現在不況対策は行わず、恐慌に落し入れた方が良い』(『世界』四〇年十二月号)。

のちにのべますように、私は文字どおりの公債発行には反対です。ケインズ理論をいかに具体化するかという立場にたっても、たんなる公債発行の主張で終っているにくみしません。また公債を発行しても物価は上らないというような説弁には同調しません。大内氏の危惧するように、現在の日本経済の動きのなかには国債累積の危険があります。だが同時に革新のなかの考え方が不況を放置した方が良いのだという資本主義の無政府制の是認——行動法則の欠如であったとしたならばこれにも賛成できません。むしろ不況に際して景

氣対策をいかに行うかを革新の側がもっと重視しなければならないと考えるのです。以下この保守革新の経済政策の主流的な考え方への私の疑問と日本の土壤でのるべき政策について述べることにします。

一 いわゆる革新の経済政策への疑問

西欧社会主義政党の経験は

継承されているか――

資本主義にとって不況は人間における心臓の動きの如きものであり、それによって資本主義は整理すべきものを整理し再び上昇を開始するのであり、こうした姿こそ資本主義の健全な姿なのである。「資本主義のために、現在不況対策を行はず、恐慌に落し入れた方が良い」こうした考に対する方針が、当然おこる疑問は、恐慌になつたとき、それが一番苦しむのかという問題である。大内氏は、辛抱できないのは資本家であつて、われわれは喜んで辛抱すると答えていた。

もちろんここで、私は大内氏が不況で苦しむ労働者の視点を忘れているというような批判をおこなおうというのではない。大内氏がそうしたことを見ているはずがないと考へるからである。とすればそうちことを忘れてはならないのだと考へられているのだと思われる。況対策はとつてはならないのだと考へられているのだと解釈する。健全財政至上主義——インフレ防止のために不況・失業をも辞せずという価値判断——これが第一の立場である。そしてこれを生みだされたのが、このための支出が不況とともに増大し、それが国家財政の危機となつた。

イギリス労働党政はG·D·H·コールがいったように、不況の深化に對処して失業者に職を与える何らの手段も講じなかつた。そしてやろうとしたことはただ均衡予算をつらぬくために支出の削減をはかることであった。まず失業手当の大額な削減が提案された。一九三一年七月である。ついでマイ委員会はこのほかに教員と官吏の給与を切下げ、公共交通費をけずり、社会保障費を大幅に圧縮することによって、財政の均衡をはかる案を提出した。支出削減九六〇〇万ポンド、内閣をつくり、労働党の左派は閣外に去つて一〇月の総選挙をむかえるのである。マクドナルドはこれを受け入れた。そこで労働党は分裂し、七名をえた労働党が今回はマクドナルド派が一三名、野党的反マクドナルド派は五二名、そして保守党は四七一名の当選者を出し、保守党の大勝に帰するのである。

革新派惨敗の原因は何か。その大きな原因是、不況に対処できず、これを深化させ、国民の信頼を失つた結果である。

不況対策はかえって将来のより大きな不況を生むにすぎないという第二の考へが横たわっているにちがいない。以上の二つの見方のほかに、公債の発行にもとづく不換紙幣の増加は、物価を上昇させるという貨幣・物価觀と、やむをえず公債を発行するのならば最少限にとどめべきで、その増發を防ぐために市中消化をはかるべしといふ考へを加えてもよいであろう。このように見てくると、大内さんの考へは、現在革新の政治を動かしている主流的な考へにほとんど一致しているといってよいのである。

はたしてそれで良いのであるか、私はこのような考へに接するところ、結論はさておき、どうしても一九二九年の世界恐慌とそれに続く不況にさいしてヨーロッパの革新政党がいかなる道を歩んだかを思ひださずにはいられないのである。

一九二八年五月の総選挙で、ドイツの社会民主党は、一五三人が当選し第一党を保持した。第二党の國家人民党は、七三名であり、首相は、今までの中央党のウイルヘルム・マルクスから社会民主党のミュラーに移つた。そして連立内閣とはいえ、蔵相、内相、労働相の三つの地位を社会民主党がしめ、大蔵大臣には、当時ドイツのマルクス経済学の第一人者であった『金融資本論』の著者ヒルファーディングが就任したのである。——イギリスではどうであったか。一九二九年五月の選挙で労働党は第一党に躍進し、マクドナルドを首相とする第二次労働党内閣が組織された。つまり、イギリスでもドイツでも、世界大恐慌の前夜に、一応の革新政党が連立内閣とい

ドイツにおいても事態はほとんど同じであった。一九二七年につけられた失業保険制度——労資がそれぞれ賃金の三パーセントずつを拠金して基金をつくるというもの——は一〇〇万人程度の失業者に対処するものとしてつくれていたといわれる。ところが、現実の失業者は二九年の冬、すでに二〇〇万人をこえてしまつたのである。かくて、失業保険の基金は底をつき、国家財政への補助を深めた。藏相ヒルファーディングはこのために生ずる財政負担を削減するため、労資ともに三パーセントから三・五パーセントに拠金を引上げることを提案した。予算の均衡を保持するためである。

ヒルファーディングはこののち資本家の攻撃目標となつて閣外に去るが、いぜんとして社会民主党の最高の経済理論家として、また首相であり党主であるミュラーの経済上の相談役としてその政策を推動かしていた。だがそのための指導理念は、何よりも予算の均衡を保持することであった。その結果、不況が深化してゆくにつれて、一方で増税、他方で財政支出の削減——こうした道を歩まねばならなかつたのである。具体的にいえば、三〇年に入つて、失業が三〇〇万人をこすと、失業保険制度をまもるために、労資の拠金をさらに引上げようとし、このために社会民主党内閣はつぶれ、ついで中央党のブリューニング内閣が成立し、これが全面的な増税『国家救済税』と名づけられた官吏給与への二・五パーセントの課税、つまり実質的な給与引下げ、失業保険拠金の四・五パーセントへの引上げが行われる。このときも、ヒルファーディングはブリューニングの賃金切下げには反対したにもかかわらず、かれのデフレ政策にかかる代案を何ひとつ提示することはできず、結果において、社会民

主党はブリューニングのデフレ政策に従つて、いたにすぎなかつた。

ヒルファーディングは公共投資の増加による不況緩和策に対しても

反対した。「不況は資本主義制度の無政府性から起つたものである。不況はいずれ終息するかそれとも資本主義制度の崩壊に導くべきものである。この不況を公共事業によって緩和しようと考へておるならば、それはマルクス主義者ではない」。これがヒルファーディングの答えであつた。

『ドイツ労働運動の悲劇』を書いたショタルムタールはヒルファーディングについてつぎのように書いている。「社会主義の大学教授や小グループの労組指導者が、恐慌克服のための新方式を公然と叫ぶに至つてすら、依然として社会主義指導者は動かなかつたのであつた。新しい諸政策が何らかの価値を持つかもしれないなどとは考えることもできないので……恐慌に『その自然のコースを歩ませ』ながら、伝統的な自由放任の線を追いつづけた。かれ（ヒルファーディング）は雇用労働者がその資金を防衛することを援助し、また失業者が財政逼迫によつて設定された限界内で相当の扶助を獲得することを援助しようと努力したが、しかしきれは、危機 자체を攻撃するための一般的な政策を立てようとはしなかつたのであると」。

かくて不況は深化した。失業者は街にあふれ、当然のことながら労働者は左傾した。たしかに共産党への支持は不況の深化によつて増大した。しかし、そのおかげで忘れられてならないのは、その数倍の速度でナチスへの支持が集まつていつたことである。一九三〇年九月にはスウェーデンは、失業をおさえ、不況を克服しえたのである。

もちろんこの間物価は上つた。それは緊急戦闘策として需要をつくり出すのであるから当然であった。一九三二年から三六年にかけて卸売物価は約二〇パーセント、生活費は二二パーセントから三一パーセント上昇したといふ。だが物価は上昇したとはいふ、その原因をなした国家財政の赤字は、それによつて労働者住宅をはじめ労働者への福祉の増大のためにつかわれた。それは失業の減少とともに、よし物価は上つたといふ、国民の経済的厚生をまし、労働党政権への支持は増加したのである。

国家財政は公債の累積によつて危機にひんしたか？ 反対である。八年にはスウェーデンは、失業をおさえ、不況を克服しえたのである。八年にはスウェーデンは、失業をおさえ、不況を克服しえたのである。もちろんこの間物価は上つた。それは緊急戦闘策として需要をつくり出すのであるから当然であった。一九三二年から三六年にかけて卸売物価は約二〇パーセント、生活費は二二パーセントから三一パーセント上昇したといふ。だが物価は上昇したとはいふ、その原因をなした国家財政の赤字は、それによつて労働者住宅をはじめ労働者への福祉の増大のためにつかわれた。それは失業の減少とともに、よし物価は上つたといふ、国民の経済的厚生をまし、労働党政権への支持は増加したのである。

三年と三四年の赤字財政による景気戦闘の成功はやがて景気を上昇させ、三六年以後の租税収入の増加によつてこれを完全に償還できたのである。言葉をかえていえばスウェーデン労働党は、賢明な意味での長期均衡財政主義者であった。かれらは、毎年毎年がつねに財政は收支均衡である必要はない、景気循環の一周期を通じて均衡していればよいと考えたのである。伝統的な一年ごとの均衡予算は、不況期には支出を削減して、購買力を減少させて不況を深化し、好況期には逆に景気を過熱させるのに反して、新しい考え方——好況期の財政の黒字を使わずに不況期の赤字を償却するという考えは、不況期には景気を刺戟し、好況期には過熱をふせぐという意味を持っていてるのである。不況期の赤字を好況期の黒字でおきなつたのちに残つたものは労働者のための住宅であり、社会保障であり、

月の選挙で、共産党が五四名から七七名へと増加し、中道派が減少した時、ナチスが一〇名から一〇七名へと大きく躍進して第二党になつたのはそのあらわれである。

だがブリューニングは從来のデフレ政策をかえなかつた。そして「社会民主党はブリューニングの経済政策を推すヒルファーディングの後について行くだけであり」、三一年には、労働者の半数に近い六〇〇万人を失業させ、つぎの選挙でナチスは二三〇名をこえて第一党になり（共産党八九、社会民主党一三三名）、ドイツをファシズムに手渡す経済的基礎をつくつたのである。

ところが、こうしたイギリス、ドイツの革新政党と正反対の道を歩んだ國がある。それはスウェーデンの労働党であった。

一九三二年、不況が深化していたとき、政権の座についたスウェーデン労働党は「節約と支出の削減」という從来まで右派政権がとつてきただ政策を一八〇度転換した。デフレーションを受け入れながら、資金と失業手当だけにはデフレの風が当らないようにしてしまうヨーロッパの他の革新政党とは別の道を歩んだのである。

大規模な公共投資——とくに労働者のための住宅投資が行われた。社会保障のための支出を行つた。しかもこれらは、増税でまかなわれたものではない。もしも増税によってまかなわれたものであつたらば、それは不況に対する「購買力を創造するのではなく、主として購買力の配置転換にすぎないからである」と考へた。予算の赤字でこうした公共投資その他の試みがなされた。景気は政権をえてからの二年間の大規模な財政支出によつて上昇に転じ、一九三

福音國家への基礎づけであった。そして、こうした政策を基礎づけたのが社会主義者であり、経済学者であったミルダールであった。

一九三〇年代の不況に対処した西欧の革新政党の歩みの中から我々は何を学ぶか。一九六〇年代はすくなくとも一九三〇年代ではない。日本の政治的事件は西欧のそれではない。当時の西欧の革新政党は連立内閣の下にあつた。したがつて、それは社会主義への転化ではなく、資本主義の下での政策選択の闘いであった。現在の日本の革新政党は野党であり、しかも政権の座から遠い。こうした違い、スウェーデン労働党の歴史が、不況に際して労働者住宅の完備をはじめ、社会保障を充実することができる、さらにはいえば好況期であつたならば、労働者住宅の大量建設は景気を過熱させるため、不可能であるが、不況期ならば景気対策上から政策選択上の闘いとしてそれができること、社会保障を充実させるためには「不況期こそ好機」であるという新しい思想を生みだしたことは注目しなければならない。と同時に、ドイツでの教訓は、恐慌、不況から革命へといふ従来マルクス主義の下で考へられていた道が、ファシズムへの道をも用意しているということでもあつた。もちろん、スウェーデン労働党の歩んだ道がすべて良かつたというのではない。にもかかわらず三〇年代を経過し、第二次大戦を終つた今、マルクス主義者も西欧社会主義政党から——それがスウェーデンのように本来の社会主義からかなり遠いところにあるものからも——学ぶべき多くのも

のを持つてゐるといいたいのである。

ところで、ヒルファーディングはなにゆえ不況に無策であったのであるうか。ヒルファーディングを支えた理論は何であったのか。それは、かれが「頑固さをもって通貨を保護」しようとしたことでもわかるように、インフレ予防であった。かれは公共投資であれ、何であれ、不況対策のための財政の赤字がインフレをもたらすと考え、インフレは大衆への収奪であると考えたのである。そしてそうした考えを生みだしたものは一九二三年のドゥイツ・インフレーションの経験、そしてその終焉への成功にはからなかった。

一九二三年、ドイツで天文学的なまでに物価が上ったあのインフレ——物価は戦前の一兆数千倍、通貨量は八〇億倍、二三年の十一月の物価は十月の一〇〇倍というあのインフレを抑えたものは何か。それは財政の赤字をとめ、不換紙幣を整理し、価値あるものに紙幣を直結させた政治力であった。レンテンマルクの奇蹟——後世その功績はシャハトに奪われたとはい、そのとき大蔵大臣としてヒルファーディングは、レンテンマルクを金と結びつけるなど、かれなりの努力を重ねたのである。そして、この一九二三年のインフレ終焉の成功をもたらした貨幣觀が、逆に一九二九年の不況にさいしてはかたくなまでに景気対策をりぞかせ、不況を深化させ、ナチへの道を用意したのである。

ひるがえって、わが国の革新的な經濟理論の流れをみてみよう。戦前のインフレーション研究家の一人、猪俣津南雄氏についていえばそれは明らかに一九二三年の経験の上に立つマルクス経済学の繼

それでは、現在の日本の不況にさいして、公債を発行し景気対策をおこなうべきなのか、あるいは、日本の政治的事件はこうした政策を必ずしもジャスティファイするものではないのか。こうした問題を考えるために、視点を移して、保守の側の經濟政策と經濟理論とを問題にしていこう。

一 日本資本主義の体質とその土壤

——保守の側の經濟政策と理論——

周知のように、日本の保守の側の經濟政策は大きく二つにわかれている。所得倍増下に明確になった高度成長派と安定成長派である。

そして、現実の政治は池田から佐藤への政権の移行に象徴されるよう、高度成長派から安定成長派に移った。これとともに政策論争も攻守ところをかえた。

かつて池田時代、安定成長派は高度成長が必要の過多のために物価を上昇させる危険を警告した。攻守ところをかえた安定派は、三九年秋以来の不況を契機に経済成長率をおさえ、安定成長路線上に日本經濟を誘導しようとした。だが、三九年秋以来の不況は四〇年に入つてさらに進行し、戦後もつとも深刻な状態に突入してしまったのである。安定成長派はこの不況の原因を過去の高度成長に求めようとした。あまりにも高度成長をとり、供給能力が過大になってしまったためである。

だが高度成長派は、このような考えはとらなかつた。不況の原因は誤った安定成長派の經濟政策にある。それは、三九年に金融引締めを過度に続け、また財政支出の増加率を低め成長を抑えたためで

承であった。また東京大学で經濟学を講じたレー代ーの影響は、学生の多くにこの一九二三年を中心とするドイツ經濟とそのための理論とを学ばせたという。かくて、一九二三年段階におけるヒルファーディングがよってたち、しかも成功した考え方、

- (1) 金本位制度の下ではインフレはおこらない
(2) インフレはたんなる物価上昇ではなく財政赤字にもとづく不換紙幣の増発による物価騰貴である

(3) 流通必要量をこえて不換紙幣が増発されると、その増加に比例して物価が上る」という考え方、事実上、マルクスの批判した貨幣数量説であるにもかかわらず、また、それがレーデラーにせよヒルファーディングにせよウィーン・マルクス主義者であり、その經濟理論のなかにヴィーン学派的貨幣論の影響が滲透しているにもかかわらず……いやそれ以上に、一九二九年以後の不況の段階において、それがいかなる意味を持ったかが再考されることのないままに、革新の經濟政策を基礎づける主流を形成しているのである。私はこうした革新の側の理論的現状を危惧しないわけにはいかないのである。

ある。もしも、このとき成長をおさえていなかつたならば、こうした不況は生じなかつたであろう。不況の原因は需要の不足にある。したがつて、この不況をとり除くためには、何よりも國家による有効需要の増加、具体的には、公債発行による歳出の拡大をはかるべきである。これが高度成長派の主張であった。とくに高度成長派を支持する経済学者は、その計量經濟学的モデルから財政支出の増加の必要を基礎づけるとともに、こうした財政政策はケインズ理論登場以後の經濟学の常識であつて、安定成長派のような考えは時代錯誤であるとした。

ここでは、不況の原因について、安定成長派が正しいか高度成長派が正しいかはおいて問わないことにしよう。ただいえることは、不況の原因を一方が供給力の過剰に求めるといつても、それは需要にくらべての過剰なのであるから、式で示せば、

需過剰／需過剰

であつて、供給力過剰は、同時に需要不足にすぎない。同じように、高度成長派の主張する需要不足説も供給力にくらべての需要不足であり、逆の方向から見れば、供給力過剰にすぎないのである。したがつて、こうした水準での対立は、実は同じことの異なる表現にすぎず、よし対立しても水かけ論でいすれば正しからぬ結論は出ないのである（いざれが正しいかはより高度の次元からの論証が必要なのである）。あつて、このことは景気変動學説史の教えるところもある。そして現在の対立がそうした高度の水準にないことも事実である。

にもかかわらず、四〇年に入ってからの両者の対立は、高度成長派が論争の上ではかなりの程度優位となつた。というのは、安定派

の予想に反して、四〇年度、不況にもかかわらず消費者物価が七パーセント近くも高騰したからである。このことは安定派の主張が誤っていたことをうらがきするものであった。高度成長時代、安定成長派は物価上昇の原因を高度成長に求めた。そして需要ののびを抑え、経済の成長率を落すならば物価は安定する、と主張した。だが昨年以来成長率を落し、これだけの不況に日本経済をおとし入れても消費者物価は安定しなかった。このことは何よりも安定派を攻撃させる材料となつた。同時に不況の進行は実業界のなかに不況緩和策を求める声を大きくして、安定派も公債発行をふくむ景気対策をとらざるをえなくなってきた。こうして、現実の政策上でも、安定派は高度成長派の主張に近寄らざるをえなかつたのである。以上二点のため、近代経済学者のなかでは、高度成長派と安定成長派との対決はもはや勝負あつた、安定派は破れたと考へる人が多い。

安定成長派が高度成長派に歩みよつたこと、そして公債発行にふみ切つたこと——現実的にはこのことにうらづけられて、また理念的には保守をひとつにしてこれを革新と対比するという伝統的な発想方法から、革新の側では安定成長派と高度成長派をひとつにして、保守政党の政策は公債発行を軸としたインフレ政策であると批判する。だが、高度成長派のなかには、逆に、安定成長派も伝統的な革新派も、ともに成長率を落すことによって物価は安定するという誤った考え方を持っている、この点で保守党内右派と古典的マルクス経済学者との奇妙な共同戦線が成立しているという人もいる。

もちろん、古典的マルクス経済学者の立場からみると、こうし

の二大支持基盤であることからも推測できる（「日本経済の論理と行動」『世界』一九六五年五月号参照）。物価上昇は日本資本主義の体質に、また日本の政治的支持基盤に深く根をはつてゐるのである。
* こうした意味では現在の物価上昇の原因をたんに日本銀行券の増発だけに求める伝統派マルクス主義の考え——前期のビルファーディング的な考えに立つもの——はそれだけでは充分ではない。むしろこうした考えは、もし日本銀行さえ適正に運営されるならば、物価は上昇しなかつたという考えを生み、現代の物価問題を、日本の現代資本主義の中核から生ずる病とみず、たんに部分的銀行制度の病と見るのである。と同時に、こうした考えは一九六三年に来日したシカゴ大学のフリードマン教授——もつとも保守的な自由主義経済学者の貨幣数量説から発する考え方と同じであつて（「日本経済はインフレへの道」『経済往来』一九六三年八月）、ここでも伝統的マルクス主義者と保守派右派との奇妙な一致が見られる。ただし、同じマルクス主義経済学者でも若い研究者は「高須賀義博『近代価格論序説』岩波書店 一九六五年のよう」こうした立場はとつていいようである。

それでは、高度成長派のいうように、また安定派がかなりの程度高度成長派に近づいたように、現在、公債を発行し、有効需要造出政策をおこなうことは正しいであろうか。

たしかにケインズ理論が一九三〇年代のイギリスの不況期から生

た主張を認めることはできないだろう。物価が上昇したのは、実は不況にもかかわらず、山一証券はじめ企業倒産を防ぐ救済資金という名目で、日本銀行が紙幣をあまりにも多く供給したからである。不況はさらにいっそう深刻化するにちがいない。そして不況がより深化するならば物価は安定するかもしれない。ただこうした政策だけで物価を安定化するには現状をこえるよほどの不況におち入らせなければだめであつて、こうした不況に日本の企業も、そして、おそらくは労働者もたえられないことも事実である。

くり返すと、安定成長論者の誤りはどこにあつたか。かれらは需方の大企業分野で、カルテルが容易に形成される日本で、また他方で多数の前近代的産業經營を持つ日本で、こうした政策をとった場合、現在程度の不況では（カルテルによる生産制限その他の力によって、また前近代的經營を維持するための価格上昇圧力によつて）、こうした古典的價格安定化政策は効果を發揮しないこと、もしもその効果を期待するならば、自由主義時代の経験をはるかにしのぐ不況が必要であつて、そうしたことに日本の資本自体がたえられないことに気づかなかつたことである。この意味では、現在の物価上昇は大企業の独占的行動と前近代的經營の存在ということから生ずる当然のむきいなのである。そして、それが一朝一夕で改められないことは、大企業と農村をふくめた前近代經營こそが日本の保守政党

れ、それが学問的共有財産として先進国の財政政策のなかにとけこんでいる欧米社会を見るとき、こうしたケインズ的財政政策をとるのは一見当然のことのようにも思える。

だが、それにはなお多くの問題がある。まず第一にケインズ的財政政策を正しいとした場合、日本の高度成長派は眞の意味でのケインズ的財政政策主義者であるうか、という問題である。

ケインズ的財政政策は景気過熱期には増加し続ける余分の税収入を積立てることによつて、不況期にこれをつかい景気を回復するというものである。つまり、適正な経済成長経路をはずれて上昇しきった場合には、黒字予算をとつてこれを抑えるとともに、その黒字をもつて不況を引上げるといふものである。ところが高度成長下の日本の財政は、予定された経済成長をこえ、租税収入も予定以上にふえたとき、高度成長派の政治家は補正予算をくみ、これをそのまま使ってしまつたのである。（もしもこれを用ひないで積み立てたとしたらば、その累計は今日一兆円以上になり、公債を発行することなしに充分景気刺激政策をとりえたのである。ちなみに四一年度の公債発行額は七千三百億円である。）

つまり好況過程では、かれらはケインズ的財政主義者ではなく、事實上入って来たものはすべてつかうといふ古典的均衡財政主義者にほかならなかつたのであって、これが不況に転化すると、とたんにケインズの名において赤字財政を主張し、補足的財政政策を主張するのである。これが日本のケインズ的政策家の実態である。われわれは、このように誤ったケインズ的補足的財政政策とさきに述べたスウェーデンの労働党の場合とを比較してみなければならないの

ではないだろうか。

問題はそれだけではない。公債を発行した場合、それをとりまく政治的な与件は日本とイギリス、アメリカなどとはいぢるしく異っている。理念として景気対策を行うことを私は否定はしない。いやむしろ一九三〇年代の西欧の例からその必要性を強調したい。だがそうした理念が公債発行という形で実現されたとき、それが今後いかなる結果を生むのであらうかを考えないわけにはいかない。

卑近な例をひこう。アメリカで選挙がおこなわれるとき、候補者は、国民に減税の実現を公約する場合が多い。伝統的に議会は大統領の提出した予算教書のうちから無駄を見つけ、これを削ろう、削らうとする。他方大統領は、いかにして予算をふやすかに腐心するのが普通である。議会は予算圧縮派、政府は膨張派である。イギリスの場合も……。およそ近代社会は、議会そのものが人民への課税をいかにして少なくするかということをひとつの目的として人民がつくりだしたものである。自由放任時代、市民社会とともにそこに安価な国家を成立させたこの欧米社会は、たとえ自由主義、安価な国家から新しい時代へと進んだにしても、それはその時代の成果を含んだ上での話である。ケインズの政策もそうした土壤の上での問題である。

だが日本の政治的土壤は正に逆である。議会は保守も革新も伝統的に力点の相違はある、いかに予算を獲得するか——結果においてはいかに拡大するかである。とくに保守党の現状は、議員は利権のために、政党は圧力団体のために予算の増大をはかる力となっており、これを防ぐのは事実上大蔵省であるにすぎない。そうして大蔵省

う形をとらず、その危険性をできるかぎり回避した形で行うのはどうしたらよいかを考えるのが、眞の日本の経済学者ではないかと思うのである。この点、現在の日本の多くの近代経済学者はまさにコスモボリタンであり、日本の土壤も欧米の土壤も同一視するという意味では眞の政策論者ではないというのは過言であろうか。

さらにいえば、有効需要を大規模につくり出し、景気上昇に成功した場合、再び特定分野に後発メーカーが参入し、それが供給能力過剰をひきおこす危険性は予防できるのか。現にナイロン、テトロン、ソーランを例にとれば、戦後あれだけ利益をあげた東洋レイヨンが、三九年以来、不況の波にさらわれたのは、ナイロンにしろ、テトロンにしろ第二次後発メーカーが三九年末に、それぞれ三社と四社参入し、競争にうつてた結果である。事実こうした参入がおこなわれたときこそ競争が激化し、企業が苦境に立つことは近代寡占論が教えるところであり、しかもこうした参入は需要が大きくなり、しかも先発メーカーが不当な利潤をえているときに生ずることもまたそれが教えるところである。したがって、こうした事態は、単純に需要の再拡大をおこなうと再び生じ、大内さんが危惧されるように将来さらには大きな不況を用意するかもしれないのである。

もちろん、こうしたものの発生を事前におさえ、需要に応じて供給能力の増加を適正な合理的工場規模の拡大として誘導してゆこうというフランス、イタリー的考え方もある。だがこうした考えは（マルクス主義者では、力石定一氏、近代経済学者では渡辺経彦氏等）少数であり、安定成長派には古典的自由主義の考えが色濃く、高度成長派は（需要をつくり出す面では政府の政策を重視しても）生産

省が、政府与党の巨大な圧力に對抗する場合の唯一の防波堤が租税収入以上は出せないという均衡予算による制限なのもいつわらざる現状なのである。そこでもしもこうした制限がとりはらわれ、「公債を出すならばいくらでも予算をふくらませることができる」としたならば、好況期においても景気過熱期においても予算は膨張を続けて、ケインズ的伸縮的財政も何もなくなり、公債は累積し、日本の財政は破綻するかもしれない。

人によると大蔵省をさして古典的均衡財政論者の集りだという。だがはたしてそうであろうか。事実は、高度成長期、税収入が増加したときには、政治圧力のため税収入があるだけもぎとられ、伸縮的財政政策をとりたくてもとれず、そのため均衡財政となつたのではないだろうか。とすれば、いつたん本格的公債が発行されたとなると、国債累積の危険——そしてそのため物価上昇傾向が加速される危険も大きいのである。この意味では、日本の財政の現実を熟知している大内さんが公債発行の危険を警告されるのを、都留重人氏が昨年十二月の朝日新聞の論壇時評で「経世家の言」（警世家にあらず）と書かれたのはまさに至言である。またケインズ理論によって日本の財政を研究してきた林栄夫氏が、日本の財政の現実を知るにおよんで財政圧縮こそ必要という考えに変ったといわれるのを充分考慮しなければならないのである。

もちろん私は、こうした危険性のゆえに不況をなすがままに自然にまかせるのがいいというのではない。こうした政治的土壤が根強くあるとするならば、そうした土壤の上で景気対策を行うのにはどうしたらよいか、たとえ、それが需要造出政策の場合でも公債といふのを充分考慮しなければならないのである。

さらに市場の競争状態が不充分の時には——部分的には、現在の面の合理的計画化は否定するという点で、現実の政治を動かしていく両派とも生産面での自由を主張している。とすればたんなる需要拡大は、それだけでは時とすると、再び無政府的な後発メーカーの参入をひきおこし、不況を将来に延期するにすぎないかもしれない

のである。

さらに市場の競争状態が不充分の時には——部分的には、現在のように独占禁止法そのものが、そしてその適用が不充分で、国民にも独占取り締りの伝統が存在しない日本では、宮崎義一氏の指摘したように（朝日新聞一九六五年十二月六・七日）有効需要の増加は非能率的設備のいっそうの温存となるかもしれない。こうした供給条件の合理性にかかる問題についてはなお多くのことを考えねばならず、異論も多いところであるから、ここではこれ以上立ち入らないことにしよう。とすれば解決しなければならない問題は前にもどって、日本の土壤の下では、いかなる形で景気対策をおこなうのかという問題である。

三 いかに景気対策をおこなうか

——国民へその成果を還元するために——

まず公債発行にともなう日本の危険性を予防するために、従来まで考えられて来た歯止めを検討しよう。

第一は、公債は建設公債に限るという財政法第四条の適用である。だがこのことは、公債の累積という点だけからいっても、好況の時もまた、道路、港湾等の費用分は公債が出せるということを意味させ、この分だけ公債が発行され、予算は圧力団体の力で膨張する可

能性がましたということになる。この結果は、不況期のみならず好況期も公債発行であり、公債は累積する危険性を生む。このことは、好況期に黒字予算という伸縮的財政政策を逆転することにほかならない。

第二の通説は、公債の市中公募にするという歯止めである。もしも日本銀行引受けにしたならば、この分だけまるまる紙幣が増発され、インフレの危険が生れる。だが市中公募なら、金融機関が買うにしろ、個人が買うにしろ、それは貯蓄で買うことであり、紙幣増発にならずインフレの危険はない。と同時に公債の発行高も市中消化の限度をこえて発行できなくなり、おのずと限度を持つというものである。この点は第一の点とともに公債発行の歯止めとして、やむなく公債を発行する場合、重視すべき点として革新の側でも強調する点である。だがこの市中公募という原則も必ず問題を生みだす。というのは、日本の金融の実情では、大部分の公債はいったん金融機関に引きとられるが、それは再び日本銀行から市中銀行などが金を借りる担保につかわれ、公債は日銀へ、そして紙幣は金融機関を通じて民間へ流れ、市中公募も事実上日銀引受けと同じ役割をはたすにすぎないからである。

* このことは、今回の公債の利回り、六・七九五ペーセントと地方銀行、相互銀行、農協等の七ペーセント近い資金コストとくらべれば、いっそう明白である。これらの金融機関は、預金者から金をあずかって、利子をはらい、従業員には賃金をはらつて経営を維持するためには、少なくとも七ペーセントをこえる率まで運営しなければならないのである。それが六・七九

だが以上のことよりも、もっと重要なことは、公債発行の対価として、それだけのものが国民の福祉を増大するためにつかわれるであろうかという点である。公債発行は景気対策である以上その反面で物価上昇を加速する。としたならば、物価上昇を補つて余りあるものが国民に還元されなければ良き経済政策とはいえないのである。

もしも良き政治と結びつき、公債発行で集められた金が有効に使われるならば、たとえば親のない施設の子供たちが（三歳以上は）昼食とおやつで二十五円という現状、いかに子供が泣いても保母さんたちはその二十五円のうち五円をさしてキャラメル二粒を与えるにすぎない現状等々を聞くとき、私は政治の各分野でこうした現状が打破されるならば、不況期に、景気政策をかねて、そのための公債発行ならば喜こんで認めるのである。しかし現状はそうではない。たとえこうした福祉政策へ三〇ペーセントの金がまわっても残りの七〇ペーセントは利権に關係あるものや圧力団体にわけられ、結果においては福祉に還元されるにはほど遠い。軍事費の増加、軍人恩給の増額、公債発行によって減税といいながら、企業減税が大きく行なわれるなどその一例である。まさにそうしたことのために政治が自由に使用できるよう公債発行による予算規模の拡張があるといつてもよい。としたならば残る道はおそらくつぎのような道だけだろう。

今国民がもっととも困窮しているものは何か。そのひとつは、まぎれもなく住宅であろう、とすれば庶民のための住宅を建設するため、たとえば住宅公団債を数千億円発行すること。東京の交通難に

日銀は国債を担保に金を貸さないというならば話は別である。こうしたことは経済の常識からできない。よし形式的にこうした行政指導をしても、そのかわりに他の公社債が日銀への担保として金が貸し出されるということは常識である。とすれば市中公募という歯止めも事実上は日銀引受けであり、その相違は、はじめから日銀引受けの公債の場合は利回りが低いのに反して（五ペーセント）、市中公募の場合は市中消化ができる程度の利回りということのために、現に六・七九五ペーセントという高利の公債になり、その分だけ金融機関に利益を与え、国家への負担をそれだけますにすぎないのである。市中公募が強くいわれた真の理由はこうした資本の利害関係が背後に存在するためであり、インフレ予防というのは表面上の理由にすぎない。にもかかわらず革新の側の人たちまでが、やむをえず公債を発行するならば市中公募というのはどうしたことだろうか。

日銀は国債を担保に金を貸さないというならば話は別である。こうしたことは経済の常識からできない。よし形式的にこうした行政指導をしても、そのかわりに他の公社債が日銀への担保として金が貸し出されるということは常識である。とすれば市中公募という歯止めも事実上は日銀引受けであり、その相違は、はじめから日銀引受けの公債の場合は利回りが低いのに反して（五ペーセント）、市中公募の場合は市中消化ができる程度の利回りということのために、現に六・七九五ペーセントという高利の公債になり、その分だけ金融機関に利益を与え、国家への負担をそれだけますにすぎないのである。市中公募が強くいわれた真の理由はこうした資本の利害関係が背後に存在するためであり、インフレ予防というのは表面上の理由にすぎない。にもかかわらず革新の側の人たちまでが、やむをえず公債を発行するならば市中公募というのはどうしたことだろうか。

対処するため、帝都高速度交通営団等の地下鉄債を発行すること等々、用途の明確な政府保証債を発行することである。

いま住宅についていえば、むこう五年間の不足住宅は建設省の予想で七六〇万戸であるといわれている。そしてこれをつくるために一五兆円の金がいる。よしそのうち五五ペーセントを民間にまかせて（この比率は過去の民間資金による住宅の比率）公的資金による住宅のため約七兆円の資金がいるのであり、これは過去五年間の五倍強の支出を必要とする。今回の予算では建設省は公的資金による住宅建設が、はじめて三〇万戸の大台にのったと喜こんでいる。だがこの程度では現在の住宅不足からは解決にほど遠い。国の予算では三〇万戸でも、それが実現するためには、都営住宅のよう国庫の資金と都の資金との合計でつくるものもあるのであるから、都道府県の予算が同時にふえなければならない。こうしたことは今の地方政府の下では非常にむづかしい。結果においては地方財政の圧迫である。予算による中途半ばな住宅建設はこうした弱い所へのしづ寄せにもなる。だが住宅公団債の発行であったならばこうしたことではない。そして現実は住宅難の解決のためにいくらくでも資金を必要としている。

と同時に、こうした政府保証債の場合は、国債とちがって明確な償還計画がつき、それが浪費されることも、既存の公債の利子支払のために公債を発行するということもない。有効需要造出効果としても充分な意味を持っている。

もちろん私は、今のような公団建設がいいと思っていない。公団建設にまつわる種々の問題もある。だが、庶民にとっては、よし

物価が年に六パーセントから七パーセント上っても——もちろんこれはできるかぎり抑えねばならないが——3DKなり4DKなりの公団住宅に現在の程度の家賃を入れるならば、経済的厚生をますではないだろうか。また、帝都高速度交通営団債が発行され、交通難が緩和されるならば実質的生活は向上するのではないだろうか。

私は企業家に向っては次のように書いたい。都市の中産階級の家庭はある程度の耐久消費財を購入し最後の耐久消費財——つまり住宅のための貯蓄をしたといわれる。そこでこのための貯蓄は長期になり、短期的には、有効需要の増加となつて現れない。もしも公団住宅に容易に入居できるならばこうした貯金は有効需要の増加となるだろう。

私は企業家にも耳を傾けてほしいと思う。今庶民の求めているのが住宅であるとすればそれを実現させるのが政治家の責任であると。

最後に一般的にいおう。不況対策をおこなうならば同時に国民の福祉増大に直結させること——このことこそ現在求められなければならない経済政策である。それは過去にわざながらスウェーデンの例があった。われわれはこうした問題を日本の土壤の上で追求しがいに刃物であることを我々は銘記したいと考えている。

附 記

四十一年春に報告して以後の日本経済の景気動向は、新らたに次のような問題を提起している。それは四十一年夏から秋にかけて景気が急速に立ちなおり、上昇局面に入りだしたことである。このことは一見、七、三〇〇億円の国債発行による安定成長派の景気政策が正しかったことを示しており、同時に高度成長派のデフレ・ギャップ推計が誤っていたことを意味するかのようである。高度成長派の人たちのなかには、過去のデフレ・ギャップ推計を正当と考へるために、景気の急速な回復を否定する人もいる。だが正確にはそのいずれも正しくない。問題はこの間国際経済の動きがわが国の輸出を予想以上に増加させ、そのことが有効需要造出効果となつて、事実上、一兆円以上の国債発行による景気政策に代位したのである。ちなみにベトナム戦争をめぐる直接・間接特需は約十一億ドル、四〇〇〇億円といわれている。第二に、私の報告に対する質問として、武田隆夫氏は一九二九年恐慌にさいして社会民主党が景気振興策をとれなかったのは、国際収支の赤字に關係があるのでないかとただされた。この点については、報告の補足述べた点ではあるが、イギリスにおいて、シティーが均衡財政を強く主張したのはこのためであり、ドイツにおいてもこうしたことが制約条件になつていたのは——ヒルファーディングに意識されてはいなくとも事実である。そこで、もしも均衡財政至上主義をする新しい財政々策の立場に立つとするならば、そのことは同時にそれを可能にする國

なければならない。わが国では欧米諸国よりも物価はより急速に上がるだろう。だからより多くの福祉を国民に還元するようなものでなければならぬ。わが国では予算の浪費の危険性がある。だからこそ、使用目的を明確に指定できるものが良く、償還計画が明確なものが良いのである。そしてこうした条件を満すものは不充分ながら政府保証債のなかにある。

このように書くと、人によつては政府保証債も実質上公債と同じではないかといわれよう。たしかに国の借金か、公団の借金かのちがいだけで、同じである。だからこそ有効需要造出の景気対策といふ点では同じである。だが、国民への福祉という点では現在の政治の下ではより害が少ない。場合によつてはよりよい効果も生れる。そして実業家中にも——例えば三井銀行頭取の佐藤喜一郎さんのように公債発行は危険だ、公債ならその危険はないと考える人が多いのであって(『エコノミスト』一九六五年十一月九日)、現在の政治の下でも政策実現の可能性がある。

私は以上の提案のなかに不充分なことがあることをよく知っている。とくに物価上昇とともに底辺部分の経済的困窮である。そしてそれは政府保証債では手のうちようがない。どうしても予算の再分配を行わねばならない。こうした点に努力するのはもちろん大切である。そうした上で、景気対策と何を組み合わせか、現在の政治的条件の下での限られた最善の政策は何か、こうした問題を考えるのが現在必要だと考えるのである。ともあれ、良き政治さえあるならば不況は国民の福祉を増加しうる好機たりうること、逆にケインズ的知性による経済への介入はそれを動かす政治力いかんでは氣ち

際収支改善策を好況期にとっておかなければならないわけである。

第三に、予定討論者御園生等氏から、私の主張は修正主義にすぎないのではないかという質問がなされたが、その通りであつて、それは資本主義を止揚するものではもちろんない。ただ、よし社会主義を意図する立場の人でも、資本主義内において解決すべきものを解決していくことが社会主義の生みの悩みと建設を苦勞少なきものにすること——そこに今後考えられねばならない修正と革命の関係が横わっていることはたしかである。最後にわが国における北欧研究の数少ない一人である丸尾氏から貴重な意見を得たことを附言して感謝の言葉にかえさせていただく。

転型期の財政政策

藤田 晴

(大阪大学)

わが国財政の運営にあたって長らく堅持されてきた国债不発行主義は、一九六五年度にいたって、深刻な不況の圧力のためついに放棄されねばならなかつた。日本の財政政策が重大な転換期にさしかかっていることは、もはや何人も否定できない事実である。今後の財政運用の基本方針は、これまでの財政金融政策によってもたらされた種々の弊害を反省するとともに、最近における日本経済の構造的変化を十分考慮に入れて決定されねばならぬ。このような観点に立って、これから財政政策の基本的課題は何かという問題を論じてみようというのが、この報告のテーマである。

本稿では紙面の制約上くわしく論じることができなかつた問題も少なくない。この報告の内容に関連を持つつぎの拙稿を参考照して頂けると幸甚である。

『財政政策の理論』勧業書房、一九六六年

『財政運用と景気の動向』金融ジャーナル、七巻四号、一九六六年五月

『新国民所得統計からみた日本財政の動向』アナリスト、一九六六年四月

『国债発行と財政金融』京銀調査月報、一四二号、一九六六年五月

『新国民所得統計からみた日本財政の動向』アナリスト、一九六七年七月、一九六六年八月

一 今後の財政政策の基本方針を決定する諸要因

まず最初に、今後における日本の財政政策の基本方針を考える場合に、とくに重視すべきであると思われる問題点を列挙しておこう。

(1) 民間投資の中長期的動向 最近における民間投資意欲の異常な冷却は、過剰生産能力の圧力によるところが大きい。今後における民間設備投資の中長期的動向が、一部の人々が主張しているほど悲観的なものだとは思わない。しかし他方において、昭和三六年度までの数年間に経験したような空前の民間設備投資ブームが、近い将来に再現する可能性は小さいと予想すべきであろう。なぜならば、

重要産業における技術水準が先進工業国のトップ・レベルに到達あるいは接近した現在では、主として外国技術の導入という形で、大規模な技術革新投資が多く主要産業でいつせいに行なわれるという経験は、ふたたび繰返されそうにはない。さらに、貿易自由化にそなえた企業設備近代化競争も、もはやピークを過ぎたと判断されるからである。これまでの民間設備投資リード型の高圧経済の基調のもとでは、いわゆる緊縮均衡予算政策が、総需要と総供給との中

期的なバランスを達成するのに役立ってきた。しかし、同じことが今後の日本経済についてもいえるかどうかは疑問であろう。

(2) 労働需給の変化 高度成長政策のきわめて重要なメリットのひとつは、潜在的過剰人口問題を予想外の短期間にほぼ解決したことである。いまや労働力不足型の経済へ転換しようとしている今日の日本経済においては、これまでのよう、経済成長をあらゆる他の目標に優先させる政策態度をとり続ける必要はない。今後の財政政策では、公共部門への資源の適正配分、経済安定および分配の平等化という諸点を、いっそう重視すべきであろう。

(3) ソシアル・アンバランスの問題 高度成長下の財政金融政策は、一方においては、社会的共通資本と民間資本とのアンバランスを激化させ、他方においては、公共サービスの水準と民間消費水準とのアンバランスをいちじるしく拡大させた。これらのアンバランスを是正する必要は、最近では政策当局者もしばしば強調している。それでもかかわらず、事態は大して改善されていない。この問題の解決は、昭和四〇年代における財政政策の緊急課題とみなすべきである。この点からみて、いわゆるチープ・ガバメント・ポリシーを固執し続けることは大いに問題であろう。

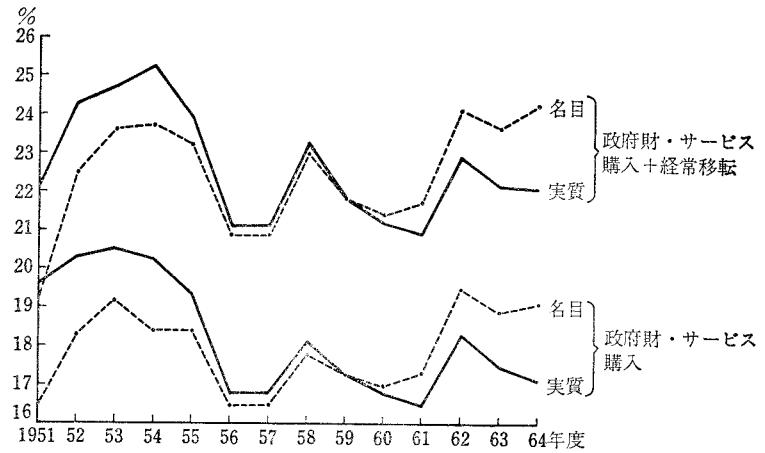
(4) 財政の景気調節機能の重視 財政政策は、景気調節のための手段としてきわめて重要であるが、二つの大きな弱点を持つている。第一は、不況あるいは景気後退を阻止することが問題である場合に、その効果の強さと確実性とが疑わしく、しばしば長いタイム・ラグを伴なうという点である。第二は、国際資本収支に対する影響のため、金利政策は重大な制約を受けることがあると

二 資源分配と財政政策

2-1-a 財政規模

まず、GNPと比較した政府支出の相対的規模が、これまでどのようすに推移してきたかという点を検討しよう。第1図の上の方に示

第1図 政府支出のG N Pに対する比率、1951-64年度



第1表 政府支出、民間支出およびG N Pの年平均増加率(%)、1955-64年度

項 目	1955-59 平 均		1960-64 平 均		1955-64 平 均	
	名目	実質	名目	実質	名目	実質
(1) 政 府 消 費	7.2	2.7	16.6	7.1	11.9	4.9
(2) 政 府 固 定 投 資	12.9	10.6	20.8	14.9	16.9	12.7
(3) 政府の財・サービス購入	10.1	6.3	18.4	10.9	14.3	8.6
(4) 経 常 移 転 支 出	8.0	7.3	19.2	13.5	13.6	10.4
(5) 総 政 府 支 出 (3)+(4)	9.6	6.4	18.6	11.4	14.1	8.9
(6) 民 間 消 費	8.5	7.7	14.5	9.0	11.5	8.4
(7) 民 間 固 定 投 資	20.0	18.1	20.1	16.8	20.1	17.5
(8) G N P	11.4	9.4	16.2	11.2	13.8	10.3

資料出所：第1図と同じ。

注：① 実質表示の増加率は1960年価格による。

② 平均値はいずれも各年度の対前年増加率の算術平均。

経済の資源のうち、政府によって利用されあるいは再分配された部分の割合を表わす指標としてであろう。この点からいえば、われわれは実質表示の比率の方をいっそう重視しなければならない。

つぎに、総政府支出とその主要構成要素の昭和三〇年代における平均増加率を、G N P および民間支出のそれらと比較してみよう。

第1表に示されているように、昭和三〇年代全体をつうじての名目政府支出の増加率は、財・サービス購入、経常移転支出、両者の合計のいずれをとっても、約一四%であって、名目G N P の増加率とほぼ等しい。しかし実質表示のデータをみると、政府の財・サービス購入の平均増加率は八・六%であって、実質G N P の平均増加率一〇・三%よりかなり低い。総政府支出の増加率をとっても、実質G N P の成長率とのギャップはそれほど変わらない。経常移転支出の増加率は実質G N P のそれに匹敵するが、総政府支出のうちでは財・サービス購入のウエイトが圧倒的に大きいためである。

政府の財・サービス購入額は、公企業による在庫投資を別とすれば、政府消費（財・サービスの経常購入）と政府固定投資とにわかれる。昭和三〇年代をつうじての傾向を見ると、政府固定投資の増加率は政府消費のそれよりもはるかに大きかった。これは、この時期の財政政策が経済成長の促進に最大の重点をおいてきたという事実の反映である。そのため、実質G N P に対する実質政府固定投資の比率をとつてみると、一九五五七五年度平均では六・七%であったものが、一九六二七六年度平均では九・八%まで高まっている。同じふたつの期間について、実質政府消費—G N P 比率を比較すると、一〇・四%から七・八%に低下している。

つぎに政府支出と民間支出の増加率を比較してみると、消費支出に関しては、両者は名目表示ではほぼ同一であるが、実質表示では政府消費の増加率は約五%にすぎず、民間消費のそれを三%以上下回っている。固定投資に関しても、政府部門の支出の増加率は非常に高かったにもかかわらず、民間部門のそれよりはかなり劣っている。

されている二つのカーブは、新国民所得統計による総政府支出（財・サービス購入額と経常移転支出額との和）をG N P で割った比率の動きを示す。

点線の方は当期価格表示のデータから得られる名目表示の比率であり、実線の方は一九六〇年価格による実質表示のそれである。これらの比率はいずれも循環的変動を伴なう傾向があるが、ここでは昭和三〇年代をつうじての動向に注目することにしよう。すると、名目総政府支出比率はあきらかに上昇的なトレンドを示しているが、実質総政府支出比率は趨勢的にはほぼ不变であったことがわかる。

後者の昭和三〇年代における平均値は二二%であって、昭和二〇年代の最後の四年間のそれより約二%低い。

政府の財・サービス購入のG N Pに対する比率は、短期的にみても長期的にみても、総政府支出比率とほぼ平行的に動いている。したがって、この政府購入比率に関しても、名目表示のそれを見出さなければならない。その最大の理由は、政府消費に関するデーターが、国民総支出の他の主要構成部分に関するそれより、はるかに高い上昇率を示してきたことにある。政府消費の大半は人件費であることを想起すれば、この事実はおどろくにならない。さて、政府支出のG N Pに対する比率がしばしば問題にされるのは、国民

る。両者の差は、名目表示では約3%であり、実質表示では5%に近い。

以上において問題にしてきたのは、昭和三〇年代全体をつうじての動向であった。三〇年代を前半と後半とに二分してみると、総政府支出の成長率は、名目表示においてはもちろん、実質表示においても、後半の方がはるかに高い。総政府支出の各構成部分についても、まつたく同じことがいえる。実質表示のデータについてみると、前半においては、総政府支出あるいは政府の財・サービス購入の増加率は、GNPの成長率より約3%低い。後半においては、両者はほぼ同一である。しかし、政府の消費および固定投資を民間のそれらと比較してみると、後半においてもなお、政府部门の支出増加率の方が多少低いことに注意すべきである。

今後におけるわが国財政の最適規模を問題にする場合には、ここで紹介したようなデータに十分な考慮を払わねばならぬ。昭和三〇年代における名目政府投資の平均増加率はGNPのそれをかなり上回っており、GNPにしめる政府投資の比率も、先進資本主義諸国の中でも最高のグループに属する。それにもかかわらず、交通関係の公共資本、住宅、生活環境施設等に関して、社会的にきわめて高い優先度を与えるべき公共投資の巨大なパック・ロッギングが存在することは、否定できない事実であるように思われる。社会的共通資本と民間資本とのアンバランスの是正という問題が、まだほとんど解決されていない最大の理由は、昭和三〇年代には民間資本の蓄積率がきわめて高かったということにある。その他の重要な理由としては、人口の都市集中や自動車数の増加のテンポが非常に高かつ

せるべきであるとすれば、民間消費あるいは民間投資のウェイットを引下げねばならぬ。これらのうち民間消費比率の抑制に重点をおくとすれば、租税負担率を政府支出比率と平行的に高めてゆく政策をとるべきだということになる。しかし、このようないき方をとることには三つの問題点がある。第一に、わが国では租税負担率の引上げに対する政治的抵抗が強いため、このやり方では、実際にはソシアル・アンバランスがなかなか止されない可能性が大きい。第二に、民間投資意欲があまり旺盛でなければ、民間投資刺激措置の効果を考慮に入れるのも、なおデフレ的傾向が支配的となる危険がないとはいえない。第三に、これら的心配がないとしても、先進工業国中おそらく最低と思われる民間消費比率をさらに引下げてまで経済成長を促進するところが、今後の日本経済にとってはたして必要であろうか。以上の諸点を考慮すれば、社会的共通資本への投資が集中的に行なわれるべき昭和四〇年代の前半には、公共投資の財源として民間借入れへの依存度を高める政策をとることが望ましいと思われる。このことは、かならずしも国債発行が恒常化すべきであるという意味ではない。地方債や政府保証債も考慮に入れが必要があるからである。しかし、これらの大幅な増發によって国債発行をできるだけ回避しようとしてきた従来の政策は、根本的に再検討すべきであろう。国債発行を早期にうち切ることをあせるよりも、地方政府金の引上げや税源の移譲によって地方財政を健全化し、また政府出資の増額によって公企業の資金コストの低下につとめることとの方が、いっそう合理的な政策であると思われる。

2-1-c 政府支出の構造

たこと、公共事業における用地取得費が急騰し、建設工事費も相当上昇していること、大部分の国民にとって自力で住宅を建設することがもはや不可能になってしまったこと等の諸点をあげるべきである。現在の社会的共通資本の深刻な不足を打開するためには、今後なお相当期間にわたって、実質政府投資は実質GNPを上回る成長率を維持してゆくことが必要であろう。したがって、政府投資と政府消費からなる政府の財・サービス購入のGNPに対する実質比率を不变に維持しようとすれば、実質政府消費—GNP比率をしだいに引下げてゆかねばならぬ。事実、昭和三〇年代にこのような政策がとられてきたことは、すでに指摘したとおりである。しかし今後の政策課題としては、政府消費の約半分をしめる教育・社会関係の公共サービスの充実に努め、民間消費水準との間のアンバランスを是正することも、きわめて重要であろう。この点を認めるならば、一般行政費等の面で節約の余地は残されているとしても、実質政府消費—GNP比率をこれ以上低下させることは、大いに問題であるといわねばならぬ。このように見えてくると、中期的な展望として、実質GNPにしめる政府需要全体のウェイットがある程度上昇してゆくことは、おそらくやむを得ないと思われる。この場合、当期価格による政府需要—GNP比率の上昇傾向は、すでに指摘したような理由から、もうすこし強く現われることになるであろう。また、今後社会保障の充実に力をそそぐべきであるとすれば、経常移転支出のGNPに対する比率も、徐々に上昇してゆくことを認めねばならぬ。

2-1-b 財政資金の調達法

上述のように、国民総支出にしめる政府需要のウェイットを上昇さ

以上において検討したのは、公共セクターと民間セクターとの間における資源配分の問題であった。つぎに、政府部门内部における資金の適正配分という問題がある。この点に関しては、現在の予算編成の政治的および技術的プロセスに重大な多くの欠陥があることは周知のとおりである。政府支出の構成が最適のものとなるためには、大多数の国民の選好が、政府が各種の政策目的に対して与えられる相対的なウェイットに反映し、したがって予算編成方針にも反映せねばならぬ。さらに、社会的選好を反映したこの予算編成方針は、予算編成の各段階をつうじて、すなわち、各官庁による概算要求から、大蔵省によるその査定、復活折衝、内閣による政府予算案の決定にいたるまでの各段階において、政府支出の構造にしだいに具体化されねばならぬ。ところが実際においては、各行政部局は、その整理縮小をさけるために、政策的意義がとぼしくなった経費を相変わらず要求する傾向がある。また、それぞれ財界や農民等の一部の利害を代弁する傾向をもつ。大蔵省による概算要求の査定は、ともすれば実績尊重主義になりやすい。いわゆる圧力集団は、予算編成の各段階に介入し、復活折衝の局面ではとくに威力を發揮する。これらの弊害は、政府支出の構成とともに固定化するとともに、社会的選好に合致した公共サービスの提供が行なわれることを妨げる。

第2表は、一九五六および一九六四の兩年度について、全政府部門の支出の機能別構成比を比較したものである。これによると、昭和三〇年代にウェイットの上昇傾向がもともと顯著なのは、道路港湾事業費をふくむ国土保全開発費であり、運輸通信関係費がこれにつく。他方において、住宅対策費をふくむ広義の社会保障関係費の割

第2表 公共支出の機能別構成比(%)

支出のタイプ	全支 出		財・サービス購入	
	1956年度	1964年度	1956年度	1964年度
産業経済	18.8	19.3	17.2	16.2
a 農林水産	5.7	4.2	6.3	3.9
b 商工鉱業	5.8	6.3	1.7	1.3
c 通信運輸	7.3	8.9	9.2	11.1
社会福祉	20.3	20.5	11.9	11.7
教育文化	18.2	16.9	23.6	21.6
保健衛生	14.0	19.8	18.3	25.6
土建一般行政等	4.5	3.9	5.7	5.0
国防	24.2	19.6	23.3	19.9
合計	100.0	100.0	100.0	100.0

資料出所：経済企画庁「経済月報」1965年11月。

注：1) 政府部門の範囲は国民所得統計と同じ。

2) 全支出には、財・サービス購入のほか振替支出と投融資とをふくむ。

合は横ばいであり、教育文化費の比率は低下している。この事実は、昭和三〇年代の財政政策において、産業基盤施設の整備拡充がもつとも優先的に扱われ、文教・福祉政策は比較的軽視されてきたことを物語っている。一九六六年予算をみても、このような傾向が根本的に改められているとは思われない。たとえば住宅対策費に関しては、建設省の新住宅建設五ヵ年計画にもとづく経費要求は、大蔵原案では否認され、復活折衝の段階においてようやく認められたが、計画規模は相当縮小されている。また、消費者物価対策費や宅地造

三 経済成長と財政政策

3-a 基本的な考え方

資源配分政策の問題は、G.N.P.のうち民間および政府の資本形成に向けられるべき割合の適正化という点をも含んでいるから、当然、経済成長政策の問題領域の相当部分をカバーしている。財政政策が前節で述べたような線にそって運営されてゆく場合、実質G.N.P.のうち資本形成のしめる割合は、ほぼこれまで通りといふことになる。しかし資本形成のうちでは政府投資のウェイトが相当上昇することになるから、投資の产出効果が全体として弱められることは避けられない。住宅建設が重視されるならば特にそうである。このことは、生産能力の完全利用下に達成できる極大成長率が低下するということを意味する。民間設備投資の产出係数が低下傾向を示すと仮定すれば、これもまた極大成長率を引下げる要因になる。しかし、労働力不足型の経済へ転型しようとしているわが国において、実質G.N.P.の平均成長率が昭和三〇年代より二・三%程度低下するとしても、重大な問題になるとは思われない。もちろん、生産能力の完全利用状態が回復されるまでは、実質国民総支出の高い成長率を達成することが望ましい。しかしそれ以後においては、社会的アンバランスの是正を可能にするとともに、現在のゼネレーションに重いきせいを要求することがないような、無理のない成長率を目標すべきであろう。上述のような考え方を前提にして、経済成長のための租税政策および支出政策について、それぞれ簡単に意見を述べておこう。

3-b 経済成長と租税政策

高度成長期の租税政策においては、個人および法人の貯蓄率を高めるための政策措置が、きわめて重視されてきた。政府は、個人と企業の蓄積の強化というストレインのとともに、依然としてこの種の措置を重視する意向を持っているようである。しかし、これが妥当な態度かどうかははははだ問題であろう。個人貯蓄奨励措置においては、その効力も必要も疑わしいうえに、税負担の配分面において重大な不平等を伴なうものであるから、整理の方針を確立することが望ましい。企業貯蓄の促進に関しては、固定資産耐用年数の一般的短縮に重点をおくやり方が、もっとも問題が少ないようと思われる。

現行の企業税制は、企業貯蓄の奨励以外にも、経済成長の促進に関連した多くの特別措置を含んでおり、しかもその数は年々増加し続けている。たとえば一九六六年度には、国際競争力の強化という意味で、大企業の合同を促進するための減税措置が導入された。また、企業の合理化と新投資の促進という意圖をもって、特定業種の老朽設備のスクラップ化を条件とする減税措置が導入された。これらの措置は、いずれも望ましい経済的効果を生じるかどうか疑問であるうえに、企業間・業種間における税負担率のアンバランスをもたらす。同じく六六年度に導入された資本構成改善のための税額控除にしても、一見時代の要請に応じるものであるかに見えるが、実際には多くの問題点がある。たとえば、これまでわめて堅実な経営態度をとってきた企業は、自己資本比率を引上げる必要を感じないから、税制上不利な立場におかれの場合が多いであろう。

特別措置を政策手段としてきわめて安易に使用するこれまでのや
り方は、税務行政の煩雑化、納稅費用の増加、租稅回避の機会の増
大など、重大な多くの弊害を伴なっている。成長促進のための税制
上の措置は、戦略的に特に重要な若干の措置、たとえば新技術の開
発促進のための優遇措置などに限定し、公平で簡明な税制の確立に
努めることが、今後における租稅政策の急務である⁽³⁾。なお、税制
の根本的な再編成という問題に関しては、特別措置の整頓のほかに
も検討すべき点はきわめて多い。たとえば間接税への依存度の引下
げ、所得税制の合理化、配当所得に対する二重課税調整方式の簡素
化等々である。

3-1-c 支出政策と経済成長

支出政策面で経済成長とともに重要な関連を持つのは、いうま
でもなく、産業基盤施設に対する公共投資と、文教および科学振興
費とである。これらの充実は、いずれも毎年のように予算編成上の
重点事項にあげられている。しかし実際においては、両者に同じよ
うなウエイトが与えられてきたとは思われない。昭和三〇年代をつ
うじての動向を見ると、一般会計予算にしめる教育および科学振興
費の割合は横ばいであった。また、全政府部門の支出にしめる教育
文化費の割合は、前掲第2表に示されているように、むしろ低下気
味であった。物的資本に対する投資だけを重視するやり方が今後も
統けば、長期的にみた日本経済の成長力は重大な悪影響を受けるで
ある。これから日本の経済では、国内における新技術の開発速度
が高いことが、民間投資の沈滞をふせぐためにも、労働生産性の高
い上昇率を確保してゆくためにも、きわめて大切だからである⁽³⁾。

隆太郎「戦後日本の税制と資本蓄積」(『經濟
學論集』第三二卷第二号、一九六六年七月、
一〇一三五頁)および小宮隆太郎編『戦後日
本の經濟成長』一九六三年、第二章、租稅政
策(藤田)を参照せよ。

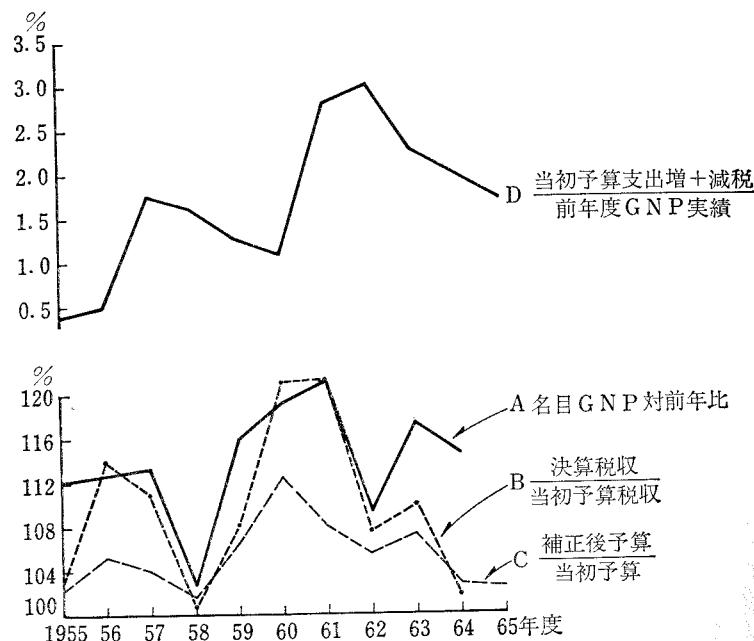
(3) いうまでもないことであるが、教育費を重
視すべき理由はこれだけではない。いっそう
重要なのは、教育が国民の福祉に対して与え
る無形の利益である。さらに、教育機会の均
等化は、所得分配の平等化のための有力な手
段であることを忘れてはならない。

四 経済安定と財政政策

4-1-a 経済安定と均衡予算政策

昭和三〇年代の財政政策は、景気政策の観点から
みればどのように評価すべきものであろうか。まず
国の一般会計予算についてこの点を検討してみよう。
第2図の一番上のD線は、一般会計当初予算の対前
年増加額と(初年度)減税見積り額の和を、前年度
の名目G.N.P.実績で割った比率を示す。この比率は、
各年度当初予算が経済に対して与える需要拡大効果
の強弱を示す、きわめて大きな指標とみなすこ
とができる。図において注目されるのは、この比
率が循環的変動を示しており、ブームの末期から

第2図 景気変動過程における一般会計予算の動向 1955—65年度



資料出所：大蔵省資料および『国民所得統計年報』1966。

支出政策面においてもうひとつ重視しなければならないのは、農
業等の低生産性部門の近代化に直接間接に貢献する政府支出の役割
である。なぜならば、消費者物価の上昇と労働供給面の陥落とは、
総需要拡大政策に対する重大な制約条件になりつつあるからである。
さて、ここで直接問題になるのは、農業經營規模の拡大に対する財
政面の援助など、いわゆる構造対策費に分類される支出である。し
かし、全国的な高速輸送網の整備も、農業や流通機構の近代化に不
可欠な前提条件として重視されねばならぬ。さらに、社会保障や住
宅対策等の福祉政策の役割も無視することはできない。なぜならば、
低生産性部門に対する現状維持的な保護政策を撤回することがむず
かしい理由のひとつは、転廃業せざるを得ない個人業主に対する生
活上の保障が与えられていないことにあるからである。

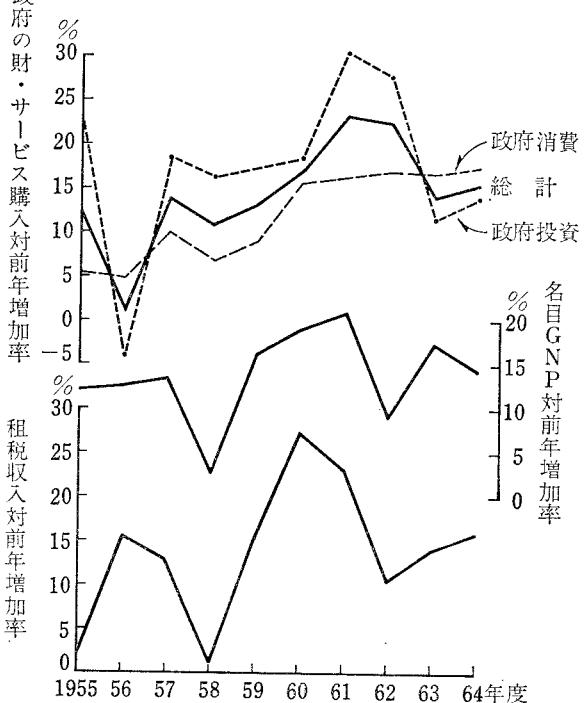
- (1) 民間設備投資(実質)の必要増加率は、前提される経済成長率(実質)がわずかに変わっても大きな影響を受ける。『昭和四一年版 経済白書』(八五頁)によると、昭和四〇～四五五年間ににおける民間設備投資の必要増加率はつきのように推定されている。
- | 経済成長率 | 六% | 八% | 一〇% |
|---------------------------------------|-----------|-----------|-----------|
| Aは平均資本係数が四〇年のレベルで横ばいの場合、Bは伸び率(実質)が年平均 | A (-一・二%) | B (+一・二%) | C (+一・二%) |
| 伸び率 | 四・六% | 九・九% | 一四・三% |
- (2) 戦後日本の租稅政策とこれに対する批判については、小宮三四七四〇年の傾向で上昇する場合である。

以上の簡単な考察によつてもあきらかなように、これまでのわが國財政の運用は、安定政策の觀点からみればきわめて不満足なものであった。今後の財政政策においては、まず財政をビルト・イン・スタビライザーとして、いゝう有効に機能させるように努めねばならぬ。そのため必要なのは、支出面においては、政府支出の増加率を原則としてできるだけ安定化させることである。⁽³⁾この安定化は、公企業投資や地方政府支出をもふくめて行なわれねばならぬ。税制面においては、所得税の免税点等の調整の時期と程度を、財源面のゆとりの大きさに応じて決定するやり方を改めねばならぬ。

自由裁量的な減税政策がしばしばとられているにもかかわらず、税率は自動的安定化要因として有効に機能してきたことがわかる。⁽¹⁾他方において、政府の財・サービス購入額の対前年増加率は、一九五七年度および一九六一年度にピークに達している。また、一九六一年度までの数年間にわたって対前年増加率が加速度的に高まり、六三年度以後の増加率が大幅に低下していることが注目される。これらの点を重視すれば、財政は支出面ではむしろ不安定化要因として働いてきたと評価すべきであろう。ことに問題なのは、政府投資が非常に激しい変動を示してきたことである。⁽²⁾

つぎに、政府部門全体の收支の短期的動向をしらべてみよう。第3図は、国民所得統計によって政府の財・サービス購入額および税収額の対前年増加率を名目GNPのそれと比較したものである。これを見ると、税収の対前年増加率はGNPのそれとかなり密接に対

第3図 政府の財・サービス購入および租税収入の対前年増加率、1955—64年度



資料出所：『國民所得統計年報』，1966。

きりと実証している。

ることは、消費者物価への影響に問題があることなどである。しかし一般論としていえば、減税政策の役割も軽視すべきではない。たとえば政策効果発現までのタイム・ラグという点からいえば、所得税減税が公共投資よりすぐれていることはあきらかであろう。補整政策についての上述のような考え方には、歳入補てん公債の发行が認められることを当然要求する。これが認められないとするとな不況期に税制をビルト・イン・スタビライザーとして機能させることも、会計年度の途中で積極的な減税政策をとることも困難になるからである。この点を重視すれば、財政法第四条但し書についての支配的な解釈には大いに問題がある。公債発行額が当該年度の公共事業費等の限度内であれば、一九六五年度に行なわれたような形の公債発行であっても建設公債であるという広い解釈をとる方がよいようと思われる。この解釈をとるかぎりにおいては、建設公債主義が補整的財政政策の自由な運営を制約する可能性は、実際にはそれほど大きくなない。しかいすれにしても、建設公債主義は政府支

つぎに、深刻な不況期の対策としては、自由裁量による積極的な補整的財政措置を発動する用意が必要である。代表的な措置としては、公共投資の増大と所得税・支出税の減税がある。両者のいずれに重点をおくべきかという問題は、総需要の構成に対する影響、政策効果の発現までのタイム・ラグの長さ等、さまざまの点を考慮に入れて決定されねばならぬ。今回の不況対策としては、公共投資を中心とすべきいくつかの理由があった。すなわち、社会的共通資本の充実が急務であること、資本財産業における過剰生産能力がきわめて大きいこと、第一次的な需要増加が消費財部門において生じ

年度	対前年増加率 (%)
1955	5
1956	15
1957	13
1958	0
1959	15
1960	10
1961	12
1962	10
1963	12
1964	14

資料出所：『国民所得統計年報』1966。

A、BおよびC線を比較せよ。均衡予算政策の帰結である上述のためである。つぎに補正予算の規模を見ると、名目GDPの伸び率が高い場合ほど、現実の税収は当初見込みを上回る程度が大きくなり、補正による予算規模の拡大率が高くなる傾向があった。(第2図のA、BおよびC線を比較せよ) 均衡予算政策の帰結である上述のような予算動向は、経済がブームの局面に入る頃に予算の需要拡大効果が非常に強く働き、景気の過熱化を促進するという意味である。この効果が、一九五八年度あるいは一九六二年度の不況期においてもなお持続していることは、もちろん好ましい結果をもたらした。しかし、この後の点をあまり高く評価することはできない。一九五七年度および一九六一年度の当初予算の編成態度がいつそう適切であり、金融面でも早目にブレーキがかけられていたとすれば、きびしい引締め政策による景気の沈滞は起らなかつたはずだからである。さらに、一九六四一六五年度にかけて、一般会計予算の需要刺激効果が弱まってきたという事実は、均衡予算政策が持続的な不況のもとで安定効果を發揮できないことを、はつきりと実証している。

出の過度の膨脹に対する歯止めとしては、きわめて不完全なものである。予算の均衡・不均衡にかかわりなく財政の効率を確保できるような、予算の編成・執行態度を確立することが要望されねばならぬ。

4-1c 金融政策との関係

金融政策は、景気の過熱化や軽微な景気後退をくい止めるための手段としては、依然としてもっとも重要である。国債発行下の財政政策は、金融政策と一体となって運用されていかねばならぬ。しばしば論じられているように、両者の結合点として確立されるべきものは、公社債の自由市場である。そして、金融面では公開市場操作が現金通貨量を調節するための重要なルートになり、財政面では公債の市中公募原則が実現されねばならぬ。現在までのところ、財政金融政策の転換はこの方針にそつて進められているようである。しかし、今後の解決にまつべき問題はきわめて多い。とくに重要なのは、国債の取引所上場をできるだけ早期に実現するとともに、個人や機関投資家による国債消化の割合を高めることであろう。銀行が国債の大部分を保有する状況が続ければ、将来日銀が金融を引き締め基調に転じさせようとした場合に、銀行の国債処分が国債価格を大幅に低下させ、国債価格支持政策を誘発する危険が大きい。もしこのようなことがあれば、国債発行に対する金融面の歯止めは無効になり、金融政策の効力はいちじるしく阻害されるであろう。今後において補整的財政政策がうまく運用されていくかどうかは、政府が中央銀行の金融政策に対するインシアタイプをあくまで尊重するか否かにかかっているといつても、決して過言ではない。この点について

ての見通しが悲観的であるとすれば、けつきょく、国債発行は政府支出の過度の膨脹と財政における効率の低下とをもたらすことになる。今回のような深刻な不況下にも国債発行を避けるべきであるという主張が、相当多くの経済学者によつて行なわれてきたのはこのためである。反対論者は、わが國財政は浪費的体質を持つという点をきわめて強調し、国債発行は戦前の苦い経験をくり返すことになると警告する。たしかに戦前の経験から学ぶことは大切である。しかし同時に、現在の日本はもはや軍国主義国家ではないことを忘れてはならない。また、財政金融政策の効果についての理論的・実証的認識の水準は、戦前よりはるかに高くなっていることも忘れてはならない。日本財政の浪費的体質という議論については、はたしてこれはならない。これが宿命的なものかどうかが問われねばならない。さらに、民間部門内における資源利用が効率的であったかどうかという点も、十分考えてみなければならない。

年	度	減税率%
1955	56	6.6
	57	1.6
	58	6.6
	59	2.5
	60	2.9
	61	1.0
	62	3.7
	63	5.6
	64	2.6
		1.7

これによると、減税率が高い年度のなかに一九五七および一九六二年度が含まれているから、減税政策のタイミングはあま

- (2) 政府投資の対前年増加率の変動は、在庫投資を除外しても非常に大きい。一九五五—六四年度間にについて、各年度の支出増加率の平均増加率からの偏差の絶対値の平均を求めるとき、政府消費は四・七%であるが、政府固定投資は八・一%に達する。
- (3) これまでのところ、名目GNPの増加率についての政府当初見通しは、実績値を下回る傾向が強く、また両者の間の相関度は高いものではなかった。したがって、当初予算に補整政策面の配慮を加えることは、一九六六年度のようない例的な場合を別とすれば、むしろさけた方がよいと思われる。
- (4) 政府部門の財・サービス購入額の構成比は、一九六〇—六四年度間の平均値をとると、中央政府三四・八%、地方政府四四・六%、政府企業二〇・六%であり、中央政府のウェイトは案外小さい。
- (5) キャピタル・ロスの実現を銀行が好まないという点が、国債処分に対する有効な歯止めになるかどうかは疑わしい。

転型期の産業政策

中村秀一郎

(専修大学)

一 昭和三〇年代における産業組織の評価

転型期の産業政策を論ずるに当つて、まず昭和三〇年代の産業組織のペーフォマンス評価から出発する必要があらう。この時期におけるわが国寡占価格は競争的性格をきわめて強くもち、価格の硬直性が弱く、大資本間の競争激化を反映して価格低下の傾向を示している。寡占価格にこのような競争的性格がもたらされたのは、各部門においてプライス・リーダーシップを發揮できるような圧倒的優勢をもつ巨大企業が確立しなかつたからであり、それは、(一)高度成長とともに急速な市場拡大、(二)新産業の形成と発展、(三)技術革新と外国技術導入の競争的遂行、その結果としての技術独占の欠如、(四)多角化未成熟による大企業の相互参入の容易さ、(五)大企業の流通経路支配の弱さを反映している。いかえれば市場構造を規定する諸条件が、大企業の他の各部門への参入を容易にし、巨大企業の確立を妨げたのである。かくして、日本型の競争的寡占体制は、寡占的相互依存が確立している欧米の寡占価格のように、競争制限的で、高利潤を含んだ価格水準を保って下方硬直的となるという弊害をもたらすことが、相対的に少なかつたと一応評価することができよう。

しかしその弾性値（国民所得の増加率に対する広告費支出の増加率の割合）は、一九五〇年代から六〇年代にかけて、日本ではつねに一以上を示しており、これにたいしてアメリカでは二以上を示す年がある一方、とくに最近では一以下のマイナスを示す年があらわれている。アメリカの広告費支出がほぼ限界に達していると思われるのにたいして、日本ではなお上昇の傾向にあるのである。アメリカの広告費肥大化のマイナス効果が識者の方で強く指摘されていることを想起すると、これらの広告競争の推移については警戒する必要があるのである。

市場ペーフォマンスについてだけいえば、以上のように、わが国の大規模産業部門は概して良好なペーフォマンスを示していると評価することができる。では現在の産業組織は全体として効率よく機能しているであろうか。ここでわれわれは、産業組織論の市場ペーフォマンス論から離れて、わが国寡占企業の蓄積メカニズムの特殊性を検討しなければならない。

すでに述べたように、わが国の寡占体制に競争的性格をもたらしたものは、究極的には高度成長経済そのものであったが、他方この高度成長経済は寡占企業の蓄積条件に特殊な性格を与えて、企業の財務内容の悪化を結果し、市場におけるその競争の激化を招いている。すなわち、日本の寡占企業は昭和三〇年代に積極的な拡大政策を遂行したが、その資金は自己蓄積とそれをはるかに上回る市中銀行からの借入によつてまかなわれた。大企業間の競争体制を資金面においてささえたのは、日銀を起点とし、市中銀行のオーバーボロウイングと企業にたいするオーバーローンを仲介とする、いわゆ

度成長過程を通じて産業の生産力水準を上げ、技術水準を高め、「国際競争力」の問題視されてきた重化学工業諸部門、鉄鋼、石油、化学、乗用車、工作機械などの諸部門において、主要企業を国際的なコスト競争に必要な最低資本単位をこえるような量産規模に到達させるのに役立つてゐる。この成果は、主要工業国の生産性、名目労賃、労働コストの変化率比較における日本の相対的優位にもあらわれており（昭和三九年の労働生産性上昇率日本は一四・三%で、歐米では最高位を占める西独の九・四%を上回る。同年の労働コスト、日本二・九%減、同じく歐米最高の西獨一・三%減を上回る）。伊、仏、英は逆に増加している。—昭和四〇年『経済白書』による—、重化学工業を中心とする日本産業の価格競争力を強化し、品質の向上、生産納期の短縮などを促進し、日本の供給能力を国際的な輸入需要構造に急速に適合させるなどの効果をもたらしている。もつとることに、広告競争が資源の浪費を招き、生産性向上による価格引上げ効果を減殺しているという問題がある。宣伝・広告費の国民所得に対する割合をみると、アメリカ二・七%に比較して日本は一・五%と低く、この点からすれば日本は、特定産業は別として、全体としては現在までのところ相対的に健全であるといえる。

融資集中機構一間接金融方式であったのである。このような資金調達方式による企業の高成長は、企業の流動比率、固定比率などの財務比率を悪化させ、金利負担によって損益分岐点の上昇となり、企業の価格維持能力を弱めてゆくものである。

日本の寡占企業の利潤率は、純利益率に関するかぎり、中小企業部門と比較しても、また欧米諸国のビジネスとくらべても、相対的に低く、この点では好ましいペーフォマンスを示しているようみえる。しかしここに問題がある。日本の大企業の価格政策をコスト分析を含めて検討すると、この一〇年間の製造業大企業のコスト構成諸要素において、原材料費と労務費比率はかなり低下しているのにたいして、減価償却費、金融費用、諸経費、管理販売費の占める割合が次第に大きくなつており、それが利益率低下の原因となつてゐる。減価償却費の増加は企業の設備投資の増大とその短期間での償却を意味し、管理・販売費の増加はセールス・プロモーション費用、宣伝投資の増大を反映し、金融費用増加は企業の拡大が市中銀行からの借入を主要な投資源としておこなわれてきたことを示している。

ところでこの原価構成要素のうち、純粹な意味でのコストは原材料費と労務費であつて、減価償却費（とくに加速償却部分）と金融費用は、企業の立場からはコストであつても、本質的には利潤にほとんど関係ない。技術革新による生産性向上の成果として原材料費比率と労務費比率が低下し、とくに後者の低下は名目賃金を上回る生産性の上昇を示すものであるにもかかわらず、この一〇年間純利益率が低下気味であるということは、この本質的に利潤である部分が費

用として原価構成要素に含まれるということによるところが大きいのである。これは昭和三〇年代におけるビックビジネスが融資機構を自己本位に利用し、自己蓄積を上回る投資をおこなって高度成長をとげ、その結果金利と償却が増加して、実質的利潤（粗利潤 - 純利益 + 減価償却費 + 金融費用）の拡大にもかかわらず、その配分関係に一時的・経過的に企業の不利が反映されているということにすぎない。純利益率の低さをとつてただちにビッグビジネスの市場パフォーマンスの良好さをうたうことはできないのである。⁽³⁾

さらにつこのビックビジネスの資本蓄積メカニズムは、その資本調達を容易にしている反面で、中小企業部門の近代化資金不足をもたらし、社会資本の整備をおくらせ、国民の社会的消費生活を圧迫するという結果を生じさせている。わが国の寡占企業のパフォーマンスのうちで、最悪の面として批判されなければならないのは、一般に産業組織論の市場パーソナルマンス論の視野に入つてこない、この社会的資本の配分におけるアンバランスを激化させたということであろう。

二 新産業体制論の登場とその背景

この日本型寡占体制のパーソナルマンス評価にもとづいて提起されるべき、産業政策はいかなるものであろうか。ここにまず通産当局者によつて提出された新産業体制についての構想と、それにもとづく政策を検討しよう。

この構想—政策は、開放体制に直面したとき、ECCの発展、技術革新の進行による先進国産業構造や世界貿易構造の変化・発展

の動向を客観的に支えるものは、大規模産業において企業間格差が次第に拡大し、ニー・エントリーの機会がほぼ消滅しているといふ、各産業における企業間競争の現実である。すなわち、それはカルテル的調整によってシェアを確保・温存しようとする、トップ企業経営者の要求と合致し、かつ競争上劣位に立つ限界的企業の經營者の支持を得ているのである。

現実に進行している企業の集中合併には、倒産なしの経営危機におちいった企業の整理、事後処理的な合併が多い。セメント、綿紡などの業界で進んでいる合併も、差当りそれらの合併企業に圧倒的なシェアをゆるすようなものではない。化学・合纖・綿紡などの合併ないし業務提携もインテグレーションのコスト効果の面が大きく、日産、プリンスのような大型合併も、トップ企業に対抗する二番手企業の対抗策であつて、さしあたり「ますます寡占体制が強化される」というような判断からは遠い状態にある。さらに各産業に、トップグループを追いあげ、また限界的企業に對して強力な競争をいどむような力を發揮する企業があり、これらの企業が通産省のカルテル政策を激しく批判していることを考えて、本格的な協調的寡占体制の形成とは断定しがたいのである。

とはいひ、このような集中合併運動が政策的誘導によつて、規模の経済性追求の限度をこえて、経済的効率ではなく経済的権力の獲得へ、また独占的・寡占的支配力の強化へと向う危険性は、決して過小評価すべきではないであろう。集中合併の強化は、一部の論者のいうように、必然的な現象ではないにしても、産業政策のあり方によつて影響される度合は決して小さくないのである。

など新しい国民経済の環境に注目し、そのなかで充分国際競争力をもつようのような産業体制をさぐる、という問題意識から出発したものであった。そしてここから、とくに国際競争力の弱い諸産業において官民協調体制をつくり、投資調整、集中合併、事業転換をすゝめ、税制や金融措置を政策手段として、新しい産業体制を形成するという政策案がうみだされた。だがこのようない政策プランは、すでにべたように、生産力の発展と国際競争力強化が進行するにつれて現実性を失い、特振法の流産にも示されるように、多くの論評と提言を生むにとどまつた。

ところが、この構想—政策案がさきの不況を契機に再度クローズアップされ、産業政策の基本線を決定するものとなろうとしている。すなわち、さきの不況過程での寡占価格の動搖にさいして、不況カルテルや行政指導カルテルが多く産業において形成され、また斜陽産業や「構造的設備過剰」産業の企業危機が進行するにつれて、通産官僚の各業種に対する介入（いわゆる官民協調体制）が活発化し、資本自由化の時期の切迫という客觀条件も加わつて、企業の中・合併政策が強力に推進されはじめている。

ダンピングでない輸出が現実に増加している時期に、また国際競争力が強化されているこの時期に、通産官僚が異常な熱意をもつてこのようない合併政策を強化しようとする動機は、一つは外資に対するナショナルな危機意識であり、自由化によって為替管理という重要な政策手段を失うかわりに、産業介入へのきめ手をもととする官僚意識である。また現代資本主義における混合経済体制という現実も、彼等のこのようない意欲をそそつてゐると思われる。そしてこ

れ解は広く普及してきている。もともと転型期とはこの言葉を生み出した六二年「経済白書」が、岩戸景気の時期における設備投資群生の結果、とくに資本財関連産業の生産能力にかなりの余力が発生し、今後は設備投資中心の経済成長が輸出・財政・消費需要により多く依存する型の経済成長に変らざるをえない、と示唆したように日本経済の成長要因の転換を意味するものであった。しかし一九六三年の景気上昇はきわめて短期間に終り、六四年以降の不況へと発展し、さらにつこれまでの不況にみられなかつた新しい現象が生じた。すなわち家電・合纖のような好況産業が深刻な不況に見舞われ、戦後最高という企業倒産が継続し、証券市場は危機的様相を呈し、有効需要政策のために公債発行がおこなわれる、といった事態が発生した。またこのよくな事態を背景にして、設備能力の過剰を強調し、需給の均衡のために設備投資が大中に低下し、かつ相当長期にわたつて沈静する、という見解が普及した。

さらに、高度成長の時期は終り、低成長を意味する安定成長の時期に入ったとし、また低成長が望ましいとする見解が、池田政策を批判する政府および財界の支配的見解となってきた。日本経済の経済成長率の低下、低成長への転換を主張する転型期論は、国際收支の構造的危機の到来・設備能力過剰・利潤率の構造的な低下、さ

らに先進国水準への到達による中進国的成長要因の消滅などをあげて、高成長の終りを証明しようとしたのである。この転型期論は今回の不況を構造的不況ととらえ企業集中・合併、カルテル的調整、独禁法の緩和などの必要性を強調したのである。

だが、このような転型期論の諸論拠は必ずしも事実と一致しない。すなわち国際収支の構造的危機の到来といつても、このような見解が強調されているまさにその時期に、輸出は急激な増加率を示しており、高成長が日本産業を世界貿易の構造変化に適合させ、国際競争力を強化したことを見つき示していた。また生産能力と需要とのアンバランスは、一九六五年の異常な低成長率と部分的一時的能力過剰によるところが多く、(すなわち重化学工業においては需要の伸びが直線的であるのにたいして、供給能力の方は段階的に増強されるのが原則であり、需給ギャップの一時的存在はある程度不可避免であり、また家電や工作機械のように内需産業から輸出産業に発展してゆく段階にあらわれる需給ギャップもある)、景気回復とともに設備稼働率は昭和三五年当時の水準を上まわり、設備過剰が問題となつた多くの産業でも新投資の胎動がみられはじめている。

利潤率の構造的低下も、不況下の在庫調整による価格低下、金利負担上昇、部分的一時的需給アンバランスによる利潤低下などの循環的因素と、税法改正による減価償却率の引上げという制度的因素によるところが大きく、基本的には景気回復とともに解決される問題であろう。もっとも利潤率低下現象のなかには、一九六〇年ごろの相対的資本不足と新産業の成長期にあらわれた高利潤の消滅という要素がある。これは新製品開発と製造技術の革新による創業者利

の上昇を不可避とするが、生産性向上の枠内でそれが処理されぬとするならば、輸出競争力の低下は避けられない。また工業化に伴う都市への人口集中は住宅・自動車などの財貨の性質を変えている。住宅はかつては私有物として個人的に建設すればことたりた。しかし今日都市においては、それは上下水道・道路・公園その他の住宅・環境施設とのバランスをとつて、都市計画の一環として建設されなければなりません。快適な住宅として機能しなくなっている。自動車もまたその所有が限定されている時代には、排ガスやパーキングの問題を考慮する必要がなかったが、今日の都市化と自動車の大衆化は、排ガス対策や安全性基準の厳守、都市計画、道路、駐車場など、社会資本の充実を必須の条件とし、それなしには自動車はもはやその機能を發揮しえなくなつていて。

生産手段の大規模化がその個人的所有を止揚し、社会的所有形態を不可避としたように耐久消費財もまた都市化と大衆化の結果として個人的所有財から公共財へとその性格を変えつゝある。いまや大型耐久消費財は、産業基盤の整備なくしては、その有効性を發揮しえないし、したがつて需要の拡大が停滞させられ、それらの産業の成長をチエックする要因となりかねなくなつていて。

第三に、高度成長を支えた諸経済制度がもはや成長そのものについている。すでに述べたように、昭和三〇年代におけるわが国の大規模産業部門の競争的性格が、大企業を短期間に国際的水準に到達させるための有効な条件として機能したことはあきらかである。だがいわゆる過当競争というこのような競争条件は、大規模投資が一巡

潤の獲得によってのみ解決される問題である。中進国的原因の消滅という問題にしても、社会資本の分野には膨大な潜在的要因があり、労働力不足についても先進国に比較して労働設備率の低さを考慮すれば、労働節約的投資によって克服しうる余地は大きいのである。

このように、低成長必然・同待望論という意味での転型期論は、理論的にも事実認識の上でも大きな疑問があるが、では今日の日本経済はいかなる意味でも転型期ではないといえるだろうか。いやそうではないのである。

報告者は今日の日本経済が、三四一三六年の異常な投資ブームの反動によって生れた設備投資循環の停滞期であり、三〇年代の高成長期が終り、四〇年代の新しい上昇局面を準備する時期という意味で、転型期にあるとみなしている。だがこの転型期はたんなる投資循環の一局面につくるものではなく、三〇年代型の民間設備投資に主導された成長優先型の経済が、その諸矛盾の表面化によって、経済成長だけでなく、国民福祉の向上をも考慮した経済に転化しなければならなくなり、かつこれまでともかく高い経済成長を支えてきた諸経済制度が、成長にとっても桎梏に転化しはじめ、改革をせまられていることを意味するのである。

すなわち第一に、高度成長は国民生活水準の本格的な上昇を実現させるための前提条件をつくりだしたが、從来の貧困の問題を解決していないだけではなく、もちろんの社会的アンバランスの激化を通じて新しい貧困の問題を生みだしている。

第二に、社会的アンバランスの放置が今後の経済成長そのものをも制約する、という問題がある。消費者物価上昇は社会的賃金水準

し、設備能力の新投資単位がいちじるしく大型化して、個々の大企業の投資の時期的集中が投資効率の悪化を招きやすい現段階では、また民間投資と公的投資のアンバランス是正がさしまつた課題となつてきている今日では、それだけでは有効性を失うにいたつていて。とくに投資単位が巨大化している産業では、研究開発を含めた投資決定を個別企業の完全な自由にゆだねておくことは、いたずらに無秩序と混乱をまねいて社会的浪費を助長する結果になるであろう。とはい、独禁法を改訂してカルテル結成を容易にし、カルテルによって投資規則をおこなうという方法が、技術進歩の停滞、価格のつり上げといった好ましくない結果をうむ危険性の大きいことはいうまでもない。

三 産業組織と公共政策

このようにみてくると、今日の転型期における産業政策の基本的課題があきらかになる。すなわち産業政策は、第一にこれまで日本産業の発展を支えてきた競争条件を最大限に發揮させながら、大企業のもつ無政府的な競争の弊害を除去するための計画的な原則リソーシャル・プランニングを、いかに導入してゆくかを問題にしなければならない。ソーシャル・プランニングは民間投資と政府投資のアンバランスを是正し、民間投資におけるいわゆる二重投資の弊害を除去するものでなければならないが、それはたんなる予測的計画化にとどまることなく、実効的な計画化として遂行されなければならない。それはまた日本経済が潜在的にお高い成長率を実現する可能性をもつてゐることを前提とし、国民生活水準の上昇の実現

を目標として、各産業部門における生産の方向づけ、生産量および投資額決定のための基準を提示するものでなければならない。そしてこのプランニングが資本市場に対する強い統制力を發揮できるよう、計画推進上の諸措置が伴わなければならぬ。ソーシャル・プランニングを担当し推進する経営管理機関は、官僚と経営者代表だけではなく、労働組合、消費者団体、学識経験者などを含めた国民的な政治・社会勢力の実態を反映するものでなければならぬ。

産業資金調達機構のあり方については、三〇年代における大企業間の競争体制を資本調達面から支えてきた、いわゆる間接金融方式への批判が強い。すなわち、今までの企業資金調達が銀行借入重債主義であり、このシステムが経済成長率の停滞にさいして、金利負担の圧力による企業縮短の困難性、金融的不安定性を表面化し、長期的には投資単位の拡大という条件のもとで、マイナス面を示したことから、先進国の産業資金調達方式—設備資金および長期運転資金の多くは減価償却その他各種の形態での内部資金に依存し、外部調達資金はもっぱら株式・社債市場でまかなうーのような直接方式への移行が主張されている。しかし問題はこれらの二つの方式のプラスとマイナスの両面を正しく評価することである。間接方式はたしかに銀行と企業のもたらす関係、系列融資優先による非効率的な資金運用、また同系利益集團企業に不当に競争力を与えるといった欠陥がある。これにたいして直接方式は融資系列を解体させることとしても、株式・社債の持合いを排除するものではない。さらに直接方式への移行の要求は、自己資金調達、自己金融の強化のた

本相互間のアンバランスの克服を前提として、この計画の枠内で民間資本の競争の基盤と秩序を整備することが産業政策の第二の課題である。このばかり、個別産業における投資と価格の決定は個別企業の責任であって、ここでは原則としてカルテルは否定され、プライス・メカニズムの効果が充分に発揮されなければならない。たゞこれは古典的な自由競争を意味せず、プライス・メカニズムそれ自体のもつ欠陥を除去するための政策が必要となる。すなわち第一に、その産業の性格上、独占的たらざるをえない部門（例、公益事業）や、エネルギー産業のなかで代替財の競争にたいして優越した地位を固め、さらに化学工業原料としても決定的な役割をもつにたっている石油精製業などの部門については、その国民経済における戦略的地位からいって、公有公営化が考慮されるべきであろう。（たゞし、後者のばかりには公有公営化は必ずしも国家独占のみを意味せず、競争的公企業による寡占産業への参入といふばかりも含む。）

第二に、プライス・メカニズムにおいては、各企業がその使用する資源の費用だけを負担し、生産する財の利益だけを受取るというのが原則であるから、その企業活動が形成する外部不経済、社会的費用の増加について企業は関心をもたない。つまりプライス・メカニズムにおいては、企業が大気汚染・水質汚濁・悪臭・騒音・地盤沈下といった公害を防止するようなメカニズムが欠けていてるのである。それゆえ企業の生産活動が社会に被害を与える要素をもつてゐるばかり、その防止に必要な経費を企業が支出するよう法的規制によって強制し、社会的費用を企業の私的コストに転化させなければならぬ。

ばならない。

第三に、鉄鋼業のような大規模投資を必要とする産業においては、寡占型大企業が完全な自由競争に復帰することは現実問題として不可能である。寡占時代の自由放任は、競争を通じる適正な価格水準、資源の最適利用、技術進歩への刺激というプライス・メカニズムの効果を期待しえず、いたずらな無秩序と混乱、社会的資源の一層の浪費を助長するだけである。管理価格形成への行動や協調体制がたえず生まれてくるのは、またそれらが一見合理性をもつようみえるのは、このような現実の反映にほかならない。

しかしアメリカの管理価格が、安定という点では模範的であつても、レイ・オフ制による労働者への負担転嫁、高鉄価によるクリーピング・インフレ、技術進歩への停滞、国際競争力の弱化など、大きなマイナスをもたらしていることは事実である。管理価格を批判することは容易であるが、これに代わる体系を現実から出発して提案することはそう容易ではない。これはさういふの寡占理論のすぐれた成果であるシロス・ラビーニの「寡占と技術進歩」でさえ、寡占企業の市場支配力を減することを目的とした諸方策とは、その市場支配力が法律の不完全性、保護関税、その他の外部的ないし「人為的」な要素から生ずるかぎり有効であるが、それが構造的な、そして究極的には技術的起源をもつてゐるゆえに、この種の政策に多く期待をかけることは幻想であると断定して、提案を放棄していることによつてもあきらかであろう。

しかしかわれわれはプライス・メカニズムのもつメリットを、あらたな組織化および投資と価格に関する社会的ルールの設定によつて

めの寡占的価格支配力の必要および企業減税の要求と結びつく。要するに直接方式は歐米型寡占体制と不可分の関係にあるといえる。

間接金融方式は短期間にわが国の大企業の国際標準へのキャッチアップを可能としており、この点は見落されてはならない。たゞしこれが民間企業と私の金融機関の個別の私的判断の自由にゆだねられているところに問題があつたのである。それゆえ間接金融方式は、ソーシャル・プランニングのもとでは、公的金融機関の資本市場におけるウェイトを拡大することによって、その有効な手段ともなりうるのである。もちろん都市銀行が長・短金融を兼ねて消費者金融にのりだし、証券資本に影響力をもつて金融の集中を進めていることは、不当な金融的権力となりかねないのであって、これをチャックする意味でも証券資本の自立性を強め、そのアンダーライター業務をディラーやブローカー業務から独立させて、株式・社債市場を整備し、企業が直接金融に現状よりも多く依存するよう導くことは必要であろう。

いずれにしても問題は間接金融か直接金融かにあるのではなく、公共部門と民間部門への資金配分についての原則的な立場を確立した上で、その枠内での競争メカニズムを最大限に発揮させる手段として、これらの資金調達方式をいかに位置づけるかにある。そのためには民間部門の大企業が成長を主導し、金融機関が日銀信用を動員しての間接金融をもつてそれを促進し、財政は金融の補完的機能を演じていたにすぎなかつた現在の資本蓄積メカニズム全体の再検討が必要となる。

社会的な投資計画による社会的資本と民間資本との、また民間資

発揮させることができると考える。それは、これらの産業の成長力の尊重、企業の自己責任、当該産業にたいする社会的支持と規制、という三つの基本原則にもとづくものでなければならない。(つまり私的な管理価格を社会的管理価格に発展させるのである。反社会的な高位安定の危険性をもつ業者だけの共同行為による管理価格を、業者グループと需要家グループとが第三者をまじえて民主的に、公共の場で交渉によってきめる価格にするのである。独禁法を前提とし、社会的対抗力の機能を発揮させて公開で決定される(その管理機関としては行政委員会が考えられる)その価格水準は、技術進歩を反映する下降的安定価格、コスト+適正利潤価格、そして国際水準価格を目指すべきであろう。

このような社会的管理価格決定方式は設備投資についての規制方式と切りはなせない。この規制は、社会的管理価格のもとで資本効率のよい、労働生産性の高い企業に優先的に投資がおこなわれるような間接規制方式となることがもともと好ましい。それは企業財務比率を調整基準とすることによって遂行されるであろう。

以上、現段階の日本経済の構造のもとで、ソーシャル・プランニングを前提とした競争メカニズムを發揮させる、産業組織と政策の基本的なあり方について述べてきた。

このような観点からすれば、自由化対策として外資への対抗と国民経済の利益のために、国内の大企業の集中合併を促進し、独禁法を緩和して寡占体制を強化する必要があると説く見解には多くの疑問が提起される。それはナショナル・インタレストと大企業の利害を同一視するきわめて大企業本位の自由化対策ではなかろうか。この

効率上必要とされるよりもかなり過大であり、その垂直的統合の程度は効率の上からは不必要な高さを示しているものがかなり多いと述べているのである。

資本自由化がおこなわれれば、ただちに外資の大規模進出を見るといった見方も少なくない。しかしたとえば、問題視される自動車産業においてさえ、わが国の上位企業と対抗しうる規模での外資の進出は、月産一万台能力で所要総資本一、一〇〇億円、月産三万台能力で三、二〇〇億円程度の巨額な資本を必要し、その調達は欧州メーカーにとってはまず不可能で、米ビッグスリーにのみ可能性がある。しかもこれらの資本がわが国上位メーカーと同じ収益率を実現したとしても、フル操業の下で前者の規模で八・五%、後者の規模で八・九%程度であり、これらの米資本にとってとくに魅力ある水準ではなく、わが国の自動車産業組織をゆるがすような外資の本格的進出は一般に信ぜられていて容易ではないと示唆されている。

自由化はむしろ寡占体制を打破し、雇用を増加させて国民の消費生活を充実させる政策手段として利用されなければならない。大企業部門への外資の進出はこれら部門の競争を強化するであろうし、中小企業部門へのそれは近代化プレッシャーとして作用し、ともに国民経済にプラスに役立たせうる可能性はある。そして海外ビル・ビジネスの正常なコスト・価格競争ではなく不当な資本力をもつてする独占的支配力の発揮にたいしては、独禁法の強化によって制限を加え、また遅れた中小企業部門への外資の破壊的な衝撃については、外資進出時期の時間的調整と強力な中小企業近代化政策の

のような対策が徹底的に遂行されるならば、技術進歩の停滞、管理価格の形成促進など寡占の弊害を強めて、かえって国際競争力を弱める可能性さへある。また中小企業部門への大企業の圧迫は強化され、消費者利益は無視されるであろう。しかし今日本格的な重化学会工業化を達成している日本産業の規模と水準からすれば、もはやリーディング・インダストリーが産業保護主義を要求する時代はすぎ去っている。多くの産業においてわが国大企業は西欧の水準に達し、たとえばアメリカを除く世界最大二〇〇社に入る会社数は西独をこえている。(フォーチュン誌一九六五年売上高調査による)。もちろんアメリカと比較すれば産業と企業規模の彼我の格差は大きい。しかし国民経済の規模を無視して、個々の企業だけを取り出して比較することは無意味であろう。一般的にいうなら市場規模の拡大は必ず大企業数の増加と結びつく。もし日本の企業規模をアメリカなみとするとすれば、まず前提として市場規模を急速に拡大する必要がある。このような前提を度外視してたんに企業規模のみをアメリカを目標として拡大するならば、一社独占に近い高度集中が多くの産業において不可避となり、それにともなうあらゆる弊害が生み出されるであろう。さらに、今日のアメリカの大企業の規模が、現代の生産力の水準の下で、国民経済の立場から合理的であるか否かは検討の余地が大きい。たとえば『アメリカの独占』を論じたアダム・ス・グレイは多くのわが国のビッグビジネスの巨人的規模を正当化する科学的根拠は全くないとのべ、またアメリカ産業の市場パートナーマンスを多くの産業の事例によって検討したJ・S・ベインも、『産業組織論』において、著名なビッグビジネスの規模は、生産の

推進によってそれを緩和することが出来るはずである。⁽⁹⁾もちろんさきにものべたように産業の性格上競争的であるよりも独占的にしか運営できないような部門や国家が巨額な投資をおこない構造政策を推進する必要のある分野への外資の進出は認めるべきではないが、それはまた国内の民間資本の活動も制限・排除される方が好ましい部門に他ならないのである。

産業発展の基盤整備について国家的な研究投資を推進する必要は大きい。その重点は、私企業では困難な大型研究プロジェクトや基礎研究におかれなくてはならない。外国技術導入による生産技術のキャッチアップがほぼ終了している現在ではなくにそうである。またわが国企業の研究投資は基礎研究に偏重する傾向があり、私企業としてもっとも重視すべき開発段階における研究費の比率が異常に低いという事実(基礎研究費の比率、日本一〇%以上であるのにたいして、アメリカでは三一四%、逆に開発費の比率は日本四五%、アメリカ七〇%)が指摘されているが、このような現状を打破し、研究投資効率を高めるためにもそれは必要であろう。さらに嚴重な公害規制の公的ルールづくりをすゝめるとともに、公害や労働災害防止のための技術開発を国の手でおこなう必要がある。個別企業の採算に入つてこないソーシャル・コストを含む、産業の総コストをこれによつて低下させることができるからである。

中小企業政策については、いよいよ近代化政策の徹底を必要としてきており、だが現在の主として業種別近代化計画による近代化政策は、個別企業の設備近代化や経営管理システムの合理化にとどまつて、全体としての業種の構造改善に積極さを欠き、国民経済的視

野に立って各業種の近代化目標を明示するということがない。また近代化のために必要な長期資金の確保はさわめて不充分である。近代化の徹底のためには、それとならぶ中小企業政策の柱である中小企業の「事業活動の不利補正策」が全面的に再検討されなければならないであろう。現在、中小企業団体組織法、百貨店法、下請代金支払遅延防止法など、一連の不利補正策といわれるものは、中小企業を寡占体制の補足的存在にとどめる、不徹底、不充分な保護政策にすぎないし、中小企業カルテルにたいする行政措置にみられるように、これらは形骸化し、解体の方向に進んでいる。近代化は保護主義的な競争制限とは両立しない。近代化の徹底に照應した中小企業の不利補正策は、大企業の不当な寡占的経済支配力を制限し、中小企業の成長を促進するような競争条件を全面的に整備するものでなければならない。

私的企業の活動分野は、大企業部門であれ中小企業部門であれ、同様に競争にゆだねられ、プライス・メカニズムの効果が充分に發揮されるようにしなければならないのである。もろに大企業・中小企業とも同一の競争環境におかれたばあい、大企業が経済的効率よりも経済的権力によって、たとえば資本力格差の不公正利用によって中小企業を圧倒することは充分考えられるが、これにたいしては独裁政策の立場から実態をあきらかにした上で、適切な規制がおこなわれるべきであろう。私企業によつては競争の成果が期待できない産業には、公共管理の原則をひらぬき、独裁法を有効に運用することが、本格的近代化政策の遂行に整合する中小企業事業活動不利補正策にほかならないのである。

現段階における産業政策は、個別産業の私的コスト、価格、利潤、国際競争力といった視野に限定され、消費者不在となつてゐる伝統的な産業保護政策から脱皮して、社会的費用を含めた総コストの低下、社会的利益の極大化といふ広い視野にたつた政策に変らなければならぬ。そしてそれは、社会的消費を含む国民生活水準の向上と両立しうる国民经济的な効率の發揮を目標とするものでなければならぬのである。

- (1) 日本国寡占価格の特徴について、杉岡碩夫『寡占価格』一九六六年および拙稿「巨大企業と経済政策」『経済政策講座』第四巻一九六四年所収・参照。

- (2) 一杉哲也『日本経済の発展と広告費の相関』『電通廣告論誌』四一号。

- (3) 杉岡碩夫『前掲書』一五四ページ以下参照。

- (4) Paolo Sylos-Labini; Oligopoly and technical progress, 1962, p. 130—1. 邦訳一六〇ページ。

- (5) なお詳細は、鉄鋼新秩序研究会『日本鉄鋼業の新秩序にかかる提言』『新時代』一九六四年臨時増刊号参照。

- (6) Walter Adams and Horace M. Gray; Monopoly in America 1955, p. 13. 参照、邦訳一〇〇ページ。

- (7) Joe S. Bain, Industrial organization, p. 340—358. 参照。

- (8) 「わが国自動車産業の構造と今後の展望」『興銀月報』四〇年五月号。

- (9) なお拙稿「資本自由化・『産業再編成』と中小企業問題」

『商工金融』一九六六年一二月号参照。

(10) 牧野昇「新製品計画と研究開発」『マーケティング講座』第一巻製品政策所収参照。

- (11) さらに昭和三〇年代に自然成長的に発展した中堅企業に対する積極的政策がほとんどないというのも問題であろう。開放体制と昭和四〇年代における日本産業の高度化は、専門企業としてのこれら企業グループの発展をより一層必要とするだけではなく、中小企業近代化の到達点ともいうべきこのグループの発展は、経済民主主義を志向する反独占政策の觀点からも望ましい。

(12) なお拙稿「中小企業政策の提言」『経済研究』一九六六年一〇月号参照。

質問一 (関東学院大学 清水嘉治)

(1) 転型期とは何か。

(2) 産業政策の主体についてどう考えているか。

答 本文中でお答えしました。

(2) 一般的にいえばいまでもなく政府であります、報告に述べましたような新しい産業政策を進めるためには、現在政府内部に分散している機能を有機的に関連させ統一的に遂行するための新しい主体の形成が必要であると思われます。たとえばソーシャル・プランニングの推進にさいしては、経済企画庁の権限の強化、各省に分散している計画機能の一元化および審議会の構成と権限の再検討、計画に実効性をもたらせるために財政と公的金融制度との連結などが必要となりますし、個別産業政策について、自動車産業をけり

スにとれば、自動車工業の規模および水準と自動車普及のための環境整備とのアンバランスの克服のために、滝川清氏の指摘されるように現在通産省（投資・構造政策）建設省（道路）運輸省（排ガス基準）自治省（車庫規制）大蔵省（物品・燃料諸税）警察庁（交通事故規制、運転免許）に分散している政策を総合化し一元化する政策主体を形成することが必要となります。

質問二 (関西大学 田中充)

- (1) 公害防止対策について企業に自己負担させるべきという発生主義的な態度は理解出来るが、公害問題は大企業のそれと中小企業のそれとは自ら違うはずです。大企業の場合と中小企業の場合とで対策も違うべきであるが、その点はどうか。

- (2) 新産業について、大企業については公害対策設備を企業開始に付設させることは可能であるが、在来産業、ことに中小企業の場合は自己負担で公害対策のための投資は出来るであろうか。

答 公害規制は公害発生の原因者の責任を明確とすることが原則であり、それは、大企業であれ中小企業であれ同一基準で追及されるべきものと思います。ただし既設の中小企業について公害防止設備投資のために低利長期融資の道が開かれる必要があります。

質問三 (東京都立大学 阿部源一)

- (1) 現時点の日本経済において、公有化ないし国有化されるべき経済部門は、具体的についてどの部門と考えますか。
- (2) また公有化ないし国有化にまでいかなくとも公営化しない所需要となりますし、個別産業政策について、自動車産業をけり

有形態はどのようになりますか。

答 (1) 本文中でお答えしておきました。

(2) 公有化ないし国有化が原則と思います。ただし、競争的な公企業が形成される場合（石油精製・鉄鋼業などで考えられる）公私混合所有形態もありうると思います。

質問四 (神戸大学 藤井茂)

(1) 日本の中小企業の近代化という場合に、物的生産性の引上げについて語られているが、価値実現性について語られることが少いようだ。

(2) 価値実現のためには過度競争阻止が計られなければならないが、今日の独禁法は中小企業の組織強化を抑えているようだ。大企業と中小企業についての差を設ける必要はない

か。

答 (1) ご指摘の通りと思います。

(2) 問題はきわめて複雑であります。中小企業の過度競争そのものの性格が、労働力過剰によるものから設備過剰によるものへと変化しつつある現在、従来の中小企業組織化政策の強化は有効ではなく、自由化対策や消費者物価対策とも矛盾すると思われます。過度競争の是正は一方では、個別企業重点の現行の近代化政策の反省にもとづく、徹底した業種別構造改革の遂行、他方では、独禁政策の強化により大企業の寡占的市場支配力を資本力格差の不公正利用の制限が有効と考えられます。

質問五 (大阪市立大学 酒井安隆)

(1) 昭和三六一七年ころまでに進行していた企業の集中合併と

さいきんふたび具體化してきたそれとの間に本質的な相異を認めますか（比較的大規模企業相互間のものを事例として）。私は日本経済構造の変化と関連して、いわゆる「特振法」前後の企業合同と三九一四〇年以降のそれとの間には本質的な相異があり、前者に対応する官僚側の意図はお説の通りであったとしても、後者（今回）の場合には、いわゆる経済成長パターンの変化、構造的諸脆弱点の表面化（とくに消費者物価の上昇に象徴される）これとの関連における今後の長期的視野の上に立った、高度成長期とは異なる「構造政策」の一環としての評価を客観的には与えるべきではないか。

2 独占的大企業に対抗する企業の育成というのは、従来の「中堅企業」の延長線上にある企業のことを考えてよいのですか。

答 (1) 通産政策の総花主義的企業育成策から集中・合併政策への転換に促進されて、集中・合併事例のなかには、寡占体制強化を示す傾向が現われていることは事実であります。しかしここに述べてありますように、大勢として以前の段階との本質的差異は今日までのところ認め難いと思います。

(2) 企業の性格としてはどう考えています。

経済計画編成における二段階機構

—「Selectionモデル」と「Implementationモデル」—

妙見孟

(富山大学)

第一次大戦後、多くの西欧諸国にみられる「経済の計画化」への顕著な傾向は、政府の経済活動に對して果す役割と責任の範囲が強化されたという現象的事実によつて特徴づけられるであろう。かよ

うな情況を背景として、「経済計画・政策理論」の体系化を試みようとする関心は、「計量経済学的方法」に基づく「政策科学」分析に別の新たな発展の可能性をもたらした。われわれは、この可能性の一つを、戦後以来、約二十年にわたり、R・フリッジンガを中心とするオストロ大学経済研究所グループによって積極的に開発・展開されてきた、いわゆる「オストロ決意モデル」(Oslo Decision Model)と総称される「マクロ的経済計画・政策理論体系」のなかに認めよう。

ここにいう「決意モデル」の構想とは、経済政策の目標（対象）の設定方法と、目標を効果的に実現せしめるための手段と方法に関する包括的・整合的な analytical framework を提示しようとするものである。かような「決意モデル」の理論的分析を一層 refinement した発展動向は、オストログループによって、逐次、試作されできた

「決意モデル」としてのいくつかの「類型モデル」のなかに持つ諸特徴によって明らかにされているところである。いま、これらの「類型モデル」を詳細に論ずる余裕はないが、これらを通して、「決意モデル」の構想を具備していると考えられる諸特徴を抽出・指摘し、本論への introductory remarks としよう。

「決意モデル」であるがゆえに、主要な経済諸要因の相互依存関係を同時的に考慮し、交替的政策手段の経済システムに及ぼす諸効果を充分に比較し得るかなりの自由度を含んだモデル構成が望ましい。そのため、体系的「国民経済計算」に基づく——「産業連関構造」を部分的に含む——詳細かつ一層包括的な「インター・フローモデル」(Interflow structure)を制約に導入すること、これが「オストロ決意モデル」の持つ第一の特徴である。第二の特徴は、右において与えられた制約のもとで、政策主体の選好関数を計測し、国民経済の最適計画の選択・決定をえようとするところである。第三の特徴としていえることは、「オストロ決意モデル」の計画に基づく経済政策の策定の構想が、「selection モデル」の形成と分析ならびに「implementation (or realization or steering) モデル」の形成と分析

とこう「段階編成の形式をとる、なんらかの明確に区別している点やあらう。

明らかに「えぬ」とあるが、「決意モデル」は、通常の「五一」シート approach に基づいて構成される計画・政策モデル」とは自ら異なる性格を持つてはならない。前者は、「optimalization approach」段階のモデルであるのに対し、後者は「on-looker approach」段階のそれであって、この事実認識は重要な帰結をもたらす。

本報告では、経済政策の策定に関する一連の研究を整備・統合しようとするわれわれの研究課題のなかの一つとして、「経済計画における編成方法」の問題をとりあげる。これに主要な手懸りを「木スロ決意モデル」——「マクロ的経済計画・政策理論体系」——における方法論に求め、前述の第三の特徴、すなわち、「selection 段階から implementation 段階」——とこう計画編成の方法を通じて、「経済政策の論理」を理解し、かならず analytical framework の意義と特質ならびに若干の問題を提起する所へ、これが本報告の目的である。

(一) かならな事實は、例えは、G. Myrdal, Beyond the Welfare State: Economic Planning in the Welfare States and its International Implications, New Haven and London, 1960 [北川一雄監訳「福祉国家を越えて」昭和三十八年] における「社会主義的経済計画の特徴」によても認められる。"ヨルダールのこう福祉国家觀は、市場経済のもたらす不調和に対しても、國民主義的あるいは國際主義的自覺にめ

めえられながら、國家の経済活動に対して果す機能が干涉を越えて、調整をはかるための福祉国家を建設することであり、それに伴つた民主化的な「経済の計画化」への道を開拓しようとする合理主義的な理念を根底としていることは周知のことである。さらには、一九五〇年代にみられる西欧先進工業諸国の中度成長とそこで実際に施された各國政府の政策基調とを合わせ考える場合、政府の経済活動に果した役割・機能の一端を伺ふ知る由無しである (A. Maddison, Economic Growth in the West, New York, 1964 [大森佐武郎監訳「西欧の経済成長」昭和四十年])。

(2) 戦後以来の「経済計画・政策理論体系」の發展動向は、ハリッジ以来の「決意モデル」を理論的分析ツールとして構築された周知の一・トマソベーゲン (J. Tinbergen, On the Theory of Economic Policy, Amsterdam, 1952 [原賀建三・加藤寛共訳「経済政策の理論」昭和三十二年]), and Economic Policy: Principles and Design, Amsterdam 1956), もくつか (B. Hansen, The Economic Theory of Fiscal Policy, London, 1958) 等による類似的なモデル、そしてより正しくは、トマソベーゲン・モデルを理論的基礎としてその内容を深め、西欧先進諸国 (EEC 六ヶ国およびアメリカ、イギリス、ノルウェー) における戦後経済の分析を通して、資本主義ないしは混合経済体制下の先進諸国に適用し得る「経済計画・政策理論体系」を展開しようとする試みが、E. S. カーネギー編集による諸論文 (E. S. Kinschen ed., Economic Policy in Our Time,

Part I ~ V, Amsterdam, 1964 [渡部経済監訳「現代の経済政策」上巻、昭和四十年、四十一年] のなかで伺い知ることが出来る。われわれは、上記一連の類似的なモデルの理論体系に闘心を持たぬがゆえ、ソリドは、トマソベーゲン独自の迫りてきた理論とその発展動向により大きな関心を持つてゐる。

(3) 「オペロ決意モデル」としての主要な「類型モデル」を試作された順序で示すと、(i) 「Oslo Sub-Model」(文献¹、²)、

(ii) 「Oslo Median Model」(文献³)、(iii) 「Oslo Kernel Model」

(文献⁴)、(iv) 「Oslo Refi (= real and financial) Model」(文

献⁵)、(v) 「Oslo Channel Model」(文献⁶または富山大学・藤

本利弟氏と理論・計量経済学会・西部部会(昭和四十年六月)

で共同報告された「Oslo Decision Model」の一部) と、

関連して書かれた拙稿「Decision Models の一類型—— Oslo

Channel Model の構造的側面——」『富大經濟論集』第十一卷

第四号、昭和四十一年一月) 等があげられる。

(4) これらの諸特徴が、すべての「類型モデル」に完全に具備していねとは云々難い。今田おだの「オペロ決意モデル」の開発・展開は、「selection」の分析に集中する所であった。その限りでは、「Oslo Channel Model」は「selection モデル」のねらふとする構想を最も具備したモデルであるといふべきなり(前掲注(3)の拙稿「Oslo Channel Model」)。

(5) 多部門・多侧面に図式化された「インター・ヒューリック表」(interflow table)には、「産業連関構造」に加えて生産諸要素への所得分配および家計消費機構の部門連関表を導入した

はいつものように主張する。「……交渉的予測を目的とする」れひすぐとの分析に共通していふの特徴は、分析者の態度が傍観者 (on-looker) のそれだといふのである。彼は、生起するであろう事柄を予測するだけであつて、ある主体（政府、民間企業等）が事態の方途 (the course of affairs) ）を為めねばならない事柄を見い出す「システィックな企て」は全く為めない。しかし、傍観者は前述の第三段階「feasible instrument approach」における「決意モデル」を構成し、適用しようと/orが、それが instrument 变数の選択可能な諸数值を、ある政策指針のための比較 (policy oriented comparisons) をする

とか、完全なプログラム (full-fledged programming) のたふやなく、ただ自己の傍観者的目的のためのやる (文献 [10] p. 250)。……かねだだ「on-looker」観点から、「決意的」観点くるふたりと/orは、彼の傍観的態度を何ら変更するものではないであらわ」（文献 [10] pp. 252—53.）。トーリンのふたりの段階区分かのやれば、ホーハークーナ・ヤホー (J. Tinbergen, Economic Policy: Principles and Design, op. cit.) も、「ad hoc instrument approach」——事態の方途に影響を与える観点からやる最もアリーティーバなるものや、充分に規定された自由度を持つ coherent ダヤルが存在したる——も「feasible instrument approach」——coherent なモデルが存在——事態の方途に積極的に影響を及ぼし、しかも instrument 变数の選択の feasibility を強調するや、「instrument 变数の選好の選択原理」第一段階「on-looker approach」と異なるやうの——のカタナリ

融的な諸手段の編成決定にそれぞれ利用される。すなわち、「対象」と「手段」の決定に別個のモデルが使用されるところである。したがつて「selection モデル」には制度的、行政的、貨幣・金融的構造は含まれないが、それらの必要な諸手段と方法が与えられるややれば、実現可能をみたる「実質表示」(volume figures or the figures in actual technical units) による後述の「optimal plan frame」の描写する目的のために有用やある。トーリン、最適の決定を扱う「selection やホー」など、区別すべき 11 の基本的構成要素、すなわち、(1)「構造」(structure with "Rock Bottom" character)——会計恒等式あるば生産関数、あるいは利用可能な資源量のようく好むと好まざるとにかかわらず、受け入れおるを得ない不可避的な諸関係と諸種の境界——おもろく「選好」(preferences)——経済政策の形成に直接参与する decision units、すなわち、政策判断の選好状態 (preferences or conscious policies specified by decision units)——が含まれる。⁽²⁾

「selection やホー」は、数理計画モデルに他ならず、構造は制約による選好関数は目的関数に該当する。しかも定義によつて構造の描写は切つて、「desirability」の概念を可能な限り念頭から除外しなされざるなら、逆に選好関数を決定する場合になつて structural feasibility の観念を可能だ限り念頭から排除する必要がある「Santa Claus function」⁽²⁾にて選好関数を確立しなくてはならない。

当然に、「selection やホー」の描写は切つて、他の類似的なモデルでいふね「target setting approach」⁽²⁾ は、念頭から完全に除去

一に属する。オスログループによる「決意モデル」の研究は、これらの段階的発展にしたがつて押し進められたものといえよう。この過程におけるフリッシュのフィヨンハイムは、ついに「啓蒙主義」(enlightenment)の精神に支えられたながら(文献 [10] pp. 257)、「計画」に対する方向（たとえば、欧米にみられる「啓蒙的な金融・財政政策主義」(unenlightened financialism)）に対する批判（文献 [3] pp. 2—4）が「合理的計画」の道である、よりは「optimization approach」に踏み切る理由が存在するといわねばならぬ。

II

「経済政策の論理」を形成する「selection」の問題と「implementation」の問題は、内容の差異・特質を別にすれば、トーリンの「決意モデル」およびティンベーゲンを中心とする他の類似的なモデルに共通して存在する analytical framework である。両問題は、モデルに含まれる自由度と関連する。すなわち、「selection」の問題とは、自由度の操作によって、システム内で可能だあるとする數値集合 (ベクトル) (the constellations of values of the variables) を分類し、これのなかで、政策主体の望むしある最適基準にしたがつて最適数値集合を選択・決定するものである。他方、「implementation」の段階では、「selection」の段階で得られた最適数値集合に対する実現過程とその科学的運営の問題をとり扱う。換言すれば、「selection モデル」が最適の決定に、「implementation モデル」はその最適の達成に必要な制度的、行政的、貨幣・金

(the institutionally contaminated model) よりも経済政策形成のプロセス (decision making process) の手續として、政治行政機構の分析に及ぶ「諸決議の compartmentalization」により立脚した「multidecisional administrative model」等が取り扱うのが「optimal implementation」である必要があるとしている。⁽¹⁵⁾ 云々のトコロ、⁽¹⁶⁾ の構想は、むしろ諸困難にもかかわらず、「selection」の問題へ「implementation」の問題を根本とする一貫した「経済政策の論理構造」はただが、目標（対象）と手段との整合のスカラニズムを可能な限り定量的に分析しようとあるといふに「オスロ決意モデル」の一つの特徴と貢献を見出しえることがやあらざるわけはない。

前述の(4)以下の政治行政機構のモデルを含む詳論は他の機会に譲るにいたして、当面「selection」の問題と「implementation」の問題における制度を含むモデルを次節で例示するにいたり、両段階の編成方法の特徴を見出したい。

- (8) 文献^[2] pp. 123-24.
- (9) 文献^[10] pp. 266-67.
- (10) 文献^[11] pp. 11-14.
- (11) フリッジ⁽¹⁷⁾の問題とする選好関係は、政策主体によつて経済のいかなる状態が他よりも選好されるかを示す関係式である。すなわち政府自体の選好閾数の存在が前提されるにすぎず、諸個人の選好閾数から、社会的選好閾数を導くことを扱う社会的評価の問題には関係しない。つまり、政策の最終決意はと称する。
- (14) 文献^[10] pp. 266-67.^[11] p. 3.^[14] p. 5.
- (15) 文献^[14] pp. 6-13.
- (16) 「implementation」段階で、経済全体の諸制度を含むモデルを導入する範囲に限定し、政策形成のプロセスを分析し、最適計画（optimum planning）の問題を提起した、最近におけるティンベーグ⁽¹⁸⁾の重要な貢献がある（J. Tinbergen, Central Planning, New Haven and London, 1964 小金芳弘訳『経済計画』昭和四十年）。すなわち、最適計画の問題を広義と狭義の考え方かにして、11つの場合に分け、前者は、1国にとっての経済全体の諸制度の仕組をいかに選択・決定するかという最適体制（optimum regime）の問題であり、後者は、既存の体制は是認されたものとして、いかに経済計画の編成をすれば、この体制のもとで最適計画が実施可能であるかという問題である（Ibid., p. 81）。ゆいに、政策形成のプロセスにおける政治行政機構に対する利益団体（interest or pressure groups）の影響力を明かにしようとする試みは、カーン⁽¹⁹⁾と繩著（Kirschen ed., op.cit.）にみられる一つの特徴である。われわれは、以上の類

question）によって蒐集される。インタビューに先だって質問者は政策主体に充分納得させておかねばならない規約がある。すなわち、主体は選好した配分構成が技術的・構造的・制度的観点からして実現可能かどうかには顧慮するひとなく答えなくてはならないこと、これである。質問者の政策主体に対するかようなインタビューの仕方を「Santa Claus function approach」と称する。

- (9) 文献^[10] pp. 266-67.
- (10) 文献^[11] pp. 11-14.
- (11) フリッジ⁽¹⁷⁾の問題とする選好関係は、政策主体によつて経済のいかなる状態が他よりも選好されるかを示す関係式である。すなわち政府自体の選好閾数の存在が前提されるにすぎず、諸個人の選好閾数から、社会的選好閾数を導くことを扱う社会的評価の問題には関係しない。つまり、政策の最終決意はと称する。
- (14) 文献^[10] pp. 266-67.^[11] p. 3.^[14] p. 5.
- (15) 文献^[14] pp. 6-13.

「implementation」の問題へ「諸決議の compartmentalization」へと立脚した「multidecisional administrative model」等が取り扱うのが「optimal implementation」である必要があるとしている。⁽¹⁵⁾ 云々のトコロ、⁽¹⁶⁾ の構想は、むしろ諸困難にもかかわらず、「selection」の問題へ「implementation」の問題を根本とする一貫した「経済政策の論理構造」はただが、目標（対象）と手段との整合のスカラニズムを可能な限り定量的に分析しようとあるといふに「オスロ決意モデル」の一つの特徴と貢献を見出しえることがやあらざるわけはない。

政府が行なうが、その策定にはある種の委員会が当るであらうか、O. T. ハーベック⁽²⁰⁾・サンド⁽²¹⁾（C. J. van Eijk and J. Sandee, Quantitative Determination of an Optimum Economic Policy, Econometrica, Vol. 27 No. 1, January, 1959, p. 3）によれば、選好関係は、「あるグループのひとどとが、あらゆる可能性を論じ得る余裕がいく分でもあるなら、時には交渉の後に、決意するであろう選好順序を表現せねばならない」ことであるだらう（前掲注（6））と「Oslo Decision Model」における選好閾数）。

- (22) 「オスロ決意モデル」研究におけるヨーロッパニア問題の解法は、極めて重要であり、フリッジ⁽¹⁷⁾により長期にわたって開発されてきた一連のプログラミング問題についてのコンペクトな紹介、検討、批判については、ひょいに詳しい。藤本利躬「線型計画と Multiplex 法——R. Frisch の Multiplex 基準の検討」『富大論集』第十一卷 第二号昭和四十年七月、「非線型計画と Multiplex 法」『富大経済論文』第十二卷第一号昭和四十年四月、および「数理計画と Multiplex 解法」日本統計学会報告要旨昭和四十一年十月。おほむ、文献^[5]、^[6]、^[12]。
- (13) 文献^[4]、^[6]、^[8]、^[11]。
- 選好関係の数値決定をする場合、選好閾数の性格からして政策主体のインタビューによつて必要なデータを得る。フリッジ⁽¹⁷⁾の方法において選好関係に必要なデータは政策主体に対する「配分質問」（distribution question）と「二分質問」（dichotomic question）によって蒐集される。自身の構想において、「selection やはる」と「implementation やはる」で考慮され得るあらゆる諸関係式おもび諸変数を含めた経済全体の最適化を決定する方法は、（プログラミング問題においても）、現段階では可能であるとは確信していない。むしろ、これらの諸困難な問題を予想し、いかに打開すべきであるかとふういふことが将来の中心的課題となる。

II

11段階の編成方法による「オスロ決意モデル」の完全な形での具体的なモデルとは別にみられる当トコロ⁽¹⁷⁾自身の構想において、「selection やはる」と「implementation やはる」で考慮も同様なことがいえる）が、不完全ながら「implementation」の問題においておよんだモデルとしては、最も初期に試作された「オスロ決意モデル」の一類型としての「Oslo Sub-Model」をとりあげるが、現段階ではこれまでに存在しない。第一節で述べた四つの段階からすれば、第三段階「feasible instrument approach」から第四段階「optimization approach」のカテゴリに属し、「オスロ決意モデル」の構想から具備する諸特徴も（そのうちの「インター・フレーム」が構成されてない）不完全にしか持たない過剰にアグリゲートされたモデルである。したがって二段階編成の好例とはいひ難いが、専門家による「Oslo Sub-Model」をとりあげ、そりや「selection」と「implementation」のかいかに区分され、結合されるかを検討してみよう。

「Oslo Sub-Model」は雇用計画のためのモデルであり、伝統的な（ケインズと異なり、公共投資でなく）価格・貨銀統制・税率・補

助金の操作をいかに編成すれば、最適雇用水準に到達し得るかが可能か、といった政策効果分析を行なったものである。いじやは、モデルの詳細な内容にふれるベースに恵まれていないので、モデルの数学的構造についてのみ簡単に言及しておく。

十四、独立方程式数は五十であるから、都合、自由度数は十四である。それらの方程式は、

定義方程式 $\left[\begin{array}{l} \text{労働・企業・政府の3セクターの収支方程式} \\ \text{(1), (2), (3)等々} \end{array} \right]$

小数変数間の定義的関係 $\left[\begin{array}{l} \text{(26)等々} \\ \text{原理が仮定される。} \end{array} \right]$

構造方程式 $\left[\begin{array}{l} \text{(1) } \left[\begin{array}{l} \text{生産関数(44)} \rightarrow \text{生産弾力性(45)} \\ \text{労働者の厚生指標関数} \rightarrow \text{支出弾力性(63)} \end{array} \right] \\ \text{(2) } \left[\begin{array}{l} \text{企業・労働者の市場行動関数} \rightarrow \text{伝統的極大} \\ \text{原理が仮定される。} \end{array} \right] \end{array} \right]$

と分類できる。これが「Oslo Sub-Model」の数学的構造である。前記したように「selection」の問題の対象は最適変数値集合（パトーン）の決定である。最適が論ぜられる限り、「selection モデル」は制約と選好関数＝目的関数の存在を前提としている。「Oslo Sub-Model」の選好関数は目的変数の特定値または選好境界の形で与えられる限りであり、そもそも零であると考えられてよい。これらの目的変数を含む方程式は上記全体系の部分系であり得る。その場合この目的変数に境界内数値を与えてデータとしての部分

系を解いて部分系内の他変数の値を求める。といひやうれら他変数も少なくとも境界の形で望ましい値域が与えられている場合が多い。たとえば、諸税率はこれであるが望ましいといったように。そのときこれら他変数は第二次目的変数と呼んでよい。第1次目的変数から以上と同様にしてつきの変数決定へと移行する。等々。あるいはもと直接的に目的変数の選好値と基本的データ⁽⁴⁵⁾、(63)あるはその他の諸データを与えて全体系を解くことがである。

とはいひて最適解でクトルが得られる。「selection」の問題の対象はいままである。前記したばかり「implementation」の問題とは、いの最適解の表現に関するものである。いの表現の意味を考えよう。

あらゆる変数を政策主体が直接コントロールであるのない、経済政策の問題は生じ得ない。技術的な観点からすれば、経済政策論など、間接的コントロールの可能性に関する体系であるからだ。当面、自由度数は十四である。すえに数学的には、あることは同じことだが、全変数が直接コントロール可能な(C₁₄⁽⁶⁴⁾)通りの政策可能性がある。しかし直接コントロール可能な変数が相対的に少数なのが現状であるから、実現の問題とはしたがって政府が直接コントロールであるのは、かなる変数集合かといふことだなければならない。

それはコントロールがどの程度直接的に可能かによって、目的変数以外の変数を分類するところが「implementation モデル」の第一の問題であるといえよう。事実、「selection」の解としての最適ベクトルには目的変数以外の変数が具体的な数値をもつて与えられているわけだが、そのうちの十四個は直接コントロールが得られるのでなければ

ねば、出発点で仮定した目的変数の選好値は実現できないかもれない。ハーネス・ペナル変数が十四に充たない場合、たゞれば、物価水準を直接コントロール可能な制度を編成するにこぎりて初期の目的選好値を実現するが、あるいは自由な市場力の作用に物価の決定を委だす、「second-best」の目的選好値の実現可能性を甘受するが、それとも物価がどの程度コントロールするにこぎりのよだな制度を編成するが、心こゝた問題が生じてしまうであら。それを扱うのが「implementation」の問題であら。

おまけにハーネス・ペナル変数表の一箇所だけあるべ。

1. N^{act} = 就用, 2. p = 物価水準, 3. q = 貨金水準, 4. m_1 = 企業資産増, 5. m_2 = 労働資産増, 6. δ_2 = 公共用役（無料）消費の労働分前, 7. τ = 物価所得, 8. T = 移転分前, 9. θ_1 = 企業所得税率, 10. θ_2 = 労働所得税率, 11. θ_3 = 貨金税率, 12. β_1 = 企業所得税限界率, 13. β_2 = 労働所得税限界率, 14. β_3 = 貨金支払税限界率

[Appendix]

記号:

1. $N(N^{act})$ = 就用, 2. P = 物価水準, 4. q = 貨金水準, 5. T_1 = 企業者所得税, 6. T_2 = 労働所得税, 7. τR = 物価税, 8. T = 移転所得 (労働), 9. $\lambda_0 R$ = 政府可処分所得, 10. $\lambda_1 R$ = 企業者可処分所得, 11. $\lambda_2 R$ = 労働可処分所得, 12. R = 国民所得,
13. X_0 = 政府の財・用役購入, 14. X_1 = 企業の財・用役購入,
15. X_2 = 労働の財・用役購入, 16. X = 実質国民所得 = 純生産

1. $N(N^{act})$ = 就用, 2. P = 物価水準, 4. q = 貨金水準, 5. T_1 = 企業者所得税, 6. T_2 = 労働所得税, 7. τR = 物価税, 8. T = 資産増, 60. m_0 = 政府資産増, 61. m_1 = 企
- 業資産増, 62. m_2 = 労働資産増, 63. $\lambda_0 R - m_0$ = 政府注入購買力 (purchasing power released by government), 64. $\lambda_1 R - m_1$ = 企業注入購買力 (purchasing power released by the enterprise), 65. $\lambda_2 R - m_2$ = 労働注入購買力 (purchasing power released by labour), 66. $\rho X_0 = \lambda_0 R - m_0$ = 政府の財・用役購入・

貨幣価値額, 67. $pX_1 = \lambda_1 R - m_1$ = 企業の財・用役購入・貨幣価値額, 68. $pX_2 = \lambda_2 R - m_2$ = 労働の財・用役購入・貨幣価値額, 70. $\xi_0 = pX/R$ = 政府分配率, 71. $\xi_1 = pX_1/R$ = 企業分配率, 72. $\xi_2 = pX_2/R$ = 労働分配率, 73. N^{sup} = 労働需要, 74. N^{dem} = 労働供給, 77. X_{d+em} = 労働者の財需要, 80. $\mu_0 = 0$ = 政府生産分前, 81. $\mu_1 = (pX - qN)/R$ = 企業生産分前, 82. $\mu_2 = qN/R$ = 労働生産分前, 83. $v_0 = \mu_0 + \tau + \theta_3$ = 政府収入分前, 84. $\nu_1 = \mu_1 - \tau - \theta_3$ = 企業収入分前, 85. $\nu_2 = \mu_2 - \theta_3$ = 労働収入分前

方程式

$$\begin{aligned} & \text{Income Equations (1) - (3); (1)} \quad \theta_1 + \theta_2 + \theta_3 + \tau - \theta = \lambda_0 \\ & \text{(政府), (2)} \quad I - \tau - \theta_1 - \theta_2 = \lambda_1 \text{ (企業), (3)} \quad \mu_2 - \theta_2 \\ & + \theta = \lambda_2 \text{ (労働), Acquisition Equations (5) - (7); (5)} \quad \xi_0 \\ & + m_0 = \lambda_0 \text{ (政府), (6)} \quad \xi_1 + \frac{m_1}{R} = \lambda_1 \text{ (企業), (7)} \quad \xi_2 + \\ & m_2 = \lambda_2 \text{ (労働), Definitional equations (9) - (13); (8)} \\ & R = \lambda_2 \quad (\text{労働}), \quad (9) \quad \text{物品税額} = \tau R, \quad (10) \quad \text{政府可処分所得} \\ & m_0 + m_1 + m_2 = 0, \quad (11) \quad \text{企業可処分所得} = \lambda_1 R, \quad (12) \quad \text{労働可処分所得} \\ & = \lambda_2 R, \quad (13) \quad \text{総賃金} = qN, \quad (14) \quad \text{政府生産所得} = \mu_0 R = \\ & 0, \quad (15) \quad \text{企業者生産所得} = \mu_1 R, \quad (16) \quad \text{労働生産所得} = \mu_2 R, \\ & (17) \quad \text{政府注入購買力} = \lambda_0 R - m_0, \quad (18) \quad \text{企業注入購買力} = \\ & \lambda_1 R - m_1, \quad (19) \quad \text{労働注入購買力} = \lambda_2 R - m_2, \quad (20) \quad \text{政府購入} \\ & \lambda = pX_0, \quad (21) \quad \text{企業購入} = pX_1, \quad (22) \quad \text{労働購入} = pX_2, \\ & (23) \quad X_0 = \xi_0 \cdot \frac{R}{p}, \quad (24) \quad X_1 = \xi_1 \cdot \frac{R}{p}, \quad (25) \quad X_2 = \xi_2. \end{aligned}$$

貨幣価値額, 67. $pX_1 = \lambda_1 R - m_1$ = 企業の財・用役購入・貨幣価値額, 68. $pX_2 = \lambda_2 R - m_2$ = 労働の財・用役購入・貨幣価値額, 70. $\xi_0 = pX/R$ = 政府分配率, 71. $\xi_1 = pX_1/R$ = 企業分配率, 72. $\xi_2 = pX_2/R$ = 労働分配率, 73. N^{sup} = 労働需要, 74. N^{dem} = 労働供給, 77. X_{d+em} = 労働者の財需要, 80. $\mu_0 = 0$ = 政府生産分前, 81. $\mu_1 = (pX - qN)/R$ = 企業生産分前, 82. $\mu_2 = qN/R$ = 労働生産分前, 83. $v_0 = \mu_0 + \tau + \theta_3$ = 政府収入分前, 84. $\nu_1 = \mu_1 - \tau - \theta_3$ = 企業収入分前, 85. $\nu_2 = \mu_2 - \theta_3$ = 労働収入分前

方程式

$$\begin{aligned} & \frac{R}{p}, \quad (26) \quad X = \frac{R}{p}, \quad (27) \quad \theta = -\frac{T}{R}, \quad (28) \quad \theta_1 = -\frac{T_1}{R}, \\ & (29) \quad \theta_2 = \frac{T_2}{R}, \quad (30) \quad \theta_3 = \frac{T_3}{R}, \quad (31) \quad \theta_0 = \theta_2 + \theta_3, \quad (32), \\ & \theta_4 = \theta + \theta_3 + \tau, \quad (33) \quad A_0 = \frac{\beta_1 \theta + \beta_2 \theta_3}{\nu_2}, \quad (34) \quad A_1 = \frac{\beta_1 \theta_1}{\nu_1}, \\ & (35), \quad (36) \quad R_0 = \nu_0 R = (\tau + \theta_3) R, \quad (37), \quad (38) \quad R_1 = \nu_1 R = \\ & (\lambda_1 + \theta_1) R, \quad (39), \quad (40) \quad R_2 = \nu_2 R = (\lambda_2 + \theta_2 - \theta) R, \quad (41) \quad \mu_0 \\ & = 0, \quad (42) \quad \mu_1 = -\frac{pX - qN}{R}, \quad (43) \quad \mu_2 = \frac{QN}{R}, \quad \text{Structural} \\ & \text{equation (44) - (46); (44)} \quad X = \phi(N) \text{ (生産関数), (45)} \\ & \varepsilon = \frac{N\phi'(N)}{\phi(N)}, \quad (50) \quad n_1 = \frac{A_1(N^{sup}, elc.)}{A_2(N^{sup}, elc.)}, \quad (53) \quad (I - \tau) \varepsilon \\ & = n_1(\nu_2 + \beta_3 \theta_3) \text{ (労働の需要方程式), (57)} \quad n_2 = \frac{A_2(N^{sup}, elc.)}{A_2(N^{sup}, elc.)}, \\ & (62) \quad \nu_2 = n_2 \cdot \varepsilon + \sigma + \beta_2 \theta_2 \text{ (労働の供給方程式), (63)} \quad \sigma = \\ & \frac{u(N)}{\phi'(N) w \{ (\xi_2 + \theta_2) X \}}, \quad (64) \quad X^{dem} = \frac{qN^{sup} - p_2(QN^{sup}) - m_2}{p} \\ & + \theta \phi(N) \text{ (労働の財需要方程式)} \end{aligned}$$

四

④ せんじゆくの「selection」。なぜなら、政策主体が多かれ少なかれローレル・アンド・ホーリー「implementation」要因をローレルやホーリー要因の「selection」や「implementation」を包含しているからである。

⑤ 企業者生産所得は $\mu_1 R$, 労働生産所得は $\mu_2 R$, 政府生産所得は $\mu_0 R$ である。

⑥ 政府注入購買力 = $\lambda_0 R - m_0$, 企業注入購買力 = $\lambda_1 R - m_1$, 労働注入購買力 = $\lambda_2 R - m_2$, 政府購入 $\lambda = pX_0$, 企業購入 = pX_1 , 労働購入 = pX_2 ,

⑦ $(23) \quad X_0 = \xi_0 \cdot \frac{R}{p}, \quad (24) \quad X_1 = \xi_1 \cdot \frac{R}{p}, \quad (25) \quad X_2 = \xi_2$.

地域（共産・非共産圏）における経済システムおよび経済に対する考え方の相違は減少していく、と指摘し、いくつかの問題について、両側タイプの計画の効率性について、科学的または実際的に比較評議し得る対象に変わってきたところ。したがって同側の体制のなれば、たとえば、中小企業における生産手段の私有が、国有のそれと比較してより効率的でないかどうかも論じ得るようになるだ（²⁷）。ところが「11部隊編成の方法」の必然性は何か。われわれは（²⁸）も、この企画は複数の「経済計画問題」といはば、勿論、両モデルを合併する立場からして、最適計画の問題を進める重要な性を説いている。かような客観的比較分析の可能性はない、フリッシュの「マクロ経済計画・政策理論体系」では、かかる結果を期待し得るだけうか、アーネスト・ヒューリックである。

〔E〕 T. Tinbergen, Central Planning, op. cit., pp. 78-79.

〔参考文献〕

〔1〕 Ragnar Frisch, "Price-Wage-Tax-Subsidy Policies as Instruments in Maintaining Optimal Employment", Memorandum from the Institute of Economics, University of Oslo, February 12, 1953.

〔2〕 do., "The Mathematical Structure of a Decision Model: The Oslo Sub-model," Metroeconomica, Vol. VII, December, 1955.

〔3〕 do., "Main Features of the Oslo Median Model", Memorandum from the Institute of Economics, University of Oslo, October 10, 1956.

〔4〕 do., "Numerical Determination of a Quadratic Preference Function for Use in Macroeconomic Programming",

⑧ せんじゆくの「selection」。なぜなら、政策主体が多かれ少なかれローレル・アンド・ホーリー「implementation」要因をローレルやホーリー要因の「selection」や「implementation」を包含しているからである。

⑨ 企業者生産所得は $\mu_1 R$, 労働生産所得は $\mu_2 R$, 政府生産所得は $\mu_0 R$ である。

⑩ 政府注入購買力 = $\lambda_0 R - m_0$, 企業注入購買力 = $\lambda_1 R - m_1$, 労働注入購買力 = $\lambda_2 R - m_2$, 政府購入 $\lambda = pX_0$, 企業購入 = pX_1 , 労働購入 = pX_2 ,

⑪ $(23) \quad X_0 = \xi_0 \cdot \frac{R}{p}, \quad (24) \quad X_1 = \xi_1 \cdot \frac{R}{p}, \quad (25) \quad X_2 = \xi_2$.

⑫ せんじゆくの「selection」。なぜなら、政策モデルの条件を真に守るにはならない。

⑬ 最後に、今日論じられるべき問題を提起しよう。

⑭ 第1節で論及したように最近、テハバーゲンによって提起された最適計画の問題である。テハバーゲンによれば、世界の11つの困難な

Memorandum from the Institute of Econometrics, University of Oslo, February 14, 1957.

[5] do., "The Multiplex Method for Linear Programming", Sankhya, Vol. 18, September, 1957.

[6] do., "Kvadratisk Preferansfunksjon Bestent Ved Interviewdata og Anvent Konveks Programmering", Memorandum from the Institute of Economics, University of Oslo, November 15, 1957.

[7] do., "General Theory of Kernel Model", Memorandum from the Institute of Economics, University of Oslo, February 7, 1958.

[8] do., "Practical Rules for Interview Determination of One-Sided and Two-Sided Preference Coefficients in Macroeconomic Decision Problems", Memorandum from the Institute of Economics, University of Oslo, June 25, 1959.

[9] do., "A Survey of Types of Economic Forecasting and a Brief Description of the Oslo Channel Model", A paper dedicated May 13, 1961 to Accademia Nazionale dei Lincei, Rome.

[10] do., "Preface to the Oslo Channel Model: A Survey of Types of Economic Forecasting and Programming, "Europe's Future in Figures, by R. C. Gearyed., Amsterdam, 1962.

[11] do., "An Implementation System for Optimal

National Economic Planning Without Detailed Quantity Fixation from a Central Authority", Part 1, Prolegomena:

Selection, Memorandum from the Institute of Economics, University of Oslo, January 3, 1963.

[12] do., "A Condensed Description of the Nonplex Method for Programming with Strongly Non-linear Bound and/or a Strongly Non-linear Preference Function, Memorandum from the Graduate School of Public and International Affairs, University of Pittsburgh, March, 1964.

[13] do., "Economic Planning and the Role of Economics", STASOKONOMISK TIDSSKRIFT, MARS 1964

[14] do., "Optimal Implementation", Memorandum from the Graduate School of Public and International Affairs, University of Pittsburgh, April 8, 1964.

[15] do., "A Generalized Form of the REFI Interflow Table, Essays in honour of Michał Kalecki, Warsaw, 1966.

(3) 「Appendix」の構造とそのstructure with "Rock Bottom" との関連。

(2) ふるまつて、田畠園数はなるもんが形のものもたぬ。

(3) 「Appendix」の構造とそのstructure with "Rock Bottom" との関連。

❶ 『Oslo Sub-Model』は「selection」と「implementation」の二つのモデルで構成される。前者は「selection」、後者は「implementation」である。これらの二つのモデルは、ともに「selection」と「implementation」の二つの段階で構成される。

❷ 『Oslo Sub-Model』は「selection」と「implementation」の二つの段階で構成される。

❸ 『Oslo Sub-Model』は「selection」と「implementation」の二つの段階で構成される。

このモデルは単純でやや複雑な意味のものか、全く複雑で

必要があるかを考えねえか。かならず意味では「Rock Bottom」に立脚するべきだと思ふねえか。

(2) 数理計画に典型的な形の選好関数は假定されないがせん。

このモデルは一般的に「オペロ決意モデル」では、上記の意味の選好関数は假定されないがせん。

X ≤ X ($\leq +X$) なる選好境界を政策当局は設定せねばならぬが、このモデルでは後者の選好表示形式のみをとつておらまか。したがつて選好境界の数理計画論では可能領域を規定する制約の一つとして加えまやう。f(x) = 目的関数、x = 変数ベクトル、R = 可能領域として、

$$f(x) \begin{cases} = 1, & \in X \\ = 0, & \notin X \end{cases}$$

となるが。

(3) ① 「Oslo Sub-Model」の問題で示された「岩の底」は、直接決定されるとか、価格水準、賃金水準等の政府の規制によって固定される等々の場合だ。hierarchic モデルは、雇用がローレンス可能でないか、第1システムとしてのタイナードが考えられる可能性のあら hierarchic システムのなかで最も極端な第一の

システムとしてのタイナードあります。目的変数 = 雇用も（政府によつて、労働時間を定めるとか何かの強制措置やつて）直接決定されるとか、価格水準、賃金水準等の政府の規制によって固定される等々の場合だ。hierarchic モデルは、雇用がローレンス可能でないか、第1システムとしてのタイナードが考えられる。

質問 II (名古屋大学 藤井隆)

① このモデルでたゞれば五ヶ年計画を作成するといつたが、どう

いう形で組むといつたりますか。

答 報告のはじめに、「オペロ決意モデル」の諸特徴と関連して計画期間の問題について触れぬおかせしたまへど、トコトコ¹で moving (あることを sequential) ながらノック方式を採用する。

とです。これにしたがいますと、毎年、漸近・発展モデル (asymptotic model) と次年度モデルの二つを解決しなければなりません。まず、第一に最適化の接近方法によりまして、例えば経済の全部門（生産、消費、投資等々）が比例的に成長する漸近状態 (equal exponential growth) ないしは発展形態を選び出します。第二は、この選び出された漸近状態・発展形態へ経済を一步進めることを目的とする次年度の計画を決定します。かような繰り返しを毎年おこないます。たとえば、五ヶ年計画のときは、次年度に（既に遂行された新らしい情報（データー）に基づいて）修正・改善して、新らいうちの五年後（当初から数えて六年目）の目標年次について計画を立てるという操作を続けます。トライ・ショットは、遂行されたノンメント (non decisional elements i. e. in the set of already-committed-to elements) と決意要素 (decisional elements) を区別して、全体の計画作業を進めることが重要だといつております（文献[10] pp.278-79.）。明らかにいえますように、かような手続が可能であるとすれば、経済のどの部門におけるたとえば、生産とか投資も、幾年かにまたがって延長することが可能であり、ある時間的推移のパターンを示し得ることと、それらの計画期間を越える諸効果も幾年かにまたがって無視されない、ということができます（前掲注(6)の拙稿「Oslo Channel Model」）。例示されまし「Oslo Sub-Model」は、明らかに静態モデルであります。一般に「オスロ決意モデル」は静態問題を前述の moving planning 方式にしたがって、動態的にモデルを用いることを可能ならしめること、したがって中期・長期計画を行ない得る利点を持つていているといふことがいえます。

1. 一般的問題との関連
——計画主体の生産関係に対する立場——

生産関係に関する現代の主要な立場、すなわち自由企業派、改良主義、社会主義の三つの立場からそれぞれの経済政策の路線を基礎づけた勢力が、可成り接近した力関係があり、単に基本的政策綱領のレベルにおいてだけではなく、具体的な経済計画の分野においても、それぞれ体系的なプランを持ち、相互に争っている場として、現代イタリアがある。他の国々においては、これらの経済政策の立場は、理論的、思想的には、それぞれ大きな力をもっているが、現実に極めて拮抗した勢力として鼎立し、それぞれが典型的に経済政策の三つの系譜を示している国は少い。

一般的問題との関連とは、これらの系譜を単に経済政策論教科書の見本の具現のように比較観察することではなく、これらの政策路線が対等の影響力をを持つて至ったこの国の資本主義社会の特殊な歴史的諸局面を分析することを通じて、認識されるものである。

三つの系譜のうち自由企業派は、資本家団体である産業総連合 (Confindustria) を拠点とし、政治的には自由党とキリスト教民主党政右派をその代表とし、故ルイジ・エイナウディらの新自由主義

でしょう。しかし、われわれは、前述の方程式に全面的にこだわっていないわけではなく、計画期間の決定の重要性を認識するとき、フィックス方式に若干の問題点があると思います。一例をあげますと、五ヶ年計画であることが望ましいのか、十ヶ年計画であるのが望ましいのか、といった問題をもっと徹底させる必要があると考えられます。

イタリアにおける経済計画論争

尾上久雄

(京都大学経済研究所教授)

経済学を理論的拠り所とする。次に改良主義は、国家的特殊会社の経営者や官僚等の階層の中に影響力が強く、キリスト教民主党左派、共和党がこれを代表する。民社党、さらに一九六六年これと合併した社会党のかなりの部分は、第一次大戦後現在まで政治的振幅を繰り返えしているが、中道左派政権樹立以来、客観的にはこれに追随することによって改良主義の系譜に属している。第三の系譜は前の二つと異なり、資本主義的生産関係を否定し、社会主義社会の樹立を目指している勢力であり、共産党、統一社会党、社会党の一部および労働総同盟 (CGIL) 等がこれに属する。

典型的に現実の勢力として姿を現わしているこれら三つの系譜が、イタリア経済計画論争において提起している問題として、特に次の二点を指摘したい。

資本主義的経済政策のヘグモニーが、第一の系譜から第二の系譜に移っているか否か、その原因は何か、これが第一の問題点である。

第二の問題点は、資本主義的生産関係を否定する勢力が、資本主義的な現行憲法のもとで労働者の立場から独自の経済計画を主張することが、矛盾ではないかという問題であり、いわゆる構造的諸改革の問題もこれに関連する。

一般に経済計画の手段として、いわゆる量的政策手段と質的政策手段がある。質的制度的政策手段の中でも單なる機構や制度の改変ではなく、独占や土地所有に関する社会経済的諸改革は、生産と私有の結びつきから生まれる制度的硬直性のために資本家の政府がそれを自発的に用いるようなことは、きわめてまれである。現代イタリアにおいては革新勢力がこのような諸改革をも含んだ経済政策を国民の前に提示している。以上の問題はイタリア的・特殊的な問題であると同時に、その特殊性を通じて現代史に一般的な課題を投げかけている。

一、制憲議会における経済計画論争の開始

戦後イタリア新憲法制定のための制憲議会は、ファシズム崩壊後のイタリアの体制選択のために重要な決定経路であった。この選択はイタリアだけでなく西欧資本主義が第二次大戦後対決しなければならない問題の一環であった。経済計画の問題は、この制憲議会において最も最大の論点の一つであった。

経済計画に関する条項は、結局「法律は公的経済活動および私的経済活動が、社会的目的に向けられて調整されるよう、適切な諸計画（Programmi）および諸統制（Controlli）を定める」（第四十一条）という抽象的条文となる。ここに至る論争は、まさに現代資本主義における前記の典型的諸勢力の立場を明示した。

計画化について最も積極的な立場をとったのは社会主義的勢力であり、すでに戦争の末期に解放後は進歩的革新的な経済計画を推進

しようという構想を持ち、労働者が企業内協議委員会、労働組合、

主義社会の建設である」と主張し、構造的諸改革を批判した。これ

に対し、同じ社会党のモランディは「諸改革は革命に従属するものであって、革命に代替する改革を意味するのではない」と主張し、むしろ労働総同盟やトリアルチに近い見解をとった。この問題は後の国際的な批判や論争と同じ問題を提起したのであるが、その論争の内容は、むしろ後の国際的な評論よりは集中的で水準も高いものであった。（制憲議会における論争については、別に筆者の「現代資本主義と経済計画の問題——戦後イタリア経済計画論争の端緒——」経済学論究・第十八巻・第三号がある。）

二、労働計画とヴァーノーニ計画

一九四九年秋、労働総同盟は「労働計画」と呼ぶ独自の計画を發表した。それは名称から想像されるような「労働」に関する狭い防衛的な計画を意味するのではなく、労働者階級の提案する国民経済的な計画であり、労働者階級が国民経済の担い手たりうることを意味するものであった。それは社会主義社会を前提してのみ可能な社会主義経済計画ではない。前述のような歴史的過程の結果として獲得されたイタリア憲法の完全実施によって実現されるような部分的過渡的計画であり、これによって「現代社会の直面する社会的経済的問題を全部解決出来ると思うのは誤りである」と提案者の労働総同盟ヴィットリオ議長も述べている。

しかしこの計画は電力国有化、土地改良および農地改革、国家資本による公共建設の三政策を根幹とし、当時二百万近いといわれた失業労働力を吸収しようとするものであった。この計画は自由主義

産業別の全国的組織を通じて経済計画の作成、実施に参加すべきであることを主張した。

これに対し自由企業派は経済計画に対して極めて保守的な態度をとり、その代表者エイナウディ教授は一九四七年一月制憲議会でやつと「最大限の自由を保存するような経済計画化の制度は認めてよい」と発言したが、かれの認めた計画とは、何らの政策実行を内容としない予測計画に過ぎず、せいぜい国民所得統計やその予測に関する白書公刊に過ぎなかつた。

最も保守的なグループはPiani（諸プラン）という語句が憲法に入ることによっても資本主義的企业活動の自由が侵されはしないかと恐れ、社会党とキリスト教民主党内の左派が比較的早くからラム（諸プログラム）が採用された。ネオ・リベラリストのコルビーノ教授は、さらに計画実行手段を骨抜きにしようとしてControlli（諸統制）の語を削除することを主張したが、これは容れられなかつた。

経営管理、経済政策への労働者の参加の権利を認めた第四十六条にも抵抗があったが、キリスト教民主党内の左派が比較的早くからトリアルチの提案に同意を示したのは、解放直後の力関係の反映である。このように憲法の抽象的条文は、ファシズム崩壊後の現代イタリア資本主義における諸階級間の勢力関係の対抗と妥協を背後にもつた。

もう一つ興味深いのは、すでに当時、構造的諸改革に関する議論が、制憲議会における経済計画論争に関連して起つたことである。

社会党のロムバルディは、「社会主義者の目標は、ただ一つ、社会

的な経済学者や与党の政治家をも含む広い国民層の支持をえた。

政府与党および、労働総同盟から分裂したカトリック系の組合の中には「労働計画」に対抗し、その反対措置としても長期経済計画を作成しようという気運が起り、その結果は有名な「ヴァーノーニ計画」となつた。その意図は、現存の体制のまま何ら質的な改革を行わなくとも一〇年間がイタリアの主要な経済問題が解決することを示す点にあつた。

対抗する両計画の成長モデルとしての差異を筆者は、前者をドップの開発モデル、カレッキーの社会主義成長モデルの系譜に属するものとし、後者をポスト・ケインジアン・モデルの一種であると考える。（筆者の「イタリアにおける代替的成長モデル」経済学論究第十八巻第三号、あるいは京大経研リブリント・シリーズ十四号が、この問題を取り上げた。）

四、中道左派の経済発展計画・対・資本家団体の予測

一九六二年三月のキリスト教民主党第八回大会が「左転換」の方針を決めて以後、政局における「左転換」と平行して、社会党の経済計画要求とキリスト教民主党との間に妥協が進んで行く。とくに六三年春の選挙で共産党が進出したので、社会党としては対抗上経済改革と計画作成を政府に協力の条件として強く要求した。

資本の側にも計画化に対する部分的な態度の変化が現われた。フイアト、モンテカティーニ、オリペッティなどの独占的大資本の経営者層の中にも、経済的予測や社会資本の整備充実、そして労資

関係の安定のために、一定の性格のある程度の計画化を導入してもよいという考え方が發展して來た。經濟的には一九六三年の最初の三ヶ月をクライマックスとして高度成長の「經濟の奇蹟」が終り、以後停滞に入つたこと、政治的には「左転換」を政治經濟的安定のために利用し、中道左派政權を充分コントロールしうるという自信が強まつて來た。この傾向は一見、イタリアの資本的團体である工業総連盟（コンフィンドゥストリア）の計画化反対、企業活動の自由の方針から離れているよう見える。しかし云うまでもなく、現代の總資本は独占資本によつて代表され、後者と切り離された總資本を代表する組織というようなものは虚構と言える。支配的資本は、万一般政府の計画化が左に行き過ぎる傾向を見せるようになれば、工業總連盟の反対を理由ないし道具にして政府と「かけ引き」を行う。

工業總連盟は中道左派政府の發展計画に对抗し、傘下工業企業の經營計画（一九六四—一九六年）の集計を意識的に発表した。これと政府の發展計画との間に、かなり差異が見られる。先ず附加価値の上昇率（工業のみ）については、「發展計画」は年平均七%とし、これに対して「予測サーキュリ」は五・九%という控え目な見通しを立てている。

雇用については政府は年平均二・四%の上昇を見込んでいるのに対し、企業側は、わずかに〇・九%の上昇を予測している。「中道左派」政府は「左派」つまり労働組合と革新政黨の政策提案（労働計画にはじまり構造的諸改革、労働者のプログラミング等々にいたる）に対する対抗上、そしてまた直接的には社会党との連立維持の必要上、高い雇用上昇率を政策目標にかかげざるをえない。これに

資本・產出係数に持ち込むことによつて計画のコンフォーミティを保持したのである。
かくして私企業側は政府の計画立案作業中に、別個の「予測サーキュリ」を意識的に発表し、政府がマクロ的な決意モデルを作つて目的変数にふさわしい政策変数を決めて、その政策には従わないという態度を表明し、それを宣伝している。
他方、一層左の側は、政府は政治的宣伝のために楽観的な計画を立てて国民に示しているが、資本のビヘイビアを根本的に変えるような具体的な政策を何もとつていない、と批判している。政府の計画は、限界資本・產出のパラメーターまでも私企業の予測と別ものを見込だのであるが、それを実現するのに必要な質的な諸改革は伴っていない。

いのうにして政府の計画はその数値にまでも「中道左派」のディレンマを示現するに至つた。最近政府は計画を修正して、「どやれ」というと企業家団体の予測に近寄つた手直しを行つてゐる。また議論がまとまらなかつたため、タイミングが遅れ計画期間が一九六五—一九六九から一年ずれて一九六六—一九七〇に変更された。（これについては近く別稿で論する。）

五、むすび

以上の論争は狭くイタリア經濟學界においても、新自由主義学派、混合經濟派、マルクス派の学者の間に行われた。それにシロ・スラビーニのじとく混合經濟派の中の批判派といふべき学者もある。この百家奏鳴の特徴は論争が、單に學界レベルのものでなく、國民のそ

対し企業は極力雇用を押えようとしている。この結果、工業労働生産性については資本家側の予測は政府の計画よりも、はるかに高い水準を見込むこととなる。

工業部門の限界資本・產出係数を政府の發展計画は二・五という低い數値に推定しているのに対し、資本家側の予測は三・五と推定している。工業投資の地域分布については、政府計画は北・中部に一兆四千億リラ、南部に八千億リラを見込んでいるのに対し、企業側の北・中部投資は政府案をわずかながら上回り、南部投資は政府案の七〇%で、企業側が南部開発に消極的などを示している。

このような數値の違いを生み出した原因として次のようないふがある。中道左派政府は、その性格上、社會党的協力、あるいは社會党と共に産黨の隔離を實現しなければならない。労働總同盟と共産黨、社會党の一派、獨立社會党的主張する南部開發を含む國家投資、社會保障等のための公共投資等に对抗して、可成りの社會的投資を計画しなければならない。社會党的連立派は、政府に対し、ある程度の連立でなく、政府に対して前より強い主張を保持し、それが容れられなければ連立に参加しないという態度をとつた。
しかも政府としては國民の生活水準の上昇を抑えて投資の源泉を確保するというような「ヴァーノニ計画」の再版では、「中道左派」の政策生命を失うので、したがつて投資の源泉には限りがある。一方における社會投資必要と、他方における消費水準の伸びの維持に狹まれた「中道左派」の計画は、そのシワ寄せを工業における低い

それぞれの主張と結びつき、現代イタリア資本主義の根本問題とつながらつてゐる点にある。またそれぞれの立場が独自の計画を立案して國民の前に提示している点にある。このような展開は、第二次大戰中の運動とその後の發展の中にがあるので、われわれはそれを觀念的な論争として見ないで、特殊イタリア的な現実と結びつけて理解し、そのうえで一般的な課題を取り出さねばならない。

一定のコンフォーミティをもつた政策モデルの中で、掲げられた目標変数が、現實に政府の待つてゐる政策変数の限界、いいかえると現実が政策変数にワクをはめている境界条件のために達成され難い場合は、二つの道が残されている。一つは目標変数を引き下げるか、他は境界条件、すなわち政治的社會的制約となつてゐるデータそのものを質的に変えることである。

このような極めて抽象的な政策モデルの問題が、イタリアにおいては具体的にいかに姿を現わし、わが國においては将来とのような形で現われるか、これはわれわれにとって興味ある重要な課題の一つである。

利用文献

- (1) C. G. I. L. : Conferenza Economica Nazionale per il Piano del Lavoro, 1950
- (2) Fiorentino Sullo : "Il dibattito politico sulla programmazione", I Piani di Sviluppo in Italia dal 1949 al 1960, 1960
- (3) Presidenza del Consiglio dei Ministri : Documenti sul Programma di Sviluppo Economico, 1957
- (4) S. Steve : Sul Piano Vanoni, Critica economica, Maggio

produzione industriale del programma quinquennale, Rivista di Politica Economica, Anno LV-III Serie, Fascicolo IV.

- (5) Bruzis Manzocchi : Lineamenti di politica economica in Italia (1945-1959), 1960
 (6) G. Ackley : The "Keynesian" Analysis of Italian Economic Problems, Quarterly Review, Banca Nazionale del Lavoro, September 1957

- (7) Rapporto della Commissione Economica, II Industria, 1946
 (8) Rodolfo Morandi: Democrazia Diretta e Ricostruzione Capitistica, 1960

- (9) B. Manzocchi : Duezioni di metodo e obietti della programmazione regionale, Politica ed Economia, 1961, N. 10
 (10) Chiarelli, G. : Il Consiglio Nazionale dell'Economia e del Lavoro, 1957

- (11) Orientamenti per la programmazione economica, Rassegna sindacale, Anno IX-23, Marzo 1963

- (12) Progetto di programma di sviluppo economico per il quinquennio 1965-69, presentato dal Ministro del Bilancio, on Pieraccini, al Consiglio dei Ministri il 21 gennaio 1965 e approvato dal Consiglio dei Ministri il 29 gennaio 1965

- (13) Parere del C. N. E. L. sul progetto di programma di sviluppo economico per il quinquennio 1965-69, approvato dalla Assemblea del Consiglio Nazionale dell'Economia ed del Lavoro (C.N.E.L.) il 25 marzo 1965

- (14) Benevolo, Giuseppe: Osservazioni in merito agli obiettivi di

當計画の不一致について」で具体的に論じたが、今回は省略しましたが、「一言にして言えば、「労働計画」はカレッキーの社会主義成長モデル、トップの開発モデルに近いものであり、「ヴァノーリ計画」はくろヶ崎・ドーマー的成長モデルの一種であり、量的モデルと翻訳するに形式的には似たところも、「共通の言葉」もあります。しかし四つある五つの中でも述べましたように量的な差違の背後には質的な違いがあります。量的には目標変数達成のための負担の階層的分配の問題が大きいと思ひます。一定の限界を越えた配分の量的差異は、制度的変化を伴います。

適切な例ではありませんが、「追いつき追いつき越せ」とハサウエーの計画立案者が言つた場合、それは明らかに目標変数を資本主義社会と共通の「量」や「応示」したものですが、それを達成するための制度も政策手段も「質」的に違います。お詫びのとおり思想的違いのもうなものの中には「量」的な matter of degree で示しうるもの多く、出来たださぬよな表現が該文にある今日重要なと思ひます。

質問 I (慶應義塾大学 市賀 健 譲)

御報告によると、I・II・IIIの派のうち、第IIIの社会主義派は price mechanism, at profit motive による企業間の競争についてみんな考え方を持つか御教示を願いたい。経済の計画化を強調する立場は上記の原則と衝突すると思われるが、彼らが計画化というときに、市場経済のメカニズムに関連して第IIの派とどちらとの相違があるであろうか。

答 イタリア労働総同盟が政策提案をしている経済計画は、資本主義社会と根本的に違った諸法則の作用する社会主義社会でのみ実現

- (15) 鹿島久雄 成長計画と構造的改革「經濟評論」一九六一・一〇
 (16) 同 右 転換期の経済政策「經濟評論」一九六一・十一
 (17) 同 右 経済政策と改良に関する一考察「經濟研究」一九六四・四
 (18) 同 右 現代資本主義と經濟計画—戦後イタリア經濟計画論争の端緒—「經濟学論究」一九六四・一〇
 (19) 同 右 イタリア経済政策と社会主義・民主主義の思想、野田總・加藤寛編「經濟政策の型と解説」一九六五
 (20) 同 右 イタリアにおける11つの代替的成长モデル「經濟論究」一九六六・四、または京都大学経済研究所プリブル・シリーズNo. 14、一九六六

質問 I (神戸大学 北野熊吉男)

現実の資本主義体制の下において、改良主義者の経済計画と社会主義者の経済計画との間ににおける本質的な違いは何であるか。イタリアの現実に即して更に具体的にお示しいただきたい。

答 改良主義の計画が過去の企業のペーパーメーターとして容認し、その上で成長に必要な貯蓄率を維持するモデルを作ったのに對し、「労働計画」は、初年度、次年度に比較的資本・労働比率の低い国家投資によって、失業を完全に吸収し、それによって生じた所得増分を投資に向けてしまう。この点は前掲の別の論文「110%代替的成長モデル」(あた近刊予定の論文「經濟計画と經

しきる社会主義経済計画ではなく、生産手段を含む財産の私有を認めたイタリア憲法のもとでも実行しうる經濟計画です。したがって価格機構は勿論、利潤動機による競争も認めています。ただし憲法にも規定されているように、公共社会に有害であつたり民衆に不利益を与えるようなハイヴィアの制限なしに指導を徹底することを計画に織り込むという趣旨のようですね。

質問 II (近畿大学 後藤 文 利)

イタリアの構造改革論が日本で誤解されているといふがあるといわれるが、具体的に説明してほしい。例えば社会構造と産業構造と混同しているといふことなど。

答 社会構造といふのは物を媒介とした人間と人間の関係であり、その最も基礎的なものは生産関係です。土地改革は、そのような構造の改革の一例。産業構造は農業と工業の比率のように生産物の量的な割合を示したもの。例えば植民地主義の産物であるナッシュテッジショーンは前者、モノカルチニアは後者です。モノカルチニアを本当に変えるにはプランティンソンに手を触れねばならないといふように量的な政策の効果をも反映していることは勿論です。両者を混同するとは出来ません。「構造改革とは「重構造をなくす」んだ」という場合には、少くともイタリア人が使ってゐるとは違つた用語法です。これは一例で、根本的には個々の改革が体制の弁証法的発展の中に持つてある部分的位置の評価についてわが国のジャーナリズムの「イタリア式構造路線」の説明は妥当ではないと思ひます。

転換期の港湾政策

北見俊郎

(関東学院大学)

- 1、はしがき
- 2、「港湾問題」と「港湾対策」の推移
- 3、港湾対策とその構造的背景
- 4、「転換期」の港湾政策の諸問題
- 5、あとがき

1、はしがき

「転換期の港湾政策」という問題設定にかんしてはいくつかの前提がある。それは、「港湾」における「政策論」がどの程度ありうるのか、またそれが客観的な認識として耐えうるものであるかということである。これはあらためてとりあげるまでもなく、「政策」における実践的内容が果して「科学」たりうるかという古典派経済学より M. Weber を通じて社会主義経済学における一連の問題性とも関連する。とくに一九〇九年、ウイーンのドイツ社会政策学会における Weber の「価値からの解放」(Wertfreiheit) の問題提起以来、それは「価値判断」と密接につながる経済政策の根本問題として未解決の状態である。しかしここでは、そのような問題意識を背後にもちろんがらも、そうした大がかりなことまでふれることが当然許さ

いてどううけとめられるであろうかという諸問題ともつらなってくる。

2 「港湾問題」と「港湾対策」の推移

昭和三六年における「船ゴミ」現象を契機にして、わが国港湾の諸問題が相次いで露呈され、いわゆる「港湾問題」に対する諸対策が講じられつつある。

ここに港湾問題とその対策の内容を概略的にみてみると次のようである。⁽¹⁾

- (1) 労働問題（労働力の量質二面にわたる不足と労働力における前期的構造性、日雇労働力依存の高さ、労働の生産性の低さ、その他暴力團関係をめぐる社会的諸問題等があげられるが、これら対策として、三・三答申を経た港湾労働法の施行は、労働力の確保、雇用の安定、雇用の調整を主眼点にし、また港湾運送事業の集約化、一貫作業、および港湾管理運営の改善をも問題にしている）。
- (2) 施設増強問題（基本設備、機能設備の不備、港湾規模の狭少性にしたがい、港湾整備五ヶ年計画の進捗ならびに、新港湾整備五ヶ年計画の樹立、実施）。
- (3) 港湾運送業問題（資本の弱少性、乱立、過当競争したがって業界の前期的構造性に対する港湾運送業法の改正、運送業集約化の実施）。
- (4) 開発問題（主として臨海工業の展開に港湾を立地的な機軸とする対策、および新産業都市に関する港湾造成、都市再開発の

れるものではないで、さしあたり、わが国における港湾に果して政策理論がありえたかどうかという問題意識を出すにとどまる。したがって港湾にかかる「政策論」の如何は今後に残された研究課題になるであろうし、港湾における政策の理論と実践の未分離の状況も今後の分析をまつて明確に指摘しうるものでもある。さらに、そうした問題状況においては果してわが国資本主義経済の展開の中で、どの程度「港湾政策」と銘打つらるものがあつたか、という基本的な問題も出てくる。いずれにしても從来資本主義における交通部門（もしくは港湾部門）に関する社会科学からの政策論的認識はうすく、とくに港湾においては、すでにふれたように「港湾政策」といわれるものの確立は見られず、その時々の実践的要請にともなう「港湾対策」の段階にとどまってきたかのようである。

経済成長期といわれる資本主義の高度化の段階においては、前述のように港湾は単に貿易ならびに全交通体系のターミナル (Terminal) としてきわめて重要な地位をもちつたのみならず、臨海工業に代表されるように工業立地上地域開発もしくは都市再開発における重要な拠点として認識されつつある。このような状況の中ににおいて、港湾における政策的な見解はどう変りつつあるのか、また港湾における近代化が叫ばれつつあるが、これが政策的な認識にお

ための港湾整備⁽²⁾。

- (5) 財政問題（主として港湾造成とともに港湾管理者の財政圧迫と料率の再検討、ふ頭利用方式の対策）。
- (6) 管理・運営問題（前項と関連、港湾法の再検討、港湾管理者の非主体化、後述公団構想の諸問題）。
- (7) 行政問題（行政の錯交、複雑性に対する一元化問題、セクシヨナリズム、タテ割行政の諸問題）。
- (8) その他（とくに以上の(5)(6)(7)項と関連して、港湾の効率化と財政のゆきぎりをも解決せんとする港湾公団、外貿ふ頭事業団、とくにコンテナーふ頭に関する諸問題の発生および、独立採算制、企業会計方式、あるいはふ頭の専用性に関する諸対策等）。

以上は、適當な分類であるとは思えないが、港湾における諸問題を概別し、これについての対策の要項をのべにすぎない。これから港湾対策の傾向、推移を現象的にとらえてみるならば、昭和三五年末に閣議決定による国民所得倍増計画にともなう港湾の長期整備計画により、大幅な港湾造成が各問題別の要請にしたがつて進められ、これが前半における港湾対策の主力ともなつていた。しかし、後半においては、港湾の財政、管理、運営の諸問題がきわめて重要視され、これに対する行政上の役割が各問題の中強められてきた感がする。しかしながら、各問題および対策の基盤には国民経済・社会の発展にしめる港湾機能のとりあつい方、および港湾のもつ經濟的性格、社会的環境とそぐわぬ断層が生じ、問題と対策の推移にしたがつて矛盾点が生じつあるとも思われる。したがつてこれ

らの具体的な諸問題を前提にして以下若干構造的な分析をも試みなくてはならない。

(1) 詳細については喜多村昌次郎稿「転換期をむかえた港湾問題」(『貿易と関税』Vol.13, No.11) 参照、および拙稿「港湾問題と港湾の近代化政策の誕生」(『港湾』Vol.43, No.3)

「港湾の近代化問題と構造性」(『東京港』Vol.16, No.1) 参照。

(2) 拙稿「港湾労働等対策審議会の答申をめぐって」(『労働神奈川』No.193) 参照。

(3) 運輸省港湾局編「港湾管理の現状と問題点」(昭和四〇年一月) P.p.11~27 参照。

(4) 運輸省港湾局港湾審議会資料参照。

(5) 拙稿「港湾と地域開発」(日本経済政策学会年報No.12) より「港湾と地域経済社会」(日本交通学会年報、一九六四)

「地域開発と港湾の工業生産力支配」(『港湾』Vol.43, No.

11) 「工業化と港湾」上・下(『経済系』No.65, 70) 「経済発展と港湾機能」(日本港湾経済学会年報No.4) 等参照。

(6) 拙稿「港湾管理問題と港湾の近代化」上(『経済系』No.69) および「港湾経営の理念と問題点」(日本港湾経済学会年報No.3) 参照。

(7) 拙稿「港湾における輸送体制の近代化」(日本交通学会年報年報一九六六年) および「港湾管理行政の構造と問題点」(北見・柴田・寺谷・松木・南波著『港湾運営の実証的研究』第六章P.133以降) 参照。

おける審議会体制の強化も、以上の港湾における制度的な改変を要請され、港湾問題の焦点は港湾造成の問題から財政、管理、運営の諸問題に変わりつつある。

戦前ににおけるわが国港湾の形成は周知のように明治初年以降政府の積極的な努力と支配によって、その造成計画、工事、管理、運営のすべてが進められてきた。戦後の昭和二十五年には、「港湾法」の施行とともに、このわが国特有の伝統的国家支配が、当時の時代的要請に応えて民主化され「国は港湾経営の第一線から退いた」とものとされ「関係地方公共団体の協議による自由意志に」まかせたものとする解説や期待が強かった。しかしながら、その後の経過は、それら「港湾法」の解説や施行への期待はきわめて安易なものであったことが示された。「港湾法」によって生れた港湾管理者の地位や役割は、実質的には主体性がもたらされず、港湾の中央支配は本質的には戦前と異なるものなく、むしろ地方財政の圧迫となつてあらわれ、その他港湾問題に示される諸対策はきわめて政府の強い行政指導に依存している状態である。

戦前ににおけるわが国港湾の形成は、周知のように日清、日露、第一次世界大戦等を契機として充実・再編成がみられると共に港湾輸送の体制も基礎づけられてきた。戦前におけるこうした港湾整備は

3 港湾対策とその構造的背景

昭和三年における旧港湾整備五ヵ年計画は、当時の急速な国民経済の成長に追随できがたくなった港湾の施設の不備による主要港

のマヒ状態を解決しようとするものであった。しかしながら、経済成長とともになう取扱貨物の予想外の伸びや、新産都市建設促進法の制定等の地域開発諸施策の進展、船舶の大型化とともに諸問題の出現により、昭和三九年度よりの新港湾整備計画の策定を余儀なくせしめられた。こうした港湾の長期的整備計画と大幅な計画変更是貿易構造の量質二面にわたる変化に即応せしめた港湾審議会における港湾施設拡充計画に力点のあるものであったとされる。

しかしながら、いわばこのよくな港湾造成問題は次第に港湾経済にかかる問題に移行しはじめた。昭和三九年三月三日に行なわれた港湾労働等対策審議会の答申から、昭和四〇年五月一二日に制定し、四一年七月一日からの施行をみた港湾労働法、昭和四〇年以降の公團問題、昭和四一年九月以後にみられている港湾審議会における運送業の集約化問題等は、港湾対策の転換期をも示す内容をもつてゐると思われる。三・三答申および港湾労働法については、すでに述べたように単なる労働力確保にとどまらず、内容的には、港湾運送業の集約化、運賃料金の適正化、いわば港湾の管理・運営に関する一連の背景をももつていて。公團問題は、昭和四〇年六月以降、「日本港湾公團」やその後の「外貿定期船埠頭事業団」、最近におけるコンテナ専用船の大規模導入とともに専用埠頭の整備を中心とした「外貿埠頭公團」等一連のうんきがある。その他政府に

明治政府以来の大前提でもあつた急速な資本主義の発展をめざす富國強兵策にその基調を見出すことができる。港湾はそこでは他の交通業と同様に、明治初年以降、早急な資本蓄積と産業革命のため、貿易を媒介とする一支撑点でもあった。さらに工業生産力の増大によるもう一つの貿易構造の進展の中で、流通過程の合理化が必要であり、その一端はたゞ港湾にむけられてきた。港湾整備の要求は以上の背景によつてなされたとしても、とくに港湾においてははじめから資本の蓄積はみられず、いかに資本動員の機構も整備されてはいなかつた。したがつて、当然技術的にも経営的にも私的資本のものだけではないこととなつた。現実の港湾体制は、そのような国家的色彩の強いものに、荷主と船主の従属下にある弱少港湾運送業からなつていて。したがつて、労働力事情も、資本主義の展開過程において都市に沈んでしまつた豊富な低賃金労働者、もしくは相対的過剰人口が潜在化した農村から窮屈の度びに流出してくる者を給源としていた。とくに、港湾における荷役の波動性は弱少運送業資本は日雇労働者に依存し、港湾における産業社会はきわめて前期的な生産関係を固定化せつた。豊富な低賃金労働は、一方においては港湾投資を基本設備にとどめさせ、荷役作業にかかる機械設備をいちぢるしくおくらせた。したがつて港湾における「機械と賃労働」の関係は未成立のままであり、労働面における荷役作業も技術的側面においては「近代的熟練」が質的差異をうまずに経験的な年数の量的差異に解消され、労

勧編成に前期的伝承と、港湾社会に根強い封建的諸関係をうみつけた要因ともなった。こうした運送業に内包する問題は、一方では海運資本の要求や、国家権力をともなう行政指導によって現実にターミナル機能の役割を果してきた。

以上のような戦前の港湾における生産関係は、「港湾法」によつて止揚しえなかつた。このことは、戦後における港湾体制の基本的な改革がみられず、港湾の国家における役割は依然として同様であり、この土台の上で「港湾法」の策定や施行が行なわれたにすぎないがためであった。さらに、前節においても述べたよな戦後ににおける港湾問題の諸対策も根本的には同様な基盤から行なわれている。

- (1) 運輸省港湾局編「港湾管理の現状と問題点」(前出) 参照。
- (2) 運輸省港湾局資料参照。
- (3) 卷嶺静彦「港湾法制定の沿革及び各草案の検討」(『港湾』 Vol. 27, No. 7) 参照。
- (4) 抽著「国民経済と港湾」第二章「国民経済の発展と港湾の形成」p. p. 11~35 参照。

4 「転換期」の港湾政策の諸問題

「」(1) あらためて「転換期」における港湾政策とは何を意味するものかについて考える必要がある。すでに「はしがき」においては港湾に「政策」的な意味内容を有するものが見えたかについてふれ、そこでは少なくも政策理論の確立が未確定である点を指摘した。また、したがつて「転換期における港湾政策」とは、港湾における

節および三節において述べた政府の諸対策の特徴的な点は、いずれも経済発展の流通過程に占める港湾の機能的重要性を認識し、その機能のゆきづまりを国民経済の立場から解決しようとするにある。しかも多くの場合、それら諸対策は港湾機能の効率性を物的開発によって高めようとしてきた点にある。すでに述べたように基礎施設の充実、拡大を主眼とし、施設の点においても荷役機械等の機能施設は二次的なものであった。とくに問題点としては、港湾機能の効率性が現実には港湾における生産力の諸要因の構造性を把握することなく、港湾の物的開発にとどまっていた点をあげることができる。経済成長期における港湾問題は、絶体的な労働力不足による「船コミ」現象を提起したが、これによつて港湾における諸対策は始めて港湾における社会的諸条件を加味はじめた。港湾における生産力の諸要因とは、資本ならびに投資事情をはじめ、機械化事情、労働力事情、取扱貨物事情等の労働手段、対象と結合してはじめて現実の生産力が生れるのであるが、これらに対する総合的配慮が諸対策の中では「転換期」以前では無視されがちであった。もつとも、その時期は豊富な低賃金労働力が他の生産的要因をも兼ねえた。ともあれ、港湾機能の綜合的性格があり、その上に現実の港湾機能が組みこまれることによつて現実のつつかないターミナルの役割が必要である。その経済、社会的背景をもつて系統的な政策的配慮を果しうるという深い認識が政策主体の内側に必須なものである。この政策意識は、富國強兵策の道程においてはあえて必要がな

政策理論の転換を意味するまでにはいたらない。前節でみたように、のきわめて大きな変化であり、政策内容や実践規模の急激な拡大かすれば、確かにそれは港湾における政策上の転換期に価する。

さらに、しばしばおれたまよに、港湾の長期的整備計画までの時期は、戦前、戦後を通じて政策基調の主点は港湾機能の物的造成にあつた。これは「港湾法」制定の段階においても実質的には変わらなかつた。これが、港湾労働法の制定や港湾公團問題等にみられるような港湾の社会的、経済的諸問題を基本的に内包する諸問題の出現を見るにおよんでは、すでに政策対象の本質的な変化を認めざるを得ない。経済成長期における港湾問題の発生が全社会的構造をもつてたぢあらわれているという認識を政策の上でももたざるを得ないようになつていて。この意味で、すでに港湾政策が造成対策の枠をこえて経済的、社会的体制のもとで新たな政策基調の要求される時期でもある。これが港湾の政策対象における大きな転換期としてとらえ直されなければならないところでもある。

さて、問題はそのような「転換期」が認めうるならば、この転換期の港湾政策はどのような性格と問題点をもつものであろうか。二

かたであるが、「転換期」は現実に経済成長とともに港湾の合理化を要求し、かつ港湾におけるものとも主体的要因である労働力問題がきわめて大きな問題である以上、この政策意識こそが前提にたたねばならない。

最後に、以上の問題と関連して、二節に述べた諸対策の問題性は多くの場合「港湾の近代化対策」という形で打ち出されていることに注意をする必要がある。しかしながら、どの対策においても「近代化」理念とはそぐわぬ対策内容を含んでいる場合が多い。勿論それらの諸対策に先立つて「近代化」の正しい概念規定なり、その規定にそつた政策内容が必要であるが、ここでは「近代化」というきわめて巾広い内容と歴史的意義にうらぎられた理念がきわめて不適用に用いられているところに問題がある。紙巾の都合で「近代化」についてふれるることもできないが、「港湾の近代化」とは少なくとも、政策対象における経済社会の近代化をも意味するものであつて、単なる政策主体よりする合理化対策ではあり得ない。(2) さらに、その近代化とは、とくに港湾の場合、「転換期」における港湾問題と諸対策のあり方(二節参照)からしても、例えは政策主体や、港湾行政にかかる近代化が一面においてきわめて要請されておりながら、この面での変革が進んでいないことこそが大きな問題である。わが国港湾における國家の役割は、今後益々重要視されてゆく折から、近代化政策を打ち出す母胎こそが、「近代化」理念に貫徹された政策態度を確立する必要があつはしないか。このことこそが、転換期における港湾政策にとって一つの基盤ともなるものであろう。港湾政策における理論と実践の分離もそこから生ずるであろうし、

充分な批判の場をもあうことが、現在ならびに今後における政策の実をあげることになる。実はこうした批判的対象を政策の場にもちうるような経済・社会的諸対策としての港湾が「転換期」以降の現実であることを深いところで受けとめる必要がある。

(1) 抽稿「港湾における輸送体制の近代化」(日本交通学会年報

一九六六年) 参照。

抽稿「港湾経済の本質」(日本港湾経済学会年報No.1) 参照。

運輸省港湾局資料参照。

(4) (3) 近代化意識と港湾の問題については、前出「港湾における輸送体制の近代化」「港湾問題と港湾の近代化政策の誕生」

「港湾の近代化問題と構造性」「港湾管理問題と港湾の近代化」

および、「わが国港湾の近代化と港湾経営」(北海道港湾経

済No.1) 等一連の抽稿においてのべたが、いずれも港湾における近代化理論の形成上のもので充分なものではないが、

問題点についてはふくめられている。

5 あとがき

きわめて紙巾が制限されているので、各問題点の内容についてふれることを省略し、かつ当然必要と思われる論述もはぶかざるを得なかつた。そのため、それら不充分な点については各注記に示した拙稿の既発表諸論文によって補足され内容御高批が賜れれば幸いである。

質問一 (大分大学 松浦茂治)

(1) 昭和三六年以降にあらわれてきた港湾管理政策の転換につ

いて、政府の表明している必要性と、報告者のこれに対する御意見を要約していただき度い。

(2) 「地域開発諸施策および地域格差是正政策」に呼応する立場から港湾に対する望ましい政策についての報告者の御意見をうけたまわり度い。

答 (1) 港湾管理政策という形で、あるまとまりをもったものを從来政府がうち出してきたかといふ点に若干の疑問もあり、したがつて、御指摘のように、それが昭和三十六年以降、政策的転換がどうあつたのかという点についても、したがつて政策体系として明確なものがあるかどうか検討する必要があると思います。しかし御質問の趣旨からすれば、むしろ経済成長期の港湾問題は、はじめて本来的な港湾管理の問題点を提起したものと思えます。

その中心的点は公共性、経済性の両原則をもちながら、それが財政的にも矛盾していくということがわかるにつれて、政府が本格的な、いわば資本主義経済における港湾管理の問題に当面したともいえましょう。この問題は、抽象的には「港湾法」制定の段階で本来なら理論的にも制度的にも克服されていた性質のもので、しかし、「港湾法」の矛盾も昭和三十六年後にはっきりあらわれはじめたともいえましょう。そのような意味からすれば、その時期は港湾管理(政策)上の転換期ともいえましょうが、政府のとった対策は公団構想等の一連の問題に示されるように、陳腐化されてもある意味での前提でもある「港湾法」をとびこえたものとして批判された点もあつたようです。これは、管理、運営についての基本的体系なり、資本主義の高度化過程に即応する本来の近代的管理の原則が不明確

であつたり、(これらの点については欧米経済の歴史的背景と港湾管理の内容は参考になると思えるが) したがつてその時々の要請に応じた管理対策がでてくる点は批判の対象にもなると思えます。「転換」がそのような意味で、管理の本質があらわれ始めたのに對して、港湾の中央集権化が具体化されはじめたという形にもなるといえましょう。これに対する筆者の見解は、個々の対策はともかく、全体的にみて、政府と港湾のわが国特有の密接な歴史からすれば、当然そうした形が打ち出される点は一応理解できるようですが、さらに、中央と地方の財政事情なり、行政制度そのものが大きな問題点をもつ中で、港湾管理、行政のみ新しい形で生み出すのもずいぶんむずかしい問題が横たわっていると思えます。しかしながら、可能な範囲において港湾管理の近代化という点からすれば、港湾のもつ地域的特性や、地方自治体のもつ地域政策の中にふくめうるような港湾管理上の主体性を与えることが時代的要請ではないかと思われます。経済性の原則が今後益々要求される中で、管理問題もそうした意味で脱皮することが、国民経済の民生化に役立つことになるのではないかと思われます。なお、詳細については、本文前出拙稿「港湾管理問題と港湾の近代化」「地域開発と港湾」「わが国港湾の近代化と港湾経営」「港湾経営の理念と問題点」等を御参考御高批頂ければ幸いです。

(2) 大変むずかしい問題で、要を得ないかも知れませんが、理論的には港湾機能が地域開発、地域格差の是正に貢献しうるような対策方法にあると思えます。しかし、これには二つの問題があると思えます。一つは、本質的に港湾は地域開発に対しどの程度効果があ

りうるのか、(現実的には臨海工業の展開に貢献しうるもので、地域開発には間接的役割が多い) 二つには、御周知のように港湾のもつ機能的役割はターミナル用役の生産であつて、これが先行投資的に効果をもつのは公用港湾よりも私的工業港に大きいようです。ですから、公用用一般港湾地域開発に与える影響は、理論的には二次的機能であり、政策的には投資効果が小さいために現実にはあまりとられていないのではないかと思います。ただ希望意見としては、したがつて、港湾機能(それが工業港の場合でも)の経済・社会的活動が地域の発展を形成させうるような要因をどのようにしたらよいか。またそのような港湾対策はどのようなものかということになります。地域の発展に内容的に貢献しうる港湾管理方式(港湾都市の形成とむすびつく政策的配慮等が港湾造成と共に必要とします。ターミナル機能はそれを必要とする前提がありますので現実には投資効果の高いところに港湾造成がなされるわけですが、この点からすると、公用用港湾の造成には他のターミナル機能を必要とする他の経済・社会的要因の形成をも考える必要があります。地域開発、較差是正に占める港湾の役割は、以上の意味から促進的なものであるという若干悲観的なものになりますが、これは、地域開発、較差是正の本来的な路線は、どこまでも工業と農業の不均等的な発展というわが国経済の宿命的な政策的結果のはじまりますが、大きいという認識をもつてゐるからでもあります。紙巾の都合で要を得ませんが、詳細につきましては本文前出の拙稿「地域開発と港湾」「港湾と地域経済・社会」「地域開発と港湾の工業生産力支配」上下「工業化と港湾」上・下「経済発展と港湾機能」等について御参

照かつ御高批賜り度く存じます。

質問二（専修大学小林義雄）

(1) わが国では港湾内部には前期的性格を残したもののがなかなかないことは報告者の指摘されるとおりと思われるが、歐米先進諸国では、かつては、やはり同様のことがあつたのか、また、最近の実状は大体どのようなものであるかをおたずねしたい。

(2) わが国の最近の段階では、港湾の管理や規制に国家が強く前面に出でこようとする傾向が強いことは報告者の指摘されるところであるが、このような傾向は港湾内部の前期性を除去するのに役立つと考えられるかどうか、報告者の結論をうかがいたい。

答 (1) 基本的な点として、港湾における経済的・社会的体制に大きな差があると思えます。この問題はやはり欧米諸国とわが国との資本主義の形成・発展の差からくるものと思えます。したがって、交通業の形成、港湾関連企業の形成とその性格も以上の反映をうけていると思います。わが国港湾内部に前期的諸関係の強いのはわが国なりの特性からくられたものと、港湾というターミナルの産業構成上の弱さからくるものがあると思います。前者はわが国の政策的結果であり、とくに港湾行政、管理、運営の諸問題にその面がうかがわれ、後者はそれとの関係で、運送業労働事情の中にうかがわれます。さて、欧米の場合には、前者に相当するものはあまりうかがわれない（わが国の国家と港湾との関係が欧米には適合されない）ようですし、後者は例えば港湾労働についてはかなりわが国のみ）

によつて維持しなければならないところに問題点があり、これも過度期的現象と考えられます。したがつて、こうした規制には限度があつて、これが本質的に前期性を除去しうるとしても、場合によつては経済的合理性、近代的・社会意識等の発展が内側から前期性を除去しうることがのぞましいものといえましょう。ただそれを持つていたのは国民経済の上に港湾が大きな障害事項となるがために法的規制があらわれたものと考えられます。また他には、国家と地方自治体、行政と港湾問題の中にも、管理、運営面にあらわれた問題点があるわけで、この問題については、港湾関係のみでなくわが国行政体制の全体的なものとの関係も考慮しなければならず、まさに大きな問題でありましょう。ただ言えるのは、港湾管理・運営がきわめて高度化されてきている資本主義体制の中では、港湾体制の民主化を強めるということが必要ではないかと思われます。なお、詳細については、本文前出の拙稿「港湾における輸送体制の近代化」「港湾問題と港湾の近代化政策の誕生」「港湾管理問題と港湾の近代化」等を御参照御高批頂ければ幸いです。

それと近いものがかつてはあつたように思えます。これは港湾作業の特性からくるものですが、現在では勿論わが国より合理化され、ある意味では近代的なものであるといえましょう。最近の実情については紙巾がゆるされませんので、恐縮ながら本文前出拙稿「港湾管理問題と港湾の近代化」および「欧米の経済事情とロッテルダム港の問題」（『貨物』Vol. 12, No. 3）「欧米の経済と港湾」（『地理』昭和三七年No. 9）「新しい港湾労働者の形成—ロッテルダム港の港湾労働者学校をめぐって」（『荷役と機械』Vol. 9, No. 7）「ロッテルダム港と港湾労働」（『Economic Survey』昭和三七年九月）「荷役技能訓練調査書」（横浜市、昭和四一年八月）等を御参照頂ければ幸いです。

答 (2) これも大変むずかしい問題で、科学の立場からどの程度表現が許されるかという問題があります。しかし、御趣旨は一般的な推定ということだと思いますので、この点からしますと、わが国港湾に残される前期性は解答(1)にもふれましたように、国家・自治体、行政、管理、運営の諸関係の中にある前期性と、港湾関連企業の資本と労働、資本間労働者間等の中にある前期性と大別して二種あると思われます。とりあえず、御質問は後者を意味するものと思われますので、これを中心に考えますと、一般的には法的規制、行政指導が少なくも港湾の近代化を一つの目標としているかぎりに、その効果はあると思います。港湾労働法等に示される趣旨によつても、かなりの効果が期待されますが現状はきわめて問題点でみたされています。ただこの場合気になるのは、港湾労働法という珍らしい法律が生れてくるプロセスで、経済社会における資本と労働を法的規制

転換期の消費財工業政策の特性

——纖維・食品工業を中心として——

石井金之助

(需要研究所)

一 転換期の意義

まず転換期あるいは転型期ということばの意義について一応、簡単な説明を加えておく必要がある。この点は前日の共通論題においていろいろ論議され、大体問題意識の統一をみたようだが、報告者の場合も、大筋において同様な問題意識である。

本報告のサイドからこれを整理してみると次の事実が大切である。すなわち、日本の戦後の産業政策の変遷をみると、大体、昭和二十年代の経済回復期においては、その中心は消費財優位の産業構造をつくり上げる点におかれていたが、三十年代に入ると、周知のよう

に重化学工業化が集約的にはかられ、必然的に重化学工業優位の政策が展開されていったわけである。ところが、三十年代の末ころから、投資財・生産財優位の産業政策が再び反省され、消費財供給部門にも産業政策の比重がかけられはじめたことである。

比重がかけられたという表現は、何も重化学工業の発展をおさえ停滞させたというわけではなく、三十年代の前半から後半の中途までにおいて、余りに重化学工業中心の産業政策がとられていったため、消費財産業の供給力との間に格差が生じたためである。すなわ

ち、合理的な産業構造といふものは、この二つの部門が均衡をとつて発達しなければならないということが少しづつ自覚されはじめたといってよいであろう。

ではなぜ、このような消費財供給（生産・プラス流通）の政策に反省がおこなわれはじめたかといえば、一つは外生的条件というべき貿易為替の自由化、さらに資本の自由化という開放経済体制をわが国資本主義がとらざるをえなくなつたということ、いま一つは内生的要件ともいへべき、労働需給のひつ迫、あるいは消費者物価の急騰などの問題があげられる。

すなわち、開放体制の進行によって、わが国の消費財産業も国際市場とのつながりが強まり、急速に国際競争力をつけねばならなくなつていったうえ、反面において三十年代前半から後半へかけての急激な経済成長により、労働力市場の構造変化がおこり、労働力不足→労働賃金水準の上昇から、製品の原価構成部分における労務コスト部分の圧力が増加しはじめたからである。

もともと、わが国の消費財産業は原価構成中に占める原材料費の圧力が大きかった。それは、たとえば食品工業の一部のように、（缶詰とか伝統的な加工食品生産部門）国産原材料に依存している

場合には、農業構造が米作中心で零細な極めて停滞的な性格の上、政府の農民保護政策が反映して、必然的に原材料比率が極めて高くなるし、他方、専ら海外原料を使用している製油その他食品工業でも非自由化や国産原料保護の目的からする高率関税などで原料比率は国際的にみて大きいことがさけられない有様である。この詳細は昨年の本学会の大会で報告したが、日本の消費財産業は何れも、在来この原価構成比における原材料費の圧力を豊富低廉な労働力を使用することにより、労務率の相対的過少によつてカバーしてきたわけである。これが前述のような事情で労働賃金水準が上昇したため、生産コストのアップはさけられなくなつていった。

消費財産業のコストアップは必然的に国際商品の場合には国際競争力の削減となり、輸出商品では輸出減退さらにかえつて輸入増加となり、もし輸入をおさえる場合には消費者価格を引上げてゆく結果となる。また豆腐とかみそ、醤油などの伝統的加工食品の場合などでは消費者物価上昇に寄与してゆく割合も著しい有様である。

以上のような条件によつていまではとかく軽視されがちであった消費財部門の構造政策が問題となりはじめたのである。

二 消費財産業構造政策の動機

消費財は、いうまでもなく国民生活に対して直接的な関係をもち、その生産力消長のいかんは、前述のごとく消費者物価の変動その他となつて国民経済のみでなく国民生活に大きな影響を与えるものである。それゆえ、昭和三十年代の後半からとくに顕著となつた消費

要するに消費財生産部門の構造上の脆弱性の方が、寡占価格による影響よりもいつそう物価上昇へ大きく寄与していることが分るわけである。

では構造上の脆弱性はいかなる形であらわれているのであろうか。

これにはいろいろな要因があげられるが、何といっても企業過多と企業の零細性が生産構造上の最大の問題点といえよう。これに加えて前述のような原料供給上の非合理性と流通機構の発達の停滞性、後進性がある。

わが国の経済循環は周知のとおり、戦前は工業原料の大部分を輸入あるいは移入によってまかない、これを国内の豊富低廉な労働力によつて加工し、一般大衆の所得水準の低さからくる相対的に少ない国内需要分以外を輸出にふり向けることによつて成立してゐた。そしてこれを見返りとした生産財、投資財の輸入並びに工業原料輸入により重化学工業化の途を進めていたものである。すなわち、消費財産業の成長は、国民生活向上のための消費を中心とする対象としているのみでなく、いわゆる独特の経済循環に対する媒介産業としての役割が極めて大きかつたわけである。

このような循環構造は戦後の昭和三十年代前半では依然として存在していたものの、わが国産業構造の重化学工業化をめざした強蓄積過程の進行とともに、他方貿易構造の高度化傾向も進み、消費財産業の媒介産業としての比重も三十年代後半にはしだいに低下しつづけていった。だが、現在に至つても消費財工業は未だ輸出産業としての使命を完全に失つたわけではないことも事実であろう。

昭和四十年の輸出総額に占める重化学工業品の割合は六二%であるが、織維製品は未だ一八・七%を占め、食料品は四・一%を占めている有様である。

したがつて消費財産業の構造政策に対する要請が単に、物価問題など国民生活上の観点からだけでなく、経済循環上の媒介産業育成つまり輸出振興政策からも取上げられることは当然である。わが国の場合、どちらかといえば後者の比重がより大きく産業構造政策の転換の動機となつてゐることが特徴といえよう。つまり、前述のような構造的脆弱性の上に労働力供給条件が変化したことにより、在

通機構の複雑さと流通コストの割高、また投機性を強める原因となつてもいる。

さらにこのよう構造的特質は、企業間の協力、協調を欠き、いわゆる過当競争を展開せしめる結果となる。

周知のごとく大体、昭和三十年代に入るとわが国の産業は技術革新期に入つてゐた。もちろん、産業政策は前述のごとく、重化学工業優位のそれであったが、消費財部門でも技術革新の波動をうけ、合成織維のごとき革新的業種の出現とテクノロジがみられた。そして重化学工業部門に比べると相対的に技術革新投資に基く生産力の増強は低かったとはいえ、やはり相当の増加を示し、企業数の過多とすでに国民の消費財に対する絶対的な不足といふいわゆるドウマンド・ブルの市場条件から脱却された市場環境の変化により、過剰生産サプライブッシュの過当競争を激化させて製品価格の変動の振幅を激増させその結果企業利潤率の引下げを顕在化させていたのである。

現下の消費財生産部門に対する構造政策は以上のような事実を背景として行われようとしているのである。

すなわち、構造政策の目的を要すれば第一義的には、開放経

下においてわが国の消費財産業の国際競争力を増強して、輸出競争による経済循環の媒介機能を少なくとも現状のままに保持することと、企業間の過当競争を排除して、消費財価格の安定化につとめ、一定水準以上の企業利潤を確保することである。もちろん輸出競争力の付加が当面、極めて困難である食品工業などでは、輸入競争力を附加させ輸入防護的機能の增强におかれている。そして第二義的

來、低賃金に依存して輸出競争力をもつてゐた消費財産業が急速に競争力を喪失し出したことなどが産業構造政策を取上げざるをえなくなつた主なる動機といえるであろう。

三 産業政策の目的

さて、構造上の脆弱性の主要な因子を企業規模の過小と企業数の過多といつたが、このことは一様でなく、素材生産部門では比較的大きな企業規模も巨大であるが、反面加工部門においてはとく集中も進み企業規模も巨大であるが、反面加工部門においてはとくに企業規模零細企業過多な点を特徴といふことができる。たゞえば織維産業においても合織メーカーは比較的企業規模が大きく、相対的に集中化しているし、紡績部門では戦後の特徴として大企業と中小企業との併存体制ができ上つたが、これとて織布生産や二次加工部門に比べると企業規模は相対的に大きいという状態である。また食品工業でも一次加工である製粉精糖などに比べると、二次、三次加工部門の企業の零細性は特徴的である。

その上、いま述べたように、たとえ素材生産部門の紡績や製粉のような分野でも大企業と中小企業が併存している点である。そしてほぼ同一の素材製品を生産しているといふいわゆる二重構造が特色といえよう。

このよだな特殊な産業構造は、一面においては素材生産部門の加工部門への支配体制を確立する結果となるし、またかつてのようになど労働力供給が豊富な環境の場合には、素材生産大企業の賃金水準を引き下げる作用をもなしうる条件になつてゐた。また流通経路を長くしたり、各段階の加工生産の間に流通のステージを介入させ、流

には現下の深刻な消費者物価上昇の緩和をねらうものといえるであろう。

そしてこの構造政策の性格としては次の点が指摘できるであろう。

①開放経済体制への適合、②技術革新の波動（昭和三十年代のそれを戦後の第一波動とみる）が下降したためできた供給構造と需要構造との間の矛盾の緩和（供給過剰の業種部門では企業側の供給調整力を強化するとともに、需要喚起のため、特に消費構造変化を加速する。また供給過少部門においては、供給力を企業近代化により増強するとともに、他面消費の合理化により需要速度を緩和させ）、③技術革新による技術構造高度化に基く産業間の関連性の強化に（業種内業種外とも）対応するような産業体制、企業体制をつくり出す、④労働力過剰型経済から不足型経済への転換への産業対応体制をつくり出す、⑤輸出市場の環境変化に対応して合理的な市場転換をはかる。同様に輸入市場の転換も同時的にはかる。——等にである。

四 消費主導型経済への志向

以上のよだな構造政策が進む場合は必然的に企業の水平的あるいは垂直的統合が実現し、寡占体制がつくられることとなる。寡占体制には当然、寡占のもつ弊害が伴う。

しかしながら現在わが国の消費財産業の場合には、国民経済的にも、国民生活的にも、集中型寡占のモニタティブの効果よりもむしろ零細企業が余りに分散的に存在し一面では過当競争を繰返し

ながら、反面では官僚の権力維持、政治家や政党の地盤保持の目的からする限界企業の温存政策からくる弊害の方がはるかに大きい点も指摘できるのである。したがって産業構造政策はこの際徹底しておこなわれる必要があらう。

もっとも消費財産業の場合は消費需要の多様性により寡占体制の確立にも自ら一定の限界がある。したがって本来的には中小企業的業種でしか生産できない分野が極めて多い。極く概略的にいえば、素材生産部門は寡占化が実現できても、加工部門では中小企業の優位性がつづいてゆくものといえる。そのため構造政策の焦点はたんなる企業集中化による寡占体制のつくり上げのみではなく、中小企業の近代化を基軸とした協力体制の確立におかれべきである。

日本経済はいままでいわゆる投資主導型の体制により現在までの成長をつづけてきた。投資主導型経済においては必然的に、前に述べたような投資財産業優位、素材生産部門による加工部門支配の体制は本性的である。ところが国際市場環境の変化、開放経済の進行、国内における消費構造の変化と消費水準の向上等々という環境の変化に適合するためには、たんなる投資主導型の経済体制ではも早不可能となってきた。今回の不況がすでに投資主導型経済の破綻を端的に示している。

それのみでなく、日本は何といつても極端な資源不足国であり、また相対的には未だ資本不足国タイプである。投資主導型の経済の場合には、投資を一義的な目標とし、これに基く輸入刺激による国際収支の不均衡化を輸出増強により均衡化へと誘導する政策がとられる。そして国民個人消費は抑圧の方向をたどるわけである。

質問（慶應義塾大学 北原 勇）

料資源不足国に相応した資源の合理的活用と適正配分の方策が大切である。そしてこれを可能とするような技術開発や産業構造上の合理化が必要となる。

こうなれば当然、投入資本の効率化も十分可能となり、資本不足国に相応した企業体制産業体制が確立される結果となるであろう。こうした企業体制、産業体制を確立する努力のあらわれとして、食品工業のような分野では国際競争力が培養されて、輸入防遏産業への発展が可能であるし、繊維産業のような分野ではよりいっそう輸出競争力が増強される結果となるであろう。

- (1) 消費財とは何か。報告の中では、直接消費の対象になる財とその原材料とが一括してとらえられているようであるが、区別する必要があると思う。その場合、いかに区別すべきか。

- (2) 日本経済が「投資主義主導型経済であつて、消費主導型経済にふみきれなかつた」と言われたが、「消費主導型経済」とは如何なるものであり、また資本主義体制のもとで「消費主導型経済」になりうると考えておられるのか。

- (3) 「国民消費への直結」を言われる場合、「家計外消費支出」をもふくめてとらえられているのか。「家計外消費支出」の位置づけ如何。

答 (1) 消費財とは投資財、生産財を除いた生産物をいっている。そしてそこでは非耐久的消費財を対象として報告した。ご指摘のごとく直接消費の対象になる最終消費財と、その原材料となる素材製品を含めて構造を論じている。ただし完全な原料生産としての農業

しかしながら、前に述べたように大衆消費社会への志向はおさえずべき知らない。そのため投資目的の輸入のみでなく、純粹消費目的の輸入も必然的に増加してゆく。そして国際收支の均衡がいつも破れがちで景気波動の周期は短縮し、さらに構造的矛盾と相まって上昇期間は短かく、下降期間は長くなつてゆく、それのみでなく、本来計画的で健全なるべき個人消費も極めて不健全、不合理的な側面を加えてゆく、おびただしい公用、社用使乗消費などがそれであらう。そして資源不足国でしながら資源の乱費、資本不足国ながら資本の非合理的な支出が現在の特色といえるであろう。

原料輸入→加工生産→内需プラス輸出の循環は必然的である。しかしながらわが国の場合、いままでは資本および資源不足国ながら労働力過剰国であった。この労働力過剰が支えとなつて以上の循環つまり再生産過程が行われていった。ところが現在、日本は労働不足国パターンへ移りつつある。ここで労働不足国にふさわしいやり方で前述の経済循環を合理的に進めなければならないのである。

それは投資主導型の経済成長を消費主導型のそれへ転換せしめるような努力が必要である。消費主導型の経済成長の場合、消費財産業は、媒介産業としての機能を一義的にもつて発展せしめられるのではなく、あくまで国民生活向上の目的に貫かれて発達させられなければならないのである。国民消費生活水準の上昇とその質的向上を合理的にはかるうと心がける場合、消費財産業の発展は、個々ばかりの政策によって誘導されるのではなく、あくまで総合的な計画性をもつた産業政策が確立されねばならないと思う。そして原

(食品工業の原料農産物の生産)や石油化学工業などは除き、素材生産である食品工業としては製粉、製油など、繊維産業としては合纖工業、紡績工業、生糸工業から出発し、それ以降の加工生産段階を一括して論じている。

一応表現上の区別は、素材生産部門と加工部門あるいは、一次加工と、二次、三次加工としているが、本論での産業政策についてはこれを区別し、切離して論じていない。むしろ切離すことには反対である。今までの産業構造政策はとかく、業種々々を独立させた形でのみ論じられてきた。これでは現在の構造政策としては適切でないことは報告したとおりである。

(2) 資本主義体制の下で消費主導型経済になりうるかどうかといふ質問であるが、純粹な形での消費主導型経済が資本主義経済体制の下で確立されるとは思えない。なぜならば純粹な消費主導型経済の成立は理論的には完全な意味での計画経済である。しかしながら、資本主義において消費に合せて、投資をコントロールする体制は戦時経済以外には考えられない。

投資競争を完全に調整するすべは現在のところ考えられないが、さりとて国や産業界が全くこの機能をもつていいとはいえない。とくに個別産業の自由な形での資金調達力のとぼしいわが国においては、国家が財政的にも金融的にも企業の投資に関与、介入する余地はかなり大きな範囲で存在していると考えられる。要は国民消費ということを政府も財界もまた学界までが余りに研究しな過ぎるのではあるまいが、この場合の消費はたんなる個人の純粹消費のみでなく、生活基盤、環境整備を充実させる公共投資、社会資本充実の

ための投入を含めている。このような消費サイドからの考察が組織的にはかられ、政府や産業界の経済政策に取入れられれば投資はより合理的、計画的になりうるものと考える。

要するに消費主導型経済というのは、消費サイドから経済循環が見直され、投資財・生産財部門の発展と、消費財・消費関連財部門の成長とが均衡をもつた形ですゝめられる経済の姿である。純粹な形での消費主導型経済はむりであっても、これへの傾斜は資本主義経済でも十分なしうるものと考えられる。

もしこれが不可能ならば資本主義は崩壊し社会主義へすすむか、あるいは国家権力で個人消費を抑え、ぼう大な軍事的消費をつくり出し、投資の機会を専らこれに向けるファンズム体制へ転化するか何れかの途を選ばねばなるまい。

(3) もちろん、家計外消費支出を含めている。国民消費はふつう個人消費支出と政府経常支出に分けられているが、このうち個人消費支出以外に、いわゆる社用消費として民間資本形成のうちから実は個人の家計外支出に振向けられている部分がある。この的確な推計は不可能に近いが、政府の推計によつても昭和三十五年で三、二五七億円とされ、個人消費支出に対して四・二%に及んでいる。また国税庁による調査によれば三十八年度の法人交際費支出は四、五〇〇億円に及んでいる。この大部分は家計外消費支出に回るものと考えられる。また政府による財およびサービス支出のうち、学校給食などへ Donation として機能し、家計外消費支出に回る部分もある。

家計外消費のうち、前者に関連する公用、社用便乗型消費の増加

地域的不均等発展と賃金構造

一 問題と考察範囲

産業間賃金構造に関する一つの興味ある実証命題は、産業別賃金の順位並びに産業間格差のサイズが顕著な国際的類似性を示す、というものである。本報告の課題は、それが一国内の諸地域に適用される場合にも妥当性を持ちうるか、また妥当しない場合には如何に説明されるべきか、を問うことにある。それゆえに三つの問題が分析の対象とされる。即ち、(一)産業間賃金構造の国際的類似性の存在・成立はいかにして説明されてきたか。(二)この類似性はわが国十五地域の間に認められるか。(三)各地域が所与の時点において到達している経済発展の状態と、これに規制される労働市場の地域的差異は、この問題に如何なる作用を有するか、である。なお、地域的不均等発展¹⁾という場合、それは動態的概念として把握されるべき性質をも有するが、経済発展それ自体ではなく、むしろその地域的差異が問題にされる場合には静態的視点からの接近も可能である。本報告は後者に立つて分析が進められる。

一 産業間賃金構造とレバーコット＝ホフマンの命題²⁾

水野朝夫

(中央大学)

産業間賃金構造は企業間賃金構造論のなかで一つの重要な地位を占めているが、レバーコット (S. Lebergott) やホフマン (W.G. Hoffmann) によれば、産業間賃金構造は、各国民経済の發展段階や経済体制などの相違にも拘らず、国際的に大きな類似性を示すといふ。しかしこの場合の基準は論者によつて異なり、或る論者は産業別賃金の順位から、他の者は産業間賃金格差のサイズから、賃金構造の類似性を議論するのである（なお以下において「構造」と呼ぶ場合、順位と格差の両者を同時に意味する）。

レバーコットは時間当たり平均賃金収入によつてアメリカにおける産業別賃金順位とカナダ、イギリス、スエーデン、イス、ソ連のそれを比較し、+0・71～-0・94という高い順位相関係数を得、更にこの類似性を傍証するためにアメリカ国内における四つの地域からも全く同様な結果を導き出した。問題は、賃金構造を取り巻く条件が国によつて相違するにも拘らず、産業別賃金順位の類似性が何ゆえに形成されるかにある。レバーコットはこれを、労働力の獲得という理由から、全ての産業は他の産業に対して一定の賃金格差を維持せねばならないとした。即ち「農業の一般労働者によつて保持されるよりも大きな熟練、多くの訓練、より多くの広汎な経験をもつ労働者を雇用せんとする産業は、かかる特質を備えた労働

は試に不健全であり、これは報告の中でのべたように、企業間の市場シエアをめぐる過当競争や、民間企業と官僚や政治家との結合関係などから生じた社会モラルの低下と、個人所得水準の低さなどからつくられるものといえよう。したがつて、こんご産業構造政策の合理的進展が可能になれば自然と減少する性質のものである。しかしながら後者の給食などへの政府補助によって生じる家計外支出は社会保障政策の充実のみでなく、これをバッファとして消費財の需給調整をおこなうためにもぜひとも増強さるべきであろう。

者の供給を確保するに十分な追加的貨幣を支払わねばならない。」レバーゴットの統計分析結果は、その後多くの人々によって追認された。まずダンロップ・ロースバウム (J. T. Dunlop = M. Rothbaum) は、高・低賃金産業の性格を指摘したのち、産業別賃金順位の類似性が生産技術、生産物市場、競争によって規定されると見、のちに至ってロースバウムは市場組織、技術、労働者の熟練の複合性、組合の組織化によって説明されるべきことを示唆している。他方に

おいてラムペルト (H. Lampert) は、この現象を一国民経済の発展趨勢における当該産業の時間的、空間的性質から解明せんとした。結論的に言えば、前者は次のことを意味する。即ち「遅れて出現した産業部門は、他の条件にして等しき限り、『古い』産業部門よりも高い賃金を支払うことになる。更に、最高の成長率をもつ産業部門は、低い或いは負の成長率をもつ産業部門よりも高い賃金を支払う」というのである。これに対して後者の空間的性質とは各産業が示す立地指向の規則性であって、彼によればこの二つの性質は、國際的に類似し、それゆえに産業別賃金順位の國際的類似性が認められることになる。

さて以上の主張は、いずれも産業間賃金格差のサイズについて全く無視されるか、ほとんど考慮を払っていない。しかし、例えば労働力の獲得という理由から賃金順位が國際的に類似しても、その為に必要な賃金格差が労働力不足経済と過剰経済において類似するとは先驗的に期待できない。この疑問に回答を与えたのがホフマンである。ホフマンは一八カ国に関する産業間賃金格差の横断面分析を試み、格差それ自体の大きさが諸国間で一義的・体系的に論証し

うる差異を生じないこと、それゆえに産業間賃金格差は、商業政策及び通貨政策を通して生ずる関係諸国間の交流の程度、当該諸国が位置している工業化の段階、一国の限界内において利用しうる原

料・燃料、更には賃金水準と無関係であると結論し、その原因をこう述べる。曰く「賃金関連性の傾向的安定性は明らかに種々の生産物市場、要素市場に関する需要・供給構造の大きな國際的類似性に帰することができる」と。

産業間賃金構造に関する以上の研究は、その國際的類似性の存在を肯定した。しかしそれが証明のために利用されたサンプルは数において限定され、しかも一部の論者は高度に工業化された国のみを対象としていた。またホフマンによって挙示された統計結果は、実は賃金格差が工業化の段階と結びつくものであるとも解釈される余地を残している。約言するに、レバーゴット・ホフマン命題が一般化されるためには、それが一国内の諸地域にも十分に適用されねばならない。以下の分析は、産業間賃金構造が經濟発展段階の一函數であるとの仮説のもとに、我が国一五地域の比較からこの仮説を検証することにある。

三 我が国産業間賃金構造の地域的考察

産業間賃金構造が經濟発展の一函數であるとの仮定が正しいならば、經濟発展ひいては、労働市場の地域的不均衡は当然に賃金格差のサイズを規制することになる。その時われわれは先進既成工業地域と後進農業地域との間に賃金構造の異質性を期待することができよう。

地 域	製造業賃金水準				農業日 雇賃金 男 子	産業別賃 金 相 数	格 差			
	平均賃金		初任給							
	未修正	標準化	中 卒	高 卒						
1 北海道	112.70	113.73	93.45	98.22	109.04	.7188	38.497			
2 東北	82.46	85.87	85.74	87.14	79.20	.8241	43.513			
3 関東	86.79	90.17	96.79	94.54	91.71	.8527	27.918			
4 南京	103.18	102.05	106.23	107.89	98.55	.8737	26.145			
5 北京	135.57	131.35	111.37	112.08	114.54	1.0000	20.981			
6 東北	88.34	90.78	109.31	98.61	100.79	.8485	39.410			
7 東京	80.09	86.00	97.69	90.06	96.09	.3880 **	18.644			
8 東近畿	102.06	106.63	106.98	108.55	115.85	.9053	28.766			
9 京都	100.21	103.20	110.34	105.94	133.85	.8918	32.783			
10 近畿	127.76	125.02	111.13	116.16	134.51	.9234	21.729			
11 山陰	93.47	82.74	103.84	83.95	82.31	.5589*1)	39.462			
12 山陽	112.02	106.15	97.03	105.06	94.71	.7955	37.581			
13 国四	89.62	85.74	93.30	98.40	100.27	.8572	42.669			
14 北九州	125.97	110.19	85.52	100.23	78.38	.7674	41.403			
15 南九州	79.65	80.30	91.21	93.11	70.13	.5878*2)	43.310			

(注) 1. 標準化賃金は全國産業別労働者構成を適用。

2. 製造業平均賃金以外は各地域内における府県別賃金の単純平均。

3. 産業別賃金の順位相関係数は京浜を基準とする20産業であるが、1)は16産業、2)は19産業についての値である。

(資料) 製造業平均賃金、順位相関、格差：通産省『工業統計表』昭和37年度。

初任給：労働省職業安定局『労働市場年報』昭和37年1~12月。

農業日雇賃金：農林省『農村物価賃金調査報告書』昭和37年度。

まず分析の技術的な点について言えば、以下における一五地域は、その分割基準が行政上のものであるが、經濟的条件の地域的差異を反映するものと理解されてよい。利用される賃金は『工業統計表』からえられた府県別データを地域別に組みかえた産業別の従業員一人当たり年間現金給与総額であり、これによって産業別賃金順位と格差とが算出される。その具体的な指標は順位相関係数と変化係数との二種類である（表1参照）。

いま京浜地域における産業別賃金順位を基準として、他の一四地域のそれとの間の関連性を検討するならば、順位相関係数は東山・南九州を除く全地域において一ノ水準有意であつて、レバーゴットの命題は統計的には妥当する。しかし各地域の經濟的条件を斟酌するとき、二つの点に注目する必要がある。（1）産業別賃金順位の類似性は、既成大工業地域間で最も密接であること。（2）傾向として、基準地域からの空間的距離が大きいほど、賃金順位の結びつきは弱まる。したがってこの事実は、地域間の經濟的交流の強さが賃金順位の地域間類似性と関係あることを示唆する。さて、賃金が産業によってどの程度の格差

を呈するかは労働者の生活条件にとどても重要な影響を及ぼすが、

変化係数によって測定された一五地域の産業間賃金格差は、地域間の類似性よりもその差異が一層明白である。即ち産業間賃金格差は、東山の一八・六四%から東北地方の四三・五一%と、両者の間に二倍以上の開きを示し、しかも傾向的には先進工業地域で小さく、工業化の遅れた地域で大きい。

先に言及したように、ホフマンは産業間賃金格差が経済発展、立地条件、賃金水準などから独立して、国際的に類似する

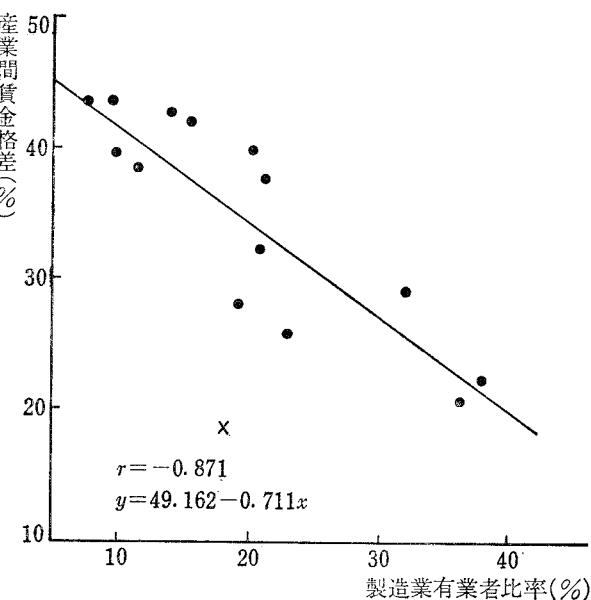
と指摘していた。けれどもわが国諸地域についてみられる事実は、むしろその逆であるように思われるのであって、ここで格差の地域的差界が当該地域の経済発展なしは賃金水準と無関係か否かが問わねばならない。経済発展の地域的不均衡の指標には種々のものがあるが、産業別労働者比率、なまんずく全有業者に占める製造業有業者の比率を利用して、ここで格差もあつて両者の関連性は揃出されなかつた。また産業間格差は当該地域の賃金水準（産業別労働者構成によって標準化した）との間に、やはり負の高い相関をもつてゐる（なお昭和五年についても同様な手法を試みたが、資料上の欠陥もあつて両者の関連性は揃出されなかつた）。また産業間格差は当該地域の賃金水準（産業別労働者構成によって標準化した）との間に、やはり負の高い相関をもつてゐる（図1及び2参照）。

産業間賃金格差とこれら二つの变数との間の関係は、少なくとも高賃金・先進工業化地域において産業間賃金格差が小さくなることを物語っているが、この事実は労働市場の地域的差異

に注目するとき以下のように解釈されえよう。

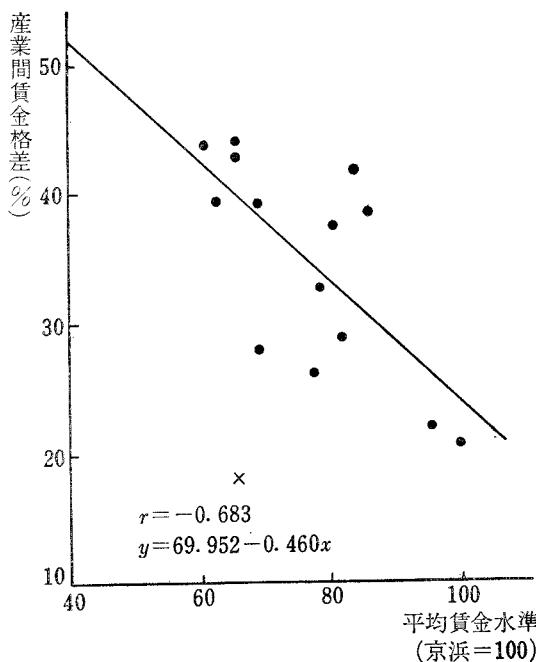
一般に、第一次産業（農業）は当該地域の工業企業に対する労働供給の源泉であり、したがつてかかる労働者の供給価格は当該地域

図 1.



(注) 相関係数及び回帰式は14地域についてのもの。

図 2.



(注) 図1と同じ。

四 労働市場の地域的差異と賃金水準

したがつて地域間賃金格差は非常に小さくなる傾向をもつと期待されうる。しかし先進工業地域と比較すれば、なお相対的に豊富な農業労働力を持つ農村地域に立地する製造業企業（地場産業）は、労働力の獲得をめぐる競争が地域的に局限されており、それゆえに工業地域よりも低い賃金を提供することによつても、その賃金が農業から工業への移動を促進するに十分なものであるなら、労働力を獲得することができる。技術変化率を別にすれば、労働需要が経済発展の一函数であるかぎり、かかるプロセスを通して産業間賃金格差は当該地域の経済発展段階に規制されざるをえない。

の工業賃金構造に対する一種の「下限」を形成する。最近における労働力不足は農村のいわゆる相対的過剰人口を解消するに大きく貢献したが、農村地域・工業地域との対比においては少なくとも次のように言いうる。即ちいすれの地域も、その地域内に労働力ならびに生産物の双方に関して全国的市場において競争する産業を有している。かかる産業の賃金は、その地域の賃金位階性において最も高い地位にあり、しかもその賃金は全国的水準において平準化され、

以上における考察は次のことを確証したように思われる。産業間賃金構造が国際的類似性を示すといふれば、より一層の類似性が先驗的に期待されるはずの一國諸地域へ適用したとしても、十分に証明されえない。むしろわが国一五地域の比較から的一つの帰結は、この命題とは逆に、特に産業間賃金格差が経済発展の段階と密なる関係にあることを示唆するのであって、製造業有業者比率並びに平均賃金水準の高い地域ほど格差が小さいのであった。この理由こそ労働市場の状態が地域間で大きく相違することに求められる。

さて、経済発展ないしは工業化という大きな流れの中で、その比重を増大させてきた工業部門はその必要労働力を主として農業部門に依存してきた。だが、農業労働力の工業への移動を問題とする場合、農業労働力一般ではなくして、それを種々のカテゴリーに分けて検討することが要求される。なぜなら、移動に際しての農業労働力の供給価格とその移動比ハイビームは、彼らが保持する世帯内の地位によって異なるからである。しかも、同一の地位にあり労働力が対象となるときにも、その供給価格は全地域を通して同一ではないであろう。

工業賃金の下限が農業労働力の供給価格によって規定されるとして、その近似的指標として農業における日雇賃金を利用する。そして農業賃金の地域的差異と工業賃金の高低との関連を検討するならば、

$$L_u^j = \left(\frac{a_j}{A} / \frac{m_j}{M} \right) 100$$

として表わされる。

このとき、当該指標は京浜の七・二六から南九州の四九六・三〇と異常なまでの隔りを示すが、要するにこの値は、少数の特定地域への工業の集中がいかに顕著であるか、他方では農業がその地域経済活動にいかに大きな役割を演じているか、という当該地域の産業構造に規定された労働需給の地域格差を反映する。そして工業部門に対する農業労働力の供給圧力が強い地域ほど産業間格差(W_d)は大きな分散を示すのである($r = +0.646, W_d = 23.735 + 0.0407 L_u^j$)。ちなみに労働需給の地域的不均衡は他の指標によつても指摘しうるのであり、 L_u^j の値が高い地域では、例外なく新規学卒の場合にも労働供給の過剰が存在し、しかもこれら新規学卒は初任給が高く、産業間賃金格差の小さい地域へと移動する傾向が強い。

残された課題は、労働市場における需給関係の地域的不均衡ならびに地域間労働移動を、産業間賃金格差との関連でいかに解釈するかである。これを労働力が相対的に不足している地域について述べれば、この地域においては全ての産業が相対的に高い供給価格をもつた小さな労働供給をめぐって相互に競争することになる。この競争は低賃金産業の賃金を高めるべく作用し、産業間賃金格差の縮小へと導かざるをえない。なぜなら賃金に産業別階級が存在する以上、労働力獲得競争に敗れ労働力不足に最も強く悩まされるのは低賃金産業部門である。これに対して高賃金産業ほど他地域の労働力に依存することなく、当該地域内の労働力を確保しうる機会が大きいたい。

その結果、地域内の労働力が高賃金産業によって吸収しつくされた段階においては、低賃金産業は他地域の労働力を誘引しなければならない。そのとき労働力不足地域に立地する低賃金産業は、労働力過剰地域における同種産業よりも高い賃金の支払いを余儀なくされよう。かくて労働需給の地域的不均衡は、一つには地域内における労働力獲得上の競争ゆえに他方では他地域の労働力を移動せしめるに十分な追加的賃料を支払わねばならぬという理由とによって、労働力不足地域は既成工業地域の産業間格差の圧縮に貢献するのである。

四 要約と政策的含意

産業間賃金構造に関する一つの興味ある命題は、産業別賃金順位と格差とが各国民経済の構造や制度から独立して、国際間に顕著な

労働力の移動は賃金格差説と就業機会説の二つによつて説明されねばならないが、以上はいずれかと言えば前者に力点を置いている。ついで後者の線に沿つて論を進めよう。いま(1)労働力の地域間移動が存在せず、(2)工業はその労働力を農業からのみ獲得し、(3)農業はその内部に一定数(率)の過剰労働力をもち、(4)各地域の労働需要は工業雇用者のサイズに比例する、と仮定する。この仮定のもとで、工業に対する農業からの労働供給の地域的差異 J_u^j は——仮にこれを労働供給圧力指数と呼ぶ——各地域が一国全体に占める工業部門、農業部門の労働者比率に依存する。即ち地域 j における農業、工業労働者数を a 、 m 、全国のそれを A 、 M とすれば

$$L_u^j = \left(\frac{a_j}{A} / \frac{m_j}{M} \right) 100$$

類似性を提示するといふのである。この命題をわが国の一五地域に適用した場合、その帰結は三つに要約しうる。即ち(1)産業別賃金順位の地域間類似性は統計的にはほぼ確証されるが、実体的に検討するならば問題がありそうである。(2)産業間賃金格差の地域的相違は非常に著るしく、格差は当該地域の経済発展の程度と密接に結びついている。(3)われわれは産業間格差の地域的差異を各地域の労働市場の特質から解明しようとした。それによれば、産業間賃金格差は工業賃金の下限を構成する農業労働力の供給価格が低く、農業労働力及び新規学卒の供給圧力の強い地域で、大きくなる傾向がある。一言にしてこの傾向は、産業間格差が労働市場の一反映であることを推論させる。

以上の帰結は直ちに政策的立案を可能ならしめるものではない。とはいえば、地域間平準化のために何らかの政策的手段が採用される場合、この政策は少なくとも二つの課題に対処しなければならない。一つは「地域間格差の解消」なるスローガンに示されるような文字通りの地域間(産業別)賃金格差の是正であろう。しかし他方では、地域内に大きな産業間格差が存在するとき、この地域内産業間格差の縮小もまた重要な解決課題の一つを構成すること、これである。

(1) 本項に関する叙述は以下の文献を中心としている。

Dunlop, J. T. & M. Rothbaum, "International Comparisons of Wage Structure", International Labour Review, Vol. LXXI, Jan. - June, 1955.

Hoffmann, W. G., Die branchenässige Lohnstruktur der

Industrie : Ein intertemporaler und internationaler Vergleich,
Tübingen 1961.

Lampert, H., Die Lohnstruktur der Industrie : Ein Beitrag
zu einer Theorie der Lohnstruktur, Berlin 1963.

Lebergott, S., "Wage Structure," The Review of Economic
Statistics, Vol. XXIX, No. 4, Nov. 1947.

Rothbaum, M., "National Wage Structure Comparisons",
in New Concepts in Wage Determination, ed. by G. W.
Taylor & F. G. Pierson, New York 1957.

Sickle, J. V., "Regional Economic Adjustment: The Role
of Geographical Wage Differentials", A. E. R., Vol. XLIV,
No. 2, May 1954.

Woods, H. D. and O. Osty, Labor Policy and Labor Eco-
nomics in Canada, Macmillan of Canada 1962.

"Changing Wage Structures : An International Review",
(anonymous) International Labor Review, Vol. LXXXIII,
Jan.-June 1956.

(2) 農業賃金を W_a 、中卒、高卒初任給、製造業平均賃金を W_1 、
 W_2 、 W_3 へやれば、それぞれの相関係数、回帰式は次の通りで
ある。
 $W = 45.616 + 0.518W_a, r = 0.637^*$
 $W_1 = 64.658 + 0.353W_a, r = 0.743$
 $W_2 = 63.400 + 0.365W_a, r = 0.751$

(3) 純流入率 (M) = 純流入者数 / (自県就職者数 + 他県から
No. 2, May 1954.

該地域内での就業機会の欠如を反映するものである限り、この指数
の大小は就業機会の地域的差異を表わしうる。その為には既述の如
く、地域間労働移動を無視した場合の労働市場の地域的相違を検討
する必要である。

質問 1 (明治学院大学 畑井義隆)

(1) 賃金水準の地域格差を示す場合に全国の産業別就業者構成
比によって標準化を試みたのはよいが、それよりも学年構成
別、職業別、性別構成比によって標準化をした上で、物価水
準差によつて修正して地域格差の計測を行うべきであると思
うが、どうか。

(2) 賃金の底辺を形造るものは、農業賃金であるといわれてい
るが、この場合賃金の性格が異なるので、この点は除外すべ
きである。農業賃金は農繁期の短かい一時期に発生する労
働需要に対する賃金である。また中高年の農家の家族の副業
といったものにもなっている。その農業賃金も公共の失業対
策賃金に応じて決定されるようになって来ている。それゆえ、
底辺にあるものとしては失対賃金を考えるべきであろう。

答 (1) 確かに御指摘の点は全く理論的に正しい。まず労働者構成
比による標準化についていえば、少なくとも同一産業内における労
働者構成比が地域間で大きな相違を示すことは期待されないので
あつて、相違はむしろ特定労働者の賃金における地域格差にある。
この場合、標準化は産業別労働者構成比で十分である。事実、各
都道府県の産業及びその中の労・職、男・女の構成比によつて標準
化された賃金水準と未修正賃金との間には大きな変化はない、両賃

の受入数と他県への送出し数との差、純流入者数 = 他県から
の受入数 - 他県への送出手数。この純流入率 (中卒 M_1 、高卒 M_2 ,
1歳2才) の「純賃金」及ぶ賃金格差の関連は以下の通り。

$M_1 = -390.767 + 3.685W_1, r = 0.708$

$M_2 = -320.653 + 3.006W_1, r = 0.622^*$

$Wd = 30.947 - 0.144M_1, r = -0.879$

$Wd = 29.578 - 0.167M_2, r = -0.740$

$Wd = 32.852 - 0.082M_1, r = -0.856$

(たゞ以上におこしや示した相関係数のうち * 印は 5% 水準
有意、他は全て 1% 水準において有意である)

質問 1 (駒沢大学 南亮三郎)

「労働供給圧力指数」の意味を聞いた。この算出法、その
概念を利用し、この人口圧迫がいかなる国において大であるか
をしばしば論議する。それと同様に、この「労働供給圧力指数」は、
その呼称が適切でないうのみもあるが、一国の諸地域を考察すると
き労働需要に対比しての労働供給がどの地域で大きいいかを数量的に
把握せんとしたものである。今日まで労働力の移動はパン・仮説
とする仮説によつて説明されてきたが、この指数は両者を同時に表
現するための手段であり、少なくともより大なる労働力流出が当

然 例えば食物に対する人口の関係を論ずるに際して「人口圧迫」
なる概念を利用し、この人口圧迫がいかなる国において大であるか
をしばしば論議する。それと同様に、この「労働供給圧力指数」は、
その呼称が適切でないうのみもあるが、一国の諸地域を考察すると
き労働需要に対比しての労働供給がどの地域で大きいいかを数量的に
把握せんとしたものである。今日まで労働力の移動はパン・仮説
とする仮説によつて説明されてきたが、この指数は両者を同時に表
現するための手段であり、少なくともより大なる労働力流出が当

金の府県別順位はさわめて高い相関を有している。このことは、特
定労働者の賃金といえども、その地域に支配している一般賃金水準
から独立に存在せず、それゆえ厳密な標準化を試みたとしても賃
金水準の地域差は解消しないことを意味する。他方物価水準による
修正については、例えば昭和三七年における物価指数の地域的分散
は三・五七五%であるにすぎない(変化係数、本州の三四都府県)。
また各都市について公表されている物価指数を現在の段階で「地域
別」に組みかえることが可能であると考えるには、余りにも問題が
ある。これらの理由から本報告で採用した手法も、論述の本質を無
効にするほど大きな欠陥をもたないと考えられる。

(2) 問題は「賃金」の性格にある。農業賃金が仮に短かい一時的
現象として発生するものであつても、それは日雇農業労働の需要・
供給という経済法則を軸として決定されるものである。ところが、
失業対策事業は元来ランダム・ライン下で発生した企業整理・人員整
理から生じた失業者に対処するために始めた政府の救済事業で
あり、これまた失業者が正規の雇用を見出すまでの一時的役割を付
与されたものにすぎない。そしてその「賃金」といわれるものは労
働賃給によつて変動せず、むしろ制度的に固定的な、社会保障的色
彩の濃い「給付」と考えるのが適切である。ちなみに失業労働者数
は、一般労働市場の不足現象にも拘らず増加するという特異な現象
を示している。

転換期に立つソ連の経済政策

氣賀健三

(慶應義塾大学)

(一) ソ連の計画経済体制は、一九二八年以來スターリンの第一次

五ヶ年計画開始とともに、一定の形をとりはじめた。五ヶ年計画の経済政策上の根本方針は、急速な工業化であつたし、中でも、軍需産業の育成、工業上の自給態勢の建設が主要な目標であつた。

ソ連の指導者たちは、この急速な工業化を社会主义経済の発展法則と称して、工業のうちでも、生産財部門(A)の生産の成長率が消費財(B)の生産の成長率よりも高いことを、資源配分の基本的方針としてきた。重工業優先といわれるものがそれである。

A部門の成長率がB部門のそれより高いことをもって経済法則と呼ぶことについては疑義がある。高度成長のために、比較的に高い貯蓄率、高い投資率が有利であるというのがその意味であるならば、おそらくだれも異議をさしはさまないであろうが、それは必ずしもAの成長率がBのそれより常に高くなることを意味しない。Aへの投資は結局Bの増大にあるのであるから、その効果がある時間のうちにBの成長率の向上となることは当然に期待されてよいことであるから、Bの増加率がAよりも常に低いとはかぎらない。政策上のねらいとして国民の消費水準を低位におさえ、資本の蓄積を高めることを意図しているならば、それはそれで政治的意味があるが、これを経済法則と呼ぶには当らない。

賦課される、政府は比較的低廉に、農産物を調達し、これに高率の小売価格を定め、その差額を取引税の形で収得した。調達した資金は、政府当局の作成する計画にしたがい、エネルギー、鉄と鋼、機械製作等の部門に優先的に配分されてきた。

計画経済のもとでは、何をどれだけ生産するかが、企業の営利採算に依存して決められないで、政治的な優先順位にしたがって決定される。

優先順位表によつて生産の種類と分量を決定するに當り、政府としては、当然、より少い費用で、より多くの政府需要の充足をはかるという経済性の原則を実現しようと努める。一般的に稀少性の原則が支配するかぎり、ソ連政府が経済性の原則を尊重しなければならないのは当然のことである。

政府はすべての財と労働力に一定の価格を公定しているが、この価格を計算手段として、生産費の計算を各企業に行わせ、生産活動において採算性を要求し、計画利潤の実現のみならず、計画以上に可及的多くの利潤を得るよう生産費の節約を要求する。生産技術の選択に当つては、より生産費の少ないものを選ばなくしてはならないし、投資においても、できるだけ有効な投資効果のある部門および方法を選定する必要がある。

(附) ソ連の政府は企業に与える計画課題の遂行を企業に要求するばかりでなく、その超過遂行をも期待する。計画課題は法律としての性格を備えており、企業はその実施を法律により命令の形で受取る。政府は命令を与えると同時に、命令に従つて企業が行動できるよう、企業の投入物についての供給の世話をする組織を用意して

(二) しかし、ソ連の公表統計によってみるとかぎり、計画数字においても、その実績においても、A部門の優先の法則は守られている。AとBとの区別は厳密なものではなく、たとえば石炭・電力のようなエネルギー資源は、両部門に用いられるが、その主たる用途から判断してA部門に数えられる。

この法則を実践するマニズムは、ソ連の計画経済機構では、計画当局者による資源配分計画の作成にほかならない。計画の立案に当つて、当局者が電力のより多き割合をA部門に割当て、より少い割合を家庭の消費に割当てるという形で、この優先法則が重視されるわけである。すなわち個々の企業に与えられるインプットの計画の総合的結果が優先的発展となつて現われる。もしも計画において、消費財生産部門により高い比率の投資分配の割当を決定するならば、その結果はB部門の成長率が高くなるであろうし、生産効率の高い技術がB部門で用いられれば、B部門の成長は高くなるであろう。

(三) 投資に要する資金は、ソ連では強制的方法で調達される。すなわち政府は生産物に賦課する取引税(消費財にたいする課税)と、利潤税(生産財の段階で獲得する利潤にたいして賦課される税)によって調達される。取引税はあるゆる消費財にたいして、例外なく

いる。それからまた企業の產出物を仕入れる販売の組織をも用意している。生産企業のレベルにおいては、一企業の產出は他のある企業の投入であり、ある企業の投入は他の企業からの產出である。中央集権的計画経済は、政府が個々の企業の投入と產出の重要なものについて、管理機關によつて世話をするようになつてゐるところに、大きな特徴がある。換言すれば、中央集権的計画経済では、計画の立案と作成から実施にいたるまで、政府の機關がおこなうのであって、企業の經營者——企業長——が自主的に決断する余地はきわめて少ないような仕組みにみえるのである。

しかし、ソ連の現実の仕組みは、企業長にかなりの決断の余地——選択の範囲——を許している。計画は命令であり、命令は実施できるような配給組織(供給・販売の組織)を備えているにもかかわらず、企業長の仕事は、單に命令伝達機関たるにとどまらない。課題を実施するため、企業はこまかい具體計画を立て、各職場に割当てを行ふし、政府の供給販売組織に注文して、投入物が確実に、期日どおりに手入できるように用意しなくてはならない。種々な投入が揃わなければ、生産活動に停滞が生ずるおそれがある。また產出物の期日通りの完成を、計画にふくまれるあらゆる種類のものについて實現しなくてはならないし、できうべくんば、計画課題以上での遂行をなかばしいられてゐるので、そのための投入の手当てをしなくてはならない。労働者にも協力を求めて、生産に精を出させる必要がある。重要物資は政府保障の指図書を用意していても、必ずしも正確に入手しうるとはかぎらない。したがつて企業長は与えられた計画を実施するために、才能を働かせて、投入計画を実

現しなければならない。

しかし、そればかりでなく、企業長は政府の計画作成機関にたいして、計画原案を提出するときに、比較的に容易に実現できるよう計画数字を定めることにも苦心をする。

(4) 政府としては、企業長はじめ計画実施に責任のあるひとびとを命令によって拘束すると同時に、利益を与えて刺激するという方策を採用している。企業長が計画の作成の段階から、具体的実施の段階にいたるまで意思決定の余裕と必要とが存在する以上は、その決定を刺激して、政府の方針に合致させ、計画の目的に沿わせるよう計画の名をもってソ連でよばれているものがこれであって、政府は、労働の報酬を出来高制の賃銀方式をひらく採用し、標準出来高以上の成績にたいして賞与を出して勤労を刺激するとの同様に、企業長にたいしては、政府は計画課題の完遂にたいして賞与を与えるとともに、計画の超過遂行にたいしてさらに賞与を与えることにしている。

企業長は、計画課題としてさまざまの指標——生産量、生産総額、各生産品目、生産費、賃金基金、品質、利潤、納期、労働生産性など——を受取るが、その場合に政府は、生産総額や生産量の指標の遂行と超過遂行にたいして、有利な賞与を与える。したがつて企業長は、品質、生産費、賃金基金などの指標をむしる軽んじても、総生産額指標の達成を心掛ける。公定の価格が比較的に高いもの——もし指標が重量で示されるならば、比較的に重いもの、もし指標が長さで示されるなら比較的長いもの——を生産し、計画の超過達成と称する。

問題でさえあるのである。

(5) 政府自身が、今日ソビエト経済体制上の欠陥として反省しているものを略記すれば、次のとおりである。

イ 投資に関する効率測定の基準を失った。すなわち政府は資本のコストとしての利子を考慮せず、国営企業にたいする資本配分を無利子・無返還でおこなってきているので、企業は政府にたいしてできるだけ多くの投資を要求する傾向があった。遊休施設も多かつたし、建設期間がどんなに長引いても、それは計算上費用を高める理由にはならない有様である。

ロ 利子が欠けていることは、企業にとり資本の効率を引上げる刺激が欠けることを意味する。

ハ 工業化が進行して、多種多様の工業部門が発達するにつれて、投資配分はいよいよ重大な経済問題になるとともに、各部門間の不均衡が生産上の障害になる。

ニ 企業に与える計画課題と、賞与制度は生産効率の向上にとって障害になる。

ホ 計画的に生産される消費財は、消費者の需要に必ずしも照応せず、多額の滞貨を生んでいる。

これが要するに、政治的優先の方法と物量的生産計画と中央集権的な命令経済の方法は、成長率の低下にたいして責任のある原因と考えられるのである。

(6) 一九六五年秋以来、現在の政府は、工業管理の機構を改革するとともに、管理の方法についても、前記の原因を反省して改革を加えようとしている。

企業長は、生産物の販売について心配しないし、生産量の増加を

何よりも優先して狙うのである。その結果は、費用の節約、品質の向上、新技術の採用、品目別の約合などの指標は軽んぜられ、あるいは無視されて、計画の意図するところは、部分的に、しかもいがんだ形で実現される。その結果は、投入と产出のあいだの適合がうまくかないで、個々の製品のあいだの需給が合致せず、過不足が生ずることになる。

企業長にたいする物質的刺激の手段は、生産量の増加に貢献してゐるが、費用の節約や技術の開発には貢献しないというより、むしろそれを妨げているといつてよいのである。

(6) ソ連の経済成長は、革命以来、高度の成長率を維持してきた。一九二八年第一次五ヶ計画期以来の成長率についても、公表の統計は戦中の中断をのぞいて、他の資本主義諸国に比をみないほど高度のものであった。成長率の数字の正確性については、研究者のあいだで批判があり、公表以外に、各専門家の数字がある。それはいずれも公表のものより低いが、それをもつてしても、なお、一九三〇年代と戦後から一九六〇年頃までは、きわめて高い率を示しているのである。

しかしに一九五九年以來、公表の数字をもつてしても、成長率は年々低下していた。

モスクワ政府は、五ヶ年計画以来の高度成長の理由として、政府の重工業優先政策と、中央集権的計画経済の体制とを挙げ、資本主義的市場経済の無政府生産方式と対照せしめてきた。したがつて、成長率の低下は、政府にとっては、共産主義的威信にかかる政治

政府が現に改訂している政策のうちには、成長にとって有利なもの、不利なものもある。

能率向上のために政府が考えだしたもののは、いわゆるリーベルマン方式の自由化に属するものであつて、

一、利子、利潤、価格を経済的刺激の権利として利用する。

二、企業にたいして与える計画課題と指標を単純化し、企業に自由な裁量の余地を拡大する。とくに生産量指標を廃し、販売量を指標とするよう改める。

三、利潤からのみ賞与を与えることにし、利潤をあげなければ賞与がえられないようにする。

(6) これらの方策は、現状を是正する効果を及ぼすであろうが、決して十分な効果をそれから期待することはできないし、この種の改革を徹底的に行おうとすれば、党と政府の権力の基礎になつてゐる中央集権的経済の体制が崩れるおそれがあり、政府は容易にこれを徹底させることができないであろう。

というのは、利子・利潤・価格が、この役割を果すには、市場価格の意味で、すなわち需給・調節の手段として、それらが活用されなくてはならないのに、公定価格のもとで、公定の利子歩合を定めても、需給調節には貢献しないからである。公定制は、均衡化作用を妨げるし、生産の刺激にはならない。

価格と利潤が経済活動を刺激し、併せて均衡化作用を営むのは、それらが選択の指標であるとともに、需給の関係を反映して変動するのでなくてはならない。

現在の改革案は、部分的に価格を自由化したり、部分的に企業の

がわの選択の余地を拓げることを予定しているが、しかし原則的に

は物量的計画を棄てていないし、価格公定の制度と守ろうとしている。利潤についても、資本にたいする利潤率という概念をまだとりいれてはいない。

原則的な中央集権的計画経済の中へ、市場価格的要素を導入する試みは、したがって、現行の浪费の若干を節約するとし、消費需要にたいする適応性を高めうるけれども、決して抜本的な効率向上策にはならないであろう。

質問一（香川大学 石津英雄）

ソ連邦の計画化方式には、常に二つの相対立する要素が含まれている。すなわち集権と分散、指令と刺戟、物量的指標と価値的指標。前者の要素からなる計画化方式を行政的方法と呼ぶならば、後者のそれは経済的方法と名づけることができる。これらの方針は、裁然と区別されるものではなく、時代に応じて両者の組合せは歴史的に変化してきているのではないか。報告者の御見解を伺いたい。

答 ソ連が計画経済の体制をとるに至った一九二八年以後において、国民経済運営の方式は主として、石津氏のいわゆる「行政的方法」を採用してきたが、「経済的方法」を併用してきた。両方法の区別は、時代による区別でなく、目的による相違であると思う。たとえば労働力の配分については、主として「経済的方法」を用いているが、戦時中は「行政的方法」を用いた。「経済的方法」を用いている場合にも、「行政的方法」によって制限を加えている。労働力の行政的配分は、その目的を達成しにくいので、スターリン

時代においても選択の余地が広かったのである。

物的資源については、主として物量計画を中央集権的に立て、それを実施させるという方式をとってきてる。管理機構を省から、ソフナルホーブに改めたときでも、この性格には変化はなかった。

ただ中央集権化されたる物質の種類と量には変化があり、スターリン時代に比べ近年分権化されたるものが多くなったことはたしかである。計画を国民经济規模で作成・実施するには、どうしても物量的になり、命令經濟的になる傾向が強いと思う。

質問二（中央大学 武藤光朗）

現段階の問題は、物量的計画——「行政的方法」——が比較的高度に発達する経済にとってますます非能率的になり、不適当になっている事情から発生していると思う。

答 最近のソ連経済政策の転換の一つの課題は、御指摘のとおり、消費需要によりよく適応した生産ということがある。その方法として、政府は、消費財生産企業が小売商業機関からの注文を聞き、両者のあいだで契約を結び、消費者の需要に接近した生産計画を立てる「直接契約」の方法を広めると説いた。しかし、最近になって、この方式は消費財生産企業について拓げられるばかりでなく、生産財部門についてもこれを適用すると説き出した。ソ連における実状はわたくしにはよく判っていない、しかし推測しうることはこうで効果を基準とした場合、どのように評価されるか。

答 報告では主として経済成長への効果を基準としているが、政策転換の重要な目的の一つとなつてある消費需要への適応性への効果を基準とした場合、どのように評価されるか。

mobilityはどうなっているのか。もしそれが大きいものであるならば、「物量方式」による中央集権的計画の中でどのようにとりあつかわれているのか。

答 (1) 労働力の計画的配分は、ソ連政府にとり、農村の労働力を都会の工業に供給するという組織的徴募の方式と、個々の企業による自由募集——労働者側の自由選択——の方式とが併用された。一九三〇年代の急速な農場集団化と工業化のあいだには、強制的方法が採用された。一九三八年には労働手帳制度を設けて、労働力の流动を防止する工夫がなされ、戦時中から戦後にかけて、任意の転退職を禁止して、労働力の安定、確保が図られた。捕虜、政治犯にたいする強制的労働も、工業建設の一翼を担った。

しかし概していえば、労働力の供給は、賃金差による自由選択方式を主とし、これを物量計画方式で補ってきたといえる。労働の刺激には職種ごとの賃金差、出来高賃金制を一般的に採用している。標準出来高以上の仕事にたいして累進的または集団的な賞与制も考案されている。労働の意欲を刺激するには、命令でなく利によつて誘う方式が有効であると政府は認めているといつてよい。

(2) 熟練労働力や技術的労働力が必要に比べて不足したのは、一九三〇年代においてすでに顕著であった。政府は技術教育に力を入れて、工業の発展に必要な技術要員の育成を図ってきた。この傾向は今日でも継続しており、学生の技術教育の比率は、アメリカよりも高い。質問にあるように、技術その他の高性能の労働力不足と偏在を生んでいるが、それが成長を妨げる要因ではないかという点では、わたくしは満足のできる解答を示すことができない。

経済における「労働力」の問題点を若干御教示いただきたい。

いわれるが、「労働力」はどのような仕方で、とくに成長理論的な視点からみてどのようにとりあつかわれているのか。

(2) 計画達成率の低下ならびにソ連経済の成長率の低下傾向に關して労働力の不足が、特に High talent 労働力の不足が反映しているのではないか。また High talent 労働力の地域的産業別偏在が計画の達成をおくらせてているのではないか。それと同時にそうした偏在が計画全般をゆがめてしまうような反作用を与えているのではないか。

(3) ソ連における一般的な労働力と High talent 労働力の

一般的に賃金率の差別の幅が狭く、高性能の技術者や熟練者にとって不満があるとか、技術者がしばしば事務的な仕事に忙がしいために、固有の才能の發揮を妨げられるという不満があることはたしかである。地域的に、たとえばシベリア地方へは労働力の供給が不足していることも事実である。高等技術教育を受けた青年は、卒業後一定年間——三、四年といわれる——指定の職場で労働する義務を背負っている。しかしその期限がすぎれば、その義務から解放される。

(3) (1)の箇所で記したように、労働力の配分は、一般的にいって、賃金による誘引であって、物量的統制の方法は、補助的に使われてゐるにとどまる。ことに一九五六年以後、フルシチヨフの治下において、労働の直接配分方式は撤廃され、物質的刺激の方法が拡げられるようになった。その点では熟練労働力も未熟練労働力にも区別はあまりないと思う。

ただミクロ的には、個々の企業にたいして許容される賃金基金の中では、技術的労働や、一般労働にたいする需要が確認されているので、企業はそれを根拠にして、労働者を集めるのである。

最近の管理機構改革案による、賃金基金の総額の範囲内で企業は任意の雇用を許されるということであるから、労働需要は弾力的なものとなり、過・不足の関係が今後は各分野で表面化すると思われる。

マルサスにおける政策思想

——△人口原理と△経済学原理との関連、ならびにその政策的 implicationsについて——

南亮三郎
(駒沢大学)

この報告は一九六六年五月中央大学で開催されたマルサス生誕二百年記念の日本人口学会大会のシンポジウムに関連して、いつそうの切実さで意識されてきたものである。

シンポジウムは△マルサスと現代△と題され、学会の性質上、取り扱いの範囲を人口問題に限定するものであった。しかし討議は、必ずしも人口理論家としてのマルサスの側面だけには限られず、おのずから経済学者としてのマルサスの側面にもふれることになった。そして、人口理論家としてあのように大きい影響力をもったマルサスは何故に経済学者として記憶されることが少いのであるか、つまりマルサスは経済学者としての後半生涯に何を残したのであるか、という問題が提起されたのである。

かえりみれば私は、マルサスの死後百年にあたった一九三〇年代にマルサス理論の再認識をはじめていた。そしてその当時、はなはだ大胆な結論であつたけれど、マルサスの△人口原理△(初版一七九年八)と△経済学原理△(初版一八二〇年)とは別のものではなく、△経済学原理△は△人口原理△の統論であったと述べた。

ここからしてマルサスの二つの著作——若い頃の△人口原理△と後年の△経済学原理△と——が内容的にどう関連するのかということが問題となってきた。私もそれ以来、この問題を心にきざみつけっていた。しかし、まだ積極的な研究を発表しうる段階にはいたっていない。

今日の報告は近年のマルサス文献を通じてこの問題がどう扱われ

ているかを概観するにとどまっている。いわば消極的な研究結果である。

II

最初に若干の学説史家、ないし思想史の研究家にあたってみよう。思想史としてはエリック・ロールの『経済思想史』⁽⁴⁾やボガーダスの『社会思想の発展』⁽⁵⁾などが出ていている。しかしそれらはまだ、ケインズの指摘したような問題への接近には役立たない。J・J・J・スペングラーとW・R・アレンとが編集した『経済思想論集』⁽⁶⁾には注目すべき一論文が収録されている。それはスペングラーの書いた『マルサスの総合人口理論』("Malthus's Total Population Theory")⁽⁷⁾という論文である。

この論文は在来の多くのマルサス研究が見落していたマルサスの経済学説に着眼し、しかもこの経済学説——それは主として有効需要の学説であるが——も結局はマルサスの若い頃の著作であった『人口原理』の続きをなすものであり、かくてこの経済学説をも合わせることによって、ここにはじめてマルサスの『総合人口理論』が理解されるという結論に達する。それは『人口原理』全六版と『経済学原理』⁽⁸⁾とをあわせた詳密な研究論文であった。

スペングラーがこの論文で、マルサスの『人口原理』と『経済学原理』とは別のものではなくて、後者は前者の統論であるという考え方をしているのは私の共感をさせた。さきに述べたとおり、私自身も一九三〇代にそういう意見を発表していたのである。しかし、続論である『経済学原理』と前の『人口原理』とを合わせて一つの

こうして見ると、現代学者のマルサス觀はジエームズ・ボナーあたりの時代とは余程異なってきている。ボナーの著名な『マルサスとかれの業績』⁽⁹⁾は、マルサスの経済学説にもふれてはいるが、主体はもっぱら人口学説であって、人口理論家としてマルサスをとり扱うという一種の伝統をきづいたのである。キャナン(『生産分配学説史』)⁽¹⁰⁾はこれにたいして、マルサスの経済学説を重視したが、力点を地理論に置くにとどまつた。そういう在来のマルサス觀に比べるなら、スペングラーの描いたマルサス像は大きく変わったといわなければならない。そしてそういう新たなマルサス研究に示唆を与えたものは前述のケインズにはかならなかつた。

III

さて、ここから私の文献研究は、マルサスを主題にした近年の單行の著作に移る。

その一つとして身辺にあるのはハンツ・ヴュルグラーの『古典派の批判者としてのマルサス』⁽¹¹⁾である。この書物は、在来のマルサス研究が主としてかれの人口理論について行なわれたことを不満とし、眞実のマルサスの像は人口理論家としてよりもむしろ經濟理論家として描かねばならぬという考え方からマルサスの経済学説の研究に力点を置いたものである。由來、ドイツの学界の一部には、たとえばレーナーの『経済学史研究』⁽¹²⁾のようにマルサスの経済学説を高く

評価する方向が打ちだされていて、ヴュルグラーの新著はそういう方向を深めようとしたものである。ただ、この書物では、私がいま問題としているマルサスの人口学説と経済学説との関連については研究がおよんではない。

第二のマルサス文献は、めずらしくもインドで出たアムビラジョンの『マルサスと古典派経済学』⁽¹³⁾である。経済学説に重点は置いているけれど、人口理論との関連を考慮しつつ、政策的 implications も明らかにしようとした労作である。

アムビラジョンによると、マルサスの経済学説のうち、とくに今日的な観点から注意されるのは『経済学原理』の終章に説かれた『富の進歩』の叙述である。周知のことおり古典派経済学は経済進歩ないし発展の問題に力点を置き、その発展の根本動因として資本蓄積の要因をとりあげたのはアダム・スミスであった。マルサスは、資本蓄積が経済活動の最も重要な動源であることは否定しなかつたけれど、その資本蓄積が国の富の増大という究極目的に果して効果的であるかどうかに疑問を抱いた。このためにマルサスは、きわめて楽観的な見方をしたセイの『販路法則』を否定し、一般的過剰恐慌の可能性を主張したのである。

もともとスミス伝来の樂觀説にたいしてはマルサス以前にローダード、ウェーリアム・スペンスのような批判的意見も出ていたが、要するに『有効需要』の概念をはじめて持ちだし、その減退の帰結として広汎な失業と、富と人口の著しい減退がおこらざるをえないことを推論する点で、マルサスの存在は古典学派のなかで独自なものであった。

その結果、マルサスの政策的 implications は、有効需要を促進するための三つの方策の提案となつた。第一は土地所有の分割、第二は国内および国外商業、そして第三は不生産的消費者の維持であった。この第三の政策こそ後代において重視される『公共政策』と結びつくもので、とくに不況期の異常事態の救治策として公共事業政策を提案したなどということは、古典派学者の間にあってはまさに唯一の思想家であったといわなければならない。アムビラジョンはそのように論じてゐるのである。

時間がなさうなので、最後に簡単にふれておきたいのはモートン・パグリンの『マルサスとローダード』⁽¹⁴⁾という一書である。前述のヴュルグラーとアムビラジョンの二著がマルサスに好意的に、終始その思想の独自性と推論の正当性とを立証しようと努力しているのと対照的に、このパグリンのマルサス研究は著しく批判的であり、またマルサスの独創性を否定して思想の混亂を指摘しようとしていた。

であるといふに特色がある。

独創性を否定しようとする根拠は、有効需要の学説はマルサスの獨創ではなくてかれ以前にローダデール⁽²⁾があつたこと、また思想の混乱がマルサスにあつたというのは『人口原理』と『経済学原理』とが理論の性格上結びつかないというのである。マルサスの人口理論は普通に長期理論であり、有効需要の理論は短期理論であるといわれているが、マルサス自身は人口圧迫は遠い将来のことだなしにまったく即時的なものだという仮定で議論を進めた。そうすると『人口原理』と『経済学原理』とは妥協を許さない理論上の矛盾に陥つてくる。この矛盾はマルサスの政策勧告にもあらわれる。すなわち『人口原理』の立場に立つなら、その政策は政府の節約、救貧支出の節減、儉約と貯蓄の励行、早婚の抑止となる。しかるに『経済学原理』の立場に立つて不幸の原因を有効需要の側面に見るなら、その救政策は公共事業、不生産的消費、貯蓄の抑制となる。要するにマルサスの思想は混乱している、とバグリンは痛論するのである。

N

冒頭にお断わりしたとおり、この報告はまだ私自身の積極的な研究結果ではない。しかし、これらの文献を通じて、問題の所在が次第に明らかになってゆく。またこれから研究方向に若干の手引きを与えるように思つ。1)~3)の問題点に私見を添え、この報告を終るべしとしむ。

第一点はまず、マルサスの後年の著作『経済学原理』を中心として、『有効需要』の理論を正しく推進だといふやうである。そしてこの

作業は当然、一方ではマルサス説の先駆といわれるローダデール伯の論著との厳密な照合、そして他方では後代のケインズの理論との交渉を明らかにすることを含んでいる。前者はマルサスの独創性問題につながつており、後者はマルサスの復興問題の中心点にふれるものである。

第二の点は、マルサスの独創性問題と関連して、いつたい、いつの頃からマルサスに『有効需要』の観念があらわれたかということである。ケインズは前掲の論文で、漠然と『老成後のマルサス』と言つてゐる。多分、『経済学原理』の頃をさしてゐたのである。バグリンは、この最初の形式的表現は一八二〇年の『経済学原理』まではあらわれなかつたが、これに関する最初の idea は一八一四年十月頃のマルサスのリカード宛て書簡にあらわれてゐることを指摘している。この詮索が進められねばならない。

最後に第三点は、この『有効需要』の原理と『人口原理』との理論的結びつきの問題である。バグリンはこの二つの原理の矛盾を言いつゝ、アビラジャンは短期理論と長期理論との結びつきで混乱はないことを主張した。それは果して何れが正しいのであるか。この点の追求はやがてまたマルサスの理論を構造的にどう見るかという問題にむりながつてゐる。さきに指摘した J·J·スペングラーは、これを統一してマルサスの全理論を『総合人口理論』と見るべきものだと提案していた。われわれはこれをどう捉えるべきであろうか。人口理論家とあわせて経済理論家としてのマルサスの意義づけは、依然として現代に残されている。この報告がマルサスの理論的研究に関心を呼びおこし、同時に現代の政策的問題とのつながりに注意

あるべきだと思ふの願ふば足らぬ。どうぞ。

(1) 摘著『人口理論と人口問題』一九三五年、千倉書房、11
1回目 - 分冊本。

(2) Keynes, Essays in Biography, London 1933.

(3) Keynes, "Some Economic Consequences of a Declining Population" (1937), rep.: Readings in Economic Analysis, Vol. 1, ed by Clemence, Cambridge (Mass.) 1950.

(4) E. Roll, A History of Economic Thought, 1st 1956; 3rd Englewood Cliffs (N.J.)-Tokyo 1959.

(5) E.S. Bogardus, The Development of Social Thought, 1st 1940; 4th New York-London-Toronto 1960.

(6) J.J. Spengler & W.R. Allen (eds.), Essays in Economic Thought: Aristotle to Marshall, Chicago 1960.

(7) J. Bonar, Malthus and his Work, 1st 1885; 2nd London 1924.

(8) E. Cannan, A History of the Theories of Production and Distribution, etc. 1st 1893; 3rd London 1922.

(9) H. Würgler, Malthus als Kritiker der Klassik. Ein Beitrag zur Geschichte der klassischen Wirtschaftstheorie, Winterthur 1957.

(10) E. Lese, Untersuchungen zur Geschichte der Nationalökonomie, Heft 1, Jena 1881.

(11) S. Ambrajan, Malthus and Classical Economics, Bombay 1959.

中小企業「近代化」政策の問題点

佐藤芳雄

(慶應義塾大学)

経済政策の研究にはいくつかの立場なり視点なりがありえるであろう。

今日の日本経済における経済政策、いわゆる「転型期における経済政策」についても、種々の視点からの論議がみられるが、結じてそれらは、「転型期」以後の、これから経済政策が「いかにあるべきか」という点に議論が集中しているといえるであろう。いわば、「ヴィジョン論争」がはなやかにくりひろげられている。しかもヴィジョンの差異は、結局、現実の事態の認識の差異に帰着する。

経済政策の研究において、このようなヴィジョン・政策提言が終局的な課題であるとしても、それ以前の課題としてあるものは、現実にある事態の精密な分析と、そこに作用している政策の批判であり、政策と現実の事態との関連の解剖である。

「転型期」における中小企業政策についてもはなやかなヴィジョンがうちだされている。その焦点は中小企業の「近代化」政策にある。この報告では、積極的な政策提言をはなれて、消極的ながら、現実に行なわれてきた政策が、現実の事態の変化といかに関連しどのように問題点をもっているかを考察してみたい。

つてのみ発展できる。

この単純で、一見文句のつけようがない論理は、若干の言いまわしの変更や力点の変化をふくみながら、今までの中小企業「近代化」論を終始させってきた。ここで、この「近代化」命題自体にくまれていた問題点を指摘しておかなければならぬ。①中小企業の問題性を単に結果的な現象としての低生産性・低賃金性・脆弱性に帰する点。つまり、膨大な低賃金労働力による大量の中小企業群の新生・存続、その低賃金・過当競争を直接・間接に利用することによって急速な資本蓄積を可能としてきた独占・大企業、その利用関係が中小企業の低生産性・停滞性を規定してきたという、歴史的・構造的相互関連の無視。②従って、ごく当然のこととして提起される中小企業の「近代化」が、経済高度成長の中心的担い手たる独占・大企業の成長の各時点における現実的要請といかに関連しているかが表面からくされている点。③「近代化」の主点を生産設備の近代化（機械化・新鋭化・量産体制化）におき、あくまで生産力視点からの発想であったこと。少なくとも当初は、競争規制・業界規制（整理・淘汰）とか、不公平取引・下請関係規制などの競争構造にかかる面は、命題から捨象されていた。

三

「高度成長」と中小企業の成長、蓄積運動、構造変化について要点的にふれればつきのようになる。

①独占・大企業の膨大な設備投資、量産体制の発展は、その直接的な関連中小企業の「近代化」、下請中小企業の「育成」「系列化」

中小企業の「近代化」という命題ないし政策論理は、「日本経済の成長と近代化」（昭和三十一年度『経済白書』サブタイトル）の一環として提起され、所得倍増政策（三十五年）、中期経済計画（三十九年）の過程で現実化された。出発点において意味された「日本経済の近代化」とは、技術革新とともにとづく需要構造変化に適応するように経済構造全体を改編する過程であるとされた。すなわちそれは、技術進歩・生産方式高度化、原材料から最終製品への産業連関の変更、製品・消費・サービス・バターン変化、産業構造高度化に応じた貿易構造高度化、生産性の低い産業から高い産業への労働力の再配置、等々であり、それはみな経済「成長」政策によって達成されたとされていた。従って、社会の「遅れた部門」中小企業・労働・農業などの各部面は経済全体の成長・発展によつて吸収されたのであり、中小企業の「近代化」という命題は、この吸収されてゆく過程、つまり日本経済の「近代化」の過程において、中小企業としての必要不可欠のありかたとして提起されたのである。——低生産性・低賃金にあらわされる「非近代的セクター」としての中小企業は、その生産設備と経営管理の近代化によつて要請した。そして、部品産業、加工段階産業、完成品下請問屋制等の中小工業において、発展と衰退、産業間・地域間・規模階層間の格差拡大をふくみながら、成長・蓄積が相当広範に急速に進行した。この「下請再編成」「系列化」は、あくまで中小企業の低賃金利用、危険負担転嫁、資本節約という性格のものであるが、独占・大企業の量産体制確保のために、下請との技術的連関性の高度化、中小工業の技術水準向上・設備投資・経営管理近代化（とくに生産管理と労務管理）が要請されたのであり、そのかぎりで従来の下請関係と異った側面をともなつた。

②大企業の支配が直接的でない多くの中小企業分野、とくに、産業構造高度化、産業連関・迂回生産の高度化とともに生じた新興・成長業種において、飛躍的発展をとげた中小企業、「中堅企業」の事例も多くみられた。いちはやい新産業への参入、旧産業内での旧来技術と質的にことなる機械設備の高度化、「原料革命」ないしは「消費構造変化」へのすみやかな適応、というかたちでの中小企業の成長・蓄積である。大企業の生産拡張によつてもカバーできない超過需要部分、大企業支配の間隙において、社会的分業の深化、中小企業の成長・発展が可能であった。

③これらの成長・蓄積、事実としての「近代化」は、設備投資主導の生産拡大・「高度成長」、「技術革新」「産業構造高度化」といわれる生産力発展、ないし「消費構造変化」との関係密度の程度に応じてその現実的可能性があつた。従つて、成長側面だけで問題をみるのは誤まりであり、「高度成長」は半面で、この成長条件をもつとんどく多くの中小企業各種と企業階層の存在を明るみに出した。

つまり、たしかに「量産化」「専門化」という方向での一部中小企業の成長・蓄積・「近代化」がみられたが、半面、急激な構造変化のなかで追いつめられて行なった「近代化」努力も、それが企業の安定と成長と結びつかず、むしろ過剰設備・過当競争・経営悪化・整理淘汰に結果してしまったよう多くの中小企業グループの発生をみたのである。

四

昭和三八年七月、一挙に成立した「中小企業基本法」「中小企業近代化促進法」「中小企業投資育成会社法」等、一〇件あまりの中小企業関係法の特徴はつぎの点にある。すなわち、基本的に、今日の中

小企業政策は、その「近代化」政策であるべきであるとし、その政策理念を、社会政策と経済・産業政策の分離、「困ったもの」を助けるのでなく伸びるもの伸ばしてやる」という、保護主義脱皮・優良企業育成、非能率小零細企業の整理淘汰、においていることである。

具体的には、対象中小企業の量的規定の引きあげや「投資育成会社法」等によるような中小企業の上層を重点的に育成する意図が明確にされ、他方で「企業規模の適正化」「事業転換」「企業の共同化・合併」が明確にうらだされた。從来の絶花的中小企業育成、「底上げ」「保護」策に終止符をうち、きわめてキメのこまかい「近代化」

政策をうち出す姿勢であった。予算にしても年々近代化促進関係に重点がおかれるようになり、設備近代化補助とともに、高度化資金の増額をみた。この「高度化」とは、工場団地、商業団地、商店街近代化、共同施設、企業合同、等を内容とするものであり、中小企業の「近代化」は、同時に、その構造の「高度化」つまり「協業化」「企業合同・合併」「事業転換」を含むものとなつた。(いまだに不人気ながら)「小規模企業共済事業団」の新設によって、「近代化」競争から落伍する小・零細企業の廃盤業資金をかれら自身の積立金でまかなおうとする制度も用意されている。

中小企業の上層育成、下層(非能率小零細企業)整理の政策が公

言されるにいたつこと、その意味での中小企業政策の「分化」は、日本の中小企業問題の歴史のうえではじめてといつてよいであろう。

五

キメのこまかい「近代化」政策を実質的に裏うちするのが「中小企業近代化促進法」である。そこではまず、産業構造高度化、国際競争力強化、等の視点から必要と思われる業種が「指定」され、指定された業種ごとに、実態調査にもとづいたその「近代化基本計画」(ほぼ五年後を目標年次とする)および各年の実施計画が策定される。過去四年間の指定業種は合計一〇〇近く、指定業種中小企業出荷額(製造業)は全中小企業出荷額の約半分に達するといわれている。

近代化基本計画についても、とも問題だと思われるのは、必ず「定めるもの」とされているその業種の「適正な生産の規模または

方式」である。この理論的にもあいまいな適正規模が、あいまいな

規定のままに、各基本計画にとりこまれている。ほんどの業種でこの適正規模・生産方式は、仮りの、恣意的なものであることが認められている。だが恣意的にして、たびたび定められた業種ごとの「適正規模」は現実の政策展開のなかで重大な意味をもつてくる。指定業種たる諸特典、設備資金譲税特例、特別償却等々が、この適正

規模を中心活きてくるのであり、それに達しない企業は、構造高度化という名目で、整理淘汰の対象とされるのである。

さらに、いくつかの「基本計画」とその基礎になつていて「実態調査報告書」を検討してみられる共通の特徴と問題点はつぎのようである。

①成長産業のみならず停滞産業でも需要見通しが楽観的で、②しかもすでにおおくの業種で過剰設備・過当競争が問題になつていて、③そこにはかられる「計画」の中心はもっぱら生産設備の近代化・新鋭化である。④そのなかで、「適正規模・生産方式」化と、それにはかられる「構造高度化」が政策的・人為的にはかられようとしていることは、⑤現実に合同・協業化への主体的条件を欠く大部分の中小企業に、無理な設備拡張競争を強いる結果になることは十分に予想され、その結果の、過剰設備・過剰生産、より一層の過度競争・混乱という危険なみちゆきが予想されるのである。⑥それらの混乱と多くの犠牲のうえに結果的な中小企業の高度化・能率向上が達せられないことはないにしる、⑦その間、業界内の大型企業の優位性が漁夫の利をえて強固になるであろうし、⑧その産業が他の戦略的大企業産業と直接的連関をもつ

ぱあい、大企業側のコスト引下げに貢献するとしても、「近代化」した中小企業同士の過当競争性は、その経営不安定性と従属性をもたらすことになる。⑨かくて「業界の構造高度化」は「寡占・独占体制の強化」につながり、消費者・国民大衆の利益に敵対的な状態に結果するのではないか。

六

昭和三六年以降、一貫してみられる全体としての中小企業の収益性低下傾向は、無理な設備投資を基盤とした、諸資本比率・回転率の悪化、資金固定化・損益分岐点上昇・資本費用増大、企業間信用膨張、総じて投資効率の低下を内容としている。さらに、三九年以後の不況の長期化は大量の企業倒産をまねき、そこには「近代化による経営悪化」「近代化倒産」がみられるのである。このような中小企業「近代化」の結果にたいして、企業倒産は不徹底な近代化の産物であるとか、その時期が悪くあいにくの不況で「近代化」の効果が裏目にでたのだと、あるいは日本経済が高度工業社会に移行するにあたつての必然的産物であるとか、まことに安易かつ「無責任」な評価もなされている。

問題は「不況」という条件がたしかに促進要因となつたとしても、晚かれ早かれこのよな事態になること、あるいは今後なるであろうことが明らかかな、中小企業「近代化」の本質とその政策的強行の意味を客観的に位置づけることにある。結論的に、独占・大企業が膨大な設備投資をもって競争的に遂行した「高度成長」・「トランスマーケティング」が、実はその前提と

して利用していた低生産性の中小企業構造、「二重構造」的関係の基盤 자체を掘りくずす作用をもち、また旧来のその利用方式自体が独占・大企業の国際競争力を制約することになつて、中小企業の「近代化」と、不要になった中小・零細企業の切り捨てが要請されたということ、従つて、低生産性・低技術の中小企業をレベルアップしたうえでのあらたな利用方式の再整備ということに中小企業「近代化」キャンペーンの本質的意義を見出すことができる。

「近代化」政策について基本的に重要なことは、中小企業が低賃金基盤からぬけだし企業として成長して独自の安定した存立条件をもつという意味での近代化がのぞましいものだとしても、その路線は、短兵急の、性急な「政策」をもつて進められるものでないことを十二分に考慮に入れることであろう。今日の中小企業の構造変動が、その真の「近代化」への途上に生じている苦痛・あつれきだとするならば、広範な中小企業者とそのもの労働者の十分な納得までの、決して一方的政策・大企業の独善でない、着実な近代化がはかられるべきである。また、大企業の中小企業へのシワ寄せといわれるさまざまな不合理な商行為（下請取引等）のきびしい規制、中小企業の蓄積を国家的にすいあげてしまう財政・金融体系の是正、制度的な中小企業分野の維持策とその順守、転・廃業にたいするできるかぎりの保障、等々、要するに、反独占運動を基盤とした民主的ビジネス・システムの確立と社会保障の充実が、中小企業近代化の前提条件として望まれるのである。

これを要するに、はなやかな中小企業「近代化」論ないし「近代化」政策ヴィジョンにたいして、単に「近代化」一辺倒でない、近中小企業政策だと報告者は理解されているのでしょうか。誤解を避けるために言いますが、「大戦段階での一部の理論といわれた「生産力視点」に立つて、私は質問するのであります。中小企業政策だと報告者は理解されているのでしょうか。誤

(2) なお報告者の実態調査はどういう結果がでているか不明だが、質問者のおこなった結果——輸出玩具団地化など——では、近代化が前進し、むしろ今日までのところ「成功」している。もちろんおおくの矛盾点は出ているが、それは資本主義の生産のもつ本質的矛盾に根ざし、しかも日本資本主義の特殊歴史性格が大きく作用している。問題はいつでも矛盾をもつて展開するのであって、それを未成熟のまま流産させることはできないと私は見るが、報告者の調査結果にもとづくお考えもうかがいたい。

答 中小零細企業群を現状のまま維持できるとか、維持すべきだなどというのは荒唐無稽の主張であるし、報告者はそのような幼稚なレベルで議論するものでない。報告者の基本課題は、あくまで今日の日本資本主義が直面している構造的変動と矛盾のなかにおける中小企業問題の客観的位置づけにある。それに関連して、ここでは現在の中小企業「政策」が現実にひきおこしている問題点を指摘した

代化のかけにひきおこされている現実の諸事態へのより向自的認識とそれへの十分な配慮が、今日における中小企業政策の出発点として必要であると思われるのである。

質問一（名古屋大学 滝沢菊太郎）

基本法などにあらわされた「形式的な近代化政策」と「促進法」などにあらわされた「具体的な近代化政策」との間にギャップはないか。もしギャップがあるとすれば、「近代化政策の形成された基盤・背景」や「近代化政策によつてもたらされたといわれる問題点」も「形式的」「具体的」二つの近代化政策に区別して分析する必要があるのでないか。

答 質問の御意図と多少くいちがうかと思うが、基本法などにかかげられたかなりシビアな近代化政策に徹しきれない現実的なギャップがあると思われる。一つには、近代化政策強行による保守的社会階層中小企業者の基盤動搖の危険があり、さらに、「キメのこまかい政策」になればなるほど従来の政策とかわらぬ一種の絵花主義に結果するという面が指摘できる。後者について付言すれば、いわゆる「高度化」政策の遂行には現実的には限度があり、どうしても「生産設備の近代化」が中心にならざるをえず、そのことが却つて新らな過剰設備問題を生むことになつてくると思われる。

質問二（東京経済大学 中村金治）

(1) 現政府の中小企業「近代化」政策のさまざまの「悪しき」効果を報告された気持ちに了解できるが、それらは、資本主義に帰するかと思われるが、報告者は改革的ヴィジョンを積極的に提示する立場にない、むしろ、現実の政策批判に一定の建設的役割を見出せるものである。

なおあえて付言すれば、「二重構造をこれ以上存続させてはならない、いまこそ二重構造を解消させるために、積極的な近代化政策を批判するのみで、なんら建設的な政策提言がない」という点に帰するかと思われるが、報告者は改革的ヴィジョンを積極的に提示する立場にない、むしろ、現実の政策批判に一定の建設的役割を見出せるものである。

なおあえて付言すれば、「二重構造をこれ以上存続させてはならない、いまこそ二重構造を解消させるために、積極的な近代化政策を推進させなければならない。その「生みの苦しみ」として現実的諸矛盾に眼をうばわれて、『二重構造解消』を未成熟のまま流産させはならない」という気持ちは了解できるが、すべてを近代化的視点から照らし出し、その光輝効果のもとに、中小企業近代化万能論を説く立場は首肯できない。広範な中小企業の経営悪化、膨大な数の企業倒産等をふくむ「近代化」政策の「悪しき」諸結果を、「資本制生産の日本の高度化が生み出した必然的結果」、「日本資本主義の特殊歴史性格が大きく作用している」とのみいいきられる立場はいかなるものであるか。

質問三（名古屋大学 藤井隆）

中小企業近代化というとき、(一)現状のまま近代組織に組みかえて行こうという方向、(二)現状のまま技術特に資本乃至は機械化を助成して行こうという方向、(三)それとも積極的に中小企業の生産高度化（重化学工業化）をすすめようという方向（例えば織維から機械へ）、があろうが、どれをもつとも重視されるのか例えば(三)を重視して行くとすればその過程で(二)(一)を考える

のか。保護政策ではないといわれる以上、方向がはつきりしないと困ると思いませんが。

答 質問者御自身の単純にして明解な中小企業近代化の方向を示されたことはまことに多とするものであるが、中小企業の複雑な現状をいろいろみているものとして、到底三者折衷の立場にないので、回答は留保したい。

質問四 (同志社大学 黒 松 嶽)

中小企業「近代化」政策の問題を論じながら、雇用関係——

労働条件の近代化などについて全然触れなかつたのは何故ですか。

答 これらの問題は近代化の「進歩的意味」と結びつけて極めて重要と思われるのです。中小企業労働組合運動の動きまで分析すべきではないでしょうか。

答 御指摘のとおりで、本論で言及できなかつた。若干用意してなかつたわけでもないので一言付言させて頂く。(1)高度成長の過程で、大企業・成長中小企業の雇用拡大、技術高度化にともなう新規労働力への需要集中は、若年労働力の賃金をせりあげ、その波及効果をも含めて、極端な低賃金・労働条件を基盤としていた中小零細企業の存立条件を大きくゆり動かし、経営合理化というかたちで現実的に「近代化」が強く要請された。(2)この「労働力不足・賃金格差縮小傾向」を過大に評価して、中小企業「近代化」が直走するのごとくいう「近代化」論が多い。(3)しかし問題は、成長鈍化の過程をふくめて、このような「労働力不足・賃金上昇がどうなるか」であり、またこの傾向にたいして、独占・大企業、中小企業をふくめて、総資本がいかに対応しつつあるかが重要である。そこにはあ

かたわけでもないので「絶対的概念」なのかな、それとも産業構造の高度化に対応する「相対的概念」なのかな。後者だとすれば、中小企業は永遠に適正規模に到達できないのではないか。適正規模化をいそぐため、中小企業が無理をし、その結果、諸矛盾があらわれるということは、適正規模の問題ではなくて、それ以外の、その能力の範囲を越したための矛盾ではないのか。

答 近代化促進法により指定業種ごとにその業種の適正規模(一工場単位のものであるが、中小工業では「企業」一工場がほとんどなので一企業単位ともなる)の目標が設定される。それは一応現段階で所与の技術・需要を前提するので「絶対的概念・絶対的適性規模」といえる。ただし諸条件のとらえ方は業種ごとにちがい、ほとんどどの業種で、大まかな、一応の、恣意的措置であるとされている。問題は、そのような目標としての「適正規模」が政策的に示されたとき、それは事実上下層整理の目やすとなるかぎり、「適正規模化」競争を生み、混乱・過剰設備問題をひきおこすことになろう。いづれにしろ、理論的にあいまいな「適正規模」であるが、現実に重要な作用をおよぼしているといえる。

質問七 (南山大学 中 村 精)

設備近代化政策が不況下却つて中小企業を危機に追込んでいるとの指摘があつたが、たとえ近代化倒産があつたとしても、國民経済的には近代化された生産力は残るわけで、現在の軌道の上でのわが國経済の体質改善、二重構造解消過程の所産ではないかと考えられるがどう評価されるか。これが不可であるといわれるなら、これに代る近代化政策の枠組を提示されたい。

られたな「家内労働」「内職」への依存に代表される、低位・低賃金労働基盤の再編がみられるし、また低生産性・零細企業の整理・過剰人口の造出という問題もうかがわれる所以である。(1)労働不足・賃金上昇による中小企業「近代化」を真に発展的進歩的意味のあるものとするのならば、なによりもまず実質的な最低賃金制を確立することが先決であろう。(2)そのような最低賃金制が確定され確実に行われるのであれば、低生産性・低賃金の小零細企業の整理・陶汰という「近代化」政策も一定の進歩的役割を果すと報告者は考える。

質問五 (一橋大学 山 中 篤 太 郎)

流通部面での新らたな政策として、コールドチーン、ボランタリーチーンについてふれたとき、それらは極めて効率的な近代化効果をもつよう説明されたかと思うが、そのとおりか。

答 時間の関係で端折つたための誤解と思われる。逆で、それらの計画は、物価上昇抑制という大義名分のもとに、現実にそれらの流通部面にある膨大な中小商業を無視して、新らたな流通系路を作ろうというものであるが、そこには明確な経済計算もなく、物価抑制策としても疑わしいものである。同時に、それらの計画は、漁業大資本や冷蔵倉庫・冷蔵(凍)庫マーカーにたいし巨大な市場を提供し、また事实上セントラルチーンによる流通部面への独占・大企業の直接的侵入拠点を提供するものと考えられる。

質問六 (関西大学 田 中 充)

最近の中小企業「近代化」「合理化」と結びついて強調されている「適正規模化」とはどのような意味内容をもっているのか。

答 すでにこれらの点についてふれたつもりである。「國民経済的立場から、「わが國経済の体質改善」のための「二重構造解消過程の所産」だとして、近代化倒産をはじめとする現実的混乱に目をつぶる「近代化」政策は、人間不在の政策であるといわねばならない。眞の中 小企業近代化は、最低賃金制をはじめとする労働諸立法の確立とその順守によってまず低賃金・差別的支配構造の底をうめ、さらに独占統制その他の近代化の諸前提(先述)を実現する過程で、小零細企業の自主的民主的共同化等を基礎にして、漸次的に計画的にのみ達成されると思われる。

(一九六六年九月二十五日、米国加州バークレーにて)

中小企業問題における国際比較上の一観角

加藤誠一

(立教大学)

一 問題の所在

(1) 中小企業の構造比較 一般に、日本経済は中小企業構造が「過少過多」であるところから「二重構造」であるといわれているが、「過少過多」は日本経済だけに特有な現象であるのかどうか。つまり、諸外国にくらべて、わが国は、(1)中小企業の占める比重が多い、(2)大企業にくらべて規模格差が大きいなどの点からして、いわゆる日本経済の「二重構造」が問題にされているが、アメリカやイギリスいがいの先進諸国と比較したばあいにも、「二重構造」はわが国だけの特殊性であるといえるのかどうか。

(2) 中小企業の問題比較 一般に、諸外国との比較では、問題意識として、付加価値、労働賃金、収益性の規模別対比がおこなわれており、諸外国では規模の利益や生産性の大小だけが問題になつていて、諸外国には日本の中小企業問題は存在しないかのようにいわれているが、はたしてそうであるうか。むしろ、規模の利益では不利な立場にある中小企業が、巨大資本の圧迫、金融、税金、労働力不足などの資本主義の基本的な問題によって、その成長なり存立条件を阻害されているところに問題があるのではないか。とすれば、日本の中企業問題は諸外国にもみられるわけであるが、それでは

日本における中小企業問題の特殊性はどう理解したらよいのであるか。

(3) 中小企業の政策比較 (1)と、(2)の分析視角をつうじて、わが国の中小企業政策はこんどうあるべきなのであろうか。西欧の中小企業政策は、いわゆる福祉国家論がその理論的基調であり、その理論そのものについては問題があるとしても、こんどのわが国の中小企業政策を考えるばあいに、そこから学びとるものがあるのではないだろうか。

以上の三つの問題についてつぎに検討する。

二 構造比較

あつたことに原因している。すなわち、
(1) 西欧では、日本やアメリカのように法律で規定されたいわゆる中小企業概念はみられない。統計上は、一〇人以下(オランダ)とか二十五人以下(イギリス)といった定義は存在するが、これは西欧の中小企業行政が零細経営に集中しているためであって、いわゆる中小企業概念ではない。西欧でもわが国の中企業概念は、一〇〇人以下とか二〇〇人以下の規模に上限の線を引かなければならぬ。西欧では一般に製造業を手工業と工業とにわけて、いわゆるわが国との比較のさいには手工業統計をもくめて考えなければならないし、その手工業そのものの性格も変化してきてるので、工業の工場工業化と商業化傾向へ、そうした手工業の最近の「流动性」をも考慮にいれなければならない。

(2) 以上のような前提のもとで、各国における事業所数と従業者数を従業者規模別に比較してみると、つぎのような特徴があらわれる。
(1) 規模別事業所構成比でみると、わが国は英米に比較して、零細経営の比重が高く、大企業の比重は低いが、西欧の先進諸国と比較するとかならずしもこのように類型化できない。英米が特殊とすら考えられる。

(2) 規模別従業者構成比では、わが国は英米に比較するとはつきりした二極集中型をしめすが、他の西欧諸国にくらべてもわが国の中規模企業層(五〇~四九九人層)の比率は相対的に低い。

(3) 戦前・戦後の規模別構成の推移をみると、零細経営の激減がとくにイギリスで顕著である。しかし、イギリスばかりではなく、

西欧各国においても、零細経営は絶対数も構成比とともに減少傾向にあるが、これにたいしてわが国では、零細経営の比重は低下しているものの絶対数ではむしろ停滞的である。ただ、西ドイツにおいては、現在の時点では、絶対数・比重ともに零細経営層は日本よりも高い数値をしめしている。

(3) 以上のようにみてくると、類型的には、英米型、西ドイツを中心とした中部ヨーロッパ型、日本型の三つに大別できる。そして、事業所構成についていえば、英米型は他の諸国にくらべてむしろ例外で零細経営の比重が極度に低く、中部ヨーロッパ型と日本型は似通つて零細経営の数が多い。しかし、従業者構成では、英米型は従業者数が上層に集中し、中部ヨーロッパ型では上・下層に集中し、日本型はとくに下層に集中している。

(4) そこで、こうした統計的な分析結果から、つぎのような問題が提起される。(1)英米および西ドイツを中心とした中部ヨーロッパ諸国はいづれも高度に工業化の進展をみた資本主義国であるのに、英米では零細経営の数が極度に少なく、中部ヨーロッパ諸国では零細経営の数がわが国と同様に多いのはなぜであるか。(2)わが国も中部ヨーロッパ諸国とともに零細経営の数が多いが、両者のあいだには構造上の相異はないのであろうか。以上の問題は、その国における資本主義成立の歴史的な過程と密接な関連をもつてゐる。

(5) イギリスにおいて、現在、零細経営の比重が相対的に小さく、わが国のような「二重構造」がみられないのは、(1)農民層の分解および産業革命が徹底的におこなわれたこと、(2)社会政策立法がすでに二〇世紀初頭より制定されていたこと、(3)テイク・オーバー

によって資本集中が強力に推進されたことである。

(六) 西ドイツは、イギリスとならんで高度に発達した資本主義国であるにもかかわらず、イギリスのように零細經營の衰退が急速ではなく、わが国と同様に、むしろわが国以上に多数の零細經營が存在し、絶対的にも相対的にも零細經營の比重がいまなお高いのはもっぱら手工業の広汎な存在によるものであるが、西ドイツ經濟の工業化過程のなかで手工業がなお發展の可能性をもちえたのは、(1)不徹底な農民層の分解、(2)手工業組合の強さおよびその保護政策にある。

(七) 日本においては、工業化が寄生地主・零細農耕と中小零細企業を構造的に残存させ、大企業がそれらの低賃金を利用してといふ、いわゆる「二重構造」として問題になってきた。そして、家内労働や零細經營を広汎に利用できるような日本的な資本集中のメカニズムを可能としているのであり、ここにいわゆる日本的な中小企業の「過少過多」が生じている。

(八) このようにみると、日本中小企業問題を規制しているのは日本資本主義の特殊性にはかならない。ただ、日本中小企業問題の性格については、日本資本主義の特殊性を一面的に強調する結果として資本法則を軽視する見解があるが、これは誤りである。また、これとは反対に、日本資本主義の特殊性を資本法則一般のなかに解消して内外の中小企業問題の共通性のみを一面的に強調する見解があるが、これも誤りである。あくまでも、構造上の日本の特質は、本質的には独占機構の日本の特徴を表現したものとして把握さ

れなければならない。

三 問題比較

(一) わが国と西欧諸国とのあいだには、資本主義發展の歴史的相異があり、それが規模別構成の相異としてあらわれているのであるが、各国をつうじて、中小企業問題が資本主義の独占段階での産物であることにかわりなく、したがって、西ドイツを中心とした西ヨーロッパはもちろんのこと、イギリスやアメリカにおいても、つぎに述べるように、基本的には共通の中小企業問題が生じている。

(二) 西欧においても、経済構造の変化のなかで、中小企業の階層分解が生じている。手工業や小工業や小売商業は、大資本の進出や商業機構の大規模化によって急速に減少しているし、いわゆる中堅企業までが共同市場の進展で国際競争をはげしくされ經營を苦しめられている。共同市場においては、巨大企業はアメリカ資本進出の脅威をうけながらも、集中合併を促進し、資本輸出と国際分業体制の確立によって、ますますその独占的地位を強化しているが、これにたいして中小企業は、国際競争をはげしくされ淘汰される傾向にある。

(三) 西欧でも中小企業の金融や税金の問題は大きい。たとえば、イギリスのような国でも、マクミラン・ギャップやラドクリフ・ギャップ、いらい、中小企業の資金難は深刻である。一般に西欧の中堅企業においては、これまで規模拡大はもっぱら自己資本に依存しておこなわれてきたが、イギリスなどのように、中小企業は戦後のインフレで自己資本をくいつぶし、銀行依存が深まっている。そし

て、西欧諸国にも中小企業専門金融機関は存在するが、のれんのない中小企業は資金借入が困難で資金繰りは苦しい。税金については、西欧ではわが国とちがって間接税中心の租税体系であり、とくに西ドイツにおいては売上税にたいする中小企業者の強い不満が表面化しているが、所得税や法人税などにたいしても、減税と税負担の公平を強く要望している。そして、中小企業の機械設備などの租税特別措置はあるが、税負担は内部留保充実の障害になっている。要するに、以上のような中小企業の資金難と重い税負担とは、わが国と同様に、構造変化に対応しようとする西欧中小企業の設備近代化への努力を阻害している。

(四) 労働問題についても同様である。労働市場についていえば、西欧でも深刻な労働力不足である。ただ、わが国では、終身雇用年功序列、企業別組合であるから、雇用は若年労働者に集中し、若年労働者の深刻な労働力不足となつてあらわれているが、技能型雇用関係の西欧においては、中高年令層の熟練労働者が不足し、逆に若年層は失業している。つぎに労働条件では、賃上げから時短の傾向へ、そして各國とも週休二日制週四〇時間労働を目標に、漸次、それに近づいている。労働賃金については、規模別平均賃金に案外大きな格差がみられる。西欧では、労使間の団体交渉による最低賃金制が確立していて、わが国にくらべて賃金水準も高く、労働組合もわが国のような企業別組合ではなく職能別組合ではあるが、西欧でも中小企業の労働組合は弱く、それが賃金格差の原因になつている。

(五) 西欧とわが国の中小企業とを比較して相異しているのは、

四 政策比較

(一) 西欧における中小企業政策の理論的基調は福祉国家論である。そして福祉国家政策を基調とした中小企業政策の共通した理念は、(1)独占による不公正競争の排除と、(2)中小企業とくに零細經營にたいする保護助成策である。保護助成の具体的な施策は、職業訓練金融措置、減税措置の三つに大別される。このうち職業訓練は別と

して、金融・税金措置はかならずしも十分ではない。だが、(3)それらの施策がおこなわれる経済的素地が、労使間による最低賃金制の確立と高度に充実した社会保障とによってすでにできあがっているところに日本との大きな相異がある。

(1) わが国では、本来の環境整備はむしろ放置されていて、金融

融や税金に当面の施策が集中されている。しかし、金融や税金の諸措置はもちろん必要はあるが、生活を保障する本来の最低賃金制と高度な社会保障が存在してはじめてそれらの諸措置も有効なのであるから、中小企業政策の基本方向はこうした環境整備にこそむけられるべきであると考える

質問一
(1) 規模別事業所数、従業者数の国際比較につき、各国関係統計の典拠、従業者概念、規模別分類における差異をしめしていただきたい。(東京経済大学・中村金治)。

(2) 零細企業数および零細企業労働者数の異時比較、国際比較には統計上は多くの困難があるはずであるが、いかなる処理をなされたのか。(慶應義塾大学・北原勇)。

答 西欧主要諸国における中小企業の定義、統計書、統計作成上の前提については、中小企業金融公庫「調査時報」第六卷第五号に掲載されている拙稿「ヨーロッパ主要諸国の中企業概念とその構造上の地位」を参照されたい。なお拙著『中小企業の国際比較』(東洋経済新報社、昭和四二年三月刊)の第一部中小企業の構造比較においても各国別に説明してある。ただ、零細經營の各國比較については、ご指摘のように、統計上に困難があつて、正確な比較は

できない。しかし、從来は、むしろ統計上の困難を理由にして、手工業統計を取上げようとしなかったところに問題があるのであり、前掲拙著でも指摘したが、そのため西ドイツにおいても零細經營の過多性が軽視されてきたのだと考える。

質問二

(1) 日本の零細企業は減少するだろうという論拠に先進国イギリスのたどったコースをあげているが、西ドイツでは大企業が零細企業を利用したため存続したということと矛盾しないか。(近畿大学 後藤文利)。

答 わが国においても、一方では巨大企業の資本の集積と集中が強力に促進されるとともに、他方での小零細企業の淘汰が進行していることは明かである。ただ、零細經營層をとってみると、報告でものべたが、西欧においては、イギリスばかりでなく各国をつうじて、絶対数も構成比とともに減少傾向にあるのにたいして、わが国では比重は低下しているものの絶対数においてはむしろ停滞している。これは、臨時工の採用や下請系列の利用という日本の資本集中のメカニズムによるもので、それを可能にしているのは現在なお存在する日本の低賃金構造である。なお、西ドイツにおける手工業を中心とする零細經營層は、絶対数・比重とともにわが国よりも高い数值をしめしてはいるが、これを時系列でみると、その減少はわが国と

ちがつていぢるしい。

質問三 (京都大学 大野英二)

中部ヨーロッパ、とくに西ドイツにおける零細企業の広汎な存続の根拠について、

(1) 「小農制の構造的な存続」というような現象をどのように把握するか、

(2) さらに、ビスマルク・レジームにおいて継承されたと指摘される根拠についてご教示いただきたい。

答 (1) 報告のなかでは、「小農制の構造的な存続」を農民層分解の不徹底さと農工の絡みあいとして把握したのであるが、これをドイツ資本主義における後進性とみるかどうかは、むしろ経済史家の研究にまちたい。ただ、現在の西ドイツ手工業は、もはや古典的なツンフト的手工業の歴史的残存物ではなく、高度に工業化されたドイツ資本主義のなかで、一定の「合理性」をもつた中小企業として存在している。

(2) ビスマルクの旧中間層保護政策がナチスに継承されたと指摘する根拠は、「手工業条例」に集中的に表現される手工業組織の統制経済的な性格である。一九三三年一月にナチ政府が政治の支配権を握るようになると、手工業における州政府の権限を中央集権的に統制し、手工業を軍事的再編するための手段として利用できるようになつた。

学会展望

日本における経済政策論の動向

—— 最近の著書をめぐって ——

加藤 寛
(慶應義塾大学)

日本経済政策学会の歴史は、日本における経済政策論の発展をそのまま物語っていることはいうまでもないが、その歴史を現在振り返ってみると、きわめて興味ある事実がうかびあがってくる。それは昭和三十七年という転換点である。

たとえば、当学会が毎年とりあげる共通論題のテーマをみてみよう。それまで共通論題のテーマは、主として「経済政策論」の方法論あるいは類型論を中心であった。もちろん「戦後十年日本経済政策の変遷」とか「経済自立の課題」のような時宜的なものであったが、全体としてみれば、各国政策の類型・経済政策論の対象・構造分析・主体論など政策論の根本問題を中心としていたといつても言いすぎではないと思う。これが、三十七年になると「ビッグ・ビジネス」とか「地域開発」とか「両体制論」とか、「転型期論」とか現実の経済問題に何らかの政策提言をしようというアプローチがうかがわれるようになった。

この変化は、経済政策論の主題を、今までのよくな、方法・主体

論・体制論から、さらにその範囲を拡大していく傾向にもあらわれている。方法・主体論は、現実の政策決定プロセスをとりあげる問題に進んでいるし、中小企業論は産業組織論という問題を提起しているし、計画論はバランスあるいはアンバランスな成長の問題から地域開発・都市問題へと範囲を拡げている。

この転換点の理由をもし経済の現実に探るなら、おそらく、六年以降の所得倍増計画が、経済政策の典型として論議の対象となりあげられるとともに、理論から政策への関心がとみに高まり、また倍増計画にもとづく高度成長政策が、日本経済に急激な変化をよび起し、明らかに資本・労働力を中心とした産業構造に変化が認められてきたことであろう。宍戸寿雄氏による「転型期論」が登場したのは、まさに三十七年であった。またマルクス系学者も、今井則義氏らの「新らしい国独資論」や「構革派」が登場して、日本資本主義が新しい時点にきたことを示したもの。この頃であった。

こうした転換期は、経済政策論のアプローチに多少なりとも影響したことを否定できない。

従来の経済政策論は多くの場合、次のよくな問題を扱かうのが普

通であった。

第一は、方法論であり、ここでは政策と理論との違い、政策目的設定の問題とそれとともに価値判断導入の是非をめぐる問題、政策主体の問題である。第二は、政策技術論であり、設定あるいは与えられる目的達成のための政策手段の適合性が問題とされる。具体的には、成長のための政策、安定のための政策、平等化のための政策などが検討される。第三は、体制論であり、資本主義体制、社会主義体制などが比較される。以上のうち、とくに、第一と第三が政策論のもっとも重要なテーマであり、第二の問題は部分的に扱かわされること多かつたようである。

一般に経済政策論は、理論が因果関係や法則を研究する学問であるのに対して、目的・手段の関係を研究する学問であると考えられるから、第一の目的設定をどう理解するかによって、その立場が大きくちがつてくる。便宜的に分類すれば、

(一) 社会哲学派——目的設定の原理を社会哲学に求める(氣賀健三氏ら)

(二) 目的仮説派——経済に内在する目的を仮説として設定する

(長守善氏ら)
(山田雄三氏ら)

という三つのグループが、何らかの意味で目的設定を考える立場であり、これらはいずれも、M・ウェーバーによって批判されたG・シモモラードの安易な目的理想論を克服することを試みた方向である。これに対してマルクス系の学者は、政策目的を立ててその効果や

伝統的経済政策論に新らしい刺激を与えたものは、何といっても、計量経済学的な手法の導入さらには近代経済学の理論的発展による理論派の学者の政策論への進出である。この動きはすでに、山田雄三氏を中心とした稻毛満春・伊東正則・今井賢一氏ら政策技術論の確立を示すものであった。

二

(三) 目的所与派——目的論を除外して所与目的の連関効果分析をする(山田雄三氏ら)

問題領域にあらわれていた。たとえば山田・久武編「経済分析シンポジウム（全八巻）」昭和三十二年日本評論社、山田雄三・山田勇編「経済計画」「日本経済の分析（第十二巻）」昭和三十五年春秋社などは、政策論者と理論家との共同著作であった。しかし理論家の政策論への進出をより決定的に示したのは、篠原三代平・内田忠夫編「日本経済政策の解明（上・下）」昭和三十年東洋経済新報社であつたといえよう。この著作は、伝統的政策論の扱かつた問題意識を全く意識しない、いわゆる近代経済学の若手グループによつて、産業構造・景気循環・中小企業・独占・農業問題などが、縦横無尽に討論されたシムボジウムという点で、まことに画期的なものであった。

このことは序文の中で明確に指摘されている。「わが国の経済学者はいろいろの意味において、アンバランスト・グロースの状態にあるといえる。理論家に比べて実証家が意外に少ないということもその第一点としてあげられるかと思う。第二に、講座制に縛られすぎているために、たとえば、経済政策論の担当者が十分な経済理論的背景なしに講義するといったこと……」「第三点は……日本では経済政策への提言が非常に少ない。」それ故、この本の期待は次の二点にあつた。「第一には、経済学者が理論を背景にして政策問題に対して到達した見解そのものに対して、世人がなにがしかの注目を払つて」欲しいこと。第二の期待は「一般的の経済学者、とくに若い学者が」現実問題・政策問題に対する関心を一段と深めることである。このシンポジウムを企画したのは、荒憲治郎・市村真一・内田忠夫・小宮隆太郎・篠原三代平・福岡正夫の六氏であったが、この

一般に、純粹理論に没入している人々は、この問題を回避するのが常であるが、（熊谷教授は、このことを明確に意識して次のように述べている。「政策理論の展開のためには、一方において資本主義経済の自律的 Working についての基本的な実証分析をつくることはできず、また他方ににおいては、社会哲学ないし経済哲学の領域に属する省察にもある程度まで立ちいることを回避するわけにはいかない」（序文）。

これは、政策技術論に終始することを欲しない以上、当然の方向といふべきであろう。この点、館・小宮教授も、政策目的について述べている。「政策理論の展開のためには、一方において資本主義経済の自律的 Working についての基本的な実証分析をつくることはできず、また他方ににおいては、社会哲学ないし経済哲学の領域に属する省察にもある程度まで立ちいることを回避するわけにはいかない」（序文）。

これは、政策技術論に終始することを欲しない以上、当然の方向でもある。だがそれにもかかわらず、われわれは、両教授のたとえば、独占禁止政策の部分を読めば、やはりそこでは、きわめてつましくではあるが、最適規模に至るまでは合併は認めらるべきだという論旨が展開されており、政策論が目的設定について追求すべき必要性があることを忘れるわけにはいかないのである。

ではこの点について、熊谷教授がどういう追求の仕方をしているかを要約すれば、次のようになる。

「現代の政策理論においては、政策目標の設定に含まれるある一定の価値判断を表現するために、社会的厚生函数の概念がしばしば

理論家の政策論への進出はまことにめざましく、また官庁エコノミストの支持を受けて大きな力となつた。館・小宮・「経済政策の理論」昭和三十九年勁草書房、熊谷尚夫「経済政策原理」昭和三十九年岩波書店はその展開であり、稻葉秀三・大来佐武郎・向坂正男「講座日本経済（全五巻）」昭和四十年日本評論社は官庁エコノミストの近代経済学分析による総力の結集であり、ここに至つて、このグループの花が開いたといえよう。

たしかにこのグループの活動は、伝統的な政策論グループに大きな刺激を与えたが、しかしまた伝統的政策論がそれによって崩れ去つたわけでもなかつた。

経済政策論を体系的に叙述しようとするとき、まず第一に直面する古くして新しい問題は、経済政策論を科学として客観的に論述できるかということである。もちろん、経済政策論は、経済理論を分析の用具とする以上、明らかに客観的に論述できる部分はあり得る。たとえば、「ある目的」に対して、「一つの手段」をとったとき、それがもたらす効果や犠牲については、因果関係の分析である。

しかしこの最も客観的であり得ると思われる問題でさえ、社会的问题として考えるときには、「ある目的」は決して世の中の問題とは無関係・無制約ではあり得ない。原理的には価値判断は主観的・個人的なものではあるが、政策論がある問題の是正を考えようとするとき、それはおのずから、一定の社会的評価スケールの問題に入ることを意味するのである。ここに、経済政策論は目的をいかに科学の中にとり入れ得るかということになる。

用いられる」（一六頁）。そして「社会的厚生函数が事实上社会の多数の人々によって支持される価値判断を表現しているときにはじめて、われわれの政策論の意義と興味とが確保されるのである」（一九頁）。

では、「多数の人々によって支持され得る価値判断」はいかなる意味において可能であろうか。熊谷教授はこれを次のように説明していると理解できる。

すなわち、アロウによる社会的厚生不成立の論証は、個人的選択の方向が全く無規定であるときに十分な力をもつて妥当するが、政策論についてはそれほど重大ではない。(1)現実に民主政治があるということは、すでに、あるていどの基本的合意を市民の間に確保していることだし、(2)討論・妥協・世論の形成などいっさいの社会過程がかなりの一一致をもたらすし、(3)理想状態を一举に求めるのではなく、部分的な修正の選択である限り、選択範囲は限定され、一致是不可能ではない。

そして民主政治の保証は、政権担当者の交替可能性が常に存し、政府が、大多数の利益のために行為することがある。そのためにはすぐれたリーダーと、政治上における対抗力が役割を果たしていくなければならないというわけである。

私はこの考え方には全面的に賛成である。だが教授のこの本のインパクトが大きいだけにあえていくつかの疑問を提出しておきたいと思う。それは第一に館・小宮教授が指摘されている、政策論の第三の領域「経済政策の社会・政治学」つまり、利害関係グループの分析をしなければ「民主主義プロセス」の理論は完成しないので

ありより一層の分析が必要であろう。

また私は、分配の基準については、ライベンシ・タインとグランプの論議を中心にして、リトル流の *Precenel welfare economics* を提案しているが、本来、民主主義プロセスの論旨は、この方向を辿るはずなのであって、熊谷教授が民主主義プロセスの立場をとりながら、生産政策と分配政策とを二分する *New welfare economics* の立場を開拓されるのは、論理上一貫性がないというになる。

およそ政策論が最も政策論たる問題は分配問題であるから、これについてある判断の方法を考えない限り、いわば、階層的アプローチとして除外しておいたのでは政策論たり得ないのである。この判断の方法は、いうまでもなく民主主義プロセスにあるわけであるが、このことが十分な関連性をもつて説明されているとは言い難い。さらに個人の所得分配とならんで、近時、マクロの所得分配率が政策論の中にとり入れられているが、これについても、単にクレイヴィスの表を引用したのみでは不十分であろう（このことは、「三田学会雑誌」昭和三十八年一月号、加藤・丸尾稿で詳細に述べているので参照されたい）。

さて、まだその他部分的には述べたいこともあるが、最も大きな疑問を提出しておきたい。それは、熊谷教授のこの著書が、「混合経済の理論」という副題を付して、成長・安定・分配の考察をおこないながら、その副題に応わしい論述が見られないということである。教授はどう考えておられるのだろうか。

「経済全体の運営において国家の経済政策の果しつつある役割が増大した」とは、最近のいちじるしい現象である。現代の資本主義

諸国は純然たる民間企業経済というよりも、むしろ「混合体制」(Mixed Private and Public System)となばれるのにふさわしい変貌を示しているといえよう」（一一頁）。

この定義の中には、二つの意味が混在しているようである。一つは、政府が、資本主義バーフォーマンスの不十分・欠陥を是正するという意味での混合経済であり、他は、private & publicとの混在としての混合経済である。両者は一見同じようではあるが、前者に比して後者の public という概念の中には、政府行為のみならず、民間企業のバーフォーマンスと同じ意味での公的部門(Public Sector)のバーフォーマンスも入るのが一般には穏当な解釈である。

しかし、教授の場合、著書全体を通じて明らかなことは、前者の意味での混合経済が中心であり、非市場的依存関係（外部経済・不経済）、公共財のことは述べられているが、混合経済の最も重要な要素とみられる、公的企業又は公的部門の役割については、何の論究もなされていない。とくに、産業組織論とみられる、「独占の統制と効率的竞争」の項目においてすら、館・小宮両教授の著書と同じように、規模の経済性の立場から、寡占的競争という政策を提示しているにすぎない。しかし、民主主義のプロセスの立場をとる場合、有効競争は、一産業でのシェアなどから考へるべきではなくて、政策目的への有効性から判定されねば論理が一貫しないのである（この点については、Ferguson: Macro-economic Theory of Workable Competition, 1964. 参照）。

そして欧州諸国は、いざれもこのよくな政策意識から、経済組織の編成を試みているのである。たとえば、イタリーの国家持株会社

はその代表的な事例であるが、その他西独の社会的市場経済ですらかなりな国有企业を一つの基盤にして競争的秩序の確立を目指した理念であるし（教授も、「社会的市場経済」のことを述べられてゐるのに、遂にこの面からの指摘がなされていないのである）、フランスの国有企業もいろいろの成立条件はあつたが、やはり、協調方式の一環であるし、イギリスの公私制度、北欧の協同組合など、いずれも、経済制度における公的部門の役割を示すものである。とにかく、北欧の協同組合制度が独占対抗力として果たした機能を想起するなら、「独占の統制」については無視することのできない存在である。

このようにみてくると、実は、混合経済とは、まさに、前述した第二の意味においてとらえられねば現実的でないし、また混合経済とはかかるものであると、一般には理解されているのである。この点、教授の「混合経済の理論」という副題は、いささか狹義にすぎないようである。

こうして伝統的政策論者たちは理論畠からの衝撃を機に、その精神を摂取しながら、その体系を作り直す仕事を始めたのであった。

第一のグループは、厚生経済学の流れに立つもので熊谷氏の大きな影響のもとに田村泰夫氏を中心とした黒岩洋昌・櫻本功氏ら諸氏の厚生基準論による目的論の研究。これと同じ方向をとりながら、静態的な厚生基準論にあきたらず、何とか動態的・社会的基準を考えようとする長守善「経済政策」昭和三十九年東洋経済新報社、五

井一雄・柏崎利之輔他「厚生経済学と経済政策」昭和三十九年泉文堂のグループがある。さらに同じ厚生経済学の流れに立ちながら、厚生という目的が成立し実践されるプロセスを明らかにしてその機構・仕込み（福祉国家）を考えようとする、加藤寛・原豊・丸尾直美「現代経済政策の理論」昭和三十七年東洋経済新報社、丸尾直美「福祉国家の経済政策」昭和四十年中央経済社。

第二のグループはマルクス経済学の伝統に立ちながら、政策論・実践論を展開することによって、近代経済学の政策畠への進出に对抗する。その一つは、野田稔・本吉敬治氏らを中心とする人々であり、他は、今井則義・尾上久雄・力石定一・中村秀一郎・清水嘉治・竹中一雄ら諸氏である。

野田・本吉氏らの考え方によれば、「無政府的経済競争を克服して、より多くの利潤を獲得するために、平均利潤率の低下をともなう資本の拡大再生産の運動は、なかなか(a)生産の無制限的拡張、資本の集積・集中と産業予備軍、低賃金、労働強化、労働者の窮屈化、生産部門の不均等発展、間接的搾取条件と実現条件との矛盾、過剰資本、恐慌を不可避免にすると同時に、(b)この資本の運動過程において組織され、訓練された労働者階級の資本制搾取関係に敵対する運動・斗争は必然的になる。産業資本主義から独占資本主義、帝国主義への発展過程において、これら資本制諸矛盾はより激化し、深刻化する。……これは資本制生産関係が生産力の発展形態から桎梏形態に転化したこと示している。……したがって国民生活に直接する生産力を発展させるためには、少なくとも『生産の社会的性格』に対応する『所有の社会的性格』、それを基礎とする『新たな

生産関係」の実現が必然的に要求されることになる。「この政策目的は個人的・主観的価値判断ではなく、資本の運動法則さらに現階における法則の発展的具体化と現実的諸条件の絡み合いから必然化したものであり、その意味で歴史的客觀性をもつていて」（野田・中村編「経済政策入門」昭和四十年有斐閣六一六八頁）。かくて、経済政策の実践性は、第一に資本主義経済政策の本質解明と同時に、第二に、労働階級の立場からのあるべき政策の体系化である。

ここで二つの疑問が提出されよう。その第一は、「現代」資本主義においてもそれは桎梏であるのかということ。第二は、新たなる生産関係は「所有の社会化」しかあり得ないのか、そうだとしてもその範囲はどうあるべきなのかということである。

第一点については、今井氏らグループが提起する問題である。

従来のマルクス学者たちが、国独資について国家從属性をとるのに対し、生産力の発展、それに対応する生産関係の社会化が経済的國家という機能によって実現されているので、国独資のもとでも部分的・漸次的に改革を統ければ、社会主義への平和的移行は可能であるとする。この考え方は、尾上久雄「現代経済政策の理論の現実」昭和三十七年有斐閣の中でイタリア経済政策の詳細な紹介を通じて示され、力石定一「経済の計画化」昭和四十年河出書房、今井則義・長洲一二・清水嘉治編「日本経済政策の展開」昭和四十年中央経済社と展開している。

だが野田氏らの批判をまつまでもなく、マルクス主義からすれば、この経済的国家観はきわめて危険である。それはいわば両刃の剣であり、第一のグループの福祉国家論からみれば、経済的国家である

からこそ、福祉政策を実現することが革命なくしても可能だということにもなる。そこで野田氏らは、構造改革論は全面的変革斗争の一部にすぎないこと、そして、それは、帝国主義の本質を陰へするものであってはならないと批判する。それ故また、構革論者も自らの純粹性を明示するためにも福祉国家論者を批判する点では、野田氏らと同様である。清水嘉治氏「経済政策論の前進のために」（「経済セミナー」昭和四十一年九月号）は、福祉国家の超階級的性格の無内容を指摘し、それが資本主義枠内での改良にすぎないと批判する。これはまた野田氏によってより詳細に展開されている批判である。（野田・加藤編「経済政策の型と解説」昭三十九年一六〇頁）

しかし福祉国家論者がマルクス学派と対立する第一の点は、「所有の社会化」が決して生産力の発展を意味するものでないこと。第二点は、市場経済と資本主義とは不可分ではないこと。第三点は、現代の資本主義国家はすでに構革派が指摘するように、民主的勢力の浸透によって中立化される方向にあることを認める点である。要是なら公的部門の増大ということも機能の有効性を考慮して答えることになる。マルクス学派はこの点についてソ連・中共の政策の効果を検討することによって答えることが必要であろう。

したがって第二の疑問点にも福祉国家論は市場組織の再編成、必

要なら公的部門の増大ということも機能の有効性を考慮して答えることになる。マルクス学派はこの点についてソ連・中共の政策の効果を検討することによって答えることが必要であろう。

このように両者にとって具体的な政策プランが要求されるとともに、

一つの大きなテーマとして登場してきたのが、産業組織論の方向である。

もともと産業組織論は、構造分析・中小企業論のとり扱かう範囲であったが、小宮氏を中心とする近代経済理論グループが、ペインらの産業組織論を導入するに及んで、伝統的な独占理論と結びついて展開されるようになった。福田省三「新工業経済論」昭和三十九

年中央経済社、松尾弘「工業経済の理論と政策」昭和四十一年評論社、越後和典「工業経済」昭和四十年ミネルヴァ書房、宮沢健一編

「産業構造分析入門」昭和四十一年有斐閣、氣賀・小松・加藤「経済政策論」昭和四十年世界書院、その他北原勇・小西唯雄・赤沢昭三・一杉哲也ら諸氏の論稿があげられる。

産業組織論の中心は第一にバファーマンス（成果）の判定であり、次にこの成果の生ずる市場構造・市場行為が論ぜられる。しかし経済政策の一貫として産業組織論が考えられるときには、その成果の基準は静態的な厚生基準であることはできない。当然、基準はマクロが動態的な厚生基準でなければならないであろう。こうして産業組織論は、第一の方法論と結びついてはじめて政策論となり得るのである。しかしこの問題の解答はさらに各グループからの共同研究なくしては不可能であろう。それは、マルクス学派であれ非マルクス学派であれ、産業経済・産業構造の地道な実証的分析によって培かわれた現状認識の上に立って結びつけられていく政策方法論によつて生みだされてくることになろう。

こういった意味で、いわゆる近経とマル経の若手グループによる共同著作は、解答を示し得ないにしても、次の研究への準備と整理

をしたという大きな意義をもっている。山中篤太郎・豊崎稔監修「経済政策構座（全四巻）」昭和三十九年有斐閣はその最たるものであるが、その他、「講座 現代の経済政策（全四巻）」昭和三十九年中央経済社、鈴木徹三・清水嘉治・鎌田武治「経済政策演習」昭和四十年新評論などがあり、いずれも経済政策論前進のための躍動を秘めているといえよう。

本稿は、「経済政策論」体系化に直接関連する著書を中心としたものであること、したがって各分野の重要な著書についてはふれていないことをお断わりし、それについては他日を期したい。

評

書

スウェーデン労働組合総同盟
『経済発展と構造変化—労働組合宣言一』

丸尾直
(中央大学)

Landsorganisationen Sverige (The Swedish Confederation of Trade Union) : Economic Expansion and Structural change—A Trade Union Manifesto, edited and translated by T. L. Johnston, London, 1963.

スウェーデンはいわゆる福祉国家の代表国とみなされており、経済構造にも経済政策にも参考となるところが多いが、その内容は案外知られていない。

ここに紹介する「経済発展と構造変化—労働組合宣言」は、スウェーデンの労働組合総連合（通称L.O.）の研究報告の一つであるが、スウェーデン経済の問題点がどこにあるかとか、一層の改革のための経済政策として何が提案されているかをよく示している。スウェーデンは伝統的に労働組合と、労働組合の支持する民主的社会主义政党的強力な国であり、賃金労働者の九十パーセント、俸給労働者の七十パーセントが組織されているが、前者の大部分が本書の著者であるスウェーデン労働組合同盟（L.O.）に加盟している。しかもL.O.の支持する社会民主労働党は一九三二年以来ずっと政権

かし、同時に、それと並んで「大企業、大会社の保護のもとに多数の小規模企業群（a rich flora of small-scale enterprises）も同時に繁栄できた。」（p. 29）こうした工業化段階には対抗力も弱かったので、少数者への財産と権力の集中が生じた。

しかし、一九三〇年代に入ると、政府の介入が増大し、政府の政策、組織されたグループの力などによって経済の構造変化が生じた。ことに一九三〇年代から始まられた完全雇用政策と社会保障などの福祉政策によって各種の分配上の不平等が是正されるようになつた。「より公平な分配によってすべての人に分けられるようななかたちでの生活水準の上昇は、一九三〇年代に開始され、後に発展された完全雇用と福祉政策によってはじめてたらされたのである。」（p. 21）第二次大戦後はこうした傾向が一層進められ、労組もますます強力になり、経済成長も急速化したので、大きな希望をもつて将来の計画を立てることが可能になった。

一九三〇年代以降は、公的部門の急速な成長と民間部門におけるインフレーション、という二つの大きな構造変化も生じた。その他いろいろな構造変化が生じたが、構造変化は自動的に生じたのではなく、政府介入と組織されたグループの規制によって生じたものである。構造変化がこのように自動的なものでないとすると、計画的に政策的に行なつていかなくてはならないが、構造変化を促す基本要因としては、①技術発展、②国際貿易自由化、③後進国援助、④需要の変化が大切である。

いずれにせよ「経済と社会は避けがたい自然法則」によって発展するのでなく、それは人間行動の結果であり、個人の野望と価値判断

によって条件づけられる」ものである。それゆえ多くの人々によって一般的に受け入れられている価値ないし目標を明らかにする必要がある。

本書では労働運動によって一般に受け入れられている価値ないし目標として自由、安全保障、民主主義、より一層の平等、消費の自由選択、社会的バランス、国際的連帯という七つを挙げている。これらの目標は物的基礎の発展があつてはじめて可能であり、そのためには持続的経済成長と生産性の持続的上昇が必要であるが、単に成長するというだけでなく正確にいうと次のようになる。第一に完全雇用の維持が必要であり、第二に生産が私企業の利潤基準によってだけではなく、支配的な政治的・社会的価値の観点から好ましい部門への資源の配分がなされることが必要である。第三に、生産手段の利用の増大によって生ずる結果の分配に十分の考慮を払う必要があり、第四に生産構造が、心理的・社会的等の価値に適合される必要がある。これら諸目標なしに諸価値間に矛盾もあるが、むしろ一つの目標をよりよく達成すると他の目標をよりよく達成できる場合も多い。

こうした目標をよりよく達成できるためには、経済の構造を絶えず変化させていかねばならないので、構造変化への適応を助成することが大切な政策課題の一つとなる。その一つは生産要素の移動である。労働力の地域間および職種間の移動助成、企業の産業間移動の助成と、障害を除き移動を助成することなどがそれである。

構造変化を促す政策手段は三つに分けて考えることができる。第一は、競争の利点を生かすことであるが、十分な競争は仲々現実には行なわれない。それゆえ、政府が有効な競争を行なわせるために

についている。それゆえ、本書は、単なる労働組合団体の政策要求ではない。ここに示されている提案は、近い将来、現実に実行に移される可能性の大きいものであり、現にそのいくつかは本書公刊後、着々実行に移されつつある。L.O.は既に「労働組合と完全雇用」（一九四一年）、「労働組合と完全雇用」（一九五一年）「労働組合と産業民主主義」（一九六一年）といふ報告を発表しているが、これらの報告はいずれもスウェーデン経済の改革を促進する大きな力となつてきている。本書はこれら一連の報告の一つとして経済発展のための経済構造政策の在り方を論じたものである。

本書は大きく三つの部分に分かれている。第一部は全般的フレームワークと題されていて、構造政策の必要性、政策目的、経済政策の課題について述べられている。第二部では各種の経済政策の分析と提言がなされており、第三部では国家機構と産業組織の改革の方向が論ぜられている。

第一部 全般的フレームワーク

第一部の冒頭ではスウェーデン産業がどのように発達してきたかを述べている。スウェーデンは一八七〇年頃に工業化の準備段階を終り、テイク・オフを始めたが、その後急速に成長し工業化して、一八七〇年に七〇パーセントだった第一次産業労働人口は、一九五〇年代後半には一五パーセントにまでなり、都市人口が地方人口を上回るにいたた。こうして工業化が進展したがスウェーデンは産業規模が小さい上、地理的条件のためにあって工業化の先駆となつた産業でははじめから多かれ少なかれ獨占的な特徴がみられた。し

介入する必要がある。「」の種の競争は、政府がそれを政府の経済政策の主要面の一つとして受け入れてこれを機能させる目的で体系的に諸措置を講ずれば実現されるうるであろう。」(P. 188) もっとも競争は、外国からの競争、協同組合等の私的利潤動機によって支配されない企業、新しい企業と新しい生産形態によつてももたらされる。

競争は「^{非人情的}力である」という点で大きな長所があるが、「……競争の大きな弱点はそれを作り出すことが困難である」ところにある。それゆえ、第二に、政府による計画と統制が必要であり、公的部門では計画が民間部門では統制と整合が、価格メカニズムと競争を残しながら行なわれる必要がある。経済の構造的発展を進めるための第三のグループの手段は、「対抗力 (counteracting power)」のセンターを作ることである。(P. 52) スウェーデンでは、労働市場以外にも、農業部門、住宅部門にも対抗力がみられるし、金融部門では政府が、国立中央銀行 (Riksbank) およびスウェーデン信用銀行が民間の信用機関にたいしてある種の対抗力となるように試みてゐるし、国民老令年金基金も対抗力センターとして支配力を持つようになると思われる。

第二部 政策大綱

構造政策はこれを四つに分けて考察している。第一は「^{信用}政策であるが、原則的にいえば、信用政策は、住宅部門などを例外として、需要のある急速に発展する部門への投資を助成するようとするのがおそらく賢明であろう。この面でも政府の介入が必要になるが、政

府の「(P. 109)、制限慣行を規制する効果が弱いので、弊害の有無の立証を政府当局がでなく企業がするよう変更することと、法に強制力を持たせることをL.O.は提言している。また、コストに比して高い価格だけなく、コスト自体が高い場合にも介入が必要である」ということと、消費者に価格、コスト等の情報を与える必要があることを強調している。

第五にL.O.が大いに重視する労働市場政策とこれと密接な関係にある産業配置政策がある。労働市場局のもとで行なわれているスウェーデンの労働市場政策はスウェーデンがその完備せる社会保障と並んで——あるいはそれ以上に——誇る政策であるが、この政策の推進にL.O.は大きな力になってきた。殊に、緊急失業対策事業と失業給付によつていたかつての失業救済的労働市場政策から、労働市場需給の計画化、労働力稼動政策、雇用創出などによつて失業を事前に防止する新しい労働市場政策への前進は、大部分、L.O.によつて示唆されたといつても過言でない。(P. 119)

労働市場政策は、それぞれの労働者に適した職を提供することによって、労働力を有効に利用するところにあるが、L.O.は、そのため必要とされる労働者の地域間および職種間の移動助成のためのきめ細かな政策を提言している。L.O.は既に一九五一年に「労働組合と完全雇用」の中で労働政策の在り方を提言したが、スウェーデンの労働市場政策はそらした方向に着々と進みつつある。労働力過剰地域の労働力を有効に利用するためには、労働者を移動させる方法と、企業のほうをそこに誘致する方法がある。L.O.は後者の産業配置政策の面でも、社会資本の供給、公企業の利用などによつて政府

府は、長期的補助金を行なうべきでない。政府は、特設の産業再建機関、労働市場局、政府企業——ことに政府持株会社——、労使合同合理化基金によつて介入すべきである。構造政策としての投資と信用政策を行なうためには、国立中央銀行、金融機関、国民年金基金等の間の協力が必要であるが、整合を可能にするために、産業・雇用省を設置すべきであり、そこに政府、金融信用機関、国立中央銀行、国民年金基金、産業および労働市場組織の代表を含む投資委員会を設けるべきである。(その後、実際にこうしたことは、国内省の下で行なわれるようになった。)

第二は租税政策であるが、この点では、社会保障負担の場合のように、個人負担の税から法人負担にしていくことを提案していること、現存の純利潤税に代えて会社の粗収入に課する方法にし、それに応じて現存の民間投資平准化基金制度にも変更が必要であるといつてある点が注目される。

第三は、国際貿易政策であるが、L.O.は、国際分業の利益、独占の阻止などの理由から、貿易の自由化と関税引下げを強く要請している。スウェーデンの労働組合が自由化と関税引下げにこのように積極的になりうる理由はいくつかあるが、「雇用状態、経済政策および労働市場政策の基本的違い」によることは明らかである。(P. 106)

L.O.が挙げている第四の構造政策は独占阻止であるが、そのための手段として制限慣行は正政策、価格規制、消費者指導の三つを挙げている。スウェーデンでは制限慣行それ自体を違法とする立場をとらず、高度の「^{フックライ}」競争を維持することを主たる目的としている。

第三部 国家と組織

本書の第三部は経済政策主体としての国家と、労組、国民年金基金などの産業・経済組織の在り方についての分析と提言から成る。

L.O.は、政府介入の方向を二つに分けている。一つは経済政策を整合したり、私企業活動の境界やルールを設けるという役割であり、もう一つは公的諸機関および公企業による経済生活への直接参加であるが、L.O.は公企業が私企業と同様な事件で競争して競争を有効化する働きをすることを期待している。「たとえば、競争を強めコストを引下げる他のより一般的な方法が不十分とわかった場合には、価格を否応なしに引き下げ、合理化をもたらす目的で公有企業を始めることも適當」(P. 145) な場合があるだろうといふ。また、企業の整合のために公的持株会社を作ることや失業地域へ公企業を作る可能性をも示唆している。L.O.が重視している公的部門の一つは国民年金基金である。一九七〇年頃には国民年金基金による貯蓄はスウェーデンの純貯蓄総額の三分の一ないし四分の一に達すると推定されるので、同基金は社会の資金調達と資本形成で大きな役割を果たすと期待される。国民年金基金は労使の代表によつて運営されているが、これとは別に労使の団体交渉によつてやはり両者が協同

で運営する産業部門合理化基金 (branch rationalization) を設けて、同基金を産業構造合理化促進に用いると同時に所有なしの社会的資本形成を増大させることを意図している。この種の公的部門が拡大していくば、「……私的部門は……経済進歩の基礎として段々と重要性が少なくなつていくに違いない。」(p.161) かくて「より多くの資本蓄積」が「資本所有者への財産の集中を絶えず増大させることがないような形で」行なうことが可能になる。こうした方向への制度的政策を討論と同意によって進めていくことをしOは意図しているのである。

本書は経済発展のための構造政策についての報告であるから、産業民主主義、社会保障、景気政策等についてのしOの見解はわずかしか伺えないが、本書の領域の問題だけについてもしOの提案は混合経済社会における経済政策として参考となるものが多い。混合経済といえば、政府介入と公的部門の増大のために、市場機構の機能がまひしてしまふものと考えられやすいが、スウェーデンの労働組合の日指す混合経済は、市場機能の長所を生かしつつその足らざるところを政府介入と公的部門で補完する形の混合経済であり、競争による能率への刺戟が生かされる経済であることがわかる。また、混合経済化して私的部門が圧迫されると資本蓄積が阻害されるとの論もよくなされるが、国民年金などの社会的蓄積を高めていけば成長と分配の平等を両立させることができる。一九六〇～六五年における西欧先進国にアメリカ、カナダを加えた十三ヵ国の平均年成長率が四・三ペーセントにたいしスウェーデンは五・一ペーセントであり、スウェーデン型混合経済はイギリス型の混合経済に比べて経

A・マルシャル
『統合ヨーロッパ』
J・F・ベッソン
『産業グループとヨーロッパ』
島田悦子
(東洋大学)

André Marchal: L'Europe solidaire, (Editions Cujas) 1964, pp. 361
Jean-François Besson : Les Groupes industriels et l'Europe, (Presses Universitaires de France, Paris) 1962, pp. 637

ヨーロッパに推進されている経済統合運動をめぐって、大別して二つの立場が対立しているといわれている。一つは歐州主義者とよばれる人々で、歐洲統合を連邦という高度に政治的な統合にまでおし進めようとしており、EEC委員会委員長のハルシタイン博士等はその代表とされている。他方はフランスのド・ゴール大統領のようなナショナリストで、「諸祖国よりなる歐州」を主張し、各国家に主権の完全な保持を認める、ゆるやかな国家連合を形成することを目的としているものである。この両者の間には、かなり大きな隔離があり、フランスが數度にわたつてひきおこした「共同体の危機」も、この両者の深刻な対立の現れであると考えられている。このような対立をいかに理解するか、またそれは果して解決できない絶対的な対立であるのかどうか、歐州統合は将来どのような歴

濟成長という点でもすぐれていることが実証されている。最近では、イギリスがいろいろな面でスウェーデンの経済政策を見習つてその長所を取り入れようとしているが、これから先進国型化して混合経済化が進んでいくと予想されるわが国にとつてもスウェーデンの経済政策から学ぶべきところは少なくないであろう。

著者はこの著作を教義、方法、問題の三部から構成するとしているが、本書には第一部および第二部が集録されており、第三部は巻を新たにして発表されることになっている。第一部において著者はこれまで行なわれてきた経済統合に関する諸理論を検討している。彼によると、比較的最近まで二つの教義が対立していた。すなわちアダム・スミスやリカードから出た古典的なコスマポリティズムの教義とリヨシアン・ブロカール等の地域主義または大陸主義のそれである。そしてそこにフランソワ・ベルーの「国境のないヨーロッパ」が出版されるに及んで、世界主義とでもよばれるべき第三の教義が現れるようになった。

著者はこの地域主義の立場をとっている。「世界経済は、國民經濟の國際化や、諸國民經濟の超國家的組織ではなく、世界的段階における經濟的決定の組織」である、とベルーはいっている。これに対して地域主義者は、國家的境界線を考慮に入れた「結合さ

れた」あるいは「集中化された」空間を問題とする。

第二部において著者は現実に発展してきたヨーロッパの統合運動を検討しながら、その理論を展開し、さらに統合運動の将来をも展望している。著者はまず「市場機構によるヨーロッパ」から考察を始めるが、彼の基本的考え方はミュルダールによっていると思われる。自由貿易論者によつて要請されている関税障壁の撤廃による自由貿易政策の適用は、市場のメカニズムを作らせ、各参加国に発展のよりよい機会を与える、と主張している。マルシャルはこの考え方によつて疑問を投げかける。第一に、単なる関税の廢止によって市場法則が自由に作用することができるかどうかということ、また資本の移動がすべてのものに都合のよい均衡の再確立のために作用するかどうか、ということである。関税による障害だけではなく、法律上の多様性、生活習慣の相違、人種的、心理的、言語的な国家間の伝統的拮抗作用等、社会的な性格の、市場法則に対する障害も存在する。しかしこれらの障害を克服して、市場法則が自由に働くたとしても、それは古典的自由貿易論者が考えているような法則ではない。

著者はミュルダールに従つて、循環的累積的因果関係の概念を取り入れる。市場諸力の自由な活動に固有の傾向は、安定的均衡へ向うことはなく、もっとも貧困な地域における貧困化の過程、もつとも富裕な地域における富裕化の過程を継続させることである。従つてけっきょくそれは経済的社会的不均衡の強化を継続させることになる。この地域的不均衡は、国家間のみならず、同一国内の異なる地域間にも現われるが、発展の遅れた国においては、その不均衡

はより大きくなる傾向がある。

富裕で発展した地域は他の地域に対して二種の影響を及ぼす。一つは繁栄的影響、一つは貧困化の影響である。後者をマルシャルはミュルダールに従つて、逆流効果ともよんでいる。そして一般的にいって、経済発展の水準が高い程、この国は繁栄的影響を受け易く、反対に貧困である程、逆流効果によつて制圧されることになる。こうした後進的地域を発展へ「離陸」させるために、政府の果すべき役割は重要である。政府はこの後進的な、半ば脱臼した経済体から、集中化された、経済的に一貫した存在をつくり出さなければならぬ。

以上の市場機構による集中に対して、著者のいわゆる構造的方法による集中が考えられる。自由主義的見方にとって、集中は市場法則から出てくる自然発生的な状態であり、従つて一九世紀の自由貿易的考え方への純粹で単純な再帰である。たとえばレブケがこの立場をとつており、彼にとって経済集中とは国民経済間の集中化を破壊しないからである。

壊した一九一四年以後の時期の非集中化を正すための試みである。しかしこれは擬統合なのであって、本当の集中とはこれとは全く異ったものである。集中、さらに正確にはその基礎である統合 solidarité とは、あるもの上に起つた変化が他のすべてのものに波及するという関係であり、しかも一方の前進が地方の利益ともなるという条件をもつ。すなわち不均等に発展した地域間または国家間の貿易の自由化が、一方における貧困化、地方における富裕化といふ二重の累積的過程によつて、不均等の増大をひき起すことがあることを考慮して、「種々の要因間に存在する結合関係が、貿易の自由化がなされた場合に、誰をも損傷することなく、全てのものに利益となるような時に、集中化された統一體が存在する」と定義している。こうした統合は、経済的集中と同時に社会的集中をも含む。

従つて真の国際的集中においては、異なる政府間の経済・社会政策

を統一させるために、決定の一一致を実現できる国際的または超国家的機関を設置する必要がある。しかしこうした高度な段階にいたるまで、集中は徐々に推進されねばならない。その過程においては、異なる経済を関連させることによって生じる一連の調整、分解と再建とが起るであろう。集中はこうした社会的凝集を強めることができるものである。

著者はここで、フランスおよびドイツの国家的統一過程と、そこにおける国家の役割を、地域間集中の歴史的事例として検討し、こうした国家的集中がさらに進んでヨーロッパの集中に発展しうると

考える。ただし国家的集中は国家のイニシアチブによつてのみ行なわれるのではなく、私的企业間に組織されている協働から出てくる下からの圧力によつて支えられねばならない。私的企业グループは異なる国の生産者間の結びつきを確立し、国境を越えることによつて、経済関係の網の目をつくり、ヨーロッパの統合を緊密化することに貢献している。けっきょく統合ヨーロッパをつくるのはこうした企業家である、といつても誇張ではない。ただしそれには前述のように国家とヨーロッパ的機関との介入が必要である。

ここにおいて議論はEECが現在当面している難問題にぶつかることになる。著者は「政治が先か、経済が先か」というジレンマは、誤った問題提起であるという。法的・政治的機関の設立によつて問題を解決できるとする、多数の政治先行論者がいるが、主権の廢棄による超国家的権限の設定は、その基礎にすでにある程度の統合の事実がなければ成立しえない。またその権限がすべてのものに利益をもたらすように行使されるのでなければ、一部の国の離脱、または超国家的権限の後退がおこるであろう。この事態はすでにECS Cの石炭危機の際に起つてゐる。経済と政治とは分離することができるものではなく、同時に前進させられねばならない。

ここで著者は超国家的組織への主権の移行の程度によつて、国際組織を三段階に分け、OEEC、EEC、ECSCをそれについて説明している。その中ECSCはヨーロッパ連邦への第一石として考へられた石炭と鉄鋼の超国家的組織である。EECはそのあとにできた全体的統合体であるが、条約上超国家性は喪失した。しかし欧州統合が連邦国家または单一国家を目標とするにしても、

国家連合は必要な中間的手段である。

統合は、二国間よりも多数国間ににおいて成立しやすい（ヴァイナーハード、ティンベルゲンの諸説参照）。しかし同様の大きさには限界があり、ほとんど均衡した力を持つてある一定数の国によって構成されることが最も良いである。この説は六カ国共同体の存在を正当化する。また統合には産業部門別と全体的統合があるが、前者は後者への発展過程における中間的段階である。部門別統合は第一にその種類の増加によって全体的統合という目標に接近することができる、第二には、部門別統合を実験台として成功させることによって、その経験から全体的統合の実現を推進させるという役割を持っている。第一の点に関しては、ECSC以外に多数の部門別統合計画が出たが、ユーラトムを除いては全部失敗した。しかし第二の点において、ECSCはその成功によりECCをもたらしたということができる。

ECCにおいては古典的理論家の主張とは反対に経済の専門化ではなく複雑化が現われた。また想像されていたよりもはやく、資本や労働の移動が現われ、より高度な集中の段階にヨーロッパ経済を転化させている。著者はヨーロッパの統合が多く障害にもかかわらず、また法的超國家性の後退という、一見逆行にみえる事態にもかかわらず、徐々に前進しているとみる。ただし著者の統合の概念からみると、統合がより広範囲に、たとえば大ヨーロッパに拡大すること、またはヨーロッパ以外の地域を含むようになることは、ひじょうに困難であろう。

昏迷の様相を呈しているヨーロッパの統合運動の性格を、著者は

のグループは強い金融力をもっており、また独自の金融機関を所有することによって、資金の適切な流动を確保している。こうしたグループの大きさを単純な物さしによつてはかることができない。グループ内部における決定は、いわゆるマネージャーによってなされている場合と、マネージャーが所有者の執行機関にどどまっている場合と二通りある。ティッセン・グループは後者の顕著な例である。しかしいずれにしてもマネージャーはその組織能力から権力をひき出しており、またそのハーネスナリティによって、彼らはグループ外の経済機構においても重要な位置を占めたりする。こうしたグループは長い歴史的な競争—協定の弁証法的過程の中で形成されてきたのであって、バーナムが説明したような「経営者革命」はあてはまりそうもない、と著者は述べている。

イタリーやフランスに特に顯著にみられる公企業は、いちおう資本主義的私企業の行動の原則を適用されてはいるが、経済に対する国家の介入はひじょうに大規模になってきている。ことに最近フランスでは近代化計画の名の下に産業界に対する国家の直接支配が強化されてきている。しかし反対に産業グループも国家の政策に影響を与える、それを動かしているのである。こうした国家の公的権力と産業グループの私的力との間に設置された共同体が、今後どのように発展するかは、ヨーロッパ経済の将来、ひいては世界経済の今後の動向を左右する注目すべき問題であろう。

現実に足をふまえた立場から、明確に解明してみせており、さらにその将来までを洞察して、多くの示唆を与えている。ただ私的グループによる経済的統合と対比してあげられている国家の役割がかなり理想主義的に公式化されているのが気にかかるが、それも次に執筆が予定されている第三部において、さらに具体的な事例に即した検討がなされるかもしれない。

筆者はすでに経済的統合、ことに私的グループの国際的結合関係がヨーロッパ統合の基盤となつていているという立場から、この点に関する研究をすすめてきたが、本書においてその重要性が強く指摘されているにもかかわらず、あまりつづこんだ記述がなされていない。この分野に関して、さらにもう一つの文献を紹介しておきたい。すなわちそれはJ·F·ベッソン著「産業グループとヨーロッパ」である。著者は若い研究者であり、この労作を高く評価するハリ大学教授ビエの長い序文がのせられている。

本書の構成はやはり三部に分かれている。第一部はECSCの構造整備政策の基本的条件、すなわち企業および国家の政策、および最高機関の政策の基本的条件について、第二部は産業グループの構造的発展および最高機関の政策についてである。ここで加盟諸国の石炭の生産販売政策および機構、石炭の需要構造、鉄鋼業グループの炭坑業および鉄鉱山との関係、戦後の発展とその組織、市場における行動、他の産業部門との関連等が解明される。そして第三部ではこれに対する最高機関の政策の結果が検討されている。

ヨーロッパにおいては、産業グループの発達によって、市場の機能は縮小され、競争はある限られた部分しか占めていない。これら

E・S・フェルプス
『経済成長に対する財政的中立性—課税原理の分析』

高川清明
(明治大学)

Edmund S. Phelps :Fiscal Neutrality toward Economic Growth : Analysis of a Taxation Principle, Mc Graw-Hill Book Co., N. Y. 1965, pp. ix+113

成長に対する公共政策に関して、二つの学派が存在している。資本主義経済において、消費者は競争的な市場を通じて、私的投資したがって成長率を決定し、政府は私的投資の決定に対して役割を果たさない、ということを信じているようと思われる幾人かの経済学者がいる。しかし現代の混合資本主義体制においては、この見解は、現代的なしかも古典的な経済理論とは違つて、財政政策および貨幣政策が私的な投資と消費とのあいだの組合せ (mix) を統制するにあたって、非効率的であるということを前提としなければならない。

本書の著者エリエル・ハリス (Seymour E. Harris) の編集による *Economics Handbook Series* のなかの一冊である。このシリーズのうちの何冊かはすでに我が国でも翻訳されており、このシリーズ 자체はわれわれにとってなじみの深いものである。

本書の著者エリエル・ハリスについて簡単に述べるならば、数年前からエール大学経済学部に所属し、現在同大学の准教授であり、また同大学の Cowles Foundation ならびに Economic Growth Center のスタッフの一員として活躍している。一九六一年一二三年にかけてマサチューセッツ工科大学に客員教授として赴いてもいる。

本書の意図するところは、その書名からも容易に推察できるように、経済成長に対する財政政策の役割、ないしは位置を明らかにしようとするところにある。現代の資本主義経済において財政政策が

主張すべき中間の基盤がないのかどうかに関して、問題が生じてくる。完全市場の作用と結びついて消費者をして提示された投資率を選択させるような「なんらかの財政原則—特になんらかの課税原則—があるだろうか」(序文七一八頁)。

いま引用したような形で問題提起がなされる本書は、つぎのような構成をもつのである。

序文

- 第一章 成長に対する政府統制の本質と意義
- 第二章 物々交換経済における成長に対する財政的中立性
- 第三章 貨幣経済における成長に対する財政的中立性
- 第四章 中立主義批判

まず本書の内容を順を追つて略述してみたい。第一章において、著者は、成長にとって不可欠の要因である投資率は消費者によって決定されるものであり、他方において政府は投資率を決定しえないという考え方に対して、いかほ批判的な態度を示している。現代の資本主義経済において、政府は投資率にかなりの影響をもつといふ認識のもとに論理を展開しているのである。

もし政府が私的消費財の組合せに対し効力を及ぼすという理由によって、政府は消費政策を必要とするということを論ずるのが妥当でないとすれば、つぎのような疑問が生じてくる。すなわち、いま述べたケースとは逆に、政府が投資率に対して効力をもつてあるとすれば、政府は成長政策を必要とするということを論ずるのは

妥当かということである。著者は、さきに引用した序文でも明らかにしているように、二つの学派の中間的な基盤が存在するか否かを問題としようとする。したがって、著者はいま述べたことに関しては直接的に解答を提示することはしない。成長問題は成長政策の採用によらず、財政原理の適用によって解決しうるか否かの視点から、論議を進めるのである。そしてここで問題とされる財政原理が、財政的中立性の原理と呼ばれるものである。

租税政策が中立的であるのは、つぎのような場合として定義される。國庫 (fisc) が存在せず、したがって租税および政府債がなく、公共財の生産に用いる諸資源を調達する政府代理機関があり、また所得の望ましい再分配を達成するために富を再分配する代理機関がある場合と、同じ諸資源の配分 (諸消費財の間で、人びとの間で、総消費と総投資との間で) を生ずるような場合である。換言すれば、外部性 (externality) と市場不完全性が存在しない場合、租税政策が諸価格を限界社会費用に等しいままにしておき、したがって私的消費財の間にパレート最適であるような資源配分をもたらしているとすれば、それは中立的である。

ここから生ずる問題は二つある。その第一は、政府の調達制度は一括払い租税制度のようなものであって、それは諸消費財間の、そして消費と貯蓄との間の諸資源の配分をゆがめない。したがって、財政政策が中立的であるためには、一括払い租税の利用を必要とするということである。第二には、外部性や各種の市場不完全性が現実の市場経済に存在しており、したがって中立的財政政策はパレート最適をもたらすようには思われないとということである。

いま述べたような理由で、著者は厳密な意味での財政的中立性是不可能ではないとする。結局のところ、著者は中立的財政政策を推進しないと主張するのであるが、市場不完全性と外部性とが正確な中立性を非最適化するにしても、経済成長に対する財政的中立性の概念は興味深いものであり、研究する価値があると考えている。

第二章は、貨幣を不グレクトした物々交換経済における中立的租税政策の本質を明らかにしようとする。著者は、まず政府支出のない場合の中立性について、ついで政府支出の存在する場合の中立性について考察をしている。

この章の中心的課題を論議するまえに、著者は「おののようなセッティングをしている。まず生産は周期的な生産されるものとする。t期の期首の資本ストックを K_t で表わす。この財のストックは投資されるか、消費されるかのいずれかである。消費される額を C_t で表わす。そうすると、 $K_{t+1} = C_t + R_t$ は、新しい資本の生産 K_{t+1} を生みだすために利用されうる労働供給 L_t や土地供給 N_t とに結合される。そして、生産は規模に対して一定の収益を示し、限界生産物はどこででも正であり遞減するという、新古典派的な生産関数に応じてなされるものとする。

商品、要素の市場は純粹に競争的であり、企業間の生産に外部性がないものとする。したがって、各期に企業は労働と土地の限界生産性がそれぞれ賃率 w_t と地代率 r_t に等しくなる点まで、それらを雇用するであろう。一方、労働と土地の供給は期間をこえて一定としておく。これら要素の両方の収益を $rent$ と呼ぶことにする。 t ででも正であり遞減するという、新古典派的な生産関数に応じてなされるものとする。

政府債と純租税がゼロに等しいとすれば、第1期の社会の予想純価値は、

$$W_0^e = K_0 + R_0 + \frac{R_1^e}{1+r_1} + \frac{R_2^e}{(1+r_1)(1+r_2^e)} + \dots$$

となる。

政府債と租税とを導入すれば、つまるところにならう。 S_0 は第1期の期首の政府債の利払いの額を示すものとする。この最初の政府債の均衡市場価値は、その満期と利子率期待とに依存する。単純化のために、最初の政府債はすべて n 期後に満期になるとする。したがって、利払い後のその均衡価値 (B_0) は、

$$+ \frac{P_0}{(1+r_1) \dots (1+r_n^e)}$$

P_0 は、最初の政府債の満期時に支払われる政府の借入れ元本を示す。政府債による予想純価値への総付加は $S_0 + B_0$ である。

租税については、一括払いのものに限定する。中立的財政政策は、租税が所得ないしは支出に課されるとき、一般的には可能ではない。 T_0 は、租税の第1期における水準を示す。 T_t^e は、まさに指摘したように、第1期において社会が t 期において課されると予想する純租税を示す。これら将来の予想租税の現在の割引価値 (V_0^e) は、

$$V_0^e = \frac{T_1^e}{1+r_1} + \frac{T_2^e}{(1+r_1)(1+r_2^e)} + \dots + \frac{(1+r_1) \dots (1+r_{n-1}^e)}{T_n^e} + \dots$$

となる。租税と将来の予想租税は、予想純価値を $T_0 + V_0^e$ だけ減少させる。

期におけるその総収益 (すなわち total rents) を R_t で表わす。企業は、資本を、その純限界生産物が利子率に等しくなる点にまで、投資するであろう。 t 期の単利の利子率 (t 期の期首において貸付がなされ、 $t+1$ 期の期首に満期になる利子率) は、 $r+1$ で示す。したがって、 $K_t - C_t + R_t$ はこの利子率で割引いた総産出高に等しくなければならない。これを式で表わせば、

となる。

単純化のために、住民は一定であり無限に生きるものとする。したがって、住民は最初の期間 (ゼロ期) においては、所与の資本ストック K_0 からはじめるところになる。そのうちで消費される部分は C_0 であり、残りの部分は K_1 を生ずるために投資される。

社会の構成員による消費計画はすべて、それが社会の効用関数を極大化するように選択されたかのよろな動向を示すものとする。したがって、かれらによって立案された消費計画の現在の割引価値が、第1期の社会の予想純価値 (税引き後の) に等しいような条件、つまり

$$C_0 + \frac{C_1}{1+r_1} + \frac{C_2}{(1+r_1)(1+r_2^e)} + \dots = W_0^e$$

であるような条件のふたつ、社会の効用を極大化するようにその構成員は C_0 を選択すれば、 $t-1$ 期と t 期との間ににおいて、支配的であると期待される利子率を示す。(以後、記号の右側に e の付くものば、その期の予想値を示すものとする。)

Z_0^e は将来の rents の現在の割引価値を表わす。

$$Z_0^e = \frac{R_1^e}{1+r_1} + \frac{R_2^e}{(1+r_1)(1+r_2^e)} + \dots + \frac{R_{t-1}^e}{(1+r_1) \dots (1+r_{t-1}^e)} + \dots$$

したがって、租税と政府債が存在するときの予想純価値は、

$$W_0^e = K_0 + R_0 + Z_0^e + S_0 - T_0 - V_0^e$$

である。

財とサービスに対する政府支出がないケースについて、これまで考察してきたのであるから、 $S_0 - T_0$ の差額は第1期における予算赤字である。これが正ならば、その赤字をまかなうために新規の政府債が販売されなければならない。負ならば、政府債の購入がなされるはずである。それゆえ、第1期の最終の政府債の均衡価値は、 $B_0 + S_0 + T_0$ に等しい。

著者が有効政府債 (effective government debt) と呼ぶとするものは、

$$D_0^e = B_0 + S_0 - T_0 - V_0^e$$

で表現される。したがって、社会は消費計画の現在の割引価値が、

$$W_0^e = K_0 + R_0 + Z_0^e + D_0^e$$

に等しいような消費の要素として、第1期の消費水準 C_0 を選択するであろう。

政府支出がない場合、もし政府が公衆に対して債務をもたらす、また公衆が政府に対して純租税負担をもたらす、将来においても純租税負担をもたらすと考えるならば、定義によつて財政的中立性は存在する。すなわち、

$$S_0 = B_0 = T_0 = T_1^e = \dots = T_{t-1}^e = 0$$

ならば、換言すると政府がないとすれば、経済成長に対する財政的中立性が存在する。また、有効政府債をゼロにするような租税政策は、中立的であるといえよう。すなわち、 $D_0^e = 0$ が中立性のための条件である。「端的には、国庫のないこと（富の再分配活動は別として）、それが中立的な国庫である」（四七頁）。

政府支出がある場合でも、本質的には、これまでの分析と変わることはない。しかし、政府支出が消費にむけられる場合には、中立性はある状態のもとでは赤字を、他の状態においては余剰を、また別の状態のもとでは予算均衡を必要とする。たとえば、政府の計画が社会によって期待される租税支払い傾向よりも、かなり速く上昇するような公共消費支出傾向を要求する経済においては、中立性は予算余剰を必要とする。また、政府支出が投資にむけられる場合はつきのようにいえよう。すなわち、政府投資が赤字によってなされるとときは、その費用が将来の受益者負担によって完全につぐなわれるならば、大体においてそれは中立的である。しかし、公共消費を赤字でまかなかうというような場合と同じように、赤字で別の政府投資がまかなかわれるとすれば、それは一般的に中立的ではない。

第三章は、貨幣経済における財政的中立性の条件を求める。著者にとって、政府所有の中央銀行の要求払い債務—私的銀行がない場合には貨幣供給を構成する一の機能として、課税の中立的水準を考察し、中央銀行の純収益の資本価値を求めることが中心的な課題となっている。そして、著者は、総需要を統制し経済に対して流動性の最適供給をなすことなどが、中央銀行の機能であるとしている。もし中央銀行が私的に保有され、しかも政府は政府債をもたずる

$$G_0 + H_0 + M_0^e + S_0^p + B_0^p - X_0 - Y_0 - T_0 - V_0^e = 0$$

である。この式の含意は、中立性のために、租税は政府の計画された政府支出 $G_0 + H_0$ と総政府債 $M_0^e + S_0^p + B_0^p$ の合計から、社会化された企業の収益の資本価値 $X_0 + Y_0$ を差引いたものを中立化すべきであるということである。

もとより、中央銀行が最適流動性を供給することに関するては、著者は流動性目的と成長目的とは政策行使の際に、必ずしも一致しないことを指摘する。しかし、貨幣保有者に有効に課される価格が流動性供給の限界社会費用に等しいとき、一般的にいって流動性は最適であるとしている。

第四章は、これまで三つの章にわたって展開してきた財政的中立性に対して、いくつかの問題点を提起し、それを批判している。

中立的財政・貨幣政策は、もし政府供給の財およびサービスの所与のプログラムが、それらを生産するための諸資源の効果的な調達によってなされるならば、生ずるであろう資源配分を二重にしてしまいうような諸資源の配分をひきおこす。中立的財政・貨幣政策は、政府が提供しようとする用役の費用だけ、人びとを貧困化させようとするものである。以上のようなことが、中立的政策に対する著者の見解であるけれども、いま少しその批判について述べてみたい。

著者はつきのような問題を提起する。すなわち、どのような条件のもとで、中立的政策は現世代の観点からパレート最適である私的

税も課さず、ただ政府支出のために調達するだけであるとするならば、政府は中立的である。そして私的富は、

$$W_0^e = E_0^p + R_0^e + Z_0^e + X_0 + Y_0 - G_0 - H_0$$

という式によつて与えられる。 E_0^p は公衆の保有する資本請求権の価値、 R_0^e は私的経済によつて支払われる資金および地代、 Z_0^e は将来の予想資金および地代の現在価値、 X_0 は中央銀行の将来の予想収益の現在価値、 G_0 は政府による調達諸資源の機会費用、 H_0 は将来調達されるであろう諸資源の現在価値である。（ (\cdots) に用いられる M_0 以外のすべての変数は、実物単位で測られる。）

もし政府が中央銀行を保有し、一方で国庫が存在するとすれば、富は、

$$W_0^e = E_0^p + R_0^e + Z_0^e + \frac{M_0}{P} + S_0^p + B_0^p - T_0 - V_0^e$$

である。 S_0^p は私的に保有されている最初の政府債の利子、 B_0^p は公衆の保有する最初の政府債（利払い後に評価された）、 M_0/P は中央銀行の最初の要求払い債務の実質価値である。

経済成長に対して中立的であるとする政府は、私的保有ではあるが社会化されたセクターが存在し、調達によって公共財がまかなわれるときには、達成されるのと同じ成長過程を達成できるよう T_0 を選択するであろう。しかし T_0 がそのように選択されるとするならば、 $W_0^e = W_0^e$ 、 $R_0^e = R_0^e$ 、 $Z_0^e = Z_0^e$ である。これらの等式は、さきに示した二つの等式にしたがつて、つまらない意味する。いわゆる、

消費財の成長過程を生ずるか、換言すればどのようないくつかの条件のもとで諸資源の効果的な調達が、パレート最適の配分をもたらすかということである。

もし私的消費財の成長過程に影響を及ぼすことによって、ある個人をより良くし（かれの生涯にわたつて）、その他の人をいつそう悪くすることのない諸資源の再配分（政府支出は所与とする）がなれば、私的消費財の成長過程はパレート最適であるといわれる。そうであればどのような条件のもとで私的市場が、私的消費財の成長過程にパレート最適をもたらすのか、という問題が生じよう。その十分条件はつきのようなものである。

1. 競争的な均衡が存在し達成される。
2. 住民の生涯にわたつて現在および将来の物価（利子率および賃金率を含む）に関する完全な情報、ならびに公共財の現在および将来の供給に関する完全な情報がある。
3. 生産者は住民の生涯にわたつて現在および将来の技術に関する完全な情報をもつ。
4. 生産に外部性がない。
5. 消費者はその生涯にわたつて現在および将来の嗜好に関する完全な情報を持つ。
6. その生産が所与とされる公共財以外は消費の外部性がない。

最初の四つの条件は、私的限界変形率は社会的限界変形率に等しいといふこと、これらの変形率はある期日と別の期日との間の市場利子率によって測定されるということを保証する。条件1、2、5および6は、私的限界代替率は社会的限界代替率に等しいといふこと

と、これらの代替率は市場利子率によって測定されるということを保証する。これらの諸条件はともに、私的（したがって私会的）限界代替率は私的（したがって私会的）限界変形率に等しくなるであろうということを保証する。それゆえ、これらが私的消費財の成長過程のペレート最適の条件となる。

著者は、このような諸条件がみたされ、政府が中立的政策を採用するならば、現世代の観点からペレート最適が達成されるであろうということを否定しない。しかしながら、後世代の出現ということが、これらの条件のいくつかの再検討を要求することをかれは指摘するのである。

民主的な政府が現世代の選好にのみ関心をもつとすれば、政府にとての経済成長の基本的な問題は、現世代の視点からペレート最適をもたらすような貨幣・財政政策を行使することである。もし世代が重複していないとすれば、中立的政策は外部性と市場不完全性の存在しない場合に、ペレート最適をもたらす。しかしながら、市場不完全性と外部性とは現実の経済において存在している。将来の物価と将来の政府支出に関する知識もまた不完全である。資本市場の不完全性は、危険負担の大きい私的投資に差別を生ずる。独占は、明らかに、私的投資収益率と社会的なそれとの間に差異を作りだす。ある種の投資、特に新技术による投資の外部効果もまた、そのような差異をもたらすであろう。

これらの不完全性と外部性は一つの問題を提示する。すなわち、政府の政策特に財政政策は、諸資源の不適当な分配をどのようにして、減少ないしは除去するのに用いられるかということである。

をもつ中立的財政政策は、ほとんどメリットをもたないといわざるをえない。

以上が、本書の内容を概略したものである。本書は、これまで述べてきたことから明らかのように、いくつかの興味深い問題を提起している。

まず第一には、究極的には中立的財政政策は国民経済をペレート最適にすることを、目的とする規定している点である。

租税政策の基本となる租税原理は、種々の形で論じられているが、大きく分けるならば能力説と利益説の二つになろう。ところが、能力説は具体的な租税政策を導くためには、個人の所得効用関数の形状が既知であり、また個人間の効用の比較可能性を前提にしなければならないという難点をもっている。さらに、租税收入面に考察を限定しているという難点をもつ。一方において、利益説は公的欲求が私的欲求とは異なる性格をもち、その充足に関しては排他原則が適用されないという面を見落している点に、欠陥がある。

したがって、これらの説の難点を補うものとしての租税原理は、経済をペレート最適の状態におくように、あるいは社会的厚生を極大化するよう、公的サービスの給付とその費用の負担が決定されなければならないということに求められよう。租税原理としてのこのような考え方、現在のところ、理論として充分に発展させられてはいないようと思われる。しかしながら、それは資本主義経済を建て前とするかぎり、認めなければならないものであろう。

現代の経済においては市場における価格機構を通じて、ペレート

そのための一つの可能性は、成長のための包括的な経済計画において、財政・貨幣的中立性を全面的に放棄することである。したがって、これらの不完全性と外部性とに直面している現状においては、厳密な意味でのペレート最適はとうてい達成されるものではないといわざるをえない。

中立性の理論のもつとも基本的な欠陥は、世代が一つだけではなく、それらが重複するときに生じてくる。その例は、公債が後世代に負担を残すこともありうるということに、見いだされる。現世代が、適当な財政政策によって、かれらの生涯にわたって引き継ぎ、そして生産してきた富以上のものを、消費することができよう。しかしながら、重要なのは、現在の政府が赤字財政によって、新しい世代から古い世代への財貨の移転に影響を及ぼしうるか否かということではなくて、むしろこののような赤字財政の最終的な結果が、このような行為に対するつぎの政府の反応に依存するということなのである。

これまで指摘してきたような理由で、中立的政策はその実践性においても、困難がある。すなわち、技術的な面において一つの問題にぶつかる。たとえ一括払いの租税が利用されるにしても、租税の中立的水準をどこに求めるかという点で、困難がある。たとえば租税が所得に基づくものであるとすれば、租税負担者がかれらの所得がどのようになるかの知識が必要となる。しかし信頼すべき消費者動向の情報がないとすれば、中立性を求める政府は、種々の所得税率の予想される富に対するインパクトを推計するだけで満足しなければならない。したがって、理論的にも実践的にもいくつかの困難がどうなるかの知識が必要となる。

おそらく著者の意図するところは、混合資本主義体制の「混合」にウェイトをおき、そのような状態のもとでは、それにふさわしい租税原理があることを明らかにすることにあるのではないかと思われる。もし著者の意図がいま述べたことにあるとするならば、混合体制における租税原理、それに基づく財政政策論が積極的に展開すべき役割は、資源分配に関するかぎり、市場機構に基づく資源の非効率的配分を是正して、最適状態に経済を近づけることにあるのではなかろうか。

おそらく著者の意図するところは、混合資本主義体制の「混合」にウェイトをおき、そのような状態のもとでは、それにふさわしい租税原理があることを明らかにすることにあるのではないかと思われる。もし著者の意図がいま述べたことにあるとするならば、混合体制における租税原理、それに基づく財政政策論が積極的に展開すべき役割は、資源分配に関するかぎり、市場機構に基づく資源の非効率的配分を是正して、最適状態に経済を近づけることにあるのではなかろうか。

中立性の原理を考える場合、この原理とは必ずしも両立しない平等性の原理が一方において存在することも忘れてはならない。本書においては、平等性の原理の実践は国庫とは別の政府代理機関によって、遂行されるものとして取り扱われ、それは直接経済に対してインパクトを与えないものと見なされている。それだけに、両原理の相反性がネグレクトされているように思われる。もちろん、著者は経済成長に対する財政的中立性の適否を明確にすることを目的としたのであるから、分配面において考慮されるべき平等性の原理は、

一応ネグレクトしても差支えないともいえる。しかしながら、経済成長のパロメータとして一人当たりの国民所得の増加分を考えた場合には、当然平等性の原理は無視しえなくなるであろう。

しかしながら、本書においては成長のパロメータを何に求めるか否むしろ成長の概念そのものが必ずしも明らかにされてはいないようと思われる。確かに、いくつかの成長理論にふれ、著者自身もK_t-C_tおよびこれに結びつく K_{t+1} という変数を用いている。しかしそれが、直線的成長のモデルを想定しているのか、あるいは景気循環とともに成了した成長モデルを想定しているのかを明らかにしたことにはならない。パレート最適の状態そのものは、成長を意味するものではない。パレート最適の状態となんらかの形の成長モデルを結合できるのではなかろうか。そのなかで中立的財政政策が論じられてもよかつたのはなかろうか。経済をパレート最適の状態におくのが究極の目的であるにしても、成長のモデルをどのように考へるかによって、当然政策手段が変わってくるからである。中立的財政政策にしても、その政策変数のプライベート・セクターにおける変数に対するインパクトも変わったものになるであろう。

以上のようなことに着目するとき、もう一つの問題が生じる。すなわち、著者は本書のなかでタイム・アナリシスを取り入れているようにみえるが、結局のところ、ワン・ピリオド・アナリシスに終始しているよう思われる。^t期における経済と^{t+1}期における、さらに^{t+2}期における経済を比較することによって、はじめて長期にわたる成長過程が明らかにされるのではないだろうか。このことは、成長の概念、そしてモデルが本書において明確にされていないことから、起因するものであろう。

現代においてフィスカル・ボリシーが、一九三〇年代に考えられた意味内容ばかりではなく、それにそれ以上のものを意味するようになってきている。それだからといって、今日、フィスカル・ボリシーの理論が包括的、体系的となり実践性をもつたものとしてわれわれのまえに、現われてきているとは断定しないよう思われる。本書は、このような問題の解決を財政的中立性という別の角度から促すものであろう。おそらく本書は、著者の目的意識からみるならば、一つの研究序説ではあるまいか。それと同時に、フィスカル・ボリシーの理論を体系的なフィスカル・セオリーへと発展させる一つの礎石でもあるよう思われる。

二 本書の出発点となる基本問題は、「タイの市場的特性のうち、何が経済成長の阻止要因となっているか、さらに詳しく述べ、経済成長に導かないような方向に経済的諸決意をそらさせているのは何か」ということである。この課題を提起するに当って、本書は次成するのに、タイ従来の線である分権的経済体制で十分であること、むしろ中央集権的経済体制の下で達成されるものよりもその方が大であること、しかもその分権的体制がタイのカルチャーやおよび社会的諸目的に適合しているという点、仮定の第二は、現実の経済的諸決意の成長誘発的決意からの乖離の程度が、投資率とか、資本係数とか、生産要素の生産性とか、操業度とか、具体的に表われる経済業績の指標に決定的影響を与えるということである。

完全な市場条件からの乖離として本書で理解される上述のようないいい印度、台湾、ベキスタン程度である。タイをテーマにした本書も、このような意味での資料上の問題点を十分と思われるほど克服し、タイの工業化に関して読者を納得させきっていると思うことはできない。だが、ほとんど唯一ともいえる利用可能データー

Robert J. Muscat : Development Strategy in Thailand ; A Study of Economic Growth, Frederik A. Prager Publishers, N.Y., 1966, pp. 310

R. J. マスカット
『タイの開発戦略—経済成長の一研究』
松永嘉夫
(名古屋市立大学)

— 143 —

的行動様式である。その一例は非生産的農業技術の使用とか、生産

余剰の投資ではなくて儀式などへの消費として現われるが、要するに、低開発国民が利潤極大化原則で行動するようなエコノミカルな人種ではないということに関するものである。乖離の第二のタイプは市場の不完全性によるものである。たとえば知識の不十分、交通上のネット等によるものであるが、それらが成長極大化的決意をとらせる上での障害となる。第三のタイプは、市場における一部の参加者の利潤極大化行動が他の参加者の成長誘発的決意を否定する種類のもの、たとえば独占体制による乖離である。本書は上記の三つの乖離に關していくれも決意に非合理性はないとする。第一のタイプのそれは経済理論からすれば非合理的行動とされようが、社会学的にみて必ずしも非合理的なものではない。第二のタイプのそれは、企業家が非合理的行動をするのではなく、市場が成長非誘発的な合理的選択をとらせるのであり、また第三のそれは、市場構造がたまたま其他者の成長誘発的な決意をさまたげるような利潤極大的選択を合理的に一部のグループにとらせるのだと考える。ともかく、成長阻止要因を以上のように一般的に三区分した上で、タイに關しては、第一のタイプの成長阻止要因がそれほど適用できないこと、第二のそれはある程度存在すること、第三のそれが最も重要な問題を内包していることを結論する。

三 本書の基本的構想とその結論とするところは以上のようにあるが、ここで本書の章の構成を紹介しておけば次の通りである。

第一章 過去の発展パターン
第二章 最近の成長と構造変動
第三章 農業開発の動態
第四章 工業－投資決意
第五章 タイの開発戦略

第一章は三節から構成され、そこではタイ経済の歴史的背景、過去の発展パターン、およびタイの低開発性の原因が論ぜられる。第二章では、一九五三年以降の成長、近い将来での急速な成長の起動力、最近の構造的変化、構造的推進か農業の停滞かを各節のテーマとする四節から構成される。第三章の内容は農業と将来の成長、非米作農業の増大、地方の部分的商業経済における意思決定、米作市場は競争的か、政府の干渉－マーケティングと徴税、成長動因として働く高地作物の競争的市場、市場独占からの恐怖、議論の要約、ゴムに関する特殊問題、注意をそらす二つの問題——信用と土地所

有、技術変化における政府の役割等の諸問題である。タイの工業が扱われる第四章では、まず製造工業の規模と構造の問題が問われ、つづいて投資決意、市場の大きさ、政府の工業化促進政策、中国系企業者、タイの企業者、要約と結論、の順で展開されている。最後の第五章では、開発戦略の諸要因、自由放任か計画か、戦略は現実的か、の三節が設けられている。
以下では、私が本書を書評に取上げた冒頭に述べた意図からも、第四章工業の部分を中心にして、やや詳しく紹介していきたい。

四 過去のタイ経済の発展形態は基本的には自発的 (Autonomous) であり、かつ衛星的 (Satellite) 発展であったと把握される。この場合、自発的発展とは政策によって起動されなかつたという意味での自発性であり、実はタイ経済が米、錫、チーク材、ゴム等の主要輸出品をテコとする發展であったから、海外需要には誘発されたものである。したがって用語の使い方に若干問題が感じられるのであるが、ともかくタイにおいて政府が資源配分の面でマイナーな役割しか演じなかつたことは從来からの一般的見方と一致する。タイの發展形態が同時に衛星的であったとする規定はかならずしも十分に説明つくされたものとは思われない。衛星的発展の中核が上記の主要輸出産業であったあることは想像できるが、衛星的発展といえるほどそのような輸出産業をエンジンとしてタイの産業構造が多様化されたか。いすれにしても本書はタイの過去の成長が概して成功的であったとの判断をしており、その要因を(1)比較優位原則に基づいた拡大、(2)外国資本と外國労働力の自由な流入、(3)政府の自由競争市場への不干涉、(4)経済的な意味で積極的な外国人の存在、(5)国内の平和の持続に求める。と同時に、つづいて、一人当たり所得の低水準を挙げ、何が一人当たり所得の成長に失敗させたかを設問している。全体的にみたタイ経済の成長と他方での一人当たりでの停滞とをどう両立させて考えるか。通常の説明方法はそこに人口増加に関する考察を加えることであろうが、本書ではそのような手続きはとられずに、第一に着目されるのは地域格差の存在、したがって発展力の地域間伝達力の欠如である。タイにおける社会的断層や緊張を生みだすような条件の不在、また発生した緊張を和らげるような

宗教的、社会的行動様式、概して恵まれた生活環境がタイの第一義的経済政策目標を「安定性」に置かせ、要するに成長政策の強力な推進はなかつたのであるが、本書はタイ経済の低開発性の責任をこの成長政策の不在には負わせていない。タイの経済政策の基本をなす自由放任主義は自ずから経済的諸決意の分散化を許したが、本書ははつきりとこののような分散的決意機構がタイの経済成長を失敗させた原因ではないとして、本質的責任をそれらの決意をとりまく「環境」に帰している。とくに、自由放任の経済政策を批判対象とすることが正しくないという点に関しては、本書は強い論述を開いている。その一端が、たとえば、タイの自由放任主義が比較優位の発展を促し、それがタイの莫大な不活動資源を動員させ、国民生産高増大に貢献させたとする記述である。まさに、タイにとつて貿易は「成長のエンジン (engine of growth transmission)」だったとし、第一義的にそれはタイ経済と発展する工業国との関連を強め、第二義的に現存資源の配分改善化に資する手段になつたと考へる。一般に、第一次産品への貿易特化は生産性が潜在的にも低い採取的活動に資源を凍結させ、工業品比較優位構造への脱皮を妨げるものと考えられるのが普通であるが、タイの主要輸出品については、錫についても、チーク材についても、ゴムについても、また米についても、いずれもそれらに代る土地の有効な利用方法がなかつたと判断する。したがって、これらへの特化がタイの資源を静態的のパターンに凍結させたとはほとんど考えられないとしている。かくして、もしそこにお問題があるとすれば、それは誤った方向への特化ということではなしに、不十分な技術開拓の点だとする。

しかし、とくに米作に関しては、本書が隨所で引用する Ingram の指摘 (James C. Ingram, *Economic Change in Thailand Since 1850*, 1955) を挙げて、少くとも從来までは未耕地の十分な存在に支えられて生産の外延的拡大が容易であったこと、したがって技術開拓の強い誘因がなかったこと、生存水準を越える十分の生産余剰が存在したことなどを記している。この生産余剰の推定値は全農業所得の二五 %にも達するとされ、これだけでかなり急速な所得成長を十分可能にする投資資金になるものと評価している。残る問題はこのようない生産余剰がなぜ経済成長に現実に遊びつけられなかつたかであるが、その一つはそれの無駄な海外への流出である。そのうちの一つは海外送金、他は資本財輸入が最終消費財生産用資本財の輸入にのみ向けられ、資本財をつくる資本財の輸入に向けられなかつたこと、および余剰の多くが生産効果のない財宝の輸入に当てられたことで説明される。もつともこの最後の用途は近時（一九一〇年以降）重要性をかなり減じている。第二は開発に積極性を示ししなかつた政府の立場である。ボウリング条約改定（一九二〇—二六年）以前においては、政府の幼稚産業保護政策に厳しい制約が条約により課せられたし、また大規模な投資計画を遂行するのに必要な政府財源の確保も制約されていた。さらに、保守的なイギリスの財政・金融顧問団はタイ政府に異常なほど極端な保守主義と經濟的自由放任主義とをとらせた。これらを生産余剰が経済成長に遊びつけられなかつた第二の理由としている。すなわち、外国の利潤極大化行動がタイでの経済合理性の追求を妨げたのである。第三は市場機構の不備等である。タイの主要産業である米の生産拡大はたとえば輸送機関とし

の他社会的間接資本等の下部構造における問題もしだいに制約条件としての重要性を減じつたり、結局新規工業投資の最大の制約要因は官僚的エリートの競争への参加、それによる競争条件の攪乱の危険性について保証がないことだといふ。そしてそれが唯一の最も重要な市場不完全競争化要因であり、工業投資に高い危険プレミアムを考慮させる必要性を課す源泉だとする。

ところで、タイ工業化の実態に関してであるが、これについて本書はまず一九五七年と一九六〇年の二カ年にわたって工業労働者の諸工業間就業構造をみると、タイの工業化構造が、第一次加工産業、非貿易指向品産業（印刷、製紙、下級家具、清涼飲料、粘土製建設材料、陶器類などの産業）、典型的軽工業（織維産業、履物製造業、タバコ製造業、宝石加工業など）、その他の中間生産財産業の順で大きく、典型的低開発国タイプであると指摘し、同時に、かかる工業化構造が誘發的開発効果の弱いものであると考える。この後者の点についてはハーシュマン的前方・後方連関効果の大手論じられるが、この際、本書は投入・産出表での産業部門間相互依存性の高いことが必ずしも連関効率の強いこととはならないと強調して、この点に留意すべきことを勧めている。この真意は、とくに製造業部門と農業部門との間で問題にされ、通常両部門の関連は農業から製造業へという一方交連的な前方連関であるのに、技術的な投入・産出分析ではあかも製造業の後方連関効果も大きいと判断されがちな不合理性が宿されているというのである。つまり、農民が必要な投入物を十分供給してくれるようになると期待して工業投資を進めるということはまったく不合理だとするので

第1表
産業間連関のカテゴリー別、製造工業労働力比率

	%
1. 最終財工業……製造工業後方連関が小またはゼロ、製造工業前方連関もゼロ 〔精米、製糖、屠殺、製材、陶器、タバコ、建設材料、宝石加工、修理その他サービス業、その他食料製造〕	42
2. 最終財工業……後方連関大、前方小またはゼロ 〔衣類、家具、印刷、ガラス、履物、車両、雑貨、飲料〕	38
3. 中間生産財工業……後方・前方連関大 〔織維製品、製紙、革加工、ゴム製品、化学品、金属製品、雑機械〕	20

(本書205ページ)

ある。本書はそれを精米、精麦所と米、麦の生産との例で説明している。かかる点から、本書は、産業間連関を工業内部で問題とするが、それをまとめたのが第1表である。

本表はタイに信頼できる投入・産出表によるため概念的産業区分によつたもの

であるが、これによつてタイの工業労働者の四〇%以上が連関効果のまったくない経済活動に従事していること、また他の四〇%が後方連関はもつたし、また錫、チーク材産業は外国資本の支配もあってタイ経済のリーディング・セクターとしての潜勢力の乏しいものであつたと指摘する。そのようにして結局は最終的責任をタイの独立性を意識しそぎて積極的開発政策をとりえなかつた少數のタイ・エリートに帰し、またタイ・エリートにそのような消極的行動をとらせたイギリスに帰している。

て河川を利用し、その結果他の交通機関開発への連関効果は小さかつたし、また錫、チーク材産業は外国資本の支配もあってタイ経済のリーディング・セクターとしての潜勢力の乏しいものであつたと指摘する。そのようにして結局は最終的責任をタイの独立性を意識しそぎて積極的開発政策をとりえなかつた少數のタイ・エリートに帰し、またタイ・エリートにそのような消極的行動をとらせたイギリスに帰している。

産業は製材業であるが、その製材業は森林資源の趨勢的減少によつて成長可能性をもたない産業だと考へる。第二に、この部門は駁物、飲料製造業をも含むが、これらは農業原料の加工に主要後方連関をもつ。この点はすでに工・農間の誘發的拡大の現実性に関して述べられたように、實際の後方連関を形式ほど期待させないものである。

かくして、これら問題の産業を第1表の第二グループから控除し、なんら前方・後方連関ももたない第一グループに付加すると、第一グループは六〇%、眞に後方連関効果をもつ第二グループは二〇%に修正されるとみる。さらに、前方、後方の両連関効果をもつと考えられる第三グループにおいても、革加工、ゴム製品の後方連関は短く、かつ弱く、金属製品のかなりの部分は最終需要向けで、その前方連関は短いと考えられるから、新投資の連鎖的増大を誘發しうる戦略的産業はタイではきわめて僅かな数になるとする。なお第1表は前方連関が大で、後方連関の小さい産業区分を含んでいないが、この理由は分析が製造工業に限定され、農業が含まれないこと、および製造工業内にも前方連関が大で後方連関の小さい産業がタイにもたとえは鉱業、発電等と存在するが、鉱業中圧倒的重要性をもつ。

鋸の生産は海外への漏出部分が大きく、事實上国内前方連関効果は小さいこと、また電力生産と他の産業との連関はなにも電力生産能力の増大が電力使用産業の拡大誘効果の大きなことを反映するものではないとしている。以上のことから、本書は製造工業内に自發的成長動因となるものが限られているために、近い将来、製造工業内での投資率の加速化を約束するものは大してないとの結論を下している。

品と競合できるものとみている。しかも、この点に関して独占の問題を登場させ、独占禁止の適当な政策を考慮すべき問題も加わるのであるが、他方でただ一つの企業にしてその時に限り対外競争力がえられるということは、同時にその規模で独占的利益もえられるということになるから、その点も潜在的投資者への追加的投資動因になりうると考へている。ただし、エカフニの年次報告（一九六三年）が一般的に述べていたように、低開發国では一部に足らない国内市場を捕うるものとして輸出化を期待して工業化が進められると理解されているが、本書はタイに関するかかる理解が妥当しないとの見解を与えている。

しかし、さきにすでに紹介したように、工業化を一般に制約すると考えられる貯蓄の不足、熟練労働力の不足、および市場の狭隘性はタイには妥当なものだと本書では考へており、その根拠として、貯蓄に関してはそれが十分であることすでに説明済だが、熟練労働力および市場の狭隘性に関しては本書は次のように説明している。それを本書紹介の最後として、多少の評価を途中で混ぜたこの書評の終りとしたい。

熟練労働力に不足なしとする結論はタイ労働市場についてなされた二つのサーベイに基づいている。その一つは労働省によって一九五九年以米行なわれている Bangkok-Thonburi 地区の雇用調査であり、第二は一九六〇年に ILO によってなされたメコン川下流域開発のための労働力調査である。それらのほぼ一致した結論を支えるために、本書は、第一に高度な技術者については Bangkok 地区の国際的企業が地方の企業に対して短期的技術援助をなしたこと、第二に、華商の徒弟制度が熟練労働力の弾力的な供給源となりえたこと、第三に、近時における学問的、技術的教育制度の拡充を挙げている。

工業化に関する市場制約に関しては、ハーシュマンのように輸入規模が国内工業の潜在的市場規模とみて、一九六二年の主要工業品一一品目の輸入実績を挙げ（品目内容は、綿織物人造繊維、その他織維織物および衣料、自動車—トラクターを含む、産業機械、電気機械、医薬品、紙および紙製品、タイヤおよびチューブ、雑化学製品、化粧品）、それらの多くに関して、一あるいは少數の企業であれば規模効果が達成しうる最低生産規模が保証され、十分に外国製

ニア・ジューの公共政策に対する労働者政策

月 清 人
(松山商科大学)

Robert Evans, Jr., : Public Policy toward Labor, Harper & Row Publishers, N. Y. 1965, pp. 214.

アメリカにおいては、労働問題に対する国家の政策的干渉をできるだけ排して当事者の自主的交渉に委ねるべきであるという考えが、伝統的に強い。そのためかどうかはしらないが、アメリカで発刊されている労働経済学や団体交渉に関する書物はおびただしい量にのぼるが、労働政策について体系的にまとめた書物は少い。けれども、ニー・ディール以降、國家の役割は急速にふくらんで、アメリカの労働についてても、もはや連邦政府の労働政策をぬきにしては語れないところまでになっている。

エバンスのこの書物は、このような連邦労働政策に対する関心の高まりに応えつゝ、連邦労働政策の基本的領域について全貌をあきらかにしようとするもので、高度の専門書というよりはむしろ、一般的概説書である。けれども、エバンスは、完成された結論をきれ

いにならべることを意識的に避けて、矛盾に満ちたなまの問題をそのままのかたちで提起している。そのため、この小著は、ふつうの教科書にはみられない興味あふれる書物になっている。マンスリィ・レバーレビューゼー誌も、この著者が生きとした本を書くのに成功していると讃辞を呈している。(Monthly Labor Review, 1965, Nov., p. 1363.) 各章末の参考文献は便利である。

著者エバンスは、新進の学者で、執筆当時はマサチューセッツ工科大学労資関係科の経済学担当の助教授であった。

労働政策としては、労資関係を規制する labor law と、労働条件を規制する social legislation が考えられるが、この書物では、もっぱら前者だけが考察の対象にされている。そして、これは、アメリカの労働政策じたいが、労資関係の規制を中心に関開してきたことのあらわれでもある。

そのようなものとして、この書物は二つの部分から成り立っている。労働政策の実体的論議と、実体的決定がおこなわれる枠組の検討との二つである。

枠組としては、つぎのような諸問題が考えられている。

- 1 制度的設定 (第一章)
- 2 公共政策の諸侧面 (第二章)
- 3 政策が目的とする公共の利益の意義 (第二章)
- 4 米国法制の特徴 (第三章)
- 5 連邦労働立法の歴史的癡達 (第四章)
- 6 政策研究に際して考慮されるべき事情 (第五章)

労働政策の実体については、つぎのような内容をとりあげて論じて

いる。

- 1 団体交渉の義務 (第六章)
- 2 労働争議に対する国家的規則の問題 (第七章)
- 3 資本家の圧力 (第八章)
- 4 労働組合の圧力 (第九章)
- 5 個人の権利 (第十章)

第一章では、議論をする前提として、議論の背景になる諸法、NLRB の権限および機能の概略が述べられている。エバンスは、連邦労働政策の基本となる法を、ワグナー法、タフト・ハートレイ法、ランドラム・グリフィン法の三つに求める。それらは、適用範囲が一般的であり、かつ、実行規定をもつてているという点で、連邦労働政策の中心に据えなければならないとしている。

しかし、エバンスは、連邦労働政策を成文法にとどまらず、もつと複雑なモザイクとしてとらえている。彼の言葉によれば、「成文法は、ただのはじまりでしかない」のである。第二章の前半では、連邦労働政策の内容を構成する種々の要素が検討される。

第一に、労働立法に盛りこまれた条文。
第二に、NLRB による労働立法の具体的適用。そこでは、NLRB の委員、ゼネラル・カウンスルなどによる政策の形成と指導とがおこなわれる。

第三に、NLRB の決定に対する巡回控訴院および最高裁の検閲。
第四に、法律の適用をめぐる、当事者、労働組合、使用者、個々の労働者の反応。

これらの複雑な要素がからみあうなかで、現実の連邦政策は具体

的に展開される。

第三章では、連邦労働政策展開の基盤となってきた米国法制についての考察がなされている。このように問題をひろくとらえなければ、連邦労働政策についての充分な理解ができないとするのが、エバンスの議論の特徴である。そして、この章では憲法の枠の中で米国法制をかたづくっているコモン・ロー、成文法、政令などについての説明がなされている。それは、簡明で、すぐれた要約である。とくに、われわれのようにアメリカ法になじみがすくない者にとっては、連邦政策とのつながりにおいて、アメリカ法制の特徴点、とくに最高裁の役割が大きい点について、基礎的な知識を得ることができるのはありがたい。

そして、エバンスの法律觀は、きわめて実際的で実用的である。法律に対して絶対的公正の理想を要求するのではなく、法律の公正さがリーズナブルであればいいのであって、日常生活における良識からほんんどへだたっていないのである。ここにも、アメリカの生活において裁判所が果しうる役割がある。

エバンスの労働政策理論は、第二章の後半、第四章の後半、第五章で展開される。そこでエバンスが抱いている問題意識は、アメリカの労働政策の発展を一貫して説明しうるような政策理論の樹立である。そして、第四章では、連邦労働政策の歴史を通観して、そこから一定のパターンをみいだそうとしている。

ニー・ディールをもつて公共政策の転換点とみなし、財産権よりも市民権が重んじられるようになったとする通説に対して、彼はつぎの二つの疑問を提出している。

ひとつは、ワグナー法は、過去に対するそれほど大きな変革ではなかつたという点。

もうひとつは、タフト・ハートレー法、ランドラム・グリフィン法における労働政策の逆転を通説では説明することができないといふ点。

そして、アメリカ労働政策の歴史を通じて矛盾なく説明しうる理論としてエバンスが主張するのが、「公共の利益」の理論である。

彼によれば、公共の利益というのは、政策の内容によってきまるのではなく、政策決定の方法によってきまるてくる。すなわち、政策を決定するゲームの基本的ルール（そしてこのルールをみだりに変更しないこと）について国民の広い同意があればいいというのである。この考え方は、アメリカの労働政策において労働条件の内容よりも労働条件を決定する方法が重視されているとの共通しているおもしろい。

エバンスによれば、公共の利益は、政策の決定について、少数者の権利に對して適切な考慮を払いつつ、多数の支持をえることがでなければ達成される。何のことはない、多数決の原理である。多数決の原理に對するものとしては、コンセンサス（全員一致）の原理がありうるが、そのようなものは、現実の複雑に利害の対立した社会ではありえないとされる。コンセンサスによって公共の利益がまもられるためには、特定の人に利益を与えて他のに損失を蒙る人がいないか、利益を受ける人が損失を蒙る人に補償しなければならない。これに対しても、エバンスは、いきの三つの難点を指摘する。

1、コンセンサスを得るためにには政策が加えられる前の状態

(initial distribution) を是認し前提にしなければならないから、initial distribution じたいに含まれる問題は除外される。

2、損失を蒙った人に補償をするのは、費用その他の点で実行が困難である。

3、反対者の支持を得るために補償を必要とするコンセンサスよりも、それを必要としない多数決の方が実際的で有効である。

したがって、公共の利益に関する彼の結論は、「いかなる時点における特定の政策も、コンセンサスのあらわれではなく、移りゆく多数の願望のあらわれである」ということである。

労働政策も、ある時点における、労働組合に対する国民多数の意志にほかならない。そして、労働組合に対する多数の意志は、政治経済全般に対する世論のなかで動かされるから、政治または経済における偶然的要素を含みうるというのである。

この理論からは、ワグナー法は全くの偶然(accident)であるといふ評価が導き出される。ワグナー法は、それを推進した議員の労働組合の不況対策としての意義についての信念、資本家の一時の気迷い、一九四三年の選挙の結果、農民による支持などの一連の偶然の積みかさねの結果であるということになる。エバンスの表現を借りれば、「ワグナー法は一年早すぎても、また一年遅すぎても、通過しなかつただらう。」この論法でいけば、たしかに、タフト・ハートレー法も、ランドラム・グリフィン法も、アクシデントと世論の形成によって、きれいで説明できる。

しかし、このように多数の意志の形成が偶然に負うとしたら、あるいは、負うとしても、労働政策の歴史的展開はどのような積極的的である。

意義をもちうるのだらうか。この点について、エバンスの理論は、ほとんどあきらかにしていない。なるほど、エバンスの政策理論の特徴は、経済や政治の具体的な状況のなかで公共の利益の帰趨をさぐりうることにある。しかし、そこで彼の議論は、具体的アクションの枝葉のなかに埋没してしまうから、政策を決するものは安东尼の「政策は、かんじんの労働政策を生み出す」ことを言っている。

労働政策の将来の予想も、雇用構造におけるホワイト・カラーの増大が労働組合組織の停滞ないしは議会での労働組合の発言力の減退をもたらし、「反労働」的立法が出現するだらうということにならざるをえない。彼の政策理論には、かんじんの労働政策を生み出す経済的社会的基盤との関連の説明が不足しているといわなければならない。

木を見るときには森をみよ、というわけで、第五章では、個々の実体的論議に移る前提として必要な、政策決定の基本的特徴(すなわち多面的な決定)の全貌が、もいちど要約される。

第六章以下は、個々の政策問題の分析である。第六章は、団体交渉の義務について述べられている。連邦労働法にいう「雇用条件について信義にもとづいて交渉する」ということの実際的内容について、具体的引例によって説明を加えている。その骨子は、

イ、会合する意志をもち、合意した契約の文書化を拒まないこと。

ロ、交渉に必要な情報ができる範囲で提供すること。

ハ、交渉中に一方的行為(交渉中の一方的賃上げなど)をおこなわないこと。

ニ、信義というのは、使用者の形式的態度ではなく、提案のなか

みが問題である。

ホ、法定交渉事項(賃金・時間・その他の雇用条件)については交渉に応じる義務があるが、それ以外の自主的交渉事項については契約に盛りこむことを強制するのは信義に反する。

アメリカで、一九五八年から一九六二年にかけて、交渉義務に違反した事例が一〇〇八件あるが、その内訳は左のとおりである。

組合否認

契約調印拒否

一方的行為

不信的交渉

法定交渉事項問題

組合無視

交渉単位問題

情報提供拒否

その他

しかし、この違反事項の解決についても、当事者である労資の主的な立場を尊重する建前をエバンスは貫いている。たとえば、使用者の提案が不適当であっても、それに対してもNLRBに拒否権を与えることは無意味であると論じている。協約の内容は労資の相対的交渉力によってきまるのが必然だからというのである。

第七章では、政府の労働争議規制の問題がとりあつかわれる。いまでもなく、アメリカにおいては、労働争議は当事者が解決すべきであるのが原則とされるから、政府による強制仲裁には強い反対論がある。しかし、エバンスは、強制仲裁を一般論として否定する

ことから脱して、ケース・バイ・ケースで問題を考えようとしている。そして、緊急の事態で全国的影響をもち、基礎的生産物に関する場各には、ad hocな強制仲裁は有効であると論じる。その論拠として、最近とくに、大量購入者としての政府の地位が増大してきたこと、技術革新によって失業の問題がおきていることに争議が関連してきているから、労働争議の解決における政府の責任は増していることを挙げていて。

第八、第九、第十章は、使用者、労働組合、労働者個人の三者が団体交渉においても具体的問題の分析にむけられる。使用者の圧力手段としては、ロックアウトの合法性、使用者の反組合的言辞の許容範囲、「企業逃亡」の合法性の三つの問題がとりあげられる。現状では、ロックアウト、反組合的言辞、企業逃亡の三者とも、使用者のスト対抗手段としては確立されていない。しかし、エバンスは、使用者の経済的損失に対する自衛措置として、ロックアウトおよび企業逃亡の無条件禁止には反対している。そして、ワグナー法制定当時に比べて労資関係の実質的内容に変化をきたしているのだから、連邦政策としては、個々の具体的な事情のなかでその手段の妥当性を判断するべきであると主張する。

労働組合の圧力手段としては、第一次ストライキ、第二次ボイコット、ピケッティングの問題がとりあげられ、それらに対する連邦政策が考察される。そして、労働組合の圧力手段の法的許容限度をきめる基準は、つぎの三つの点にあるとされる。(1)その圧力手段が何を目的にしているか、(2)用いられる圧力手段の種類、(3)圧力手段の実行者とそれがむけられている使用者との関係。労働条件

改善のための第一次ストライキおよび自己の雇主に対する平和的ビケは、合法であり、制限されなければならない。けれども、雇用関係のない企業に対する圧力手段は、憲法で認められているインフォーメーションによる説得以外は違法である。

個人的権利に関する章では、労働組合と個々の労働者との間の関係をどう律するかについて論ずる。もともと、労資関係においては自主性を尊ぶのが原則であるから、労働組合を私的な自発的団体と考え、加入、行動、除名のルールについては完全な自由をもつとするのが、アメリカでの伝統的な考え方である。したがって、組合の除名に対する唯一のクレームは、組合規則に違反している場合のみ成立する。

ところが、エバンスは、労資関係のその後の展開をふまえて、争議規制の場合と同じくここでも、労働組合内における少數者の権利の保護について政府は手をこまぬくべきでないと主張している。そして、個々の労働者を労働組合から(！)保護するために、

1 労働組合は、組合員であるなしによつて使用者に差別を強要してはならない。

2 労働組合は、交渉単位内のすべての労働者を正しく代表しなければならない。

以上が、エバンスの書物のあらましである。

ところが、エバンスの労働政策観は、個々の具体的な事情の中で問題を考えるということにあり、この書物のひとつ特徴もまた、そ

の豊富な引例にある。機関技師と船員とがなわばり争いで船を停めるというような、ストライキは認められるべきか。労働組合を避けるためにアメリカの船会社は、外国に船を登録していくか。組合員よりも蛇の方がまだなどという公言を使用者は吐いていいか。等々。したがって、骨組だけの、しかも拙い要約にくらべれば、原著の方が数倍面白いことを、原著者の名譽のためにつけ加えておかなければならぬ。

ただ、エバンスの議論で私が不満に思うことは、議論があまり細かすぎて、労働政策が歴史的経済的にどう規定されるのかという基本的認識がかならずしも明確でないことである。そのため、具体性を求めながらかえって、公共の利益についても、形式的な数の上で(せいぜい力関係の上での)公平さという、抽象的議論に終始している。たしかに、彼は、連邦労働政策は、企業規模、労資の力の相違、労資の交渉の歴史、産業構造などの具体的条件の差異によってad hocに適用されるべきだとしている。しかし、その場合、結局、是々非々主義に終つてしまっているといつたら、酷評にすぎるだろうか。雇用期間の短い産業ではクローズド・ショップが先任権制度に代る機能を果しているから、一概にクローズド・ショップを禁止すべきではないと言つた口の下で、労働組合の強いところでの使用者のロックアウトは対抗手段として認められるべきであるといふ発言が同時になされている点などは、その典型的な例であろう。政策のプリンシップが明確でないままに、ただ、政策を具体的事情にあわせることが検討されているという感じを抱かざるをえない。

しかし、これらの瑕疪にもかかわらず、この書物が、乏しい文献

のなかで、米国労働政策に関する一つの収穫であり、貴重な労作であるという評価を変える必要はないと思われる。

学 会 記 事

報告者 専修大学 中村秀一郎
予定討論 関東学院大学 清水 嘉治
2 転型期の経済政策

——わが国の工業化と
労使関係を中心にして——

第二十三回大会について

本会第二十三回大会は、五月二十八・二十九の両日にわたって、神戸大学において開催された。

第一日は大会当番校側として、藤井茂準備委員長の開会挨拶があり、ただちに共通論題「転型期の経済政策」について宮田喜代蔵、酒井正三郎、伊東岱吉の三教授が座長団を構成し、報告に入った。

同日午前中は

I 転型期の経済政策

——現下の不況と

経済政策との関連において——

報告者 東京外語大学 伊東 光晴

予定討論 東洋大学 御園生 等

日本経済の転型と財政政策

報告者 大阪大学 藤田 晴

予定討論 京都大学 鎌倉 升

III 転型期の産業政策

第一回会 座長 大阪大学 熊谷 尚夫
1 経済計画編成における二段階機構

2 産業発展のリズムについて

名古屋大学 藤井 隆

3 イタリアにおける経済計画論争

関西学院大学 尾上 久雄

第二部会 座長 横浜国立大学 渡辺 輝一

1 転型期の港湾政策

関東学院大学 北見 俊郎

第一部会 座長 一橋大学 板垣 与一
1 転換期に立つソ連の経済政策

2 マルサスにおける政策思想

駒沢大学 南亮三郎

第二部会 座長 大阪經濟大学 藤田 敬三

1 中小企業「近代化」政策の問題点

慶應義塾大学 佐藤 芳雄

2 中小企業の国際比較の諸問題

立教大学 加藤 誠一

第三部会 座長 神戸大学 北野熊吉男

1 景気政策における公債政策・金融政策

の新展開

——一九六〇年以降の

アメリカを中心として——

都立工業短大 秋山 積

2 転型期の経済政策

一橋大学 坂本 二郎

以上の中の自由論題についての研究報告および

討論の終了後、会員総会があり、藤井大会準備委員長の閉会挨拶、山中代表理事の謝辞があつた後、無事散会した。

会員総会

大会第二日の研究報告会終了後、藤井茂太

会準備委員長から会員総会開会の挨拶があり、大泉行雄氏が議長に推薦された。

本部の会務および会計については、山中篤辺輝一の両氏が再選されたこと、(2)日本学術會議第三部研究連絡員に板垣与一氏が選出されたこと、(3)日本経済学会連合が経済史学と経済学の二部門に分れ、本学会は後者に所属することになったこと、(4)本年度の国際学会

への出席者派遣の件については常務理事会に

一任し、大泉教授がドイツ社会政策学会へ出席されることに決定したこと等である。

統いて関東部会(吉田幹事)、関西部会(新

野幹事)、中京部会(藤井幹事)、西日本部会

(本吉幹事)の順で、部会活動と会計につい

て報告が行われた。年報編集については、追

進捗状況の報告があり七月頃発行の予定であ

ることにつき諒承を求められた。

日本経済政策学会規則(改正条項のみ)

次に協議事項に移り、(1)次年度年報の編集 第8条 退会しようとする会員は書面により

その旨を常務理事会に申し出なければなら

ない。

において承認したこと、(3)「中京部会」を「中 第9条 会員であつて会費を継続して三ヶ年

以上滞納した場合は原則として会員の資格

を失うものとする。また本会の体面を毀損

する行為がある時は理事会の決議により除

名されることがある。

第10条 会務執行のため本会に代表理事一

名、常務理事二十五名以内、理事若干名、

会計監査のため監事一名を置く。

第11条 代表理事は常務理事の互選によつて

選出され本会を代表する。

第12条 常務理事は会員中より選出し日常の

会務を執行する。選出方法は別に定める。
常務理事会は重要事項については理事会の
議を経なければならない。

第13条 理事は会員中より選出し、総会の承認を得なければならない。選出方法は別に定める。理事は会務を分担する。

第14条 監事は会員中より常務理事会の推薦により決定し、会計を監査し、その結果を

総会において報告しなければならない。

第15条 日常の事務執行のため幹事若干名を置く。幹事は常務理事会が会員中より依頼し、各地方部会幹事を兼任する。

第16条 各役員の任期は三ヶ年とする。但し

重任を妨げない。

第17条 本会は毎年一回会員総会を開く。常務理事会が必要ありと認めたとき、または

会員の三分の一以上の請求があつたとき臨時総会を開くことができる。

第18条 常務理事会は総会の議事、会場及び

時期を定めて予めこれを会員に通知し総会において会務及び会計の報告をする。

第19条 総会における議長はその都度会員

中より選出する。

第21条 本規則の変更及び本会の解散は理事

つぎのとおりである。

(報告)「有効競争と公企業」加藤寛氏(慶應義塾大学)

経済主体としての公企業の意義についての

独自の見解を提示された。行政指導、「計画」

化など政府の経済介入を無視しえない現段階

において国家資本である「公企業」の意義も

特殊なものとなってくる。同氏は「公企業」

を所有形態によってだけ規定するのではなくて、「公共目的にかなつた私企業」という表

現を駆使して私企業と同一レベルでの企業性

を確保させることこそ重視すべきだとする。

それによって政府の経済政策遂行の補助的な手段としても有効となり、市場競争を指導し、有効な競争とするという点を強調された。

参加者の多くの方から質疑が寄せられた。なお、当日研究会参加者全員に対して、

加藤氏より同氏編『公企業の経済学』(日本経済研究センター双書・5)日本経済新聞社

昭和四一年九月刊、三三三ページ)が配布された。記して謝意を表する次第である。

第三回 昭和四一年十二月十日(土)午後二時より専修大学神田校舎第二会議室において

開催。出席者は十二名。当日の報告者および

理事会・幹事会

の過半数または会員の十分の一以上の提案により総会出席会員の三分の一以上の賛成を得なければならない。

第22条 本会の事務所は東京都に置く。

第27条 本会は昭和十五年五月十七日をもって設立されたものとする。

役員選出内規

1. 常務理事のうち十五名は関東・関西・中部・西日本の地方部会の会員数に応じて按

分し、各地方部会ごとに選挙する。残り十

名以内は選挙された常務理事の協議により

会員中より選出され、総会の承認を得なければならぬ。

2. 選挙は各地方部会の定数を連記し、郵送により行なうものとする。

3. 選挙に関する事務は各地方部会の幹事会が行なうものとする。

4. 理事は相当数の会員をもつ機関から選出する。選出に関する事務は常務理事会が行なう。

5. 理事は相当数の会員をもつ機関から選出する。選出に関する事務は常務理事会が行なう。

6. 理事は相当数の会員をもつ機関から選出する。選出に関する事務は常務理事会が行なう。

7. 理事は相当数の会員をもつ機関から選出する。選出に関する事務は常務理事会が行なう。

8. 理事は相当数の会員をもつ機関から選出する。選出に関する事務は常務理事会が行なう。

9. 理事は相当数の会員をもつ機関から選出する。選出に関する事務は常務理事会が行なう。

10. 理事は相当数の会員をもつ機関から選出する。選出に関する事務は常務理事会が行なう。

11. 理事は相当数の会員をもつ機関から選出する。選出に関する事務は常務理事会が行なう。

12. 理事は相当数の会員をもつ機関から選出する。選出に関する事務は常務理事会が行なう。

13. 理事は相当数の会員をもつ機関から選出する。選出に関する事務は常務理事会が行なう。

14. 理事は相当数の会員をもつ機関から選出する。選出に関する事務は常務理事会が行なう。

15. 理事は相当数の会員をもつ機関から選出する。選出に関する事務は常務理事会が行なう。

16. 理事は相当数の会員をもつ機関から選出する。選出に関する事務は常務理事会が行なう。

17. 理事は相当数の会員をもつ機関から選出する。選出に関する事務は常務理事会が行なう。

18. 理事は相当数の会員をもつ機関から選出する。選出に関する事務は常務理事会が行なう。

19. 理事は相当数の会員をもつ機関から選出する。選出に関する事務は常務理事会が行なう。

20. 理事は相当数の会員をもつ機関から選出する。選出に関する事務は常務理事会が行なう。

21. 理事は相当数の会員をもつ機関から選出する。選出に関する事務は常務理事会が行なう。

22. 理事は相当数の会員をもつ機関から選出する。選出に関する事務は常務理事会が行なう。

23. 理事は相当数の会員をもつ機関から選出する。選出に関する事務は常務理事会が行なう。

24. 理事は相当数の会員をもつ機関から選出する。選出に関する事務は常務理事会が行なう。

25. 理事は相当数の会員をもつ機関から選出する。選出に関する事務は常務理事会が行なう。

26. 理事は相当数の会員をもつ機関から選出する。選出に関する事務は常務理事会が行なう。

27. 理事は相当数の会員をもつ機関から選出する。選出に関する事務は常務理事会が行なう。

28. 理事は相当数の会員をもつ機関から選出する。選出に関する事務は常務理事会が行なう。

29. 理事は相当数の会員をもつ機関から選出する。選出に関する事務は常務理事会が行なう。

30. 理事は相当数の会員をもつ機関から選出する。選出に関する事務は常務理事会が行なう。

31. 理事は相当数の会員をもつ機関から選出する。選出に関する事務は常務理事会が行なう。

32. 理事は相当数の会員をもつ機関から選出する。選出に関する事務は常務理事会が行なう。

33. 理事は相当数の会員をもつ機関から選出する。選出に関する事務は常務理事会が行なう。

34. 理事は相当数の会員をもつ機関から選出する。選出に関する事務は常務理事会が行なう。

35. 理事は相当数の会員をもつ機関から選出する。選出に関する事務は常務理事会が行なう。

が事務運営を担当して、概要つぎのとおり、
実施された。
第一回 昭和四年十月一日(土)午後二時より専修大学神田校舎第二会議室において開催した。出席者は二〇名、当日の報告者および報告概要はつぎのとおりである。
(報告)金森久雄氏(経済企画庁内国調査課長)によれば、これに關係して論点が集中された。たとえば「物価上昇と経済成長との関連において、物価上昇率を抑制するには経済成長率を一定限度に鈍化せしめねばならないが、それは必然的に利潤率を低下せしめるに至る。」とする質問に対しても金森氏は、物価上昇の問題も窮屈的には民間企業設備投資主導によって解決の方向をみいだすのではないかといふ見解を主張されていた。質疑においても、これに關係して論点が集中された。たとえば「物価上昇と経済成長との関連において、物価上昇率を抑制するには経済成長率を一定限度に鈍化せしめねばならないが、それは必然的に利潤率を低下せしめるに至る。」とする質問に対しても金森氏は、物価上昇の問題も窮屈的には民間企業設備投資主導によって解決の方向をみいだすのではないかといふ見解を主張されていた。

昭和四一年度「経済白書」内容についての骨子を執筆者の立場から説明された。同氏はいわゆる転型期論に對しては批判的な見解を堅持せられ、その点がもとも印象的であった。質疑においても、これに關係して論点が集中された。たとえば「物価上昇と経済成長との関連において、物価上昇率を抑制するには経済成長率を一定限度に鈍化せしめねばならないが、それは必然的に利潤率を低下せしめるに至る。」とする質問に対しても金森氏は、物価上昇の問題も窮屈的には民間企業設備投資主導によって解決の方向をみいだすのではないかといふ見解を主張されていた。

昭和四一年十一月十二日(土)午後二時より専修大学神田校舎第二会議室で開催。出席者十八名。報告者および報告概要是南山大学 橋本 博之 中京部会という名称では、名古屋地区だけ

関東部会について

昭和四一年度関東部会研究会は、専修大学

昭和四年四月七日午後一時半より専修大

学神田校舎第二会議室において開催、出席者

二七名。座長代表理事山中篤太郎氏。「理事

会・幹事会」議題。(1)本年度大会について、

報告者ならびに共通論題、同報告者の確認、

(2)大会審議事項A、学会規則改正案の検討、

B、役員選出内規試案の検討、(3)学会費値上

などの一時的不況対策で糊塗されるものでは

なくして、抜本的な対策を必要とする過剰生産

された。すなわち繊維工業が從来の操業短縮

などの一時的不況対策で糊塗されるものでは

なくして、抜本的な対策を必要とする過剰生産

終了後「幹事会」をおこなう。四二年度関東

部会担当校を専修大学より関東学院大学へ引

継ぐことに内定した。

中部部会について

(秋季定期研究会)

昭和四十年十月九日(土)東洋経済新報社

名古屋支社において次の研究報告と協議が行

なわれた。出席者十五名。

1. 研究報告「後進国の経済発展につい

て」

2. 協議事項

(1) 中京部会の名称変更の件

中京部会という名称では、名古屋地区だけ

昭和四一 年度新入会員氏名

(大会承認済 A・B・C順)

氏名	仲宗根 勇	琉球大学	工業立地	日本工業立地センター
所属機関	名和 献三	立命館大学	国際科学情報	外務省国際連合局科学課
	坂本弥三郎	南山大学	国際関係研究	桃山学院大学国際問題研究所
	佐野 勝次	愛知学院大学	国際問題	日本国際問題研究所
原田 好通	流通経済大学	志田 明	室	日本国際問題研究所
市川 浩平	九州大学	志田 菲沼	キュー・バ・ニ	キュー・バ大使館
金田 良治	関西大学	志田 澄	ヨース	ナイジニア大使館
笠森 伝繁	天理大学	高橋 克嘉	日医ニユース	ナイジニア大使館
川口 武彦	駒沢大学	高橋 晓	日本医師会	日本医師会
小林 保雄	九州大学	寺崎 祐義	日本經濟研究センター	日本經濟研究センター
釣宮 安延	城西大学	寺崎 元三	日本經濟研究	日本經濟研究
栗木 緑生	大分大学	安田 元三	センターマ月報	センターマ月報
松隈 正男	専修大学	日本大学	新潟大学法経	新潟大学法経
芳男	大分大学	日本大学	論集	新潟大学人文学部
松本 忠和	北九州大学	日本大学	高麗大学垂細亞研究所	高麗大学垂細亞研究所
守男	愛媛大学	日本大学	在日朝鮮人科学者協会	在日朝鮮人科学者協会
博	日本大学	日本大学	電力中央研究所	電力中央研究所
水谷 森岡	福岡大学	日本大学	同志社商学	同志社商学
妙見 孟	駒沢大学	日本大学	福岡大学経済	福岡大学経済
永尾誠之輔	富山大学	日本大学	学論叢	学論叢
長尾 信吾	福岡大学	日本大学	外務省公表集	産業経済研究
永田 数夫	愛知学院大学	日本大学	関西大学経済	竜谷大学経済
内藤 英憲	南日本短期大学	日本大学	論集	農村研究
中込 武雄	日本大学	日本大学	福岡大学研究所	竜谷大学経済学会
	愛知県経済研究所		同志社大学商学会	東京農業大学

本部あて寄贈刊行物 (A B C順)

(昭和四〇年一二月～昭和四一年一一月)

雑誌名	発行所	本部あて寄贈刊行物 (A B C順)
垂細亞研究	高麗大学垂細亞問題研究所	(昭和四〇年一二月～昭和四一年一一月)
朝鮮學術通報	在日朝鮮人科学者協会	
電力需要指標	電力中央研究所	
同志社商学	同志社大学商学会	
福岡大学経済	福岡大学経済	
学論叢	福岡大学経済	
外務省公表集	外務省情報文化局	
関西大学経済	関西大学経済学会	
論集	関西大学経済学会	
ス	証券投資信託	
月報	証券投資信託	
東北開発研究	東北開発センター	
東北開発センター	東北開発センター	

済力調査報告
Abstracts of
Bulgarian Scientific
Literature. Bulgarian Academy of
(Economic & Law) Sciences, Sofia

〔編集後記〕

編集の仕事にも不慣れである上に身辺を多忙にする出来事もあって、年報の刊行が予定期日よりも非常に遅れ、且つ色々な事情で大会報告をすべて年報に転載できず、本当に申訳けありません。衷心よりお詫び申上げます。ただ、今回、経済政策に関する最近の研究を中心に「学会展望」を試みてみました。このような企画がこんご更に検討され、充実されるようになれば幸いです。

(野田稔)

転型期の経済政策

1968年3月5日 第1刷発行 ￥960

編 者 日本経済政策学会
(代表者 山中篤太郎)

発行者 井 村 寿 二
東京都千代田区神田駿河台2

印刷者 田 中 忠
長野市中御所2-30

発 行 所 東京都千代田区
神田駿河台2-3 効 草 書 房
(株式会社大和出版部)

落丁本・乱丁本はおとりかえします 大日本法令印刷・青木製本
勁草分類No. 9315

日本経済政策学会編 日本経済政策学会年報

経済自立の政策的課題

三〇〇円(品切)

戦後十年の日本経済政策の変遷

三〇〇円(品切)

戦後各国の経済政策の検討

三四〇円(品切)

経済政策の対象と方法

三〇〇円(品切)

経済計画の諸型態

四〇〇円

構造分析と経済政策

三四〇円

現代日本経済における国家の役割

四〇〇円

日本の経済計画

五〇〇円

ビッグ・ビジネスと経済政策

七〇〇円

地域開発と経済政策

七〇〇円

日本経済の構造変化

九六〇円

経済体制の変化と経済政策

九六〇円

Soviet Economic Policy in the Transformation

- Period..... *Kenzo Kiga*
On the Thought of Policy in T. R. Malthus..... *Ryosaburo Minami*
Some Problems of "Modernizing" Small
Business..... *Yoshio Sato*
A Study of International Comparison on Small and
Medium Business *Seiichi Kato*

SURVEY OF CONTEMPORARY ECONOMIC POLICY

- New Tendency on Theories of Economic Policy
in Japan *Hiroshi Kato*

BOOK REVIEW

- Landsorganisationen Sverige: Economic Expansion
and Structural Change—A Trade Union Manifesto,
1963..... *Naomi Maruo*
A. Marchal: L'Europe solidaire, 1964; J. F. Besson: Les
Groupes industriels et l'Europe, 1962..... *Etsuko Shimada*
E. S. Phelps: Fiscal Neutrality toward Economic Growth:
Analysis of a Taxation Principle, 1965. *Seimei Takagawa*
R. J. Muscat: Development Strategy in Thailand: A Study
of Economic Growth, 1966..... *Yoshio Matsunaga*
R. Evans, Jr.: Public Policy toward Labor, 1965.
..... *Kiyoto Mochizuki*

THE ANNUAL
OF
JAPAN ECONOMIC POLICY ASSOCIATION

1967

No. 15

CONTENTS

ARTICLES

- Economic Policy in the Transformation Period
of Japan's Economy *Mitsuhara Ito*
Fiscal Policy in the Transformation Period
..... *Sei Fujita*
Industrial Policy in the Transformation
Period *Hideichiro Nakamura*

REPORTS

- Selection and Implementation *Takeshi Myoken*
The Controversy of Economic Planning in Italy
..... *Hisao Onoe*
Sea Port Policy in the Transformation Period
..... *Toshio Kitami*
On Characteristics of the Industrial Policy for
Consumer's Goods in the Transformation
Period *Kinnosuke Ishii*
Regional Unbalanced Development and Wage
Structure *Asao Mizuno*

EDITED BY
JAPAN ECONOMIC POLICY ASSOCIATION
(BUREAU OF JAPAN ECONOMIC POLICY ASSOCIATION
KEIO UNIVERSITY, TOKYO, JAPAN)

Published by
The Keiso Shobo Publishing Co.